

鹿兒島県史料

名越時敏史料七

解題

一

今年度は、①「嘉多美農水」二〜九巻、②「常不止集」四十四巻之下（「盛香集」）、③「蒐輯録 仰渡二之巻」、④「名越左源太親族付帳」、⑤「慎被仰付其後諸書留」（「名越時敏謹慎並遠島一件留 全」）、⑥「名越時敏関係書簡類」、⑦「和歌帖」、⑧「万記一帳」、⑨「熊本要略 要用集抄 当番頭座書付 合本」、⑩「藩達留（名越氏） 全」、⑪「寺社奉行覚」、⑫「側役安田義宣報告書 全」という多様な内容の名越左源太（以下、左源太と略記する）に関係する史料を、『名越時敏史料七』として刊行する。

史料を大別すれば、1日記①、2書写類②・③・⑧・⑨・⑩、3左源太自身及び親族に関わる史料④・⑤・⑥・⑪・⑫、4和歌帖⑦となる。

これら史料の内、①の六之巻から九之巻、③から⑧までと⑪は原本が、東京大学史料編纂所（⑧）、鹿児島県歴史資料センター黎明館（①・③・④・⑤・⑪）、奄美博物館（⑥・⑦）にある。東京大学史料編纂所には①・②・⑤・⑨・⑩・⑫の写本があり、⑤以外はこれを底本とした。また、①の一部の原本は校訂に利用するにとどめた。

なお、東京大学史料編纂所にある名越時敏輯「群書輯録巻二十八」は⑩の原本である。底本決定後にこのことが判明したため、校訂に当たって重視したことは勿論である。十分な事前調査がなされないまま底本を決定したことを謝したい。

二

今年度刊行分に含まれる「嘉多美農水」をもって、現時点で知られている左源太の日記の刊行は終了する。刊行分を含

め整理すると次の通りである。

常不止集

天保十二年二月十三日から九月二十九日まで。

天保十三年一月朔日から二月二十三日までと五月十三日から八月二十九日まで。以上「名越時敏史料三」

天保十三年九月朔日から十二月二十九日まで。

天保十四年一月朔日から二十九日まで。三月十二日・十九日・二十八日・三十日の弓の記録、及び四月朔日から十一月二十日までと十二月二十一日。

弘化元年一月朔日から十二月二十三日まで。以上「名越時敏史料四」

岩瀬之玉

弘化二年一月朔日から八月二十九日まで。「名越時敏史料六」

嘉多美農水

弘化三年一月朔日から八月二十九日まで。「名越時敏史料七」

続常不止集十四之卷

弘化四年八月朔日から十二月二十二日まで。「名越時敏史料六」

名越時敏日史

文久元年九月朔日から十二月三十日まで。

文久二年一月朔日から十二月二十九日まで。

文久三年一月朔日から十二月三十日まで。以上「名越時敏史料一」

元治元年一月朔日から十二月二十八日まで。

慶応元年一月朔日から十二月二十六日まで。

慶応二年一月朔日、二月朔日から十二月二十五日まで。

慶応三年一月朔日から四月三十日まで。以上「名越時敏史料二」

なお、嘉永三年三月二十七日から十一月四日まで、安政二年四月朔日から六月三日までの大島遠島中の日記が、永井亀彦編『高崎くづれ大島遠島録』に収められていることを付け加えておく。

「名越時敏史料」に所載する日記を一覧すれば分かるように、文久元年九月から慶応三年四月までは連続した記述があるのに対して、天保から弘化期の記述は、天保十三年・弘化元年の二年のみがきちんとした通年記述であり、天保十四年はまだらの通年記述になっている。他の年は、年次の途中までか、途中からの記述になっている。もし記述されなかったのなら几帳面な左源太の性格からすれば奇異に感じられるが、「嘉多美農水」の表紙には、「四冊之内」として四冊目には「止」とあることから、「嘉多美農水」としては八月で止めることにしていたことが窺える。九月以降日記が継続されたかは不明である。

さて、左源太はなぜ日記に「嘉多美農水」との表題をつけたのであろうか。

前年に「常不止集」から「岩瀬之玉」に改める理由に、年号の改まりに合わせ一つの区切りとすること、また、種々の事々を集めるのは「岩瀬にむせひかへる玉の一ツによりおふにひとし」とのことから表題としたとしている。改元もない翌年にまた表題を変える理由については記さないが、表題については、冒頭に「かたミの水ハ籠に入たる水なり、いかほとくミかわすともなかれてつくることなく」とし、さらに種々の事々を収集することにより「おのか文の道此つたなさを笑ひ草ひけとはらへとつきさる」は籠の水に等しいので表題に撰んだとしている。

籠の水の本来の意味は、竹で編んだ籠は水も汲めないように、頼りにならないことの意味であるが、左源太は、いくらか収集しても尽きない、溢れないこと、収集したものにより自分の文の拙さを確認する作業は尽きないという、二つの

尽きないという意味であるとしており、この表題を自省を込めて付けたものと思われる。「岩瀬之玉」が単に収集することのみを意味する表題であったのに対して、「嘉多美農水」は、収集と共に自省の為とすることを意図した表題であり、明らかに意識の変化がみられるのは、左源太に寄り添った深読みであろうか。

正月十七日条に、

一今朝中庸之序を見候処、人心惟危道心惟微惟精惟一之所を實にもと感心して一首つらぬ、

心こそ耳目鼻口の欲のもと

よくをはなれて身をハつ、しめ

と認めているところに、左源太が、書を読めば即それを自省の鏡にしているところに左源太の心構えが窺える。

さて、日記で窺える左源太の日常行動は、勤めを果たしながら、武の面では弓・鎗・剣術・鉄砲などの稽古に精を出しており、文の面では絵画・和歌に関する記述が多い。

弘化二年には、能勢武右衛門を絵画の師、宮里十兵衛を活花の師としたが、同三年七月晦日には「岸氏古実入門申入之儀彦右衛門殿へ相頼候」とあり、故実への関心を高めており、それぞれその道の師に付き正確な知識を得ていることとされている。

さらに、実務面では測量術の習得がある。八月十九日条に次のようにある。

一朝六ツ過よりたんとふ屋敷へ高岡之住人本田次郎兵衛と同道ニ而参、測量ニ而絵図取習候、八ツ後より折田与右衛門殿ニも被参候、暮より拙宅之様同道候而絵図取方いたし候得者、昼見残し之所有之絵図不掛候間、見参とて夜四ツ前より次郎兵衛又々野屋敷へ被参、四ツ過ニ者被帰、各八ツ半時分被帰(略)、

さらに翌廿日「六ツ時より測量、九ツ時分帰宅」・廿一日「八ツ後より本田氏入来測量絵図取」・廿三日「我々二者測量方ニ而候、暮帰宅なり」とあり、勤務前後に本田と共にたんだう屋敷の測量を行っており、これにより測量技術は身

についたと思われる。測量技術に限らず、当面必要なくとも、種々の技術・知識を取得できる機会があればその技術、知識を習得しようとしているのは、どの部署の役に就いたとしても技術・知識を活用することにより成果を挙げる可能性は高いのであり、それにより役立つ人物として評価されることを調所笑左衛門の逸話を書写したこと（名越時敏史料三）により知っていたのである。なによりも予ての心がけが大事なことを左源太は理解していたのである。

次に、①の中にある書写物二点について触れる。

一つは、安永八年の桜島噴火について記した「桜島燃之記」である。

鹿児島県が『鹿児島県災害史』として平成二十四年九月付で作成した草稿本「鹿児島県江戸時代以前災害史料集成」には、安永八年の桜島噴火についての史資料が収録されている。よく知られる伊地知季虔の「桜島燃記」は「天保九年戊戌仲春改写」とあり、実際の著述年は不明であるが、いずれにしても後年の著述であり、他の史資料も同様である。勿論、「桜島燃之記」は収録されていない。

「桜島燃之記」は、亥十月八日付の十郎太から五右衛門宛の書状形式の記録であり、噴火の様子やその後の様子、湯治に来ていた人物の動向、噴火後の島の状況などが書かれたリアルタイムの生々しい記録である。安永八年桜島噴火についての第一級の史料であり、今後鹿児島県の火山噴火史研究に役立つことは間違いない。

二つは、「御遺状」である。これについては、前書に「此百ヶ条之趣者 一 東照宮於駿州久能 御自筆之御条書納御宝蔵、御老中之外拝見無之、於官役屋敷記憶書茲深秘し不可有他見者也」と、家康の自筆条書であり、老中以外は見できないが、役人が記憶により書写し深秘していたとされるものである。

この史料は『日本教育文庫 家訓篇』にも収められている。内容は、治政の心構え、譜代外様の別、特に重んずべき譜代家臣、邪宗の外は関与せずとの宗教観、農工商民の士に対する礼儀強制と無礼討ちの許可、さらには「男女居室者人之大倫也、十六歳以上独居すへからず、求媒酌^{バイシヤク}て可結婚姻之礼(略)」と男女の倫理、妻妾の別などまで細々とした具体

的事項を定めている。

また、「九州探題職ハ大友以来久敷中絶す、此職従是命島津・鍋島之両家^二可令為隔年、永く此職他家へ申付間敷事」と、島津・鍋島へ九州探題を命じており、薩摩藩の史料では見られないものである。^二

治政の担当者として、知識として知らなければならぬ事項も多く含まれるが、注目されるのは、左源太がこの史料を書写しながらも、必ずしも信用していないことである。

書写の後書として、次のように記している。

右、此本書は童蒙の写せしとみえて、落書またハ不通之処もあまたあれと、たゞすにたよりなくそのまゝに写し置しなり、またこの書実に 東照宮の御遺訓にあるへきや、御老中の外拝見の出来かたき程の天下之秘書、いかて風に落ちり可申や、ちといぶかし、

三

左源太の日記には長短種々様々な記録などが書写されている。全文が書写されたものとしては『古の遺愛』（「常不止集」十二卷、「名越時敏史料三」）・『差杉来由私考』（「常不止集」十八卷）・『旧貫発揮』（「常不止集」二十七卷、以上「名越時敏史料四」）があるが、いずれも日記と共に一巻をなしている。「常不止集」四十四卷之下として『盛香集』を別冊としたのは、それが特に長文であるからであろう。

『盛香集』は、明和七年、清水盛香により編まれた島津義久から綱貴期、すなわち十六世紀後半から十八世紀初頭ころまでの逸話集であり、『加治木古老物語』・『旧伝集』・『薩州土風伝』など、又その領主版である『薩藩先公遺徳』などに類するものである。集録の意図は序文に明らかである。

藩成立までの苦難を知らず、大平に馴れ「かゝる浮世に住ぬることも時節到来なれと自心をゆるさハ、必ず天道に背

き身を亡すともひなるへし、およひなけれと少しなりとも其むくひを国に成んと常に心にかけて忘すハ、何かハ悪敷私心の出へきや」と、自らの心情を述べ、物欲を離れ生涯を潔くし、先に没した人に恥じず、不忠・不孝なきように死にたいと思っているが、それまでの間、光陰を無駄にしないために、主君より家臣に至る嘉言善行を記し、また伊集院幸侃・平田増宗などの悪行は後の戒めとするために一書を編む、と集録の意図を記している。しかし、他人の目に触れば物笑いの種になり、恥をかくことになるので、ひそかに我家の童に読ませ、我が国の古い風俗を知る一助とし、国風をよく知る士が育つならばそれは国恩に報いることになる、とする。

このような思考過程は、逸話集を編む人物に共通している。

『通昭録』の編者で知られる越智(得能)通昭も「我薩隅日のいにしへ、士風質朴にして義を好ミ、忠に死し節を守るの事鮮しとせず、今世の俗能く及ふ処にあらず、嗚呼むなく其名を喪しむるに忍んや」として「譚藪筆録」を著したとし、これは「博く世に行はん事をもとむるにあらず、唯子弟に伝ん事を欲するのミ」と云っている。

また、万延元年に『薩藩先公遺徳』を編んだ岩切實和は、愛孫清市郎がわずかに三歳の幼年であることから、昔の事柄を話し聞かせることもできないので、「薩州の為士者ハ幼年より只管先公の御賢徳を仰き、旧土の実行を慕ひ、盛長するに従ひ広く聖賢の書を読、且ハ武術を修練し、克く身を脩め、父母に事へて孝を尽し、君に事へて忠を尽さハ吾家おのつから安寧ならん」ことを教えるためにこの書を編むとしている。

このように、近世後期以降に編まれる逸話集は、越智が「快話晏然死して猶生るか如くならん」(「譚藪筆録」跋)と云うように、領主の慈愛、家臣の無私奉公などの人物像を浮かび上がらせることにより報国の人士を育てることが意図されていた。左源太が『盛香集』を書写したのも、そのような人物が必要とされる時代が再来する雰囲気を感じたからかも知れない。

解 題
なお、刊行された『盛香集』は『薩藩叢書 第三編』(薩藩叢書刊行会)があるが、序文の最後は「明和七寅春源惟盛香六

十五歳誌之愚息盛谷に命じ清書をなさしむ」とあり、底本の記述「明和七寅春予六十五才誌て愚息盛谷二付与す」と異なっている。岩切實和は、先書の序で「清水盛香ハ（源兵衛盛香）明和七庚寅春六十五歳にして盛香集を編集し、嗣子盛容に付与す」と誌している。

③⑧⑩は嘉永から慶応に至る藩の「仰出」などの書写である。過去の「仰出」ではなく、左源太が直接接した生の「仰出」などを集録している。

「名越時敏日史」文久三年正月二十九日条に「今日仰出之写」として、寄合以上の者に造士館への入学を命ずる「仰出」を書写している。この「仰出」が「藩達留（名越氏）全」にも所収されていることから、後に「仰出」などを集めて編んだものであることが分かる。

ここで所収する「蒐輯録」は二之巻であり、嘉永元年一月から九月までの「仰出」である。また、「壹之冊 九之冊 拾九（之冊カ）」 弍拾三之冊 弍拾六之冊 右都合五冊、嘉永三庚戌三月ヨリ不足ス」との記載があることから、少なくとも二十六冊の「蒐輯録」があったのである。

「蒐輯録」に所収されている「仰出」は、『鹿児島県史料 旧記雑録追録八』（以下『追録八』と略記する）・『鹿児島県史料 島津齊宣興齊宣公史料』の所収分と重複もある。それでも集録するのは次の理由による。一例を挙げれば、「若年之者共腰二手拭（略）」の「仰出」は、『追録八』一三五の二と発令者の豊後・笑左衛門の書き落としがあるが同文であり、違いは発令された月日の記載である。『追録八』では正月のみであるが、「蒐輯録」では正月十三日と日付まで正確に記されている。他の重複分にも日付が記載されている。

嘉永元年前後の重要な事項の一つは給地高改正であり、これに関する史料は他史料集と重複するものが多いが、互いに集録漏れもある。

正月十日付、豊後・笑左衛門発令の「諸人別立願又者其身御咎目内高直御免無之筈之者隠居家督願申出候類も有之

(略)の「申渡」は他史料集には集録されていないが、同じ別立に関する『追録八』一四一所収分は「蒐輯録」にはない。

ただ、藩から出された書式例、たとえば、申二月四日付吉利仲より「給地高御改正二付諸人持高増減等茂可有之、其(破損)御用見合相成候付、右之通一御役場人数一紙二而可被差出候」として示された書式や「覚」の表題で示される書式は他の史料集には集録されておらず、実務を担当する者、その可能性のある者には重要な史料として認識されていたための集録であろう。

給地高改正とは関係ないが、注目されるのは、福昌寺無参より寺社奉行所宛に出された「御内意之覚」の一連史料である。

これは無縁墓の処置に関するものである。

無参は、無縁墓を弁別し、無縁墓と決まった場合は取り壊し、これを物霊塔で祀ることを願ひ出ている。これに対して、寺社奉行所は、「物霊塔建立無縁塔取壊方二付而者急速取しらへ方難調」として、寺社奉行所から両三人、福昌寺からも人数を出して細々吟味させると結論を先延ばしにしている。

これは曹洞宗の福昌寺だけの問題ではなく、全宗派の寺院に共通する課題であった。

「万記一帳」は安政七年二月から文久元年までの「申達」や情報の記録など、まさに万記である。しかし、安政五年六月調の「江戸御格護武具太数」や嘉永元年死去する調所笑左衛門による「申渡」も集録されており、表題の記述には錯誤がある。

内容は、冒頭のナポレオン葬送の時の記事を別にすれば、治政の実務担当者として知っておくべき情報が多い。この期、左源太は内之浦地頭や当番頭・奏者番・小姓与番頭寄など実務情報の必要な役職に就いていることが、情報史料を書き留めた理由の一つであろう。

安政七(万延元)年時点での大身分の高頭・家督者・嫡子の一覧は当時の上級士族を参照するのに便利な史料である。

特に、役高が高頭の内か外かの区分けがあるなど興味ある史料である。

この外に、勘定所以下諸役所の役名と人数、各台場の大砲数、江戸格護の武器弾丸数、万延二(文久元)年二月現在の領内格護の銃薬斤数、文久元年七月現在での諸郷海岸御蔵格護の銃薬斤数、嘉永七(安政元)年の白塩焔年焚高の情報など、主として軍事に関わる情報が豊富である。

特に注目したいのは、安政五年四月の「六組持高拾石以下并無高家部しらへ」である。これは、城下六組の持高十石以下・無高毎に、「勤方有之」・「勤方無之」・「窮士勤方有之」・「窮士勤方無之」・「名跡迄ニ而家内無之」・「跡職不相究家内勤方無之」・「島方居住ニ而跡家内勤方無之」・「島方居住ニ而跡家内無之」・「遠寺蟄居ニ而跡家内無之」・「高買取置未高直御免無之者ニ而勤方有之」・「持高売払未高直御免無之者ニ而勤方無之」などの基準に基づき家部数を調べている。これによると、次のようになる。

組	一	二	三	四	五	六	合
A惣家部数	七二三	六五〇	八一三	五七七	六七二	七〇〇	四一三五
B十石以下家部数	七六	七九	九九	五一	五三	四六	四〇四
C無高家部数	二六四 ^マ	二三五	三五一	一九四	二六四 ^マ	二七八	一五九七 ^マ
D十石・無高合計	三四〇	三一四	四五一	二四五	三一七	三二四	一九九一 ^マ
D/A(%)	四七	四八	五五	四二	四七	四六	四八

城下士の半数近い家が十石以下の困窮層であり、特に無高家部はその内の八割をしめる。これでは、まともな軍役が務まるはずはない。軍事動員のためには、藩による手当が必要になる。

「藩達留(名越氏) 全」は、文久三年正月から慶応三年七月までの藩達を左源太が書き留めたものである。当時、左源太は内之浦・始良を合わせた物主であり、砲術館でも指導する軍事指導者としても活躍し、元治元年には小林居地頭と

なり、合わせて野尻・須木・高原・加久藤・飯野の地頭を兼任し、物物主であった。慶応二年には馬関田・諸県郡吉田・吉松・加久藤の地頭となり、さらに八月には高岡・綾・穆佐・倉岡四郷の居地頭となっており、軍事・治政両面の専門家であった。

したがって、左源太が政治の動き、藩達などに気を遣い書き留めたのは当然であり、そのため『鹿児島県史料 忠義公史料』(以下『忠義公史料』と略記する)・『追録八』などとの重複があるのはやむを得ないことである。

ただ重複した史料でも「蒐輯録」でも記したように、互いの史料集に洩れた部分があるものもある。例を挙げよう。

『忠義公史料』第三卷三二二は「議政所創立ノ達書」であり、その一・二は「藩達留(名越氏) 全」にもあるが、一・二の間に『忠義公史料』に欠けた次の史料を記している。

一 此節不容易以 御趣意識政所被召建、御役々掛被仰付候得共、広ク衆議ヲ被遊 御採用度 思召候条、一同
存慮有之者ハ不差置可及建言候、無役ハ掛御小姓与番頭、御役人ハ掛又ハ支配頭工相付可申出旨被 仰出候条、
此旨向々エ不洩様可致通達候、

子六月

龍衛

広く下の建言を採用する旨の通達は地頭職にある左源太には重要な情報であり、欠かせないものであったのである。また、議政所掛についても喜入撰津・川上式部・島津主殿・町田民部・高橋縫殿の五名が任命されたとしているが、『忠義公史料』では左源太が留めていない樺山主計が任命されたとしている。

また、軍事面では、陸軍兵士の資格や大隊長以下の役料、制度の変更なども記しているが、注目されるのは窮士の取り扱いを留めていることである。

慶応三年、窮士二二一人を六ヶ月交代で造士館・演武館へ出席させ、年中四石の扶持米を与えていたが、以降は陸軍所詰に代え、軍賦役より扶持米を与えることにする。また、窮士二三〇人ずつ六ヶ月交代で陸軍所詰を命じ、扶持米は

組の差し引きとなっていたものも以後は軍賦役の取り扱いとなり、さらに窮士一五〇人を一石八斗の扶持米で郡方支配見締人としていたのを諸所台場の見締人として、扶持米は軍賦役の取り扱いとした。すなわち、窮士を兵士とすることにより藩の下で給養するとした。まさに近代軍隊組織の前駆であった。

「熊本要略」は、肥後国の法令・石高・人口・軍役などの抄録である。「要用集抄」は、藩の概要を把握するために作成される「要用集」の抜き書きである。抜き書きされた「要用集」は、谷山錫山の安永六年七月から同七年六月までの産出量が記され、文政十一年改編の『薩藩政要録』（原名要用集）に記されている天明六年七月から翌七年六月までの産出量が記されていないこと、また、安永七年以降の記述がないことからすれば、安永八年以降、天明六年以前の間で作成されたものであり、さらに、鹿籠金山の産出量について「去々西七月より去戌六月迄」の一ヶ年分を記す書き方からして、安永八年作成であると推定できる。「当番頭座書付」は、安政七（万延元）年の当番頭の服務についての「大目付衆江御届相成居候ケ条」と寄合以上の者の文武修業、風儀の規制についての「大目付衆口達之覚」である。

「熊本要略」には「名越泰蔵子抄録ヲ以写之」とあり、「要用集抄」・「当番頭座書付」の最後には「名越泰蔵子写本を以写之」とある。泰蔵は時敏の晩年の名前であり、この記述からすれば時敏の写本が手本となったと考えられる。「要用集抄」・「当番頭座書付」について明治廿六年とあるのは書写の年次であろう。

四

「名越左源太親族付帳」は、嘉永三年三月廿九日付の左源太の家族・兄弟・姉妹・甥姪・従弟・舅について記し、大目付座へ提出したものである。

「名越時敏謹慎並遠島一件留 全」は、嘉永三年三月四日から同二十七日に至る裁許に関する記録である。

左源太は、嘉永朋党事件に加担したとの疑いにより三月四日謹慎・免職が命じられ、同二十七日には遠島が命ぜられ

た。この記録は取り調べ中の嫌疑とそれに対する弁明が記されている。結果は、嫌疑を全面否定することはできず遠島処分をうけた。

左源太は安政元年七月赦免されるが、船待ちなどにより鹿児島へ帰宅できたのは同年六月二十一日であった。大島では「放囚人」として比較的自由であった。このことについては、「名越時敏史料一」の解題を参照願いたい。

なお、付け加えるならば、当時、藩は海防上の必要から大島の精緻な絵図や土地の具体的情報を得ることを求めている。左源太は絵画にも堪能であり、測量術も習得としていることもあつてかこの調査役に就くのである。『道之島代官記集成』（福岡大学研究所）の「大島代官記」に次のようにある。

嶋中繪圖書調方名越左源太江被仰付、御代官并見聞役貴嶋殿御兩人并名越殿御列立嶋中廻嶋二付、繪圖書調方二付村々原々山海無洩目御見分被成候、繪圖書調方二付而ハ左源太殿配所小宿村二而□調方有之候、

すなわち、左源太の島内巡りは公務として行われたのであり、当然のことながら左源太への待遇も変化したのである。『南島雑話』はこのような左源太の自由な活動、役所・役人への接触の自由の中から成立したとの指摘があり、全く同感である。

「名越時敏関係書簡類」には、書簡十九通、送り状三通および四点の史料が含まれる。

書簡は安政二年一月十一日から三月十日までの五通と明治元年閏四月十日から七月二十六日までの十四通であるが、編年されていない。書簡の順序は、石上英一氏の撮影順である。

安政二年の書簡は、大島在の左源太から父宛である。左源太は安政元年七月晦日赦免されるが、その知らせは、閏七月付の父からの書簡に認められており、それが大島に到着するのは八月十三日であった。書簡には、赦免の喜び、帰着の予定、別離の挨拶に来る人々との交流の状況を伝えている。また、小宿村の宿主藤由気の子嘉美行と亀蘇応二男六太郎を伴い帰国することも伝えている。

明治元年の書簡からは、大島の人々との交流が続いていることを示している。医師となつて帰島した嘉美行からは、はぶ治療により高名を得ていることや子の藤美行が来夏医道稽古のために上国するなど伝え、真綿・短刀・黒砂糖・豚肉などを送っている。左源太も上国してくる島民を手厚くもてなしており、帰島の際には饞別なども欠かさなかつた。島民へは茶・煙草入れなどの贈り物をし、また、逆に黒砂糖・上覆呉座・豚肉・無地木綿縞・焼酎などが送られてきている。

なお、慶応三年八月十五日、左源太が大番頭兼寺社奉行に役替えになつたことも知らせ、このことについて祝いを受け、また藩留学生として渡欧した嫡子の時成が無事帰国したことも知らせていることからすれば、双方の関係は私的面でも緊密であつたようである。

書簡とは別の史料四点には「名越時敏史料」二所収の小林居地頭へ役替えの史料も含まれている。

「寺社奉行覚」は、小林瀬戸尾権現の移築に関する「仰渡」の伝達であり、元治元年小林居地頭就任以降の史料である。
「側役格安田義宣報告書 全」は、元治元年二月安田助左衛門より左源太宛の水戸領内浪士の不穏な動きとそれに対する

幕府の対応についての報告である。

五

左源太は和歌については谷山角太夫に師事し、多くの和歌を書写しながら和歌の心と手法を学んだ。また、加藤東市郎・相良作太郎・土持平右衛門などと頻繁に歌会を催している。これらの歌会で詠んだ歌や一人で詠んだ歌を纏めたのが「和歌帖」であるが、左源太の和歌を網羅していないようである。

常不止集三十一卷（「名越時敏史料四」）天保十四年十月廿三日条に、十九日に行われた歌会で詠んだ歌「打よする浪の浮きねのひまたにも ゆきかよひける古郷の夢」外二首を記しているが、これは「和歌帖」には所収されていない。

このように、「和歌帖」により左源太の詠歌の全てが知られるわけではないが、推敲を重ねていることもわかり、和歌に対する取組の熱心度を知ることができる。

(安藤 保)

例言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「嘉多美農水（弘化三年正月（八月）・「常不止集四十四卷之下 盛香集」、西村貞則氏所蔵「蒐輯録 仰渡二之巻」・「名越左源太親族付帳」、東京大学史料編纂所所蔵「名越時敏謹慎並遠島一件留 全」、西村貞則氏所蔵「慎被仰付其後諸書留」、奄美市立奄美博物館所蔵「名越時敏関係書簡類」・「和歌帖」、東京大学史料編纂所所蔵「万記一帳」・「熊本要略 要用集抄 当番頭座書付 合本」・「藩達留」、愛甲隆昭氏所蔵「寺社奉行覚」、東京大学史料編纂所所蔵^{側役}「安田義宣報告書 全」を底本とし、『鹿児島県史料 名越時敏史料七』として刊行するものである。

一本書の目次は、「嘉多美農水」本文の文書題・「常不止集四十四巻之下 盛香集」目録・「蒐輯録 仰渡二之巻」本文の文書題・「名越時敏謹慎並遠島一件留」本文の文書題・「万記一帳」本文の文書題・「熊本要略 要用集抄 当番頭座書付 合本」本文の文書題・^{側役}「安田義宣報告書 全」本文の文書題をもとに、作成した。

一本文書の掲載順は、原則として底本に従った。

但し、「名越時敏関係書簡類」については、原則として石上英一氏「史料紹介と研究 南島雑話とその周辺 一八」（『東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信』第48号）所収の撮影目録の掲載順に従った。

一収載した文章を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

但し、原本史料「嘉多美農水」「慎被仰付其後諸書留」「群書輯録 卷二十八」で補正した場合は、特に表記しなかつた。

なお、本文中に挿入される図版については、原本史料「嘉多美農水」慎被仰付其後諸書留」の方を優先した。また、「常不止集四十四卷之下 盛香集」について、一部（一三二頁文書「一天正十八年」）を校合史料に合わせて文章を並べ替えた。

「常不止集四十四卷之下 盛香集」の補充箇所について、底本の体裁を揃えるために校合史料にある文書題は外した。また、本文と重複する行間朱書については適宜これを外し、重複しないものについても繁雑さを避けるために（朱書）表記を省いた。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

〔原本史料〕「嘉多美農水」（東京大学史料編纂所所蔵）

〔嘉多美農水〕（西村貞則氏所蔵）

〔御遺状御宝藏入百箇条〕（早稲田大学図書館所蔵）

〔東照宮百ヶ条 徳川家系圖 完〕（早稲田大学図書館所蔵）

〔東照宮君御遺状百箇條〕（早稲田大学図書館所蔵）

〔常不止集四十四卷之下 盛香集〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔盛香集〕（鹿児島県立図書館所蔵）

〔薩藩諸記録〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔舊典類聚九〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔小天地閣叢書坤集 盛香集〕（大阪大学附属図書館所蔵）

〔盛香集〕（都城島津邸所蔵）

〔蒐輯録 仰渡二之卷〕（西村貞則氏所蔵）

〔名越左源太親族附帳〕（西村貞則氏所蔵）

〔名越時敏謹慎並遠島一件留 全〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔慎被仰付其後諸書留〕（西村貞則氏所蔵）

〔名越時敏関係書簡類〕（奄美市立奄美博物館所蔵）

〔和歌帖〕（奄美市立奄美博物館所蔵）

〔名越時敏万記一帳〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔熊本要略 要用集抄 当番頭座書付 合本〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔藩達留〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔群書輯録 卷二十八〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔群書輯録 二十八〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔寺社奉行覚〕（愛甲隆昭氏所蔵）

〔側役 安田義宣報告書 全〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔刊本史料〕
旧記雜録後編（『鹿児島県史料 旧記雜録後編』二、四）

旧記雜録追録（『鹿児島県史料 旧記雜録追録』八）

名越時敏日史（『鹿児島県史料 名越時敏史料』一、二）

常不止集（『鹿児島県史料 名越時敏史料』三、四）

統常不止集（『鹿児島県史料 名越時敏史料』五）

玉里島津家史料（『鹿児島県史料 玉里島津家史料』九）

島津齊宣公史料（『鹿児島県史料 島津齊宣公史料』）

忠義公史料（『鹿児島県史料 忠義公史料』三～四）

大日本古文書（『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之二）

徳川実紀（国史大系『徳川實紀』第八篇）

「御遺状御寶藏入百箇條乾」（『日本教育文庫』家訓篇）

「御遺状御寶藏入百箇條坤」（『日本教育文庫』家訓篇）

「駿台雑話」（『日本随筆大成』第三期）6）

「東照宮御消息」（『日本教育文庫』女訓篇）

「徳川光圀卿教訓」（『日本教育文庫』家訓篇）

「盛香集」（『新薩藩叢書三』）

「要用集（上）」（『鹿児島県史料集（28）』）

「要用集（下）」（『鹿児島県史料集（29）』）

「薩藩海軍史」（『薩藩海軍史』中）

「三百諸侯」

『南西諸島史料集Ⅱ』

一 刊本にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

イ 「嘉多美農水」常不止集四十四卷之下 盛香集「熊本要略 要用集抄 当番頭座書付 合本」藩達留「側役安格

田義宣報告書 全」中の謄写部分については、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・搦頭・闕字・割書および但書などは、原本史料「嘉多美農水」「蒐輯録 仰渡二之卷」「名越左源太親

族付帳「慎被仰付其後諸書留」「名越時敏関係書簡類」「和歌帖」「万記一帳」「寺社奉行覚」底本の体裁に従い、
闕字は一字分あげとした。

ウ 仮名は、原本史料「嘉多美農水」「蒐輯録 仰渡二之卷」「名越左源太親族付帳」「慎被仰付其後諸書留」「名越
時敏関係書簡類」「和歌帖」「万記一帳」「寺社奉行覚」底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・
而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、原本史料「嘉多美農水」「名越左源太親族付帳」「蒐輯録 仰渡二之卷」「慎被仰付其後諸書留」「名越
時敏関係書簡類」「和歌帖」「万記一帳」「寺社奉行覚」・底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、
()で囲み原注と区別を行い、文意の通じない箇所や文字は、(ママ)・(○○カ)などとした。

カ ルビは、原本史料「嘉多美農水」「蒐輯録 仰渡二之卷」「名越左源太親族付帳」「慎被仰付其後諸書留」「名越
時敏関係書簡類」「和歌帖」「万記一帳」「寺社奉行覚」もしくは校合史料にあるもののみを付した。

キ 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 貼紙は、右肩に(貼紙)と注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み、(破損)と傍注を付した。

また、判読不能な文字については■で示した。

コ 書簡において、包紙の表裏や文書の裏に書かれたものについて、(包紙上書)・(端裏書)と傍注を付した。
また、包紙に記された「メ」は割愛し、破損がひどく一部しか見えない文字も省いた。

サ 「名越時敏史料七」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

シ
方言と思われるものは、原本忠実とした。

鹿兒島県史料 名越時敏史料七 目次

嘉多美農水初巻

当年年首之祝儀見舞人数留	三
なぞつくし	五
我病独為大君其意深察敬白	六
桜島燃之記	一三

嘉多美農水二之巻

奉納住吉大明神御社	二二
-----------	----

嘉多美農水三之巻

御兵具所へ寛延以来之古曆有之其内之楽書之内抜書	三五
曾祖父恒篤公御書留之写	三六
舌腫物妙薬	三六
御遺状	三九

嘉多ミの水四之巻

	五〇
--	----

嘉多美農水五之巻

武田信繁之事駿台雑話抜書	六〇
--------------	----

嘉多美能水六之巻

神君駿府に被為在候比江戸江御成有之還御之後駿府より台徳院様之御台崇源院様江被進候御文写	七七
西山様より若殿様江被仰進候御伝言之控	八三
弘化三年丙午春交代琉球在番村橋左膳殿乗船当三月廿八日出帆之所同月廿九日之夜破船之所右之内水主式人草かき島へ上り助命二而六月十一日鯉胤船より被相助	八六
帰着坊泊横目より御届書	八七
右同断二付久志秋目役々より御届書	八七
弘化三年丙午に琉球国異国船渡来二付少将様御暇願書之写	八九

嘉多美濃水七之巻

御通達之写	九七
-------	----

嘉多美能水八之巻

拙者詠し候弓法七首之歌	一〇〇
-------------	-----

嘉多美能水九之巻

	一〇七
--	-----

常不止集四十四卷之下盛香集一卷

一山田民部事……………一一七

一高城後詰並軍物語事……………一一八

一織田貞置噂の事……………一一九

一山田利安死去の事……………一一九

一龍伯様御詠歌の事……………一二〇

一本田か城責並詠歌の事……………一二〇

一膝突栗毛の事……………一二〇

一村尾徳松事……………一二一

一大山稻介事……………一二一

一寺山久兼事……………一二一

一黒田と新納互二先陣を譲る事……………一二二

一関ヶ原御退口噂の事……………一二二

一島原合戦噂の事……………一二二

一惟新公江始而御目見事……………一二四

一山田新助噂の事……………一二五

一箕輪入道父子高名争の事……………一二五

一高麗王子の事……………一二六

一和田秀存事……………一二六

一竹之内半右衛門事……………一二七

一矢野主膳事……………一二七

一新納忠元事……………一二七

一近衛殿下の事……………一三〇

一御詠歌八ヶ条の事……………一三〇

盛香集二卷

一伊勢貞成唐津御使者の事……………一三三

一浮田秀家卿の事……………一三七

一伊東肥後事……………一三八

一伊集院源次郎事……………一三八

一一向宗御禁止の事……………一四〇

一家久公兵法長袴被遊事……………一四一

一唐犬の事……………一四一

一穎娃主水事……………一四二

一小夜中山にて御詠歌の事……………一四四

一宰相殿御事……………一四四

一重位示現流伝受の事……………一四五

一島原乱噂並四元縫殿事……………一四五

一平田増宗事……………一四七

一比志島国隆並父国貞事……………一四八

一浜田永林御鷹野場江参掛候事……………一四九

一後醍院押川浜田三人由緒の事……………一四九

常不止集四十四之内盛香集三卷

一 伊勢兵部事 …………… 一五二

一 加治木一所成之事 …………… 一五二

一 木脇納右衛門事 …………… 一五三

一 加治木四家由緒事 …………… 一五四

一 島津主馬由緒事 …………… 一五五

一 御馬追之事 …………… 一五五

一 屋久島如竹の事 …………… 一五六

一 文之点事 …………… 一五七

一 京須和尚事 …………… 一五八

一 松沢李之丞事 …………… 一五九

一 六月堂起りの事 …………… 一五九

一 武休齋事 …………… 一五九

一 塩屋家籠之事 …………… 一六〇

盛香集卷四

一 綱久公御出御刻限之事 …………… 一六四

一 綱貴公福昌寺御仏詣之事 …………… 一六四

一 御同公常盤谷御一宿之事 …………… 一六五

一 弘文院礼義之事 …………… 一六五

一 御両公上野仏詣之事 …………… 一六五

一 御城御類焼之事 …………… 一六六

一 御同公夏御道中之事 …………… 一六七

一 御同公花火御見物之事 …………… 一六九

一 寛陽院様御日待之事 …………… 一六九

一 磯天神社之事 …………… 一七〇

一 御供先より林甚五兵衛御使者勤之事 …………… 一七〇

一 川西仁右衛門事 …………… 一七〇

一 竹之内助市江御土産被下候事 …………… 一七〇

一 塩見坂御遠見之事 …………… 一七一

一 芝より桜田へ早乗被遊候事 …………… 一七一

一 相撲御免之事 …………… 一七一

一 相良伝右衛門事 …………… 一七二

一 御仕置者被仰付候日 綱貴公御様子事 …………… 一七二

一 吉貴公御出に御使者参り掛り候事 …………… 一七二

一 綱貴公江有川設楽存寄申上ル事 …………… 一七二

盛香集五卷

一 貴島と日高喧嘩の事 …………… 一七四

一 原口乱心之事 …………… 一七四

一 高田茂太夫噂之事 …………… 一七五

一 上原苔介事 …………… 一七六

一 水野流居合之事 一七七

一 種子島藏人事 一七七

一 赤山家五社參之事 一七七

一 作使者之事 一七八

一 伊勢十兵衛嚙之事 一七八

一 米良八之進事 一七九

一 諏訪兼利御家老御役御受延引の事 一八〇

一 光久公江有川設樂御膳進上之事 一八二

一 富士川にて足輕働之事 一八二

一 大玄院様公義御勤之事 一八三

一 夜食之事 一八三

一 最庭か事 一八三

一 島津帶刀頓智之事 一八四

一 島津玄蕃へ光久公御入之事 一八四

一 近衛家御詠歌之事 一八五

蒐輯録 仰渡二之卷

御軍役人数賦之次第 二〇五

御内意之覺 二〇六

名越左源太親族付帳 二一一

名越時敏謹慎並遠島一件留 全

豊後殿より被相渡候御書付之写 二二一

名越時敏関係書簡類 二二五

和歌帖 二四五

万記一帳

御一門方以下寄合並以上高頭并当分家督并嫡安政七庚

申年之年輩 二八九

安政五年午正月小番新番御小姓組家部并人数しらへ 二九九

三十六封度古製台ヲワク載付ニ而新出来壹挺大概之見

賦 三〇一

安政五年午四月六組持高拾石以下并無高家部しらへ 三〇三

万延元年庚申九月江戸人数 三二四

安政五年午六月調江戸御格護武具大数 三二五

文久元年酉七月諸郷海岸御藏之銃葉御格護帳 三三五

大煩地金組合 三三七

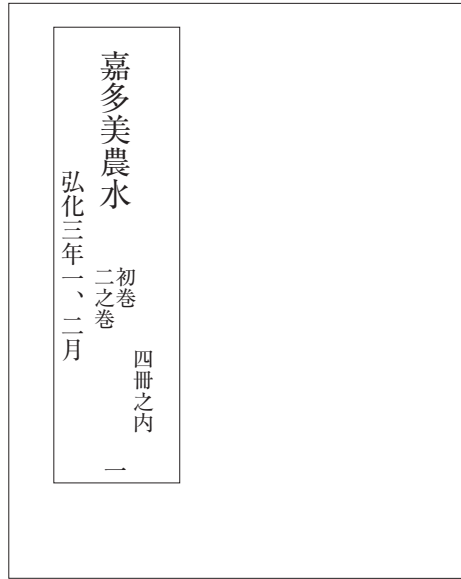
白塩硝年焚高 三三八

熊本要略 要用集抄 当番頭座書付 合本

第三御条目之事 武家諸法度	三三九	濃州勢州尾州川々御普請御手伝之事	三五九
第四殉死御制禁之事	三四〇	諸座付士并足輕御中間御小者奥付足輕御書院仕坊主其	三五九
第十三國中組高	三四〇	外諸座付人数之事	三六〇
第十五肥後豊後領地人数之事	三四一	御牧数諸外城牛馬数并御馬追日執之事	三六四
第十七国中所々江遣置候器具之事	三四二	諸所船渡川々式拾三ヶ所	三六五
第五拾四御軍役之事	三四二	浦数并浦人数之事	三六五
薩隅并日州諸県郡一郡惣村数	三四五	江戸江毎年相廻米并江戸大坂行船数之事	三六八
御領國中御高頭之事	三四五	金山之事并金山有所之事	三六八
勅願所之事	三四六	銀山有所之事	三七二
島津周防殿島津故因幡殿御取立一所之地被下置候次第	三四八	銅山有所之事	三七三
御分国豎横并廻町間之事	三四八	錫山有所之事	三七三
宗門手札御改人数総之事	三四九	鉄山有所之事	三七四
前々移地頭在番被仰候付置候外城并当時移地頭押等被	三四九	鉛有所之事	三七四
仰付置候外城之事	三五四	水晶有所之事	三七四
移地頭当時被仰付置候外城	三五五	硫磺并明礬有所之事	三七五
御仮屋并御茶屋之事	三五五	材木檜木樵木椎皮山之事	三七五
先祖之勲功且又其身依功代々御切米被下候人之事	三五五	飯島網方之事	三七六
琉球拝借銀之事	三五六	母駄他国江不出事	三七六
御国葉種之事	三五七	他国江不出品々之事	三七六
鹿兒島中諸屋敷数之事	三五八	御勝手方証文を以他国出品々之事	三七七
		他国出御利潤有之品々之事	三七八

桜島并諸所垂蠟方御利潤銀員數之事	三七九
樟腦方御利潤銀之事	三八〇
御立馬等之基	三八〇
寅年白塩燗出来高	三八一
当番頭被仰付候当日月番より一覽いたさせられ候書付 之写	三八一
大目付衆口達之覺	三八三
藩達留	三八五
寺社奉行覺	四二五
側役格安田義宣報告書 全	
二月七日内藤紀伊守様御宅江銘々家来御呼出被仰渡候 書付	四二七
二月九日調所ニ而風聞之趣	四二八

（表紙）



嘉多美農水 初卷 二之卷

かたミの水ハ籠に入たる水なり、いかほとくミかわすともなかれてつくることなく、おのかかしこに行、人のわか家にきたり給ひし、あるハまたいろくさ

まくのふること、今の世のありさま、めつらしけなること、も思ひしまゝを筆にのミまかせて、おのか文の道此つたなさを笑ひ草ひけとはらへとつきさるハ、かたミの水にもひとしとて、かくなんしるし置ぬ、

嘉多美農水 初卷

弘化三年丙午正月申

名越篤烈

元日丁巳 晴、

一 朝六ツ過起、四ツ時より御殿下方礼廻、暮六ツ時帰宅、直ニ家来共へ盃共いたし、夫より家内中規式、夜入四ツ過臥候事、

二 日戌午 朝雨、後晴陰、

一 朝六ツ時起、四ツ時より上方礼廻、大鐘時分戸柱町田家へ参鎗術初いたし候、外ニ人数ニ拾四五人ニ而候、直ニ稽古いたし、御殿之方詰前ニ而急キ致出勤、川上新太夫殿江代合、泊番北郷多仲殿へ代り御暇い

たし帰家候事、夫より蔵祝ニ而福留吉左衛門・村田
市郎左衛門招呼、盃取替し共有之候、九ツ時臥候事、

三日己未、曇後雨、

一朝六ツ時起、四ツ時前より御殿へ罷出、年首之御祝
儀申上、御家老座へも罷出候、九ツ過御暇ニ而、夫
より平方より上後追辺礼廻ニ而、帰宅候得者直ニ雨
降出し候事、暮より樺山助之進殿入来ニ而、四ツ過
被帰候、九ツ時臥候事、

四日庚申、朝雨、後止、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、岩崎方礼廻、八ツ半帰
宅、日入時分家来共集候而剣術稽古始、夜入相良賢
助殿入来、四ツ過被帰、前之内記殿ニも四ツ前より
御入来ニ而、無間御帰之事、

一年内千石馬場町田家へ參候得者、探信筆之画ニ光実
卿御讚有之ニ幅対之掛物掛有之、一幅之御讚面白、
今爰ニ留置なり、

木々あまた

みし朝あれて

いまハかく

あられ

けしきの

もりの下陰

光実讚

一去十一月之市ニ出居候持豊卿御懷紙

詠夏納涼

秋かせの吹かとは、萩の葉の

こたへもすへき夜半の涼しさ

五日辛酉、霽、

一朝六ツ過より家来共と剣術稽古、四ツ八ツ出勤、垂
水屋敷へ年首之御祝儀ニ參候、暮より父上様御同道
ニ而平田家稽古始ニ參、夜八ツ過帰宅、射手人数百
五人有之候、直ニ臥候事、

六日壬戌、雨、

一暁大鐘起、六ツ時迄歌書見、六ツ時家来福留親子兄
弟三人、浜田何某ニも參剣術稽古、四ツ前丸田氏へ



参候、四ツ時出勤、八ツ後御暇、暮より伊藤氏・日高氏・伊集院氏杯入来候而、今晚入来院家弓稽古始
二可致出張旨承候而直二差越、入来家来共三拾四人・小子共六人差越、都合四拾人二而四ツ時相濟、
八ツ前帰宅候事、

〔明治十一寅年迄存命之人加朱点〕

〔(朱書) 当年年首之祝儀見舞人数留

(は至て朱書) 高崎喜兵衛

貴島龍助

貴島清左衛門

伊勢平右衛門

平田平六

石黒猪三太

肥後平九郎

池田喜左衛門

池田三十郎

門松源左衛門

平田玄裕

藤島新次郎

新納休蔵

有川斎之進

坂元休左衛門

西田矢兵衛

石原七之助

伊地知喜十郎

島名勘兵衛

上原其与

島津靱負

(朱書) 掌術孫木郎

河野郷兵衛

池田四郎太

加藤清次郎

相良休右衛門

樺山源太郎

野田七之助

石黒戸後左衛門

奥山次郎太

小田鉄蔵

川上班之進

肝付左門

伊藤四郎助

肥岡伊三次

小田善之丞

田原勇次郎

折田与右衛門

樺山彦五郎

武井半之丞

名越友次郎

肥後新四郎

渡辺彦太郎

孫田孫右衛門

五代孫之丞

長井喜左衛門

北郷宗次郎

肥後五左衛門

川上助一郎

入来院平馬

上村周内

郷田直右衛門

田中四郎兵衛

寺尾庄之助

基太村運八

(肥後方) 肝後平左衛門

高崎五郎右衛門

小田善五郎

谷村春林

向井源之助

逆瀬川玄高

沖瑞雲

成田正右衛門

児玉佐平次

篠原三三二

岩山玄伯

山之内八郎

上野良淳

市来八郎左衛門

伊地知三左衛門、森喜次郎

野呂庄左衛門

肥後八右衛門

有川壯之丞

谷村半左衛門

青木伊三次

河俣仲太夫

町田善助

町田鷺之助

吉田善右衛門

落合覚右衛門

郷田仲兵衛

河俣新六

島津求馬

井上源五左衛門

池田勘助

植村鉄兵衛

相良矢一兵衛

島津相馬

安藤良右衛門

相良作太郎	平田新平	川上正十郎	川上貞太郎	岸喜右衛門	平島助左衛門
北郷要人	北郷陽之助	島津直江	横山権兵衛	向井新助	川上平八郎
花舜軒	野村弘記	川上龍衛	近藤三左衛門	中村善八	有川勇馬
白尾金左衛門	西満寺院	栗川権十郎	坂元九郎右衛門	汾陽清右衛門	平岡八郎太夫
伊東仙太夫	藤崎玄遊	迫水善左衛門	山田助左衛門	木藤彦右衛門	小倉其養
川上九戸	有田陽之丞	和泉造酒	高橋務 <small>〔七十 以上〕</small> <small>〔宋書〕</small>	重久猪八郎	伊藤藤七郎
中馬伝右衛門	篠原伊平次	寺尾庄八郎	本田久米	田中治右衛門	山田市郎太
山本四郎太	吉井藤兵衛	山田権兵衛	伊藤正助	西之原源左衛門	石原五之助
伊勢勘兵衛	本田岩次郎	町田仙藏	米良半之丞	安田喜藤太	児玉藤次郎
若松才次郎	島津掃部	山田直五郎	市来宗太郎	伊藤庄兵衛 <small>〔七十 計〕</small> <small>〔宋書〕</small>	折田清十郎
川上矢五太夫 <small>〔八十 以上〕</small> <small>〔宋書〕</small>	落合八郎左衛門	有川勇四郎	い十院平治	い十院半之丞	伊集院次助
新納彦七	小田十郎右衛門	寺尾庄次郎	北条織部	丸田惣兵衛	永江休之丞
中島清右衛門	郷田仲右衛門	中村孫次郎	本田出羽守	池田覚太夫	鷲頭才之丞
浜田勇右衛門	近藤勘助 <small>〔七十 以上〕</small> <small>〔宋書〕</small>	門松源吾	佐久間助一	町田四郎左衛門	畠山小平次
小久保喜兵衛	海江田善右衛門	藤井綴喜	石原六之助	馬場玄仙	竹之内宇左衛門
国分市郎右衛門	竹内喜八郎	松崎十太郎	島津郷十郎	川北孫左衛門	
平田茂八郎	竹内宗助	岸八十郎	「上方限百九十人」 <small>〔宋書〕</small> <small>〔マ マ〕</small>		
寺山四郎左衛門	相良勇右衛門	谷山岩次郎	右之上人数		
北郷哲五郎	有川休右衛門	川上右近	岩元勇助	佐藤龍兵衛	山口十郎

武井鉄兵衛

日高仲次郎

伊勢雅楽

〔宋書〕「上下合式百四十七人」

有馬市左衛門

堀万右衛門

、谷川愛之助

右下之人数

園田与藤次

久米村市郎

八木吉次

、岩切清太〔宋書〕七十一以上

村橋左膳

、島津若狭

七日癸亥〔宋書〕ミツのど 晴、夕方小雨、

弟子丸才之丞

、阿多六郎〔宋書〕当年九十一歳

田代源五右衛門

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、九ツ時御暇、伊十院半之

永山清右衛門

岩切助右衛門

日置屋敷

丞殿同伴ニ而加藤家稽古始ニ参候、暮過帰宅、お藤

北郷多仲

小村純愿

本田休兵衛

誕生祝ニ而盃取替し共いたし候、四ツ時分臥候、加

鈴木弥藤次

島津中務

能勢武右衛門

藤家稽古初人数三百〔宋書〕ママ「有之候、

川西嘉左衛門

本田孫右衛門

関山甚七

矢岐矢一郎

宮之原主計

町田監物

なぞつくし

正建寺

種子鳥次郎右衛門

竹之下仁左衛門

一七福人のおならとかけて大閤様の馬印トとくふくへ

い十院藤蔵

東次郎左衛門

馬場伊歳

かたんと

山岡愛之助

比志島静馬

野村善次

一なかんとんひとかけてくさつたつくいもとろ、もて

田中四郎左衛門

磯永孫四郎

竹之内三次

きない

谷元吉左衛門

永山清兵衛

町田平八

一ふし山の雪とかけてむつかしいなぞめつたにとけな

、島津権五郎

島津右門

毛利直一郎

い

島津左中

有馬六之進

川上式部

一春の雪とかけてしゆすのおひやたらにとける

島津縫殿

有馬伴左衛門

山岡相馬

一大井川とかけてあきのなすびかわがこわくしてよこ

〔宋書〕「下方限五十七人」

〔宋書〕「存命五十人」

しならぬ

一かミなり様へたな将棋なりこんてにける

一のみのへ野むまノノくさくてはねる

一野むまわかいは、さんまこハあるまい

一七福人のきん玉かたい御やしきの御門六ツかきりだ

一往来ばたのせつちんツチンどうらくなむすこイロいろくしりかくる

八日甲子 霽、嚴霜、

一曉大鐘起、六ツ時風呂ニ水を自分ニ入、火も焼付候

而日出過ニハ風呂立候間、父上様御入被遊候、拙者

ニ者福留吉太郎召呼剣術稽古いたし候得者、池田与

之進殿被參稽古被致候、五ツ過より風呂ニ入、四ツ

前出勤、四ツ後御暇、荒田御姉様所へ参上、正月五

日御産ニ而御娘御誕生之所、是迄何歟ナニといたし不埒

ニ付今日参候而、八ツ過帰宅候得者、平田玄裕殿四

ツ後被參候由書付被残置候、其書付之文言、

我病独レ為大君其意深察敬白

平田玄裕

名左源太様

書判

玄裕殿事、三日跡より甚狂氣ニ有之候、七ツ後者情

あらハ可參之旨伝言有之候間、狂氣人之事候間不參

ハ不成と、七ツ時迄之間二度参候得共留主、夜入前

被帰候模様ニ候間、則差越候所甚不塩梅ニ而、伊勢

平右衛門殿所へ被参居、郷中より浜田勇右衛門殿・

樺山彦五郎殿（朱書「マ」・五代「」殿・川上貞太郎殿（朱書「マ」杯被付添

居、別而之不塩梅難引取次第二而、四ツ時分帰候、

九ツ半臥候事、父上様御方中馬氏被罷出居候、

九日乙丑 晴、夜入雨、

一曉大鐘起、五ツ前より北郷要人江朝出ニ而代り合、

八ツ後より村橋左膳殿所へ同席拾人計参候而、五ツ

時帰宅候得者、北郷氏脇方より（酌力）銘酌ニ而入来、直ニ

被帰候、小子事任醉四ツ時迄打臥、又起て九ツ過臥

候事、

一今日昼九ツ時立春故、夜四ツ過福留吉太郎上下ニ而

豆まきいたし候、

十日丙寅 晴、

一朝六ツ時起、夕詰ニ而九ツ半出勤、泊番市来次十郎

殿七ツ出勤有之、（朱書「マ、」暫く大鐘過帰宅、相良氏入来、暮

より町田勘殿ニも入来、各四ツ過被帰、八ツ半臥候也、

一明日御用人数承り之分

谷山

喜入多門殿

末川久馬殿

島津中務殿

小根占二階堂主計殿

島津左膳

東郷佐太夫

宮之原源之丞

友野市助

岩下新太夫

伊作二階堂志津馬

病氣大橋八郎右衛門

市来碓山将曹殿

右表

東郷源助

高奉行動方は迄之通河俣仲太夫

千田壯之丞

右御勝手方

井上播摩

御小納戸御庭奉行動渋谷次郎助

石原市助

敷根良助

山之内助右衛門

町田龍右衛門

右御側

十一日丁卯 晴、夜雨、

一曉大鐘より起、四ツ八ツ出勤、日入時分より河俣氏

へ御役替祝ニ差越候、彼家ニ者十人賦御役ハ初而之

由新六殿より承候、五ツ時分帰宅候得者、河野家御

役入祝帰掛之由ニ而北郷要人殿・篠原二三二殿入来、

直ニ被帰候、夫より直ニ臥候事、

一中庸大全式冊

一右同或問壺冊（問九）

一草庵集蒙求諺解拾冊

右古本見当候付、今日求置候也、

十二日戊辰 晴、

一曉大鐘より起、六ツ時より福留劍術掛ニ參候得ハ、

先朝劍術いたし候折、近隣之狂氣衆是非稽古場ニ出

席可致稽古之被云立度々被掛出、看病人衆手ニ不被

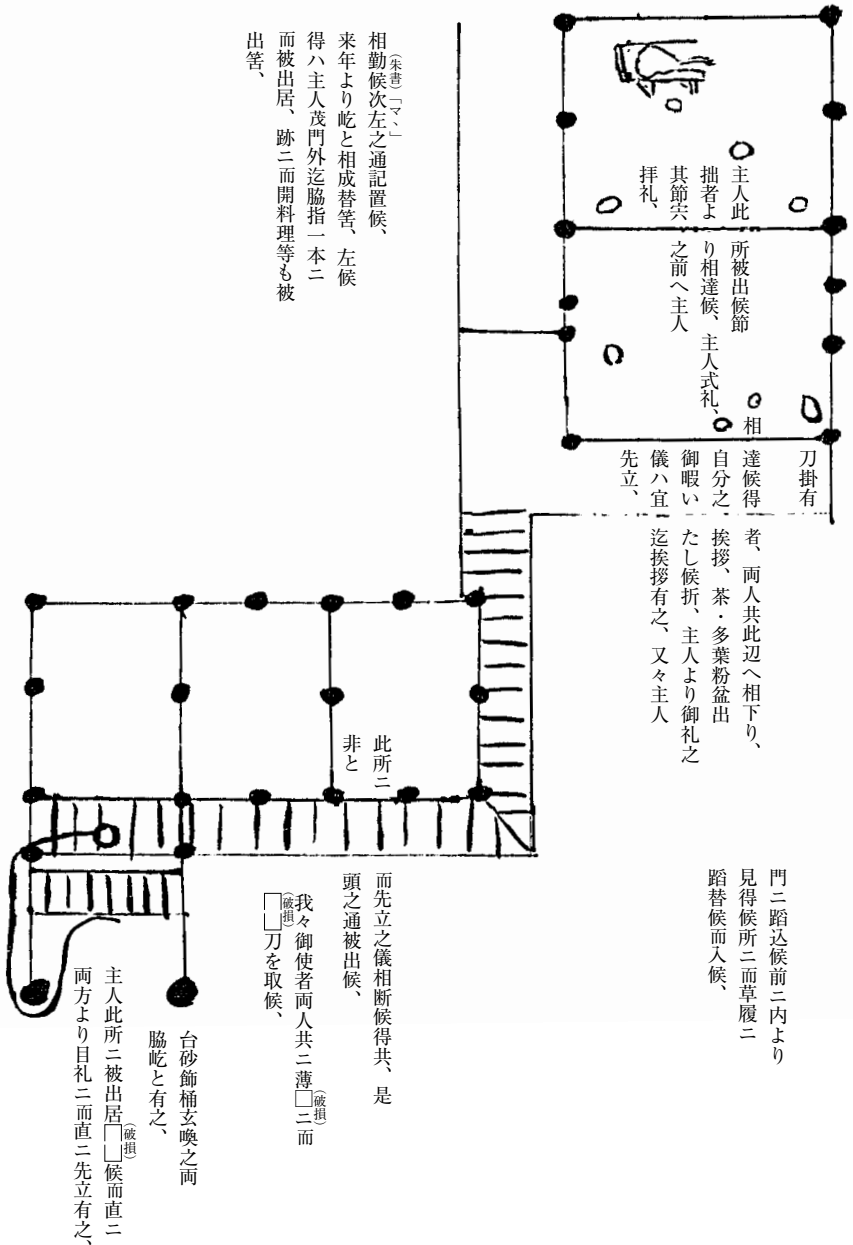
及段唯今嘶承候間、稽古方取止ニいたし候、御座之

方今日ハ相頼候、八ツ後より右松家始方ニ差越、夜

四ツ半帰宅候事、九ツ過臥候也、

十三日己巳 晴、

一朝六ツ過起、四ツ前より出勤、今日者御兵具所与力・足輕共捕手始ニ付、御城代島津豊後殿、(久延)当分異国方御兵具方掛島津石見江戶留主中御間被成候付御下り有之候、御用人宮之原主計殿・伊勢雅楽殿、御側役・御目付兩人、御徒目付老人、異国方書役三人詰有之候、小子二者白尾氏と島津豊後殿宅宍拜領之御使者ニ差越候、右御使者之儀者是迄家来・下人ニ(米書「マ、一而差越來候得共、余り籠ニ有之候間、当年より鐘ニ而為持候而供廻之次第可相替模様ニ候得共、当年迄者是迄之通ニ而、石見殿着茂候ハ、来年より屹となし度ものと豊後殿御沙汰有之候由、八ツ前御使者相濟、又々御兵具所へ差越候得者例之通御祝有之候、大鐘前帰宅、直ニ町田家鐘内稽古ニ差越候而、暮帰宅候得者前内記殿御出ニ而、四ツ過被帰、四ツ半臥候也、暮帰掛平田氏へ立寄候得ハ、最早平ニ而為勝事ニ候、



十四日庚午 雨、

一朝六ツ前起、四ツ出勤、八ツ後御暇、中馬氏・御墓
花舜軒・小田氏・河俣氏・前屋敷、七ツ過帰宅、暮
より市郎左衛門へ参り、四ツ過帰、九ツ過臥候事、

十五日辛未 晴、

一暁大鐘起、四ツ八ツ出勤、帰掛権五郎殿江参り、七
ツ前帰宅、暮より中馬氏入来、四ツ過被帰、九ツ半
臥候事、

十六日壬申 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ琉球館内射
場同席四五人弓射ニ参る、帰掛聞役川上氏立寄、外
方皆々暫者被居候模様ニ候得共、六ツ過直ニ帰宅候、
九ツ過臥候事、

十七日癸酉 晴、霜降、

一朝七ツ過起、六ツ時より加藤家へ参る、外ニ出席無
之、東市郎殿・金次郎殿三人ニ而剣術いたし候而、

五ツ過帰宅、今日者御座相頼出勤不致、八ツ後より

村橋左膳琉球在番被仰付近々渡海ニ付餞別、其外ニ
伊藤善兵衛殿・汾陽清右衛門殿・原口直之進殿・町
田鷺之助殿江餞別ニ而、各々四ツ過被帰、九ツ過臥
候事、

一今朝中庸之序を見候処、人心惟危道心惟微惟精惟一
之所を实にもと感心して一首つらぬ、

心こそ耳目鼻口の欲のもと

よくをはなれて身をハつ、しめ

十八日甲戌 陰、

一暁大鐘より起、六ツ時より加藤家へ参り、五ツ時帰
宅、四ツ八ツ出勤、退出より直ニ登殿所法事ニ参、
暮過帰宅候得者、右松家門人肝付左門殿其外六七人
父上様御方へ入来ニ而、各々八ツ過被帰、同刻臥候
事、

十九日乙亥 曇、夕方小雨、

一朝六ツ過起、八ツ後より登殿・村橋左膳殿・能勢武

右衛門殿へ參、大鐘過掃宅、暮より前へ參り、四ツ過掃宅、九ツ前臥候事、

二十日丙子 晴、

一曉大鐘起、六ツ前髪結び、直ニ加藤家へ參候得者種子島住人遠藤宗兵衛出席、加藤先生兄弟ニ而稽古いたし、五ツ時掃宅、茶かけ飯喰ひ候而直ニ丸田氏へ一刻參り、夫より花舜軒御墓へ參詣、四ツ前出勤、八ツ後御暇、掃掛内記殿へ一刻立寄、掃宅、七ツ過より戸柱町田家へ參り、暮前伊藤氏へ立寄、暮より加藤家へ毎之通ニ出席、四ツ時掃宅、九ツ時臥候事、

二十一日丁丑 晴、

一曉大鐘過起、六ツ時より加藤家へ參り、四ツ八ツ出勤、出掛掃掛一刻ツ、丸田氏へ立寄、七ツ後より戸柱町田家へ參り、暮掃宅候得者、伊藤氏被參居、四ツ前被掃候、無間臥ス、

二十二日戊寅 一寸位之雪終日降、

一朝六ツ過起、八ツ時より御兵具所矢数ニ而出勤、今晚泊番、御矢数七ツ後より初り、射手人数七人ニ而廿四建ニ而、日入之時分相濟候、同席より相勤候人々ハ大野清右衛門殿・加藤権兵衛殿・渋谷左膳殿、書役より田代源五右衛門、与力より野添伸左衛門・同仲藏、肝煎川村新藏、足輕より壱人相勤候、肝煎泊番田尻宗之丞、郷押番川路与右衛門ニ而候、五ツ前より川路与右衛門招呼、四ツ過迄相嘶候、四ツ半時分臥候也、

二十三日己卯 雪一寸余つもる、

一朝六ツ時起、北郷要人殿へ朝出相頼、泊明ニ而五ツ過掃掛北郷松翁殿・丸田孫左衛門殿江參候得者、兩所共釜か、り居候、丸田氏ニ而ハ茶吞候、四ツ過掃宅、四ツ後宮里十兵衛殿・木藤応助殿、八ツ前吉井藤兵衛殿、七ツ時分より相良賢助殿入來、日入時分より加藤氏へ參、暮より伊藤善兵衛殿へ參候得者、い十院平治殿・河南後兵衛殿被參居候、四ツ過掃宅、父上様御方へ罷出候得ハ、相良賢助殿・中馬甚右衛

門殿・町田式部殿被參居候、九ツ時分隊候也、

けさの雪に詠し侍りぬ、

朝戸明て花や咲んと驚けハ

よもやまの端も積るしら雪

二十四日庚辰 陰、

一朝六ツ前起、四ツ前より今和泉浜屋敷へ参り、汾陽

清右衛門殿・向井新助殿へ、右松家門人中より備立

餞別、未客茂不被參候得共、八ツ前より出勤、八ツ

後より下南林寺下小林座敷といふ処へ同席中二拾八

人、其外書役召連出張、是ハ村橋左膳殿琉球渡海二

付餞別、暮より加藤権兵衛殿へ参る、是ハ今日権兵

衛殿事、長島移り地頭被仰付、代々小番被仰付候付

祝二付参る、四ツ過帰る、

廿五日辛巳 曇、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、暮より中馬氏入来、四

ツ過被帰、九ツ時隊候事、八ツ後東市郎殿入来、

廿六日壬午 晴、

一朝六ツ過起、五ツ前鬼丸源八参り、四ツ八ツ出勤、

四ツ前加藤権兵衛殿へも立寄、夜入四ツ半隊候事、

廿七日癸未 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、出勤掛中馬氏・加藤

家・前田直太郎へ立寄、八ツ後直二帰宅、夫よりた

んととふ屋敷へ参り、山紅葉式本植付、杉之穂七拾

五本さし置候、暮過帰宅、四ツ過隊候事、

三原氏宅二而川上甚左衛門殿歌見候、

竹

うきふしの世をよそなれや月にめて

雪にミきりの竹の一村

述懐

かへり見る心しなくハ言の葉の

ことなるかたに道やまよはん

廿八日

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ時より荒田御姉様

へ参り、大鐘帰宅、暮より中馬氏入来、四ツ過被帰候、

廿九日

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰掛前へ立寄、七ツ時帰宅、暮より横山氏入来、四ツ半被帰候也、

一晦日

一朝六ツ時起、加藤氏へ参、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、帰掛町田家・伊藤氏へ立寄、帰宅、暮前より中馬氏入来也、

桜島燃之記

〔安永八年己亥九月廿九日夜五ツ時分より地震始り、たはこ一ふく呑間有之、漸々嚴敷其内大中小之ゆり相交、拾月朔日朝迄も不相替たばこ一ふく呑間ツ、有之、夜中透間なくゆり通しニ而上下不寝入候、翌日承候得者世間皆同然ニ而候所、朔日終日不相替繁々漸々ゆりも大きく成り候、然ル処ニ朝五ツ之比

桜島南八九分目ニ立登ル白キ雲之様成出候、煙とも〔朱書〕マ、一

不被申、尤雲とも不被申、漸々大きく立登り、夫よ

り何となく鳴申候二付、いか様震火ニ而も可有之哉

杯と世間人々目を驚罷在所へ、猶鳴立夥敷、昼九ツ

時比より鹿兒島之上ニ打かぶり参候、鳴音神鳴より

も嚴敷、地闇地震ハ猶以夥敷、下方下々之類ハ荷物

を馬付、西目をさして逃行申候、八ツニ成猶々右之

煙り立上り、鹿兒島へ参様巻揚り、我々茂驚入仕合、

子共者何方茂なきさけひ申候、七ツ前余り大事故、

宿元源治へ堅く申付置、拙者二者火羽織為持御番所

へ駈付相詰候、御殿之こと〔朱書〕マ、一〳〵敷戸障子ふるひ鳴

さわく事、我々之小家とハ違ひ物申事茂分り兼申程

有之、然共何ぞ御殿念遣之儀無之、夜入致退出候、

尤、右体之事故鹿兒島中さわぎ立、其上島之男女逃

越、立横十文字ニ行キ、女之刀為指茂有之、古着等

かぐめ候茂有之、縁取〳〵武士・町方・下伊敷・上

伊敷杯へ宿借逃来り候、勿論御家老様方茂八ツ退出、

又々七ツより御出、諸御役人・諸奉行・書役迄茂火

羽織包持セ〳〵追々持々座へ被駈出候、尤、御三〔朱書〕マ、一

家・大身分 御機嫌伺追々御出、御供番之衆茂御触

出被罷出、朔日之夜ハ小番所へ番人と同前夜番被仰付候、右地震無透間ゆり通し、戸障子猶以鳴渡り、

我々之小家鳴、戸障子ふるひ、敷居ニセんをさし地震弥鳴渡り、人々さわがしき足音高く終夜不寝之由

翌日承候、我々宿ニ罷在候而も、世中同前一切寝不申夜明しニ而候、十月二日之朝ニ成候得共、不相替

前日同前ニ而候所、又々地之方島之六七分目ニもへ立、南同前煙之様成鼠かた雲のことく巻揚り、則鼠

色之ぼかし綿見る様ニ御座候、是又南之方同前鳴、夜入と火能相見得、右雲之様成内ニ者光り物巖敷、

四方八方光り渡り、地震猶強く地之われざる計ニ而候、三日ニ成候得共万事同前ニ而、夫より船乗しづ

め、或者桜島祭礼ニ武士町より参居候者共男女死人(宋書ニマ、)多く由、湯治人生た死たと色々取沙汰評判遙察可被

成候、

一湯治人鎌田典膳殿(政為 供七人 下人壹人)二階堂源太夫殿(行端 供三人 下人壹人)肝付郷右衛門

殿、植村仁藏殿・孫殿、同心川田伊織殿(國福)・御懐、供

女男四人歟旅役人と有之、其外湯治人下々ニかけ頓

日ニ無之多人数と承候、本田新右衛門殿下人壹人、

一祭礼渡海一宿之衆上方下方ニ者多人数と承候得共、

二日・三日両日ニ者大形無怪我被帰、何某殿と申名

茂不出候、近所之吉井金九郎殿・木脇助右衛門殿、

且家内之衆・子共衆迄一統被参居不相知候、

一右之衆鎌田殿を初生て垂水へ御渡りとも云、又御死

去共いふ、評議まちくにて皆行衛決定無之候所、

十月四日典膳殿ニ者朔日之朝釣りニ御出、直ニ牛根

へ御逃之段究而御左右相知候、源太夫殿其外川田殿

衆・郷右衛門殿・植村氏行衛不相知候得共、島之地

ニ一切難付、おこ島より先ニ者一切難成候、尤、垂

水へ船往来難成、漸垂水よりも陸地飛脚四日より鹿

児島へ追々参候而、いづれも湯治人垂水へ着船ニ而

皆安心悦ひニ而御座候、然共迎船早々可遣様無之、

其上鹿児島上町下町之船桜島へ漕送り、毎日夜通し

御目付・横目被出置候下知有之、船々出精之由、

一川田殿御迎とシテ船相仕立八人乗り、其内井上嘉兵

衛殿御頼ニ而候哉被参候所、湯之村沖ニ而船二煙矢

の如く参候付皆海ニ飛入、兩人ハおこしまへおよき

着候由、嘉兵衛殿ニも可有之、島之地ニ向およき候
人有之由、残りハ本ニ船ニ乗、漸其辺漕拔喜入・谷
山之境ニ着船、風吹付候由、櫓茂無之波高く漸着候
由ニ而、谷山より陸地帰りを申故、川田殿御事夫迄
ハ何分不相知候、

一 四日之晩典膳殿御帰宅、供廻り七人共ニ無恙追々ニ
罷帰候由、

一 郷右衛門殿五日之夜入時分帰り、迎船喜入より出し、
垂水かたさの辺へ相付申候由、夫より内場之方（朱書「マ、」

石三里流れ横壺里計流、其上煙佐多辺迄引続きなび
き居候故、廻船無之候、

一 郷右衛門殿事、直ニ嘶承候而猶々驚入候、廿九日夜
余り地震敵敷、上下島人迄茂皆浜ニ出夜を明し候由、

夜明候得者島之井戸く皆深サ三尋計之井うつまき
わき上り候由、常ニ者底ニ少ツ、水有之、三尋ハ水

無之所之由、是ニ男女何事ニ而可有之哉と驚き、郷
右衛門殿杯ニもおそろしく為有之由、左候而、五ツ

比湯治有之村有村と申上煙立登り、夫より島之者共
燃なるへしと驚き、取物も不取得着儘親を別、子を

別、人の子と我子と取違も有之由、右往左往ニ逃申
所、有村ニ者其日ニ限り只船壺艘有之、其外村々ニ

茂三四艘ツ、外ハ無之由、典膳殿・源太夫殿ニ者
御自船有之、源太夫殿ニ茂釣りに御出、其場より垂

水へ直ニ御逃之由後承、左候而、郷右衛門殿刀大小
指候までニ而庭へ被出候所、最早石降来り難儀之由、

各々同前ニ而脇村へ被參候所、猶石強く繁く降り来
り、しちや大蔵為有之由、是ニ郷右衛門殿・仁蔵殿

杯入被申候由、仁蔵殿年長ケ歟二日之日ハ早よろめ
き容体悪く由、然共九月廿九日八ツ後湯治ニ參られ、

十月朔日朝飯被喰候迄、三日ニ者被相果候由、怪我
茂無之候得共食絶と被聞候、郷右衛門殿きる物共着

せ仁蔵殿下人番ニ付置、直ニ瀬戸之様被參候而船乗
組有之直ニ被乗候所、多人数乗り念遣り有之、其上

大石降様ニ而船ニも降り懸汐吸事人込ニ而あか難取、
其上追付しづミ候由、纔乗出候と右念遣故、郷右衛

門殿ニ者海ニ飛込本之島へおよき付、小鳥共打殺被
喰居候由、余り石雨之降様參大岩陰杯ニつくミ被居

候内、左右之片ニ幾ツ（朱書「マ、」茂石当り、腰ニ茂大石すり当

り難儀、其石と申者直ニ火ニ而候由、小キ五六寸廻
り之石ハ早く火消參候故さしての事無之、壹尺廻り
位より火不消參候故難儀之由、片ニも大きなるつぐ
ろじん幾つも相見得候、左候而、三寸幅計板切レ見
付被申、夫を両手ニ而頭ニ取添被居候処、右之板を
も打割其節少頭ニ疵付候、夫より両手ニ而頭をかこ
ひ被居候由、右大石大岩之陰ニ頭計を隠し被居候内、
三四度茂小石降りうつめ、漸と取のけ出で候、又降
うつめられ是又大難儀、後ハ山陰杯ニ身を寄被居候
所、下人茂不思議ニ郷右衛門殿江尋付、上下一所ニ
被居候、三日目晚付船廻り候故、呼掛候得共中々難
寄漕通り候よし、其間々ニ者三日之間あちらこちら
に降うつめられ、或は石ニ当り死人十七八人茂郷右
衛門殿近辺ニ有之候由、垂水より海瀉之島先ニ參、
たしか人之様ニ有之由ニ而遠見ニ參候て為見由、弥
人別条無之段申出助船則參候所ニ、(朱書「マ、」)漸かり石押切乘
付候得者、郷右衛門殿始仁藏殿嫡孫其外船を見掛候
而、あなたこなたより一人二人子共抔走出、同船ニ
而海瀉へ着、郷右衛門殿直ニ林海庵江宿ニ而粥共、

則より賄有之候由、川田殿衆茂同船ニ而、是ハ麓へ
被越候由、郷右衛門殿喜入よりかるさニ乗付候迎船
ニ而五日之夜入時分着船ニ而、皆々いわぬ悦ニ而候、
段々難儀之嘶茂有之候得共、あましまし右通書付候、
仁藏殿死体茂垂水へ漕渡り、彼地より帰リ之筈と承
候、海瀉諸船石降りうつめ、急之用船不相立候由、
一五日ニ者桜島樫方檢者其外蠟屋勤之衆茂皆御引取ニ
而候、蠟屋ハ虎落ニ而結廻し、沖ニ船番被仰付候よ
し、
一四日・五日地震ハ一切不相止、夜昼嚴敷候、
一燃口七ツ八ツ有之由、加治木・国分より能相見得候
由、林万吉殿被差越嘶ニ而候、燃于今不相替嚴敷、
鳴様たとへかたく候、
一六日・七日迄も右同断、然共燃口漸々下り、十月七
日より黒神・白浜之間より海内ニ燃入、地ひ、き
間々有之、鹿兒島之地震者七日之夜迄ニ相止候、燃
音ハ八日迄茂聞得候、又々七日晚付より右海中之燃
先半道計福山の方沖中ニ燃候由、南之方者煙計ニ而
島包居候、五三日之間燃立候煙之内より我々(朱書「マ、」)不眠ニ

而も石之飛候相見得候、嘸々大石ニ而候半、遠目鏡ニ而見候得者、壹尺廻り之程迄ハ数々上り下り脇ニ飛石抔委く能相見候、いか様此方より壹尺廻りニ相見得候間、四五人持之石位ニ而可有之哉とそんし候、一木尾助右衛門殿一家内被居候事ハ三日跡見付候得共、船之居候所ニ難參、却而同前不動様相成候故、乍見うへ死參別条候、助右衛門殿乗船ニ茂帆も候、或ハ（朱書）マ、一櫓を立候而もかり石ニ而相包、何様ニしてもかり石を乗離かたく候所、助右衛門達者牛根へおへぎ渡、握食・ミかん共遣先ハ無別条居所相知候、其事此方へも相知、横目下知人として船被遣候得共難引出候、横目之衆ニ茂色々見立有之候得共手ニ不及、一昨日ハ急ニ竹御用被申渡節角筏組之由、垂水御近習役未野十左衛門殿見廻り御当地ニ而嘯被申候、然共昨日迄為何事無之候得共、夜前七日目之夜皆吉井抔一所ニ被帰着候様ニ承候、乳呑子者うへて被死候様ニも承候、ケ様之節ハ色々世上申候故、直ニ不見事ハ難書付候得共、此節之儀者大形人申様ニ有之候、一牛根・垂水海道小石六七尺積、其上ニ灰五六寸積候

（朱書）マ、一故かな付候様能道之由候得共、浜辺、二川・麓ハ住居難成、第一井戸降うつめ水無之、急（朱書）マ、一二家も難堀り出しかたく、野菜類・粟・からいも一切難取得由、垂水之内海潟・中之俣両浦者二ツ同前之由、右十左衛門殿咄ニ而候、一砂茂早きものにて候、都城より茂飛脚參候、朔日燃立候、七ツ時分ニ者砂灰降り、始終西風故歎末吉・恒吉之辺大事之由、石ハかれい川迄降り候よし、一指宿之前ニ船式艘かり石之中ニ取まかれ、跡へも先へも船不動、指宿より助船出ても詮無之同前之体相成候故御披露申上、吉留郷左衛門殿抔いづれも引揚方下知人として被遣候得共、十月八日迄何分不相知候、爰元より之手当之板をならへ、くりこしニならへ船近くニ成候ハ、綱ニ而もなけかけ引出候筈之由、一手ハ琉球りいぜんの小船・くり船有之由、是を遣しかり石をめしかいにてはねのけく、右之船ニ近寄之見込、二通り見当ニ而被差越候由、右船茂二艘共ニ島船乗りを幸ニ八方へ走り候由尤ニ候、喜入抔ニも三艘ハ朔日之晚走付候由、森作兵衛殿斷ニ

千二近きよし嘶二而候、鹿兒島上町下町近名武士二も罷居候由、壱口ニも書付候、下町砂糖藏へ被召置候様承候上者、行屋へ小屋打之由、礮之浜杯ニ茂くつしにて食を焚候而、戸板かまへの者とも大事之由、人家借宅無之者共二者則より壱人壱日三合ツ、被下候、

一鹿兒島中砂灰降り候事、夜白十月八日迄降続き候、風並故ニ而可有之、始終八日迄雨無之、世間右灰ニ而闇く御座候、世間行き候茂目ニ入不行様ニ御座候、植物なども可然存候、

一此節之大へん中々咄ても書ても直ニ不見候得者、実ならぬ大事、前代燃候者三百年文明四年計之事ニ而候半、忠国公御代後、忠昌公御代ニ而候半歟、色々申事ニ御座候、福昌寺九代之和尚日帳ニ能相知居候由承候、此書付ニ重書茂可有之、前後之所茂有之急ニ書付遣候故、存出し候次第不同不統処茂有之へく、推察を以一通り可被見候、ケ様成大事筆ニ不及候、

一本田新兵衛殿石ニ降りかくされ死去ニ而候、

一河野休藏殿居所不相知候処、黒神燃之真中ニ岩穴と

やら有之、櫛見廻壱人・狭箱持壱人(扶カ)已上四人夜着ふ

とんをかぶり、それこしに小石沢山参り候得共運強

く候哉、垂水之様被渡、十月七日之夜被帰付候、

一右所々之海上、かり石五六寸廻り之小石ニ而候、暫

休ミ居候得者、小石積隠す様ニ有之候由、

一右かり石、海之底ニ何尺計積居候得者船を動かん様

ニはさミ候哉無心元、是ハ直ニ不承候故何其難申候、

六七尺茂海底へ積居候半、左様無之候得者瀬戸杯歩

渡もならぬ筈候、又少々五六寸積うき居候ハ、水竿

杯ニ而はらひのけ、何様共自由ならる、筈候、いつ

れ帆を持走りてもこきても命限り故出精候得共、不

動者推察之通船の足長ケよりもふかくつミ居候半と

存候、

一十月八日木尾氏いつれも無恙、乳呑子迄茂夜前九ツ

過帰宅有之候由、吉井金九郎殿ニも同前ニ而候、

一遠方家来共主人くゝ処へ参候由、

一外城猶以右同断、

一遠外城百姓共思ひくゝ領主所へ尋ニ走参り候、氣得

成者共二而候、

一 鹿兒島いつれの筋ニも痛ニ而候、

一 櫛沢山捨り候由、

一 桜島大根ばらひ薪等一円無之候、

一 当冬ハ脇元大根外ニ有之間敷、只今より直段被^{（朱書）マ、一}存候、

船通用いつ方も無之候付、薪等谷山近名より持出ル

計ニ而差支候、

一 油差支候、

一 生魚一切無之、西目より参計と存候処、夜前も去方

へ参上候処、誠ニ生しび・くつな珍敷御馳走被下候、

西目より未参候塩ものハ少々見得来候、

一 右之故ニさせらぬ諸物共ニ高直ニ有之候、

一 当分真米壹石六貫文、正月ニ成候ハ、七八貫ハ丈夫

ニ而候、

一 野菜・花類迄も此石灰積候而者痛可申と存候、世間

行候得者口びるた、れ、足ニ者あくかれいつれもい

たし候、余程灰あく強きと被存候、

一 福山・国分・加治木之前そふぢしび・小魚共ニ半死

之魚沢山取候者ハ廿計ツ、拾取候由、鹿兒島へ相見

得候鮪、右死魚ニ而ハ有之間敷存候、殊之外新敷味

能御座候、

五右衛門弟坂元仁藏事

仁藏ニも息才相勤候由、余り彼方大事ニ聞得委キ事

不相知念遣之由ニ而、十月七日之朝水夫左右聞ニ遣

候、当分串木野近名へ相勤候、

一 十月八日昼より久々ニ雨降り候得者、終日ばらひく

ニ而灰抔然と不落候処ニ、八日之夜少々降候、然共

雨ニ灰交り候故さつはりと無之候、清く成りかね候、

一 十月八日夜五ツ比迄燃音有之候処ニ、四ツ過ニ成音

不聞得静謐相成候、燃しつまり候哉、左候ハ、何事

も委く可相知候、桜島後平・黒神・こふめん村・瀬

戸・脇杯前之通村立可申哉、石積隠し作物茂無之答

故、世間沙汰移り者ニ可相成哉と申事ニ御座候、南

平湯の村より燃先之方前平ハ皆無事故村立可申、家

居杯も其儘不燃様有之由、からいもハ不相知候得共、

粟の穂杯ハ間々知居候所も有之由、

一 未皆明家故盗多、鹿兒島其外島へ船掛無之様、為締

方横目被遣候よし承候、

被申たる衆有之由沙汰悪敷候、

一 高麗町・中洲通・荒田庄屋辺ニハ小山田より七家内
歟移居候処、此節者老若ハ馬ニ乗せ荷物を付、皆家
内逃はつし大事之由、左様急ニ驚逃たる者共火之し
まつ無之逃跡ニ而候哉、中洲通種子島殿御屋敷有之、
是ニ小キ家壺ツ焼失候、

一 死人・怪我人未幾人と不相知候、

一 只今静ニ成候得者、朔日・二日・三日之鳴さわき返
すくも思ひ被出候、家のふるひ・戸障子之成様何
ニたとへ可申儀無之、扱もく嚴敷鳴様、其内ニ地
震ハ強驚きあきれ果候、島のいか様燃地闇ニ而候半、
右を以燃之立登ル音ハ推察可被致候、書付ニも不被
致候、已上、

一 少々ツ、燃しつまり候得共、北福山前海中島より壺
里半之所いまた大燃ニ而候、

亥十月八日

十郎太

五右衛門殿

一 十一日より又々本ニ有村之上燃出、島之南平へ二
所・三所燃出、十二日暁より鳴稠敷相成候、今日迄

十二日燃出候、死人・怪我人いまた改無之候間、何

程と云数不相知候、考候処有村迄之死人七十有之、
ならし見候ハ、四百人内外ハ可有之哉と存候、世間
取沙汰ニも其分ニ而候、此壺冊ハ日帳ニも可相成可
被持帰候、

嘉多美農水 二之卷

弘化三年丙午二月中

朔日

一 朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰宅候得者加藤権兵衛
殿被参居、大鐘前被帰候、小俣氏ニも入来、是ハ日
入時分被帰候、暮より田原源左衛門殿入来、是ハ当
春沖永良部代官ニ而被差越候付、父上様より御餞別
なり、外ニ宮原甚五兵衛殿入来、九ツ時分被帰候、

二日

一 朝六ツ前起、四ツ八ツ出勤、今日者探元八十年之正
忌日ニ相当候間、能勢氏江席画望ニ八ツより差越候



候、
 処、差支無之仕合之至ニ候、五ツ時帰宅、九ツ時臥
 候、近隣八木氏被參席画被致候、武右衛門との探元
 之像之掛物を間、香を立、染物・饅頭等靈前ニ被備

右之通之席画有之候、

三日

一晝六ツ前起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、九ツ後より
 伊藤氏參、四ツ半時分帰宅、是ハ明日善兵衛との事、
 御供立ニ而江戸之様被差越候ニ付而也、

四日 大雨、五ツ前より晴天と相成候、

一晝大鐘より起、六ツ時分より父上様御同道ニ而善兵
 衛殿へ暇乞ニ差越候舍之所、中途行逢納屋角迄見送
 候、五ツ過出勤、四ツ前御立ニ而候、御楼門下へ罷
 出候、四ツ後御暇、九ツ過より伊藤氏へ跡祝ニ參候
 而、暮六ツ過帰宅候事、

五日 晴天、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、八ツ後より稽古始ニ參
 る、是ハ此内より忘中ニ而延引相成居候、表三本相
 仕ひ候而先生盃を頂き候而、直ニ谷川次郎兵衛殿先
 達而同役ニ被相成候祝儀ニ一刻參り、夫より伊勢平

四郎殿所へ同席中参り、夜五ツ時分帰宅、帰り中途
ニ而足大指之爪はね起し甚難儀、うづき候而今夜中
眠茂不出来独結立申事ニ候、

六日

一朝六ツ過起、四ツ過之比より頭痛差起熱氣有之ずめ
き候、就而者足ニひゑ入候半とせい又ハいせゑひの
皮を煎し吞候、夕方岩山玄伯殿門人招呼候而為見候
得者、此頭痛杯者別段ニ風邪之業と承り、薬用セリ
付吞候得者今夜中より余程快く相成候、朝篠原二三
二殿入来、昼相良政之助殿入来、夜入中馬氏・小保
氏入来之事、

七日 晴、

一朝六ツ過起、今日茂病キ故出勤不致、昼之内河侯
氏・宫里氏・武部殿・おのりとの・岩山玄伯殿弟子
見舞、夜ハ客なし、五ツ過之比臥候事、

八日 晴、

一朝六ツ過起、今日茂病キ故出勤不出来、昼之内式部
殿・宫里氏入来、暮より中馬氏入来、六ツ半時分よ
り父上様御方へ被罷出候、外ニ関山甚七殿被参居候
由、五ツ半時分臥ス、

九日・十日・十一日・十二日・十三日・十四日・十五
日

右病キニ而引入候事、

奉納住吉大明神御社

天保五年午十一月三日(マ)荷稻御神事について流鏑馬の
上馬を命せられて、嫡子親信其事をつとむるになん、
国家安穩の御祈り上馬の人よりねき奉ることにて、
其式おわりて又射手の人とつかひて射手の業をもつ
とむる例にして、かろからさること(朱書ニマ、)といふもさら也、
住吉のお、ん神は弓馬の道にとつとミうやまひ奉り
て、犬追物の射手の殊にねかひをかけ奉るになん、
此度の事さハリなくまもらせ給へと、ミしめ纏くり
かへしいのりをかけ奉りしか、その日天気もうるハ

しく何くまもなく事終りにければ、四日の日ハ過し
つ、五日といへる日より七日といふ日にいたる迄三
日の間に齋戒しつゝ、百首の大和歌をよみておさめ奉
るになん、

春歌

川上親厚

立春

長閑なる御代の春こそ来にけらし

出る朝日の影そにほへる

子日

小松原むれつゝ、人の行末を

千世もといのる子日なるらし

霞

打はえて浪ものとかに霞けり

松も色そふ住の江の春

鶯

君か代の千とせの春の初音をや

鳴て出らん谷の鶯

若菜

いとはやもとくる水の障毎に

青む沢への若菜摘也

残雪

やまふかミ岩ねに冬やこもるらん

猶さえかてにさゆる白雪

梅

咲にけり色も匂ひも一とせの

花のはしめの春の梅か枝

柳

河柳みとりの原をくりかけて

なひくを見れハ風渡る也

早蕨

春のゝにけふもうかれてかへるさの

道のすさみに手折る早蕨

桜

みよしのゝはなの白雲日にそひて

山ハ桜にかをる春風

春雨

草も木もうるほひけりな春といへハ

ふるも音せぬ雨のめくみに

春駒

浅みとり駒打むれていはふ也

ミつの御牧の春の曙

帰雁

思ひかね打出の浜になかむれハ

さ、浪遠し帰る雁かね

雉子

若草の妻もこもれる春のゝに

忍ひかねてやき、す鳴らん

苗代

しめはへて神のおとめ子いのるらし

御としろ小田の春の苗代

董

すミれ咲小の、かりねの朝ほらけ

移るか袖も色のゆかりに

杜若

へたてうき名に咲花の杜若

水も色なる影ハ見えけり

藤

海童の春のかさしのゆかりとや

磯辺の松にかゝる藤浪

山吹

これや此ミちのくならぬ岩かねも

こかね花咲春の山吹

暮春

花の後ハあるにもあらぬ春ながら

くる、名残の名残をそ思ふ

更衣

今朝みれハ里のゆき、も白妙の

衣手かるし夏やきぬらん

卯花

立よりてかえらぬ浪と見迄に

たは、に咲るきしの卯花

葵

人しれぬ身さえひかる、めくミありて

けふにあふひの諸かつらせり

郭公

ミねこゆる雲やむらさめいとはやも

ふり出て鳴やま郭公

菖蒲

あやめ草都ハさそなかり初の

丸やにふくもかほる朝風

早苗

植たて、しけるもあるをけふ迄も

とるやおくての早苗なるらん

照射

おもひあへす過る比哉ともしして

いつら今宵もしの、めの空

五月雨

五月雨ハ昨日もけふも古里の

よしの、滝の音まさる也

窓橘

かしこしなしらぬむかしの事迄も

思ひ出よとかほる立花

蛩

難波かたあしの末葉を吹かせに

おのれみたれて蛩飛影

蚊遣火

夕煙こきも薄きもこきませて

あらしそくゆる里の蚊遣火

蓮

あすも又おきいて、見んかほる香の

朝氣涼しき池の蓮葉

氷室

氷室もるやま下風ハ夏もなし

猶こかくれて残る冬とや

泉

涼しさのかれすもある哉松陰に

なかれいつミの水のしら浪

荒和祓

つミとかハ神の間に、皆人の

心のかきりミそきすらしも

立秋

西の海や汐路さやかに明るよの

あわきか原に秋ハ来にけり

七夕

くちもせぬ契りをこめて岩枕

天の河原に塵払ふらし

萩

星のへや世に数ならぬミきりさへ

色に匂へる秋萩の花

女郎花

一夜ね之誰か名残にか女郎花

思ひしほる、野への明ほの

薄

なをさりの垣ねの内も花薄

ほに出る秋の色ハ見えけり

刈萱

かるかやの乱れやすきを心にて

さりとしてさのミおる、とハなし

蘭

におふよりゆかりの色の色はかま

立なれてこそ見るへかりけれ

萩

見る夢も半ハ風にさそはれて

軒端の萩のそよくをそ聞

雁

夜のほどに越路の雲や分つらん

今朝鳴渡る雁の一つら

鹿

つ、らはふさ山かすそに鳴鹿ハ

くるよもしらぬ妻やこふらん

露

そよさらに玉と乱れて風わたる

朝けの露の庭のさ、原

霧

舟よハふよとの河浪はるくくと

くもるハ霧の渡る也けり

朝貌

呉竹のませの秋風千世しめて

ちりもくもらぬ朝顔の花

駒迎

東路を遠くもきつ、君か代に

あふ坂山の駒いはふ也

月

ななめつゝあかすもある哉大空の
こゝろくもらぬ秋の夜の月

擣衣

松風にねぬよつものうらミとて

あまのをとめも衣うつらし

虫

きりくす秋も夜寒に成ぬとや

ねやをとひきてこゝら鳴らん

紅葉

ぬれてほす木々のもみち葉露霜の

色にハあらぬ色に出けり

菊

立よれハ袖もかほりて見る人の

千とせへぬへき白菊の花

九月尽

あかす猶ミるへきものを行秋の

わかるゝ夜半は月たにもなし

初冬

雲まよひ木の葉ミたれて朝風の

寒き山へよ冬そきぬらし

時雨

柴人も雲間に見えて村時雨

あらしにわたる峯のかけはし

霜

風の音もやゝしまりて更るよに

ミきりの小笹霜さやく也

霰

寒けしなのこる夕日もかけろひて

あられ打ちる岡のへの松

雪

山寒きあらちをろしに武士の

矢田野ハ雪の花ぞ散りかふ

寒葺

浜風のさへつるなへに此比ハ

かれ葉はかりのあしの村立

千鳥

しら浪のよるくつまや待こひて

ミつの浜へに千鳥鳴らん

水

風さえてよするさ、浪そのまゝに

氷てかゝる池の岩かね

水鳥

紅葉葉の散しく比ハおしかもの

床もにしきの山川の水

網代

かゝり火のてらす光りもすさまじく

あしろにかゝるうちの川浪

神楽

はる、夜の月の白ゆふさえくゝて

榊葉うたふ森の神垣

鷹狩

あすをこそ契りてかへれかり衣

すその、鳥（采書「マ」）立くる、名残に

炭竈

夕煙さながら空に霞む也

春遠からぬ峯の炭竈

炉火

冬寒ミねられぬ夜半ハ埋火の

心なきにもともなわれけり

歳暮

暮て行名残よさてもうき身にハ

老の色そふかけやかさねん

初恋

かけそむる袖の泪よ流れての

思ひを色に出んとすらん

不逢恋

なからへてさてもかりハなかりけり

いてや難波の身をつくしてん

忍恋

わきかへる心の内の滝つ瀬を

思ひせくにも年ハへにけり

逢恋

袖ぬれて年月人を思ひ川

うれしき瀬にも渡り初ぬる

後朝恋

別れてのうきをかすかく水くきに

流るゝものハ泪也けり

過不逢恋

かくはかりつれなき人の心にて

何そハあひし一夜成らん

旅恋

わすられす思ふか人も草枕

丸ねの床にしのはれそする

思恋

しらるへきたよりもかもな貴舟川

ふかき思ひにしつミぬる身を

片恋

うき中よあひも思はぬあら磯の

いわほのあハひ同したくひに

恨恋

うき浪のつもりのおまよこと、ハん

なれや恨に袖やしほるゝ、

暁

見る文のむかしを今に照らしつゝ、

ねぬよなからの秋のよの月

松

ミつかきの久しくもあるか枝たる、

老木の松ハ神さひにけり

（朱書）マ、竹

苔

吉野川いわとかしわをこす浪に

苔のみとりや色をそふらん

鶴

ふる雨のたミの、島ハ空晴て

たつも難波の浦つたふ也

山

榊葉のかれせぬ御代をはるくくと

かけてそ仰く天のかく山

川

川水のたえすゆく瀬のをしへより

人の心もふかくなかるゝ、

野

長閑なる都の風のかよははそ

あら野々草のなひくをそみる

関

君か代ハ遠つ国迄しつまりぬ

さそな戸さしも白川の関

橋

東路の渡りは是をはしめにや

かけていくせの勢田の長橋

海路

舟よせむ湊やいつこしら浪の

八重の汐路に日も暮にけり

旅

朝な〜思ふも遠し笹枕

いくよの跡の古里の空

別

別れつ、思ふ心のなくさめに

かへりこむ日をかそへてそおく

山家

山水の世にしられぬともなハ、

身のかくれ家も住よからまし

田家

春の苗秋の稲葉の小山田を

さなから庭に庵をそもる

懐旧

立かへり遠きむかしの跡にこそ

思ひハかけめ和歌の浦浪

夢

あさましく我心をも見つる哉

ねぬる一よの夢のまひに

眺望

空晴てねかひもミつの浜風に

くまなくむかふあはち島山

述懐

(朱書)「マ、」

祝

わか君の千世をかそふる浪そとも

神ハしるらん住よしの浜

右奉納百首、外山光施卿御点にて有之候間、御尊状
並御返之御歌も有之、其歌に、

ミかき置く言葉の玉の数々に

神もうけゝるしるしをそしる

十六日

一今日より病キ少々快く致出勤、八ツ後帰宅候事、今

夜大鐘梅田芳山殿死去、

十七日 雨、

一今日者夕詰ニ而八ツ前より出勤、七ツ過泊番渋谷氏

へ代合御暇いたし候、今晚梅田氏葬式ニ而候得共、

未痛全快ニ無之故押々出勤之体故、雨天を恐れて不

参候、

十八日

一四ツ八ツ出勤、七ツ時より花舜軒へ参候而、直ニた

んとふ屋敷へ参候、暮帰宅候事、

十九日

一四ツ八ツ出勤、八ツ後福崎助八殿同席中初而之参会

ニ而差越候、

廿日

一四ツ八ツ出勤之事、八ツ後より能勢氏へ参候、

廿一日 風雨、

一今日者風雨ニ足痛之所ひゑ入らん事を恐れて出勤不

致候也、小田十郎右衛門殿入来、九ツ時被帰候、

廿二日

一四ツ八ツ出勤、大鐘より横山安之丞殿・中馬嘉石右(行カ)

衛門殿入来、暮より同道ニ而前之内記殿へ碁打ニ参

り、九ツ時帰宅候事、

廿三日

朝花舜軒御墓へ参詣、

一四ツ八ツ出勤、七ツ後より相良堅助殿入来、夜九ツ

時分被帰候、

廿四日

一朝六ツ前起、四ツ八ツ出勤、八ツ時(島津久徳)登殿病氣ニ有之、御殿より駕籠御免ニ而帰宅之段承候間、八ツ後直ニ差越候得者、少々中風塩梅ニ候得共格別ニも無之、

追々快有之候間七ツ過帰宅、暮より加藤東市郎殿・

左近允喜左衛門殿・宮原甚五兵衛殿・重久猪八郎殿・田中治右衛門殿・岸八十郎殿入来、権兵衛清貞先生長島移り地頭被仰付近々発足ニ付、拙宅稽古饒別之相談有之、大底致決定候、九ツ過皆々被帰候、福留吉左衛門ニも招呼候而、家来共へ之吹聴茂有之候、

廿五日

一八ツ前右松家へ一刻参り、同刻御殿へ罷出、直ニ登

殿病キ見舞ニ参候得者、今日者又々不塩梅ニ而目能

難覚候、七ツ後泊番ニ出勤、夕詰伊勢氏へ代合、次渡等何茂無之段承届候、野添仲蔵・ウヰ池直左衛門

(マ) 番ニ而候、四ツ半臥候事、

一当月七日ニ者佐志へ無類之吉事有之候由、将監殿誕生日ニ而祝有之候所、央ニ庭之内家より五六間位之所、橋之上へ鶴下り暫く居候由、是ハく不時儀之事候間、承り直ニ記し置候事、

廿六日

一朝六ツ時起、伊勢氏朝出相頼候所、五ツ半出勤被致、夫より升形へ病キ見舞ニ参り、四ツ過帰宅、大鐘より伊藤氏・加藤氏・町田家へ立寄、式部殿同道ニ而升形へ参、夜起いたし候、

廿七日

一六ツ時升形より帰宅、四ツ八ツ出勤、帰掛升形へ参候、暮時分帰宅候、夫より前へ参候而四ツ帰宅候也、

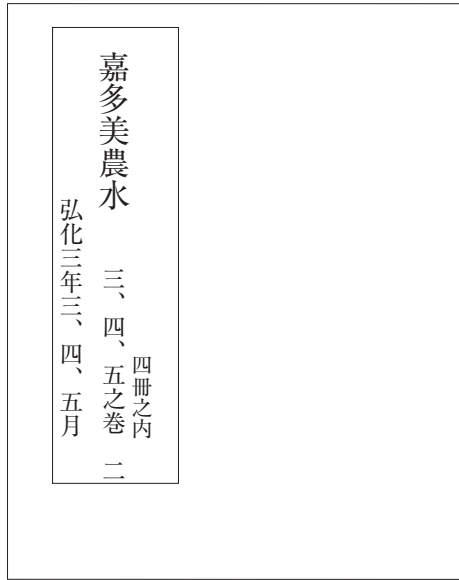
廿八日

一朝六ツ時起、五ツ過より升形へ参、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、七ツ時分より升形へ参、夜起いた

し候、

廿九日

一朝六ツ時升形より帰宅、四ツ時出勤、四ツ後加藤家へ参る、権兵衛殿江門人中より稽古餞別二付而也、暮過より帰掛より前内記殿へ碁打いたすべく参候所、役人吉国所へ一寸御入之段承候付、左様ならハと可歸いたし候得者莊吉参居、是非共小子ニも可参承候、差越候所存外酒進ニ而及沈酔候、嗚呼是ハく、



嘉多美農水 三
五四之卷

嘉多美農水 三之卷

名越篤烈

弘化三年癸卯三月中

朔日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ時より前へ
参り、大鐘過帰宅、夜中馬氏・横山氏入来之事、

二日 曇、

一今日より雁瘡之痛ニ而出勤不致、

三日 晴、

一今日茂出勤不致、小子二女於筆初節句ニ而戸柱伊藤
家より御女方御出、外ニ宮里氏・丸田氏・門松氏・
竹之下氏・河侯氏・中馬氏杯入来、四ツ時分被帰候、

四日 雨、

一朝六ツ時起、今日茂同断ニ而出勤不致、八ツ後より
青木氏・基太村氏・松岡氏・河侯氏入来ニ而、暮過
被帰候也、

五日 雨、

一朝六ツ過起、今日茂同断ニ而出勤不致、

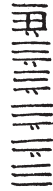
六日 雨、

一今日茂同断ニ而出勤不致、

七ツ過より河俣氏へ参り、暮前帰候得者、中馬氏・

安田氏・折田氏入来、四ツ半時分被帰候、

七日 雨後晴、



一今日茂同断ニ而出勤不致、八ツ後より青木氏・松岡

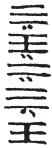
十一日 曇、



氏・基太村氏村田本野ニ而弓、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰候得者、相良啓助殿
入来、大鐘より忝人ニ而弓、

八日 曇、間々小雨、



一朝六ツ過起、右同断ニ而今日茂出勤不致、八ツ後よ

十二日 晴、



り青木氏・藤島氏・松岡氏・基太村氏・父上様村田
本野ニ而弓、四ツ半臥候事、四ツ過より能勢氏入来、

一朝六ツ時起、忝人ニ而弓、四ツ八ツ出勤、帰掛村橋

画書ニ而小子事者弓不射候、夜四ツ時被帰、

氏へ暇乞、梅田家へ参り七ツ時帰宅、直二たんと
ふ屋敷へ参り、外二同席上野藤馬氏・い十院半之丞
殿・三崎正之丞殿・北郷多仲殿・書役篠原三三二被
参候而弓、暮過帰宅候事、

九日 雨、

一朝六ツ時起、五ツ前より評定所、四ツ過帰掛升形へ

立寄、九ツ前帰宅候事、

御兵具所へ寛延以来之古曆有之、其内之楽書之

内拔書

十日 小雨、

一朝六ツ時起、今日迄茂雁瘡養生方之儀有之出勤不致、

天明六年丙午八月廿八日夜五ツ過比より少々風並悪
敷、辰巳之方より吹出し、九ツ時甚強し、鹿府中
家々大痛なり、其日之七ツ時ニ階船まいらん共、二艘

入津、其外琉球上り船数艘大もんか、り二つなき居候所、皆々破船いたし死人何拾人といふ数をしらす、
尤、麿中倒木何千木といふ事なし、堀四郎太夫なり琉球在番とやかくの仕舞にて、此度破船之指宿太平次といふもの、船より惣荷物其外砂糖樽百丁計積上り候所、皆々海中へ沈ミ、大賦三十貫目位之迷惑也、
却而本増しと申事二而候、

右同年六月朔日朝大洪水出、鹿児島中水上り諸人難

儀無申計、諸所山崩れ、諸郷田島当損・永損無限、

曾祖父恒篤公御書留之写常不止集二十四之卷二も留置

一天明六年丙午八月廿八日之夜大風二付左之通、

一怪我人三人 一死人五拾六人

一行衛不相知人体九十九人

一琉球人死人四人

△常不止集より補
一右同行衛不相知人体五人

合人体百六拾四人

一高四万式千八百四拾八石余

一死牛馬拾式疋

一破船百七拾三艘

一行衛不知船拾艘

一倒家四千八百四拾式軒

但、地形外甌島込ル七島其外島々不相知、

一丙午之年者大方宜しからぬ事之候と申伝り候、右通之例茂あれば、当年者丙午二而如何様成事歟候半と世評二而候、

十三日 朝小雨、四ツ時より大晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰掛直二升形江病気見舞ニ参候而、夜四ツ半帰宅候事、

十四日 烈風雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰掛平野氏・花舜軒御墓・伊藤家・町田家・前之島津家へ参候而七ツ過帰宅、小田氏・平城氏入来、四ツ過被帰候、逆瀬川玄誠ニも入来、四ツ過被帰候、

舌腫物妙薬

一セイタイ 一黄薺

口中た、れ破れたるに妙薬

一細辛 一黄蓮

右二種共細末にしてひたものぬるへし、

一寛文八年六月有馬玄蕃頭十七歳ニ而卒せり、其妻者

松平讃岐守頼重朝臣の息女なり、ことし二月中旬の

比嫁娶ありしに、六月の末つかた夫に別れ悼の歌二

首あり、

うた、ねの枕に月ハのこれとも

消にし人の影ハとまらず

心から千筋となてし黒髪を

いまひと筋にきるそ悲しき

水戸光圀公

十有七年胡蝶夢醒来何処復道遙

涙和薤露(薤力)先秋落此恨綿々更不消

有馬山いなさ、原置露の

消て跡なき人そ悲しき

十五日 雨後止、

一朝六ツ起、夕詰ニ而候得共月番諸詰請合候付、四ツ

後より丸田家へ立寄、直ニ出勤、七ツ後鎌田休之進

殿へ代合、帰掛平佐へ立寄、帰宅候得者最早大鐘ニ

候得共、夫よりたんだとふ屋敷へ参り柿苗千計いた

し置候而、原之方へ廻り暮過帰宅、

十六日 大雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、暮より登殿

病キ見舞ニ参、九ツ半帰宿なり、八ツ時臥候、

十七日 雨後止、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、大鐘過より

弓、村田本野ニ茂射候得者又々近隣伊勢氏も入来被

射候、暮より野田氏・逆瀬川玄誠入来之事、

十八日 雨、

一朝六ツ過起、今日者出勤不致、四ツ過より丸田氏へ

一刻立寄、升形へ立寄、九ツ過より新射場ニ出張、

勝
○●○●○●○●○●
○●○●○●○●○●
○●○●○●○●○●

同席中人数分也、暮帰、父上様御方へ罷出候得者、

中馬氏・野田氏・平城氏被参居候、各々四ツ半被帰、

九ツ半臥ス、

十九日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ時よりたんとふ

屋敷へ参り、竹之子ニくし七十本立候而、一里塚之

方へ廻り、暮帰り候、

二十日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ御暇、升形へ登殿御

病氣見舞ニ差越、九ツ過帰宅、八ツ後よりたんと

ふ屋敷へ参り、竹子くし五拾本立候而、暮帰宅、

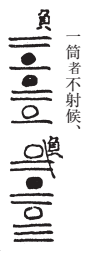
二十一日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後より御木屋場へ朝

山流剣術見分ニ差越候、九ツ半時分済、又々出勤、

八ツ後御暇、暮より戸柱町田家へ参り、九ツ時帰宅、

二十二日 雨風、



一筒者不射候、

一朝六ツ時起、九ツ時より新射場一番目ニ而鉄砲、同

席中人数分ニ而候、大鐘過より一統河野家へ参り、

四ツ前帰宅候、

二十三日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、帰懸升形登殿江病氣見

舞ニ差越候而、七ツ過二帰宅候、大鐘比辻元弥兵衛

来ル、南二三太殿・平城与右衛門殿八ツ後より入来、

暮より相良作太郎殿入来、各々夜四ツ過被帰也、

二十四日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、御暇掛直ニ菱刈家へ参

り候、是ハ昨日安房殿死去ニ付悔ミ也、直ニ帰宅、

暮より父上様御方へ罷出候、与右衛門殿・二三太殿

来儀也、

二十五日 雨、



一朝六ツ起、五ツ前内記殿・河野氏・伊集院氏へ参候、

而可為損益事、

一 摂州大坂落城已前より随従我之士を為譜代、落城以後帰伏する士を外様とす、外様八拾六家、譜代八カ千式拾三騎、外二同門之士拾八家、賓礼之士五家、此差別を弁へて行事一樣ニすへからさる事、

一 江府城内ハ左旋竜より右転鶻に至る迄を本郭とす、(御遺状御宝蔵人百箇条乾より補)辰之方を二郭とす、子之方を三郭とす、酉之方を四

郭とす、△申の方を五郭と定め、大番組を十二神に象り、書院番八十幹と称し、且先驅ハ三十三天に採り、持筒組ハ七曜ニ配し、諸番頭を二十八宿に表し、老臣を四天と称す、其上に居るか則將軍也と知らハ、此心を身を終る迄堅固ニたもつへき事、

一 惣而譜代の士多といへとも、我故家三州以来之者を記之、

鳥居	板倉	大久保	戸田	土屋
長崎	本多	小笠原	秋元	榊原
酒井	石川	中根	久世	阿部
加藤	赤髮	伊沢等		

將軍家之政務を司とらせて老臣と称すへし、外様の内縦令働き越衆共当此位(任カ)申問敷事、

一 大小譜代の士、皆我為に粉骨碎身之忠士也、其子孫不行儀ニ及といへとも、反逆之外ハ其家没収すへからさる事、

一 国主・領主(司カ)・外様城主・譜代に限らず令法を破り民をそこのふ者有之ハ、大禄又ハ貴戚といふ共国城を扨ひ可嚴武威、是則將軍家之職分也、同役之士大夫列座之高下不可争之、官位老若者勿論、禄高を以上座と可相極事、

一 評定決断所之奉行人者政道之龜鑑たり、是にあつかる者ハ委く撰人品、清潔にして仁愛なる者を可申付、一月に一度ツ、不時ニ出老臣令聞、或者不時ニ自分出て聞評定之理可裁断申付事、

一 表裏役人位階之高下、や、もすれば争ふ不罷定、則(能無カ)と茲に記す、

大老臣	大留守居	大老中	京諸司
大坂城代	駿河両番	若年寄	側用人
高家	奏者	寺社奉行	奥年寄

西丸留守居

大目付

交代寄合

平寄合

勘定奉行

町奉行

大奥小姓頭

中奥小姓頭

書院番頭

大番頭

寝番頭

両納戸頭

桐之間詰番

雁之間詰番

芙蓉之間役人

使番本丸二丸三丸西丸

記録所役人

表目付

天守宝藏番

旗奉行

刀番頭

持弓頭

持筒頭

先驅頭

鍵奉行

具足奉行

厩別当

船手頭

賄頭

儒官

醫師本道
外科

普請奉行

篋筒奉行

同朋頭

惣屋敷番

伊賀組頭

黒鍬頭

丁子方頭

此等を物頭とす、末々の小役付ハ其筋ニ随テ頭人はを支配すへし、但、万石以上者老臣の下知を受へし、

万石以下ハ若年寄の支配たるへし、惣棟梁ハ大老臣たるへき事、

一我少時征伐敵國父祖讐を報んとする願のミなりき、

逢西(諷力)蒼海、救民安國のこ、ろさし天理成事を知てよ

り一途に今に至る、子孫永く此志をつくへし、於致

違背者我子孫に非ず、民ハ國之本なればなり、

一新田開発ハ鎌倉殿より非無(始る脱力)古例、願出るおひてハ遂(に脱力)

吟味可申付、并少茂故障之筋有てハ堅く申付間敷事、(併力)

一新地新堀等惣而新敷之儀、何事ニ而も古例無事者不

通可禁止、災多くハ是より出と知るへし、

一縦令錯来候事雖有之、五拾年来之あやまりハ相改申

間敷事、

一諸国郡・荘・村・里賤民の内其村其里ニ必ず古来由

緒の者あり、是を奉て役儀を申付へし、遠来の氓民

の族を奉て用ゆへからず、此旨代官所ハ勿論、国

主・領主・城主・地頭以下江可申渡事、

一役付之外ハ譜代・外様之大小名、其半を分て参勤交

代せしめ、交代の者へ休息の序に国民盛衰を巡檢な

さしめ、参勤の者二者城下郭外の固メ、或ハ補損普(破力)

請手伝、火災防消等の諸役に宛へし、全く非我家私

用、禁裏警衛の將軍職たる故也、

一褒美勸善之方ハ賜諡・親言・寿祿・官位・役職等也、(爵力)

刑惡懲創之品ハ墨・劓・逐・流・縲・囚・梟・磔・

火・斬等也、糺明其功之多寡、其科の輕重して可行(シテ)

之、此旨決断所へ差出すといへとも、尚又入念可申

付、牛碎・釜煎等の嚴科將軍家の不及所也、(ウシサキ・カマイリ)

一 士大夫の内準我者も濫に近くへからず、逆我のものも亦濫に不可遠之、厥順するものも違ふものとの行跡事實熟考之、老臣とともに量て穩に可遠近之、事急切にいたすへからざる事、

一 古曰、左右皆曰可殺勿可、國民皆曰可殺、而後察可殺之理、而後殺之、左右皆曰可賞勿可、國民皆曰可賞、而後察可賞之理、而後賞之、是則君遇臣、而治國之術なり、違之則身殺セラレ國亡フト知ルヘシ、一 鵜鷹狩者前人是を制すといへとも、非道遙無益の殺生ニ、佳狩獵して獲上天に奉る、異域本朝武林の古格也、士卒馴弓馬、太平に不忘乱世の意趣、是又不可欠事、

一 謡歌音曲ハ羽林の所業にあらされとも、時として鬱情專暢盛んに太平を賀するの和楽也、年月序節に及んで亦廃すへからざる事、

一 兩郭紅葉山ハ勸請貞純親王以来累代源家の武將、為鎮護城内之崇廟、末代崇敬して祭典不可懈事、

一 我雖生清和源氏苗流、三州松平姓敵國の為侵されて、民間に困しめられる、事年久し、今にも佩天思回復(奉カ)ラヒ(恩カ)ハ

(世良田カ)
世界良田・新田・徳川之祖業、従是累代其四姓を以互に称すへし、慎終追遠之教不可出此裏事、

一 憶我一代之戰場を始終八九拾合成へし、出万死得一生者十八ヶ度、都而厭離願求の法文を帶而得免、故二 関東二十八檀林を開て謝之、子孫永々可為浄土宗門事、

一 武府の城東の叡山ハ我蒙古大師之加護寧無誰式、恭く請一品法親王天台座司、奉祈願警降碎(謝成カ)國家静謐、以備三城之戍者也、禁裏若為戎狄被襲給ふ時ハ、親王を宝祚に即奉り、將軍補弼之可致征伐事、

一 有来る宗門ハ邪宗之外上下同可任其心、惣而宗論ハ古来天下之不吉也、堅可令停止事、

一 源平藤橘及菅江之両家、在原・清原等ハ皆上帝より下し給ふの姓也、此内に武に將たる人を見るに、其器を備ふれとも才学なき人ハ聖賢の道に暗く、謀皆私意に出て武たる事をしらす、不能無恥辱、往々に設成学費て自ら勵し、他を勵して共に可入其徳事、

一 治国平天下之方ハ素聖門より出、此道に入すして士

へたらんと欲せは、猶縁木求魚投水（人カ）火如くならん、
浅ましく愚成事之酷敷事を省ミ可申事、（千トムル）
（鏡カ）

一 凡天下の生民不能無病、古聖憂之立医法、酌其流者
能治病有驗（共カ）其不可与高禄、得高禄則ハ必怠其業、但、

從其効之浅深可与当座褒美事、

一 天文社職之惣（件カ）体ハ、本朝の古例として神官二位殿司
之、而有違武（官脱カ）天下之式法者痛く罰之、不可猶予事、

一 巫夫・巫妓・野伏・山伏・盲女・瞽叟・乞食・穢

多・諸遊民等皆各有古來之司、或ハ及争論、或ハ踰

等背式法者於刑罰不可厭事、

一 佩劍ハ士の生魂、失却之せは至而不祥事、

一 郡国之公私自他所領之高ハ、文祿元年大河内・浅野

か割付候通記録せしめ、禁裏之惣改所江注進す、（改カ）

林野山川皆高之内也、応所領之高公軍役可申付事、

一 千斛に五騎、万斛ニ五拾騎、五万石ニ式百五拾騎、

拾万石ニ五百騎、式拾万石二千騎、是を一軍とす、

騎馬三千を以軍之備とす、上將是を卒へし、二軍を

卒するを中將とす、一軍を卒するを下將とす、其外

之小件之断裁記録ニ著事、（イテシシキ）

御遺状御宝蔵入百箇条中

一 任当家之吉例、以井伊万千代丸為上將許金之幣、以
本多平八郎為中將許銀之幣、以村上彦九郎為下將与
紙之幣、凡士たらん此許を不知有へからざる事、

一 諸士所領之境、割付之通毛頭不可致違背、不得止し

て及争論於訴出者、決断所条目及ヒ照記録可裁断、

若事難決時ハ檢使役・大目付・勘定奉行等之者出其

論所、古例を追ひ記録之通可申付、返其裁許（カウ）嗽訴ニ

及者あらハ、其論所取揚（場カ）禄之高を可滅消事、

一 陪臣縦令高禄たりとも、对直臣ハ儀嘉門（式脱カ）ニ同前たる

へき事、

一 喧嘩刃傷両制敗、但、依場而任除（任カ）たるへし、其跡或

下手人を取、或ハ当人を搜出すに不及事、

一 巧て殺人、或ハ意趣を含、或ハ為私欲毒害し、或者

盜賊して傷人等之族ハ、分草搜出して可誅戮事、

一 士ハ四民之司、農工商之輩对士不可致無礼之働、無

礼ハ令言慮外者也、对士慮外いたす者ハ士於討之不

妨之、士も又直臣・陪臣上下君臣の品有、於慮外者

ハ其筋可為同然事、

一 男女居室者人之大倫也、十六歳以上独居すへからず、
求媒酌^{バイシヤク}て可結婚姻之礼、然共不可嫁同姓、撰家筋可
結縁、子孫相統する時ハ各々先祖之開顔、人々天理
之知本也、此旨を不失申渡へき事、

一 実子なき者ハ予養子して家督を固むへし、但、当人
十五才以下之者ハ養子に例なし、官家二者東宮と称
し、將軍二者儲君と呼、諸侯者世子と名付、士大夫
以下ハ嫡子といふ、無実子無養子して相果るにハ親
疎不拘没収すへし、天下ハ天下の天下にして一人の
天下にあらざるの理、皆聖賢之道也、然共当人幼年
たりとも在命の内於養子願者、縦令長年の者たりと
も相統申付不苦事、

一 天子巡狩・諸侯述職之代として、或ハ五年或ハ七年
ニ出諸国巡檢使、可試国司・領主之燕居・行跡・民
家之安否・耕作之盛衰・城館之条法是又不可断絶事、
一 旧来之国司者不相関、其より以下者所領之地永代な
らしむへからず、年々相量て移易すへし、所領之地
令成永代時ハ必驕り己傷民にいたる事、

一 農工商之姉妻密に他夫と通^{夫カ}乱人倫者ハ、当夫不及訴

出双方可誅之、併誅一人而不誅一人、当夫之愆^{懲カ}与不
義人同然、若ハ不誅して於窺出者、誅与不誅ハ可任
当夫之願、陰陽合体之人民非可惜^{憎カ}之科、至裁^{許カ}評^力之者
可有斟酌事、

一 武門仕給之男女如例式不可混雜、倘有犯法戲^{モシ}瀆^{ケキヤコ}私淫
者速ニ可処罪科、非可斟酌者農工商不同事、

一 主父之怨寇ハ報酬之共不可戴天、聖賢も誅之、有此
讐者ハ記決断所之帳面、究年月可令遂其志、然共重
キ敵討者可禁止之、但、帳外之族者狼藉同然、刑宥
可依其品二事、

一 臣殺君之罪科者理朝敵に均し、從類眷属所縁之者ニ
至迄刈根裁葉へし、縦ひ雖不戮家来対主人於致手拱^{ムカイ}
者同科たるへき事、

一 妻妾之差別ハ君臣の礼を以すへし、妾ハ天子二十二
妃、諸侯ニ八嬪、大夫ニ五嬪、士ニ二妾、其以下者
匹夫也、古聖是を礼記ニ記す、古今の常典なり、愚
者ハ昧之、為愛妾蔑本妻乱大倫、古之傾城亡国者皆
自是出、不戒哉、溺^{ナカシロ}之者非忠臣の士、兼々可知事、

一 本夫守外、本妻治内、天下の通儀也、本妻外を守則

ハ本夫失職、亡家之前兆也、牝鷄晨するの病是なり、
對諸士可察此病、是又知人一助たる事、

一 武州岩付・川越、総州佐倉・関宿・古川、上州高崎・押師、野州宇津宮、相州小田原、右九ヶ所ハ為江府之付庸城、非本役付譜代之士不可預置之、可知本城要害事、

一 駿州府中・久能之両城ハ以十幹士頭令勤番、可為本城之離宮事、

一 摂州大坂・山州伏見之両所、同く以從四位上之故家臣為城代、以十式神士^{コモク}交令在番、当行軍之時者可為出張之本陣事、

一 山州二条之城郭ハ命故家股肱之臣、代上將令守護之、以為帝都の諸司凡国府將有事、則鎮西三十三州可隨是應揮事、

一 郡国海陸之通路・大小之関所拾六ヶ所誠男女類^{シテ}流^{乱統カ}而為邦域之固、不拘祿之高下以由緒譜代之士可令勤番、此掟規条書之通有事時二者針をも容さるへし、無事にハ車馬をも可通事、

一 九州探題職ハ大友以来久敷中絶す、此職従是命島

津・鍋島之両家可令為隔年、永く此職他家へ申付間敷事、

一 武府城下之幕番所内郭二十八ヶ所、外郭二十八ヶ所、勤番内郭者譜代在府之土、外郭者旗本參勤之士たるへし、其掟ハ勿論、武器刀戟器械等二至迄不見苦樣二可申渡事、

一 參勤之士城下之諸役等ハ、鑑其働依其祿高下相応二可申付候、但、重役者可為無用、其内遊兵として四五家をさし置不^{時カ}均之公用可申付事、

一 肥州長崎ハ異域著船之津二而三国の押也、老臣之上座関之可致支配、勤番ハ譜代の内三千石以上之士、四頭銘々ニ騎馬并歩行兵相添、役料等相与可申付事、

一 国家依造化之變山川渡海及崩境、則補存之費ハ其国江相連る隣国より可応^{石カ}右高而出之、名之^{銘々カ}国役冥加金、鎌倉殿引聖代之例被始之、此理ハ全く非私意、後代永く可追此例事、

一 天下之通路自他領共二大海道ハ其幅六間、並木より左右共二廿間宛、小海道は其幅三間、路傍より左右共二拾間宛、横道馬道者其幅式間、道傍より左右共

- 二五間ツ、歩行路其幅壹間、路傍より左右共二一間宛、捷道(道カ)作場之幅三尺、路傍より左右共二三尺宛、渡場ハ川側より双方左右共二六拾間宛、皆除竿為定法者尤其間ニ置郵して令伝公命、且以旅人往來(往來)之資と成すの給分也、是当祖大炊介以来の古格たる事、
- 一山川海浜等之諸運上金ハ濫に是用ゆへからず、皆可為禁裏之用費事、

御遺状御宝藏入百ヶ条下

- 一農民於料土(耕カ)不許構屋敷、四壁之竹木生覆時ハ為諸作之害、新山古山之事争ひ訴出時ハ、其林之内目通太(有カ)及囲三尺木ハ古山たるへし、不及三尺時ハ新山たるへし、不残伐払、非分之者二百日の閑居可申付事、
- 一在々一村屋敷統之所、其境に大木枝茂り隣家穀干之障、年貢上納之妨にならハ、先払采、或切払はせ、惣而蔭払年々可申付事、
- 一国々在辺、道橋及大破不察往(來カ)年難儀、又者用水堀・悪水堀手前之所用無之とて打捨置川浚ひ不致、堀上堀下之不顧煩之村無之様ニ勘定所より諸領不残例年(触カ)借出可申事、

一自古以水魚喻君臣之和合、如此ならん事又かたからす、己か不欲所又勿施人之金言、介意ハ下其徳に化せられ、只臣のミにあらす、万国水の下れる就かことくなる事、

一自他受身神国者儒釈仙道等之外国教を以先之守之、則暫閑我主人其忠を他人之主に励むかことし、是失本之理にあらすや、於是問者用捨勸(評カ)許多なるへし、其余之幻惑呪術の道者必しも不可好用、又強而廢へからざる事、

一遊女夜発の謡局ハ、国府の付虫として君子是を詩及諸典に記す、不可無者也、痛ク制之却而乱統、不義之者日々ニ出て不逞刑罪、区々の条目者大概天下之大法也、至下賤方隅之細事可做漢土(高カ)之寛仁事、

一当家之格式者鎌倉殿を準繩とす、他姓家の風儀ハ不用之、然といへとも小松殿こゝろさし廢すへからざる事、

一主死而其臣及殉死事非無古例、聊以無其理、君子既ニ誹作備、直臣ハ勿論陪臣以下迄堅可制之、若違背せハ却而非忠臣之士、其跡沒収して犯法者の鑑(鑑)たら

しむへき事、

一出軍將兵の術無他、主人君之平生、常人ハ如器不備衆体者也、凡器の爲用事槌ハ不足鑿之用、錐不爲鋸之用、人々爲用も又曰之、智者ハ用智、勇者用勇、仁者用仁、強者用強、弱者ハ用弱て隨其能用之へし、然るを惡弱者ハ不爲強者之用、猶如錐ハ不足鋸之用而捨之、此心行五常之端也、察此理与不察將賢愚にあり、顧此理使人用兵、群臣合体上下相懷て不戰して天下自然平治す、不疆戰場、於其平生も可爲如是事、

一 武威充溢雖已無驕奢、自然輕宝祚而懈其慎を自古皆然り、失神国之本漲邪欲之源、其辜不輕必蒙天誅事、一 親王家宮方接 天子奉尊崇、丞相即闕之、公卿等相統而不違古法、無礼之働をいたし僂末之振舞仕間敷事、

一 五家賓礼之士由緒載記録、通隣国の好を以交際すへし、風俗等ハ当家之闕処ニあらず、然共其内有蔑上傷民之逆政ハ速に責董へし、是征夷將軍家之職分也、須臾も猶予すへからざる事、

一名護屋・若山・水戸三主につゐて、嘉門十五家之子

孫家督者嫡子相続之、二男三男等に不配分所領之高贅由緒高祿の家縁を結ふへし、其所縁之家ハ唯準嘉門而和盟すへし、然とも拾八家同前たらざる事、

一 拾万石以上并老臣及表役・諸番頭等ハ、縦令小祿たりとも可爲一國一城之格式事、

一 譜代・外様諸家之士太夫參勤交代駅路の行列堅守作法、分限之外不可花麗、又不可悋少、專驕武威不可惱旅館之人夫、此旨暇の節老臣を以可申渡事、

一 海陸舟筏人馬の賃料ハ、量路徑之遠近駄賃・運賃・夫賃等積貫目之輕重委曲以定法可申付、且公用伝馬等無遲躑様令吟味可爲格別事、

一 譜代外様国司領主同參勤之砌、以玉帛当役之、老臣二可致支配之礼、万石以上金馬代、万石以下銀馬代、各応其高へし、老臣納之、可宛当役之料事、

一 群臣之内有阿付權臣而賄諂者、又有敬望其職而精美者忠与不忠者其間に明也、不弁其差別者政道之不肖也、情鑑精察して賞罰者可爲寛裕事、

一 寺院山門建立之事、我開檀林之時天台之座主より被

難詰^{シツク}之、其文曰、我山ハ当天之中央三台星之下故

先帝移異朝帝都之守護天台山門而永く成本朝王城之守、依之号山門者日本国内唯我山耳也、將軍別ニ建

山門ハ其例如何、当此時我对之無辭、漸以安置^{スル}

今上皇帝聖祚万歳寿位答之、於是六拾六州之寺院相

改るに、至山門者七十三ヶ所也、記其員数文祿三年^(二カ)

四月十一日贈天台山、将来知此例而儘成手始仕間敷

事、

一 羽林家任征夷大將軍職者鎌倉殿以來忝

天子自ラ授ケ三提之斧鉞・時後之印ヲ、許三才之号

令給ふ、此職神祇官に均し、上下出勤之位士ハ專避^{サテ}

内縁死亡汚穢、古法のことく可相守相慎事、

一 忘己穡穡博奕而及乱酒者白昼之贖本也、然者為非犯

上之災、緩之則下賤之者倡之破家亡身ニ至歟、故ニ

師として不教ハ師の過なり、教て不用者弟子の愆といへり、是を以刑罪之輕重ハ可依其品事、

一 惣而四民各懈己之職分故ニ、逼飢寒竟に致盜賊、犯

法惱人為主罪可処斬刑、放火・謀判・流毒・似金之

悪党ハ可処炮烙・梟・磔等之嚴科事、

一 凡事及穿鑿之時以公武之威則天壤之間、夷狄戎蛮之

遠き草根土の下に至るまで、明白た、すといふ事な

し、難探者唯人の心緒のミ、此故に鎌倉殿用大唐碎

卓の例被照鑑下賤の心、城下の街衢に掛金銀、或ハ

制札に記褒美の次第、今用之共不足照士以上胸次事、

一 五穀不熟ハ 天子政道之不明也、国家多刑戮者將軍

武徳之不肖也と知て、事々省我身不可令怠慢事、

一 上に立規条下ニ雖出其号令、上之行跡非如規条、下

侮之不服、言行一致之場にして所不容易也、对我身

逐一可研究事、

一 大祿之官司、对天下曾而不想設之過又ハ料簡違等有

之時不及罪之、其通ニも不被捨置時ハ為科代祿高よ

り外之大役可申付事、

一 禁裏・仙洞崩御、后妃・宮方之薨去者天下之諒闇、

国家之大変也、上古ハ四海過蜜八音、正朔・五節・

諸児嘉祥之祝席も最も可穩便、相統而丞相三公將軍

暨政道之当役人凡有喪、則以日限而分之、鳴物一切

令停止事、

一 天子之賤祚及大嘗会興行之用費当家当役たり、万般

（不脱カ）
可略咨事、

一異国人來幣之砌、盛ニ令饗心專正礼儀、武具・馬具
尤尽美麗、自著船之津至江府自他領道筋之城郭並入
倉加修覆、本朝之盛泰武徳剛毅照すへし、惣統支配
者相家可司務事、

一外国遠嶼之異人舟、不時ニ致著岸者可令注進之、以
通辞之筆談審其所用、依品憐恵し、又者嚴密ニすへ
し、尤、番役添置不可狼計事、

一居万乘帝位視庶民如保赤子、当家之天下を卒るも又
尚如是なるへし、名之仁といへり、此仁中ニ別五倫
貴賤之差等我做之分譜代親疎、是天理当然の政道な
り、非最負偏頗之意舌筆を以伝ふへからず、於民親
疎之間深潜心可目知事、

一賞罰不正ハ忠臣隠れて顕れず、正敷則ハ庶人恐れて
不饒委心其中間精密之、塵埃はかりも不可有過不及
之差、聖門伝授の心法も可知在茲事、

一我從居此職損益源平歴代之古格、立数箇条之法度、
述而不作之心にして、全く非我意之新規、体之為龜
鑑、雖不中不遠、惣而政道ハ巨細にかきらす温故可

被行、不逞枚拳事、

一右、所論之件々子孫宜敷体委すへし、譜代老臣之外
濫ニ不可許他見、鮮緋我胸憶之分限也、勿令後世引
老婆心之嘲、至囑く、

右、此本書は童蒙の写せしとみえて、落書またハ
不通之処もあまたあれと、たゝすにたよりなくそ
のまゝに写し置しなり、またこの書実に 東照宮
の御遺訓にあるへきや、御老中の外拜見の出来か
たき程の天下之秘書、いかて風に落ちり可申や、
ちといぶかし、

廿九日 曇風、夕方より雨、

一暁起、六ツ時より加藤家へ参る、今朝山田直五郎
殿・川上貞太郎殿へ三段引渡有之、五ツ過帰宅、夫
より直ニ鐘削り、七ツ前より泊番ニ而出勤、夕詰い
十院静馬殿へ代合候、夜五ツ時より村山鍛次・川路
与右衛門召呼候、四ツ半臥ス、

晦日 雨、

郎殿所近所故加勢共いたし候、四ツ過帰宅候得者荒
田御姉様昼より御入之由ニ而いまた被成御座候、九
ツ時御帰、八ツ時臥候事、

六日 晴、

一六ツ過起、四ツ八ツ出勤、四ツ時分臥候事、
一今日よりたんとふ屋敷茶取初り候、

七日 雨、

一六ツ過起、今日者出勤不致、終日父上様御方御襖画
書ニ而候、暮より加藤家式夜ニ出席、四ツ過帰宅、
人数拾人余りニ而候、

写

諸郷郷士之儀、諸座付与力高下之次第私共吟味仕可
申上旨被仰渡吟味仕候処、諸郷郷士之儀者古来より
士筋ニ而、江戸詰等被仰付節者三人賦以上被仰付事
候、諸座付士之儀者足輕又者卑賤之者共より夫々立
功を以被召出、江戸詰等之節者主従賦被仰付候、尤、

享保十三年卯七月九日大藏殿（島津久純）・主計殿外城衆中之儀
者、一統大番士同前之振合ニ被仰付置候、右ニ付而
者諸郷士之儀者抜群立増申候、私共吟味之趣如斯御
座候、以上、

相良甚太夫

本多孫九郎

八日 晴、

一朝六ツ時より加藤家へ出張、四ツ時帰宅、九ツ過よ
り夕詰ニ而出勤、泊番藤井氏へ代合、七ツ過御暇、
帰宅、直ニ加藤家へ参り、夫より北郷要人殿・野田
勘兵衛殿・相良作太郎殿・伊藤万次郎殿へ一刻ツ、
参候、暮帰宿、四ツ過臥候事、

九日 雨、間々晴、

一朝六ツ時より福留吉太郎・弟万熊三人ニ而劍術稽古、
四ツ八ツ出勤、夫より終日絵書ニ而候、是父上様御
方御二階襖也、夜八ツ時臥候也、茶取加勢ニ相良堅
殿杯被参居候故、漸為相手起居候也、

十日 雨、

一朝六ツ時起、直ニ上野藤馬殿頼ニ而ゆり鉢ニ草花ニ
兔之画を書候、四ツ八ツ出勤、帰掛花舜軒御墓御寺
へ參詣、是ハ源太郎三年忌ニ而寺計法事いたし候故
也、中馬氏へも一刻立寄候事、夫より父上様御方御
襖絵書、暮より加藤家へ出張、四ツ過帰宅、出席人
数拾五六人茂有之候、九ツ半臥候也、

十一日 晴、間々曇、

一朝六ツ時起、加藤家へ出張候得者、門弟中吉田山へ
棒木切ニ而、亭主者自本誰も出席無之可帰といたし
候得者、種子島之住人遠藤惣兵衛出席ニ而候故、五
ツ前帰宅候、四ツ時出勤、九ツ過より同席中拾四人
洲崎皮座へ出張、豚殺しニ而候、暮帰宅候得ハ前内
記殿其外父上様御方へ御客来ニ而御亭主相勤候、
各々四ツ半御帰、無間臥候、

十二日 晴、

一曉大鐘より起、六ツ時より谷山中之塩屋へ備打方ニ

相勤候、外ニ同席之内より郷田氏・藤井氏・北郷要
人殿・鎌田哲二郎殿被相勤候、書役鎌田氏・久米村
氏被相勤候、七ツ時帰掛荒田御姉様立寄、大鐘過之
比帰宅、夫より直ニ鑑削、暮より加藤家へ出席、四
ツ半帰宅、直ニ臥候事、

十三日 晴、

一朝六ツ時起、吉太郎・万熊起し劍術稽古いたし候、
五ツ時より升形へ登殿御病キ見舞ニ參候、四ツ時よ
り出勤、八ツ後御暇、帰宅、父上様御方御襖絵書、
夜九ツ時分臥候事、

十四日 曇、

一朝六ツ前起、能勢氏へ絵書道具取ニ遣候、五ツ時よ
り能勢氏入来、父上様御方御襖ニ高然記ニ梅之絵・
端芝水之絵を被書、終日休ミ茂無之大元氣ニ而候、
今朝此方へ參前ニも六ツ前髪を結び、六ツ時よりし
ばし之間絵書之由、六ツ半時分能勢氏者被帰候、暮
より植村氏・上村氏入来、父上様御方御二階ニ而嘶

いたし候、五ツ前近隣伊勢氏か、殿使二而、今晚
緩々致咄度は非可参旨被申候得共、客来有之故都合
次第二者可参返答いたし置候処、又々被参、此方之
客每夜之事情間とふなりともいたし、是非くも参具
候様被申候間差越候得者、島津与十郎殿・倉山民五
郎・坂元簾四郎殿其外両三輩被参居候、

一能勢氏年相尋候所、当年五拾七才之由承候、浄川軒
一清之事、

十五日 晴、冷氣時ならず稠敷、

一朝六ツ時より吉太郎・万熊起劍術稽古、五ツ前近隣
伊勢氏へ参、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、帰掛升形
登殿御病キ見舞ニ参候而七ツ前帰宅、父上様御方御
襖絵書、暮前より中馬氏へ参り、六ツ過より加藤家
といたし、四ツ過帰宅候也、

十六日 冷氣厳、晴天、

一朝六ツ時起、能勢氏五ツ時より入来二而絵書、終日
端芝水之絵を被書候、五ツ半時分被帰候、洲崎塩焼

木屋火事有之、初より能致見物候、能勢氏其外野田
氏・南氏・平城杯二階二而洲崎と致決定候、世間騒
動無申計候、夜九ツ時分臥候事、

十七日 晴、冷氣稠敷、

一朝六ツ前起髪結ひ、六ツ時より加藤家へ出席、五ツ
前より白尾金左衛門殿へ朝出いたし候而四ツ過御暇
候得者、最早能勢氏五ツ時より被参居候、二階小襖
唐子之雪まるけ之絵を被書候、額に武蔵野富士之絵
を被書候、夜入五ツ時分被帰候、

十八日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、八ツ後より能勢氏親子
入来二而、武右衛門殿二者昨日之富士墨絵之松を被
書候、四郎次殿二者押絵五枚・蘆雁・竹二雀・竹二
尾長・枯木二八々鳥・柳二鳩を被書候、各々四ツ時
分被帰候、暮より横山安之丞被参候也、

十九日 雨、

一朝六ツ時より福留吉太郎・弟万熊三人ニ而劍術稽古、
四ツ八ツ出勤、日入時分より河野家へ参り、夜九ツ
時帰宅候事、

廿日 晴、

一朝六ツ時より加藤家へ参る、五ツ時帰掛中馬氏へ立
寄、探元斎筆竹之絵掛物返候、四ツ時出勤、四ツ後
御暇、演武館加藤家大番頭見分ニ出候、大番頭者町
田監物殿、与頭市田主税殿・川上矢五太夫殿にて候、
当分権兵衛殿二者長島留主、嫡子東市郎殿ニ茂用事
有之長島へ渡海、二男清十郎殿諸差引ニ而候、人数
七八拾人位茂有之候半、九ツ時又々出勤、八ツ後御
暇、帰宅、直ニ応春軒へ参り、田中治右衛門殿・有
馬新右衛門殿・新納八郎左衛門殿・宮里十兵衛殿・
冲瑞益殿ニ而掛物目利、拾四幅二十八点中り候、拙
者高点ニ而候、大鐘過帰宅、右目利絵之内ニ幅借帰
り、直ニ写取返候、暮より加藤家へ出席、外人数拾
五人位、四ツ過帰宅、九ツ時分臥候事、

二十一日 雨、

一朝六ツ時過起、直ニ上野藤馬殿より頼之額兔ニ草花之
絵成就ニ而、四ツ時右額藤馬殿へ遣候、八ツ時御暇、
父上様御方御納戸御襖絵書、暮より植村氏・児玉
氏・左近允氏入来、四ツ半時分被帰宅候、

二十二日 曇、

一朝六ツ時起、今日者桜島地頭瀬引見物として同席中
出張之筈ニ而、河野氏へ一刻立寄藤井氏へ集り候処、
些間違之儀有之空立帰、又々出勤之賦ニ而御厩角迄
出候得者、又々出張有之筋ニ而御同席方御暇之所ニ
行逢、同伴ニ而上新築地浜之様参候、九ツ時出帆、
桜島之内赤水へ上り酒宴共有之、暮六ツ半時分前之
浜へ著船、直ニ加藤家へ出席、四ツ時帰宅候得者前
御は様方御光来之所、四ツ半御帰、直ニ臥候事、

二十三日 晴、

一朝六ツ時より加藤家へ参り、五ツ時過帰掛河野家へ立
寄、帰宅、直ニ前へ参り屏風之絵書ニ而候、七ツ前

より泊番ニ而出勤、夕詰市成氏へ代合、夜四ツ過臥候事、

二十四日 小雨、

一朝六ツ時起、五ツ過白尾氏朝出被致候付代合、御暇いたし候、帰掛登殿御病氣見舞ニ参り、四ツ過帰宅、終日画書、暮前より又々登殿御病キ見舞ニ参り、夜九ツ時帰宅なり、

二十五日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、大鐘時分前之内記殿へ一刻、夫より中馬氏へ一刻、日入より加藤家へ参り、五ツ時分帰宅なり、四ツ半臥候事、

二十六日 大雨、

一朝六ツより加藤家、五ツ時帰宅、四ツ時出勤候得者御殿ニ而松元平八郎行逢候所、今朝登殿御死去之段承候付、直ニ御暇いたし升形之様参り、九ツ時帰宅候得者森喜右衛門殿入来、

二十七日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、御暇いたし登殿へ参り、暮六ツ時より葬場へ参り、四ツ前又々升形へ参り、九ツ前帰宅候也、

廿八日 雨風烈し、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、九ツ時分御暇ニ而南林寺登殿御墓へ参詣、夫より権五郎殿へ参り、八ツ時より於西田稽古所弓見分、二ツ矢ハ無之候得共、雨風之天氣ニ仲左衛門兄弟弟矢を射候付弦致褒美候、大鐘帰宅、直ニ前より掛物借用応舜軒目利出張候所、誰も出張無之由ニ而又々前へ寄掛物致返濟候、四ツ前帰宅なり、

廿九日 雨、

一朝六ツ時より加藤家、四ツ八ツ出勤、暮より植村氏・兎玉氏入来候なり、

嘉多美農水

弘化三年丙午五月中

朔日 晴、

一朝六ツより吉左衛門兄弟と劍術稽古、四ツ八ツ出勤、
七ツ過北郷要人殿・河野八郎左衛門殿・北郷多仲殿
入来、各九ツ時分被帰候、

二日 晴、

一朝六ツ時より起、四ツ八ツ出勤、帰掛升形江一刻立
寄、直二能勢氏へ参り席画ニ而候、外二八木吉次
殿・田中金次郎殿・伊藤(朱世「マ、」)□□殿・下河辺藤藏殿・国
分八郎・能勢氏親子ニ而候、四ツ前帰宅、九ツ時臥
候事、

三日 晴、

一朝六ツ時より加藤家、五ツ時帰宅、四ツ時出勤、大
鐘過より前へ参り、夜四ツ時帰宅なり、

四日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、暮より藤島氏入来、九
ツ時被帰候、

五日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ半時分前へ一刻立寄、四ツ前出勤、
四ツ後御暇、直二帰宅、末川家へ玄閑迄、今日吉野
御馬追有之外物見へ出居通り致見物候所、例年より
遅方へ馬乗も帰りニ而、漸く七ツ前より通り相初り、
大鐘過之比迄通り有之候、御勘定奉行上野司殿を初
小頭書役衆入来ニ而、四ツ時分被帰候、

六日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、七ツ時分より藤井氏へ
参り掛物数多致一見候、暮前帰宅候得者、父上様御
方御客来ニ而亭主振ニ出候、各々四ツ過被帰候、
一昨日者末川(入世)久馬殿へ若年寄被仰付、御家老名前を以
諸事御用取扱、御家老方月番茂繰廻し相勤、大目付
方へも御用間二者致出席、御用向申談候様被仰付候、

七日

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、暮より加藤家出席、四ツ過帰宅、九ツ時臥候事、

八日 晴、

一朝六ツ時より加藤家へ出席、今日者私用ニ而御殿相頼、暮過より藤島氏入来、

九日 晴、

一朝六ツ時起、夕詰故九ツ半出勤、泊番富山半蔵殿八ツ半時分出勤有之代合御暇、帰宅、七ツ時より藤井氏・中馬氏・谷山氏・伊藤氏・町田家へ一刻ツ、参り、大鐘帰宅候、

十日 間々小雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、朝之内浄光明寺江茂参詣候得者、探元筆之大横物竜之絵客殿へ掛有之、是ハ、為勝物ニ而致感心候、暮より加藤家へ出席、四ツ時帰宅、九ツ半臥候事、

十一日

一朝六ツ時より加藤家、四ツ八ツ出勤、暮より藤島氏入来、九ツ前被帰、八ツ半臥候事、

十二日 晴、

一朝六ツ時より福留杯剣術共いたし候、四ツ八ツ出勤、暮より田中氏入来、四ツ半被帰候、九ツ過臥候事、

十三日 風、

一朝六ツ時起、今日者出勤不致、西田氏鳥越之別荘ニ而能勢氏其外十人計ニ而席画、跡ニ而雀穂つミ薄杯之寄合書出来候、書候人九人也、拙者ニも雀を一疋書候、凶左之通、



弥右衛門殿ニも被差越候、伊東正助殿も見物ニ被参候、夜九ツ半帰宅、無間臥候事、

十四日

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、八ツ後御墓参、七ツ前帰宅、四ツ過臥候事、

十五日 大風雨、大鐘過之比少々風和く、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、八ツ後御暇、暮より加藤家、四ツ過帰宅、九ツ時臥候事、

十六日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ時より白尾氏へ朝出、九ツ八ツ出勤、帰宅、直ニ田中氏・中馬氏へ一刻ツ、立寄、たんとふ屋敷へ参り山之神祭り、大鐘過一里塚之方へ廻り大平へ一刻参候、帰掛野呂氏・町田氏へ一刻ツ、立寄、暮過帰宅之事、

十七日

一朝六ツ時より加藤家、五ツ半より升形へ参り、四ツ八ツ出勤、帰宅、宮里氏入来、同道ニ而妙頭寺へ参り掛物目利、日入帰宅なり、暮過より加藤家へ参り、四ツ過帰宅、七ツ時臥候也、

十八日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、暮前より藤島孫左衛門殿・横山安之丞殿来儀、四ツ過被帰宅候、九ツ半臥候事、

十九日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ後より前之疇へあらかふ釣りニ参候、四ツ半臥候事、

二十日 晴、

一朝六ツ前髪結、六ツ時より加藤家、五ツ時帰宅、無間花舜軒御墓へ参詣、夫より平佐屋敷へ立寄、松翁殿方ニ而四ツ打出、夫より出勤、八ツ後御暇、暮より加藤家へ出席、四ツ過帰宅、八ツ時臥候事、

二十一日 烈風雨、

一朝六ツ時起、今日者加藤家三段目籠手作りニ而四ツ時より差越居候所、父上様御事、夜より中村之内へ御泊り、今曉より谷山沖ニ而御釣之筈候得者、烈風故念遣敷、四ツ前より人抔遣置候所、加藤家より八ツ後婦家ニ而承候得者、未為何御左右茂無之候付、みの半首として中村之内黒木屋敷別荘迄差越見候得者、風並悪敷ニ付而御出船御取止相成居候由致安心候、倉山民五郎殿抔（朱書「マ、」二者荒難儀被存候由、父上様御同道暮前帰宅候事、夜九ツ時分臥候事、

二十二日 晴、

一朝六ツ時よりたんとふ屋敷へ差越、五ツ過帰宅、四ツ八ツ出勤、暮より加藤家江出席、四ツ過帰宅、九ツ時分臥候也、

二十三日 晴、

一朝六ツ時より加藤家、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、暮前より河野八郎左衛門殿入来、暮過加藤東市郎

殿・同清次郎殿・田中金十郎殿・中馬甚右衛門殿入来、金十郎殿・甚右衛門殿・拙者三人ニ而席画いたし候、九ツ半被帰、八ツ時臥候事、

水鶏鳴ければ東市郎殿詠歌

誰か門のあたりなるらん小夜更

た、く水鶏の音ぞ聞ゆる

二十四日 雨、

一朝六ツ時起、泊り番ニ而七ツ時出勤、出掛前へ立寄候、夕詰い十院氏へ代合、次渡等之儀毎之通と承候、

二十五日 晴雨、

一朝六ツ過起、泊り明ニ而四ツ後御暇、暮より加藤家へ参り、四ツ前帰宅候得者孫左衛門殿・彦左衛門殿被参居候、八ツ時臥候、

廿六日 後雨、

一朝六ツ前髪結び、加藤家へ出席、五ツ前帰宅、直ニ升形権五郎殿宅へ法事ニ参り候、此節より朝法事ニ

相成候なり、四ツ八ツ出勤、八ツ前隊候事、

廿七日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ過より藤島孫殿・

辻元弥兵衛殿入来、暮前被帰候、直ニ加藤家へ参り、

暮過より河野八郎左衛門殿宅之様参候而、九ツ時帰

宅、外ニ北郷要人殿・同姓多仲殿被参候、拙者帰之

節迄ハ被残り居候、

武田信繁之事 駿台雑話抜書

一 恭敬篤実の事にあらざるハなし、其中一条に、たと

ひ海は野となり野ハ海となるとも、尽未来際御やか

たに對して二心あるへからすといひ、又一条に、た

とひいかやうの御懇意にても役座へ出入すへからす

といひ、又一条に、諸人同座する時、もし好色の語

に及は、目にた、ぬやうに其座を立へしといふにて

しりぬ、信繁人から恭謹なる物から、しかも身を守

る事厳正にして、かりにも汚俗に同せず、其高風清

節古人に恥ざるへし、又一条に、今戦に赴時、敵ち

かくならハ人数を急にあらくつかふへしとあり、是

にて信繁戦陣に勇ありて兵をまわすに熟しぬる事を

しりぬ、然れハ勇威武略さへ備りけらし、易にい

ゆる知柔万夫の望とハ此人のたくひをいふへし、

廿八日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前権五郎殿へ立寄、四ツ時出勤、

四ツ後御暇、九ツ時分よりたんとふ屋敷へ参候、

暮帰掛加藤家へ参り、四ツ過帰宅候也、九ツ過候

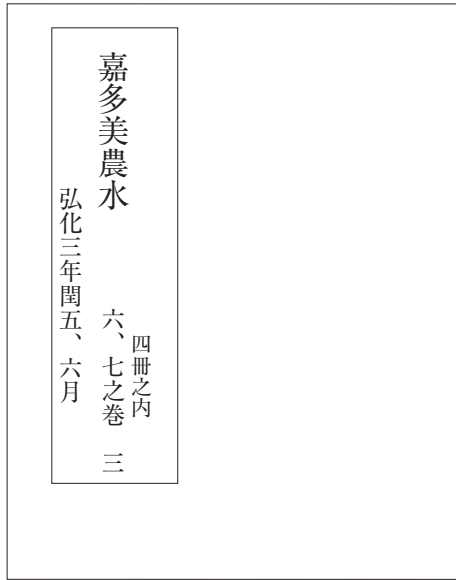
事、(朱書ニマ、一)
(知剛脱カ)
(合カ)

廿九日 晴、夕より雨、

一朝六ツ時より加藤家、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、

夜九ツ時隊候事、

（表紙）



かたミのみつ
六之卷
七之卷

嘉多美能水 六之卷

弘化三年丙午閏五月中

朔日 晴、

一 当月月番相勤候事、
 一朝六ツ時起、五ツ過出勤之事、夜入前入来院平馬石
 藏角ニ而盜賊らしき人切有之、行衛不相知御詮儀ニ
 相成、支配下之与力・足輕共行先糺方ニ而、八ツよ
 り直ニ御木屋場へ差越、暮過外同役方へ代合御暇之
 事、

二日 晴、

一朝六ツ時より加藤家へ参居候得ハ、六ツ半時分いま
 た糺方不相濟候間、早々出勤ニ而代り合候様間合参
 候付、直ニ帰宅、出勤之事、七ツ時分下町会所へ右
 之糺方名前帳持参いたし候、大鐘前帰宅、弓、暮よ
 り加藤家、四ツ時帰宅候也、

年内立春 久充上珍候

年の内にくれ行としとくる春と

いつれゆき、のミちいそくらん

盛花 是又宜候

おほかたに見ゆるそ花の盛なる

咲のこらすハちりやそめなむ

待名月 よろしく珍候

いつも聞あはれにかへて嬉しきハ

月まつけふの入相の鐘

三十になり待るとしの初に おもしろく候

愚なる身にはつもれるかひなくて

今年三十の春のミそたつ

廿年あまり八とせになんなりぬるとしの暮によ

ミ侍りける

いたつらにわかよの夢もなかはまて

三十にちかきとしのくれかな

山路菊 おもしろく候

きくの露わけゆく袖の斧のえハ

くちせて千世をこえむ山人

聞擣衣 めつらしく候

手枕の夢にたえく音信て

夜さむの衣うつゝにぞ聞

湖上立春 珍らし

志賀のうらや氷る汀のさ、浪に

今朝ハふきなす春のはつかせ

三日 霽、

一朝六ツ時起、五ツ半出勤、先日之人切未誰と不相知、

五人組合証文支配下之者共相糺候様、下町会所江御

裁許掛より御用ニ而承候、拙者出候、八ツ半時分御

暇也、帰掛前へ立寄、暮より横山氏・中馬氏入来也、

各九ツ時分被帰候也、

四日 晴、

三三三三

一六ツ前起髪結び、六ツ過より加藤家へ出席、五ツ前

帰宅、五ツ半出勤、八ツ後御暇、帰宅、七ツ時より

平田家弓、暮帰宅、藤島氏来儀之事、

五日 霽、

一朝六ツ前起髪結び、六ツ過より加藤家へ出張、五ツ

時帰宅、五ツ半より八ツ半迄御殿、帰掛升形へ参り、

七ツ過二帰宅なり、直二たんだとふ屋敷へ参り竹共

為切候、拙者歌書共持参ニ而見候、帰掛暮より加藤

家へ参候而、四ッ過帰宅之事、

六日 曇、

一朝六ツ時より吉太郎・庄次杯者拙宅ニ而劍術、五ツ半より八ツ時迄 御殿、日入前より谷山氏、暮帰宅なり、四ツ時臥候事、

七日 霽、

三三三三三三三三三三

一朝六ツ過起、五ツ半より八ツ時迄御殿、七ツ過より拙宅ニ而弓、暮より加藤家へ出席ニ而候、九ツ時帰宅也、

一今日者赤山靱負殿へ御鎗奉行へ御役替被仰付候、

八日 間々小雨、晴、

一朝六ツ時髪結び、直ニ加藤家へ参り、五ツ時帰宅、五ツ半より八ツ時迄 御殿、帰掛宮里氏へ立寄候、帰宅、大鐘より町田家へ参り、鎗稽古場江出会候、暮過帰宅、

九日 陰、間々小雨、

三三三三三三三三三三

一朝六ツ前髪結、六ツ過より加藤家へ参り、五ツ時帰宅、五ツ半より八ツ時迄 御殿ニ而候、七ツ時より拙宅弓、暮より中馬氏来儀なり、

十日 晴、月番引合郷田氏病キ故、桂氏今一日寄、

一朝六ツ過起、五ツ半より八ツ時迄 御殿、暮より加藤家へ出席、四ツ過帰宅、

十一日 陰、小雨、

三三三三三三三三三三

一朝六ツ時より髪結び、直ニ加藤家、五ツ時帰宅、五ツ半より八ツ時迄 御殿、七ツ時より弓、暮より横山安之丞殿入来之事、

一今日より郷田氏快気ニ而出勤之事、

十二日

又々郷田氏不快ニ而御届申出、今日より有川勇四郎殿月番被相勤候

一朝六ツ過起、五ツ半より八ツ半迄 御殿、帰掛入来院家・宮之城へ一刻ッ、参候、暮より加藤家出席之事、

一今日 御殿遅き次第八相良典礼殿夕詰遅き故、拙者相残居候、

十三日 雨、

一朝六ツ過起、五ツ時より升形へ参り、五ツ半出勤、

八ツ後御暇、夕方より谷氏被参候、四ツ過帰宅なり、

十五日 晴、

一朝六ツ半起候、五ツ半より八ツ時迄出勤、暮より加藤家へ出、四ツ過帰宅也、

十六日 霽、

甲申三月三

一朝六ツ前起弓、五ツ半より八ツ時迄出勤、帰宅、七

ツ時より町田家へ参り、鎗術稽古場へ出候、暮帰宅

之事、

一今日俄御吟味有之、川上孫八郎殿被相勤候人殺之よ

し、当年ハ丙午ニ而悪事余り成りと取沙汰有之候、

当月ハ猶嚴敷候、月番之込り也、

十七日 陰、

一朝六ツ時髪結、直ニ加藤家、五ツ時帰、五ツ半より

八ツ時迄 御殿、暮より加藤家へ出席、四ツ時帰宅、

十八日 陰、

一朝六ツ過起、五ツ過出勤、

(宝鏡院カ、齊興実母)
宝鏡様御病キ極々御大

切ニ付、御一門方其外何御機嫌有之、八ツ時分帰宅なり、

十九日

一朝六ツ過起、五ツ時出勤、 宝鏡院様御養生無御叶

今曉御卒去ニ而候、八ツ半御暇、帰宅、

宝鏡院様明晩御内葬一件ニ付相談いたし度儀有之、

早々出勤可致旨問合有之、日入前より出勤、四ツ御

暇之事、九ツ過臥候、書役鎌田孫右衛門殿・田代源

五右衛門殿ニ而候、

廿日 晴天、

一朝六ツ半起、昨日より病キ中々不快ニ有之、岩山氏

江出勤掛立寄候得者、玄伯殿二者留主故門弟より見

貫候、五ツ過出勤、八ツ後御暇、直二臥候事、

一宝鏡院様今晚御内葬有之候、

廿一日 晴、

一朝六ツ半起、五ツ半より出勤、八ツ後御暇、帰宅、

直二臥候事、

廿二日 晴、

一朝六ツ半起、出勤掛岩山氏へ参り門弟より見貫候、

今日より日茂相痛難儀二候、とふても上気強く候、

八ツ後より臥候事、

廿三日 晴、

一今日茂出勤掛岩山氏へ参候得者、玄伯殿被居見貫候、

四ツ八ツ出勤、八ツ後より打臥候事、

廿四日 晴、

一四ツ八ツ出勤之事、

廿五日 晴、

一朝出勤掛岩山氏へ参り見貫候、四ツ八ツ出勤之事、

病キ同断、

一今晚 宝鏡院様御本葬有之候、

廿六日

一今日より両眼甚相痛、其上いまた不快故月番引合之

有川氏へ参り、

御殿相頼候、帰掛岩山氏へ参り見貫候、終日打臥候

也、

寛文十年正月十九日

禁裏和歌御会始

春色柳先知

寛文十年正月十九日

法皇御所和歌御会始

鶯知万春

寛文十年正月十九日

新院御所和歌御会

花為佳会媒

寛文十年二月十八日

飛鳥井家和歌会始

霞添春光

同年三月廿三日

新院御所 御当座

春風 春煙 春山 春河

春木 春草 春鳥 春虫

春枕 春夢

同年四月十六日

新院御所 御当座

雨中新樹 閨蜀魂 郭公 古宅盧橘

夏月易明 河納涼 初恋

不逢恋 祈逢恋 深更別恋

恨身恋 海辺恋 山家杉

田家鳥 鞆中送日 披書知昔

同年五月十日

新院御所 御当座

残花何在 人伝郭公

盧橘子低 (朱書「マ、」)

湖五月雨 鶉船廻島 連峯照射

里蚊遣火 閑庭瞿麦 沙月忘夏

野亭螢火 翠松遶家 山家人稀

樵路日暮 晴後遠水 竹契週年

同年六月十八日

新院御所 御当座

卯花似袖 簾葵 嶺子規

閨菖蒲 庭蓬 橘花盛

行路五月雨 籬夏草 夏風

六月祓 待恋 逢恋

別恋 恨恋 絶恋

旅宿暁 山家夕 閑居灯

海眺望 述懷多 実種

たれもうき世のならハしを見聞にも

せめてつたなき身にそなくさむ

同年七月十日

新院御所 御当座

暁知早秋 識女契久 荻似人来

薄未出穂 鹿交草花

終夜聞虫

居待月

臥待月

廿日月

旅雁鳴雲 対山待月

池上翫月

禁中月

古郷月

山家月

擣衣何方 田家秋風

紅葉淺深

田家月

野径月

江上月

相互忍恋 憑不会恋

見書增恋

古寺月

松間月

竹間月

従門帰恋 人伝恨恋

松戸夕嵐

旅宿月

月前雁

月前鹿

羈中送日 寄神祇祝

月前虫

寄月祝

寛文十年八月十五夜

寛文十一年正月十九日

禁裏御会御当座

禁裏御会始

十五夜月 雨後月明

草露照月

貴賤迎春

月前秋風 閑山見月

月浮流水

寛文十一年正月廿三日

暁月厭雲 寄月契恋

寄月待恋

新院和歌御会始

寄月逢恋 寄月別恋

寄月恨恋

風光処々生

月前旅行 月前眺望

月前祝言

寛文十一年亥正月

寛文十年九月四日

公宴御当座御会

新院御所和歌御会

初春雪

山霞

朝鶯

月契千秋

余寒氷

梅薫風

河柳

寛文十年九月十三日

春月

春雨

遠帰雁

禁裡和歌 御当座

春曉花

春夕花

池辺藤

十三夜月 不知夜月

立待月

暮春

不逢恋

過不逢恋

遠恋 夢逢恋 後朝恋

恨恋 名所滝 浦松

渡船 鞆中橋 寄世祝

寛文十一年二月五日

飛鳥井亭和歌会始

春風先發苑中梅

寛文十一年亥二月十四日

新院御所御会

海上霞 里梅 野春草

春晓月 婦雁稀 見上花

惜落花 松上藤 苗代蛙

暮春浦 忍涙恋 不逢恋

初逢恋 恨身恋 名所恋

旅宿夢 古寺鐘 夕眺望

社頭祝

寛文十一年亥二月七日

禁裏御会御当座

霞 鶯 梅 柳 春月
花 落花 雉子 藤 暮春

暁 夕 松 鶴 山家

田家 旅 夢 述懷 祝

寛文十一年五月七日

新院御所御会

処々立春 梅近聞鶯 对花無憂

松下躑躅 河五月雨 行路夏草

晚夏蟬声 初秋朝露 萩花藏水

暁更初雁 葦間水鳥 寄天忍恋

寄山契恋 寄木厭恋 寄鳥伝恋

寛文十二年正月十九日

和歌御会始

梅花薰砌

寛文十二年正月廿二日

新院御所御会始

後会契花時

寛文十二年正月廿九日

飛鳥井家御会始

松含千年色
寛文十二年二月朔日

御当座御会

江上霞	野鶯	山残雪	梅薰袖
春晓月	遠尋花	花盛開	花隨風
岡雉	暮春藤	初恋	忍恋
不逢恋	析恋	契待恋	逢増恋
惜別恋	後朝恋	立名恋	恨恋
関路鶏	浦松	窓竹	山家嵐
田家水	旅行	旅宿	夕眺望
神祇	寄道祝		

寛文十二年八月十五夜

禁裏御会御当座

十五夜晴	月前風	月前煙
月前霜	月前萩	月前萩
月前薄	月前松	月前杵
月前紅葉	禁中月	故郷月
山家月	田家月	草庵月
月前雁	月前鹿	寄月旅
寄月眺望	寄月祝	

寛文十二年十月廿三日

禁裡御会御当座

初冬曉	夕落葉	山寒月
浦千鳥	網代雪	屋上霰
歲暮梅	寄月恋	寄橋恋
寄木恋	寄鳥恋	寄衣恋
峯上松	窓前竹	寄道祝

寛文十三年正月廿三日

新院御所和歌御会

興遊未央	飛鳥井亭和歌会始	苗代蛙
寛文十三年正月廿八日		
植竹為友		
寛文十三年二月廿二日		
水無瀬殿御法楽		
霞中滝	里梅	野春草
雲曉月	帰雁稀	見山花
惜落花	松上藤	

暮春浦 忍淚恋 不逢恋

初逢恋 欲別恋 恨身恋

名所松 旅宿夢 古寺鐘

夕眺望 社頭祝

寬文十三年二月廿五日

聖廟御法樂

浦早春 隔霞聞鶯 梅盛

柳靡風 春曙雲 婦雁

朝花 夕花 夜花

岡躑躅 路苗代 山家惜春

首夏 樵路郭公 早苗

五月雨晴 野螢 峯夕立

稍蟬 曉知早秋 草花

野店虫 湊秋夕 初雁

待月 逐夜月明 在明月

擣衣 紅葉 折菊

暮秋霧 落葉有聲 寒庭霜

千鳥 冬月 里雪

海辺松雪 神樂 寄雨恋

寄煙恋 寄初草恋 寄鷹恋

寄我栖恋 寄衾恋 湖上雲

山館閑居 遠村竹 田家水

羈中橋 松久友

寬文十三年六月廿五日

聖廟御法樂

子日 竹鶯 江上霞

雪中梅 岸柳 春夕月

婦雁 初花 花埋路

雲雀 新樹 蜀魄

盧橘 夏草 夏月涼

野夕立 水辺螢 七夕

聞萩 薄露 秋田

雨夜虫 月契秋 滝月

擣衣 菊久馥 黃葉

初冬 時雨 寒草

氷初結 冬月 積雪

鷹狩 寄日恋 寄雲恋

寄山恋 寄河恋 寄門恋

寄床恋 寄草恋 寄木恋

寄車恋 寄鏡恋 晝寝覚

山家 浦船 旅行

述懐 寄松祝

寛文十三年八月十五夜

公宴二十首

三日月

なか空にしはしハ見はやみか月の

入かたちかき西の山端

上弦月

やまの端をいつはなれてか宵の間も

入さをいそく弓弦の月

望月

いつかあれと今宵もなかの秋の月

わきて世に、ぬ影のさやけさ

不知夜月

浮雲ハ晴て隈なきやまの端に

出る間おそきいさよひの月

立待月

雲霧も名残のこらぬ尾上より

光かひあるたちまちの月

居待月

萩の葉の色も身にしむ窓の内に

ひとり居待の月そさし入

臥待月

敷妙の枕さためすふし待の

月ハほとなくむかふうれしさ

廿日月

秋の月今宵わつかにいて、たに

みしかき夏の空としもなし

在明月

名残あれや光りをさまる限りをも

在明の月になかめつくして

下弦月

引とめて猶見まほしく弓弦の

月かけなから明る夜ハおし

寄月忍恋 寄月不逢恋 寄月待恋

寄月別恋 寄月恨恋 旅宿月

旅泊月 故郷月 古寺月

社頭月

重陽

菊香春不如

延宝改元十月十三日

禁裏御当座

霜夜月冴

曉聞千鳥

炭竈雪深

寄木逢恋

寄枕忘恋

山村夕立

薄暮眺望

延宝二年正月十九日

禁裏御会始

雪消氷又积

延宝二年正月廿七日

新院御所御会始

青柳風静

同年八月十五夜

禁裏御会御当座

十五夜月

山月

花洛月

月前雁

寄月述懷

延宝三年卯三月十四日

太上天皇八十御賀於

霞

納涼

雪

同十四日 御当座

对亀争齡

太上法皇八十御賀之為御祝從

禁裏御送物之目錄

四季之御屏風金地一雙

今上皇帝御製御短冊

新院御製御短冊并十二首和歌之短冊
入道二品親王尊証御筆
四季繪土佐將監之筆

太宗御屏風 一双

銀之御杖 一本

御樽 三種

御肴 三種

黄金 五枚

今上御製

君か手にけふとる竹の千代の坂

こえてうれしき行末も見ん

御返し 法皇御製

つくからにちとせの坂もふミ分て

君かこゆへき道しるへせん

延宝五年冬

法皇新御所御移徙御賀

緑地岸有松鶴

貞享五年正月廿四日

禁裏御会始

柳弁春色

貞享五年二月十日

仙洞御夢想

みえかねてか、むおのへのはなの香に

松の色そふはるのあけほの

春日社御法楽和歌

初春 山霞 夜梅 春曙 待花

惜花 暮春 郭公 夏月 夕立

早秋 萩風 初雁 秋夕 野月

江月 菊露 落葉 千鳥 朝雪

祈恋 契恋 逢恋 別恋 久恋

恨恋 暁鷄 浦松 窓竹 旅宿

神祇

元禄二年二月十三日於

凝花洞詩歌御会

見花 翫花 折華詩 峯上花 岡花

滝花 池花詩 橋辺花 花似雲 花似雪

後日可献とて白短冊

月前花 (朱書「マ、」) 月前花 雨後花 花梢 花枝

花木 花袂 花衣 惜花 落花

寄花契恋 寄花逢恋 寄花別恋 寄花変恋

寄花旅

寄花夢 寄花述懷 寄花懷旧 寄花祝

元禄十一年正月十四日

仙洞御会始

柳絲緑新

元禄十一年正月廿四日

公宴御会始

松竹春増色

元禄十二年正月十二日

仙洞御会始

遠山如画図

元禄十二年正月廿四日

内裏御会始

雪消山色静

元禄十三年正月廿四日

仙洞御会始

亀万年友

元禄十三年正月廿四日

内裏御会始

椿葉春久

元禄十三年十二月廿四日於 仙洞御所御会

若菜 鶯馴 春雨 翫花

躑躅 新樹 郭公 瞿夏(麦九)

野薄 遠鹿 秋田 見月

菊露 竹霜 千鳥 望雪

聞恋 逢恋 岡松 慶賀

元禄十四年正月十二日

仙洞御会始

幸逢太平代

元禄十四年正月廿四日

公宴御会始

水石歴幾年

寛文七年九月十三日

新院月次和歌御会

十三夜 聞擣衣

同日 御当座

はなすゝき はしもみち

うちもねす おもふこと

同年十月廿四日

新院月次和歌御会

落葉混雨 恨後絶恋

同日 御当座

冬曉霜 山寒月 孤島千鳥

葦間水鳥 水留流 水路新雪

市中雪 常盤木雪

歲暮梅 不逢恋 久折逢恋

兼厭別恋 名立恋 恨不言恋

山家人稀 古寺鐘 夕陽映島

鞆中橋 名所鶴

同年十一月十三日

新院月次和歌御会

朝雪 庭上竹

同日 御当座

落葉 時雨 寒声 霜 水

水鳥 冬月 霰 雪 炬火

待恋 逢恋 契恋 別恋 恨恋

山河松 竹祝

同年十二月十七日

新院月次和歌御会

惜歲暮 寄鏡祝

同日 御当座

朝時雨 夕落葉 寒草霜 冬月牙

瀉千鳥 霰似玉 遠村雪 海辺雪

閑中雪 向炬火 不逢恋 忍待恋

祈不逢恋 急別恋 恨身恋 隣里鷄

薄暮嵐 水郷煙 鞆中衣 寄竹祝

寛文八年申正月十九日

禁裏御会始

禁中佳趣

寛文八年正月十九日

法皇御所御会始

每日有春

同年正月廿二日

新院御所御会始

春日望山

同年正月廿八日於飛鳥井家会始

初春祝君

同年卯月廿一日

杜首夏

聞郭公

故郷慮橘(慮力)

湖五月雨

禁裏御会御当座

瀬夏月

島夏草

夏夜待風

対泉避暑

更衣

聞郭公

浦夏月

梅雨

寄月恋

寄江恋

寄杉恋

寄蛛恋

江蛩

軒慮橘(慮力)

水鶏

夕立過

寄鏡恋

古寺嵐

山家人稀

旅宿暁

河洞涼

忍恋

逢恋

経年恋

寄玉述懷

寄天祝

羈旅

眺望

社頭祝

同年七月廿二日

新院月次和歌御会

寛文九年酉正月十九日

閑庭露滋

依忍増恋

禁裏和歌御会

同日 御当座

滝音知春

早秋雨

七夕

暁萩風

萩露

寛文九年正月十九日 法皇御所御会

田鹿

初雁来

山月

湖月

霞春衣

擣衣

紅葉浅

寄星恋

寄河恋

同年正月廿二日 新院御所和歌御会始

寄松恋

寄鳥恋

寄床恋

関路恋

栽梅待鶯

浦松

山家灯

旅宿夢

神祇

同年二月十九日 飛鳥井家於里亭会始

同年 新院御所御会御当座

対鶴争齡

八月十五夜 待月

見月

翫月

同年六月廿二日 新院月次和歌御会

松間月

竹間月

草露月

菊籬月

蛩火照橋

月前鹿

月前雁

月前虫

都月

砌下栽竹

嶺月

河月

野月

故郷月

同日 御当座

水郷月

寄月恋

寄月旅

寄月祝

同年九月廿九日

新院月次和歌御会

残菊句 暮秋恋

同日 御当座

早秋朝山 幽栖荻風 野鹿交萩 暁天雁飛

枕上聞虫 山館見月 海辺暁月 擣衣何方

紅葉増雨 暮秋残菊 欲出言恋 欲立名恋

祈不逢恋 不見書恋 不来恨恋 嶺上雲深

薄暮村煙 旅宿夕雨 述懷依人 社頭祝言

同年十月廿五日 新院月次和歌御会

枯野曙 塩屋煙

(家康) 神君駿府に被為在候比江戸江御成有之、還御之

後駿府より (秀忠) 台徳院様之御台 (江懸) 崇源院様江被進

候御文写

一筆申入候、まつく日増ニ暖氣ニ成候而暮し能候、其御程弥御無事若達茂息災ニ候哉承度候、(朱吉ニマ、) 冬年ハゆゑるく掛御目悦入候、其節者何かと御両所之御世話共老後之楽ニ御座候、能々表へも頼入候、

一竹・国殊之外成人悦入候、夫ニ付先比其地江參候節

竹へ付人之事被申付候様ニ申置候、定めて被申付候

半と存候、

一国事者一体殊之外発明成生付ニ而重疊之事、其方別

而御秘藏之由左様ニ可有之事ニ候、夫故存寄申入候

間能々御心得生立候様可被成候、

一幼少之者利発ニ候立木之儘ニ而育候得者、成人之

節氣随我儘者ニ成り、多くハ親の申事茂きかぬもの

にて候、親の申事をさへ聞ぬよふニ成候へハ、召仕

候もの、申事ハ猶以の事ニ候、左候得ハ、後々国郡

を治ル事は扱置身茂立申さぬ様ニ成申候、一体幼少

之節は何事茂直成者ニ候ま、如何様ニ窮屈に育ても

最初よりの仕付次第にて、外より存するほとハ太儀

茂なく候、是を植木ニ譬へ候得者、初二葉にてかひ

割候節人の産立と同じ事故随分養育いたし、最早一

二年茂立枝葉多成候節に添木いたし、直ニ成候様結

立、其内あしき枝ハかき、年々右之通手入いたし候

得者、成木之後直成能木ニ成申候、人も其通四五歳

よりハ添木の人を付置候而、悪敷枝の我儘に育たぬ

様ニいたし候後、直ニ能人と成申候、幼少の時は育さへ致せは能と心得我儘に致置、年比ニ成急に異見いたし候而茂我儘の悪敷枝計繁り、本心の本木ハウせ候事故直り不申候、是に者今以存置之事有之候、三郎出生之節年若ニ而子供珍敷、其上ひがひす故、育さへすれば能と心得、氣のつまり候事ハいたさせす氣儘に育て成人の上急にいろく申聞候得者、とかく幼少の時行儀作法ゆるやかに捨置候、親に孝する事を不存心易く存候、後は親子の争ひの様ニ成候而毎度申ても聞入す、却て親を恨ミ候様ニ成行申候間、夫（朱書）こひ候ま、外の子共は幼少より我等か前にて行儀作法能仕付候者ニ申付置、若少しにても不行儀我儘の事は我等江かくし不申一々ニ申聞候様ニ申付置候而承り置、前へ出候節或はしかり、又ハ是はケ様には致さぬものと一々申聞候故、かげ日向なく直ニ育申候、第一親をこハく存候得者慎能、幼少より親江孝行致候事を覚へ、其上小身者と違ひ召仕候者の申事を能承り候様ニ申事專一ニ申聞候事、親の在内は慎ミ候ても親居ぬ時節ニ成国郡を失ひ候、

古より多く有之候、とかく常々側にて召仕候守の者第一孝行と天命と下へ慈悲をかけ、武家の事幼少より申聞候得者、自態（然力）と身持能成候ものニ候、君臣と申事定りし事ニ候得とも、君たるものハ臣を君と心得候事專一のよし、我幼少より安部大藏毎度申聞せ申候、尤、臣として君に仕へ候事ゆへ如何様ニ無理なる事をも無是非承り、無道の君へもつかへ候とも夫ニ而者まさかの時の用にた、ぬものニ候、兎角上よりハ何事ニよらず慈悲をかけひひき（朱書）へんはなく、賞罰を正しく臣を君の元と心得候得者能候、臣ありての大名なれば召仕の者ならてハ大名のせんなく候、兎角幼少のものには召仕候もの、申事を能きけく（朱書）と常々御申聞せ被成候事專一の事ニ候、人ハ人を鏡として身を正し候外ハなく候、

一我儘にて終に願望叶事決而なき事ニ候、第一我儘にて親を思わす親に見かきられ、第二ニ親に疎まれ、第三朋友に疎まれ、第四召仕ふ者ニ疎まれ、第五我身の願事悉く叶ハす、右五ヶ条之通成行候得者身を恨ミ、天道をうらミ、後二者わつらハしく心乱る、

より外無之候、唯幼少よりもの毎自由にならぬ事
能々心得申度事二候、

一大名ハ惣領ハ格別、次男よりハ召仕同様之心得候事
常々申聞、（朱意「マ」）育時より能々心得候様ニ只々可申候、次
男のいせひつよきハ乱之元ニ候事、

一幼少之節万事ニおふよふニ軽きもの、ものいひまね
ぬ様ニ心得候事、夫とも余りおふやう過てハ却て
下々情に委からず慈悲の心薄く成申候、常々の遊び
に国の名産の事或は大名の家筋・家からの事并家来
共あれは何の代よりの譜代者・何の節に手柄・何の
節の高名等いたし、子孫など咄しいたし候得者、幼
少より家中の如在ニならぬ事共聞度候得者、成人の
後自然と仕置行届申候、大名の自心稽古の事ハ弓馬
第一、鎗長刀劍術と心得申事然と^{本のま}なくてハならぬ事
二候、

一学問ハ大名は自身博学に成に不及、学才有之者に
常々其道の講釈承り、其外物の義理善悪の事、行作
のよき人の行儀作法、名将忠臣の物語、佞臣主の心
をくらし、其国を乱し代々国郡を失ひ候事共常々

承置、我身の曲尺ゆかまぬやうに心掛候事第一二候、
一兎角人の道ハ五常を守り候に止りて、其外の我身の

鏡なくては何事茂しれぬもの二候、常の鏡と違ひ外
よりとく事ハなく、我心を心にてとき立申候事、我
身の行ひのあしき鏡の照さぬ故ニ而候ま、その曇
らぬやうに致事ハ常々身の行ひの善悪を人に尋るよ
り外ハ無之候、悪きを聞事を悦び、其座に其悪を改
め善を作り候ものほふびを遣し召仕候得者、次第に
鏡ハ照し身の善悪其席にて知れ、家中の善悪を聞事
民百姓之取沙汰居ながら知れる事二候、身の善を聞
を好ミ候得者、佞臣茂氣に叶ひ候事計いふやうニ成
行、身の悪を聞事悦候得ハ忠臣日々進ミ、忠言を
時々きく事ハ一身の行にて天地の道は叶事二候、此
所二者此所主たるもの第一の稽古二候、召仕者利口
にてきてん者ニ取入所ニ而候、何事茂正直成友を撰
ミ召仕候事第一の事二候、

一井伊兵部事、平日言葉少く、何事茂人にいわせ承り
居気重く見申候得共、何事も了^{了簡}けん決し候得者直
ニ申ものニ而候、取分我等何を了簡違ひか評儀違ひ

か為にならぬ事ハ皆人の居ぬ所ニ而物静ニ善悪を申ものニ而候、夫故後に何事茂先内相談いたし候様成申候、

一身のたしなみの事、人にすぎきらひ・得手不得手有之事ニ而候、兎角物片よらぬやうに為致候事、譬は四季の花いろくさまくニ候間何れ茂詠め有之候、どくたミと申草花も香もあしきものにて、何事の用にも立不申候草のようなれとも、湿の薬にはせんし用候得者薬ニ而候、其ごとく何芸も人の覚候事ハ承り置、何その時に入用之事ある物にハ間々有之事ニ候、夫ハ大名の別てハいたさぬ事ニて候、我等中年比迄碁を一向に不存、人のうつさへ不用のもの氣つまりにて用にもた、ぬ事とはかり存、人の好ミハうつけもの候様存候所、近年碁を覚候得者雨降り徒然之慰にも成、先達而うつけものと存候ものを相手にいたし候、是にて察し候、何事もせんのなき事は古へよりいたしおかぬ事ニ候、呉々も自分氣に入しものを善きと存、氣にいらぬ者を悪きと存せぬやうにいたすこそ第一の事ニ存候、只身の智恵の届ぬ事朝

夕存事ニ候、

一幼年の者得手氣ニ入らぬ事を申聞せ候時、側にありあふ器をなけほふり物をそんし候事、虫氣故と計心得捨置候事甚親の毒を増と申ものニ而候、先虫氣ニ候ハ、灸治薬を用ひつものらぬやうに可致事ニ候、成人の後茂何そ氣に入らぬ事有之候得ハ、物をそこなひ候事間々有之候、是全く我儘のつもの候故の事ニ候、器物ハ損し候而も其通の事候得ハ不苦、後ハ召仕候もの氣にいらぬ事申候て手打にいたし、氣かさえくといたしたるこそに覚へ候様ニ成行事ニ候、

病氣根入ふかくならぬ先にはやくなをす事ニ候、

一堪忍の事身を守の第一ニ候、何事の芸術も堪忍なく(朱書「マ、」)てハ致覚へ候事茂ならぬものニ而候、天道に叶ひ身の我儘を致さぬかんにん、地の理に叶ふて先祖よりの一郡一城をうしなひ申さぬ堪忍、人和を得て我氣随を致さぬかんにん、其外身体ことく堪忍を用る事ニ候、仁は我儘に召仕もの并民百姓の賞罰を正しくいたし、疎をもめくミ短をも足す、是仁の堪忍なり、君に仕へて身命をかへりミす一度も約をたか

へす、是義の堪忍なり、人のことを先にして身の事を後にし、起ルより寝るまで行義正しくする、是礼の堪忍なり、我にまんして人をなひかしろにせず、是智の堪忍なり、君父に仕ふるより仮初にも表裏輕薄をなさず、是信の堪忍なり、古法を守り我物好をせず、美器・美服色に目を動さず、是目の堪忍なり、美香を好す穢らハしき匂ひニもをかされず、是鼻の堪忍なり、雷又ハ戰場ニ而弓・鉄炮の音も恐れず先陣にす、ミ高名をとくる、是耳の堪忍なり、酒を過さず美味を食せず、是口の堪忍なり、其外手足にも堪忍あるなり、右堪忍を一生の間全く守るものハ大身ハ家をおこし国を治む、小身は身上をおこし家を治む、堪忍の成事は十全にいたらねは家をもおこす事ハならぬもの也、譬へ十の内ハツ九ツ守り、一ツ二ツ破り候得者、其破れ候所にて夫迄の堪忍はいたつらに成行ものにて、大方の堪忍強もの、是迄ハこたへしか、もはや堪忍ならぬと申事ニ而候得共、義に依て破るは破るといふとも行ハる、ものにて候得共、おふくは我智恵みしかきより我儘に落入て身を

はたし候、家をやふり国郡を失ふ、譬ハ弓を射る者ハ手前よく引渡し、はなれてゆゆるミ持出し扱して、初めのよき手前もいたつらに成様になるものにて候、兎角堪忍ハ十全ならねハ堪忍の詮ハなき事ニ而候、日本ニ而ハ堪忍十全の者は楠正成一人ニ而候、又初めより一向堪忍の気なしと言葉にも出し行ひしハ、近世武田勝頼ニ而候、夫故一生の行ひ道に叶はず、先祖より数代の家を失ひ身を果し申候、織田殿は近世の名將にて人をも能々遣ひ、大氣にて智勇もすぐれし人にて候得共、堪忍七ツ八ツにて破る、故、光秀か事もおこり候、又豊臣殿は古今の大氣智勇至て堪忍つよかり候故、卑賤より二十年の内に天下の主ともなられ候程の事ニ而候得共、夫もあまりの大氣故分限の堪忍破れ候、大氣ほと能き事ハなく候得共、夫も身の程をしらす万事花麗に過分の知行、其外人に施すハ大氣ニ而はなくおごりと申ものニ而候、知行其外施すも品も其分に当る事こそ能候、一奢心なく物事儉約を用ひ、常に其程を能く知るを以て政道正しく候といふなれば、下々ハ過分知行、其

外給物其ほとくりに施しあたふるを奢者に引当て、
りんしよくに取沙汰いたし候、古より賢君賢主の過
分に給物万事花麗の行ひハなく、身の慎みに儉約を
用ひ候事二候、

一惣して召仕候者の何ぞ仕落不調法ニ而しかり候事、
其者の能々得心いたし、向後改させ候やうにいたす
事、主人たるもの、專一二候、我等年若より専ら心
掛候故異見を加へ候者を改めぬ者ハなく候、兎角い
かやうにも人のすた、ぬやうに致度事二候、先あや
まち候者へそのあやまち候事はかり申てしかり候故、
心得違ひいたし主人を恨み候やうニ成行、夫迄能々
勤候ものも不足の心出来不勤ニ成候而、主人もおろ
そかのやうに成候事、全く異見のいたし方あしき故
人をすてると申ものニ而候、異見致方と先そのもの
をよひ出し、一人側に取成シ候者を置外の者をしり
そけ、常よりも言葉をやわらけ、前々其方ケ様の筋
何の手柄をいたし、何の節能勤候など、其者の心を
よろこはしめ、其後ケ様不調法其方ニハ似合ぬ事と
申能々申聞、呉々此已後相改め前々の通心付勤候様

二申聞候得者、其理にふくし身の誤を存分相改候者
ニ而候、主人たる者一人にても能人の出来如何様の
軽き者ニ而も、科人の出来ぬ事のミ心かけ、身を慎
み候事専用ニ而候、増して並々の者決而ぬけかちの
事ニ而可有之、其行届ぬ所は主人より行届候やうに
心付、不調法にならぬやうにいたし、召仕ふ心懸第
一の事ニ而候、召仕候者科に申付候者多くハ主人の
科ニ而候、

一主人の風儀者側廻りに召仕候者の風俗大切ニ候、上
の事下へ知れぬやう、下の事ハ能々上へ知る、やう
に可有事、取分氣ニ入候者風俗心掛肝要の事ニ候、
其者一人ニ而一家中の風俗へんし善悪有之事ニ候、
一治世にも身を楽ミ持候事、保養にもあしく、何にて
もわさのなき時は婦色いろくの悪事出来候ま、
朝起てより臥までの行儀を定め毎日之通ニ致候事、
食事も常々美味はかりたへ候而ハうまき物にあらず、
平日食物随分軽き味ひのもの宜敷候、月に両三度ハ
美味たへ候而茂能由承及候、

一近年日課を六万遍ツ、となへ申事、老人のいらぬ過

役二候、遍数へらし候様二皆々申聞候、成程数へら

し候へ者らくに成まいらせ候得共、幼少（よりカ）二戦国に生

れ多くの人をころし候得者、せめてつミほろふしに

も成申候半、且年若より一日も隙二暮し候事ハなき

身故、当世は静故隙過て困り申候、何そのわさとい

たし度候得共、夫もいらぬ事故念仏を日々の稽古事

の替りニいたし候ゆへ、毎日朝起いたし夜ハはやく

休ミ不申、おこたらぬやうに心掛候事、夫故食事も

あたり不健（申脱カ）やかにて、念仏のをかけとそんし候、古

へ申伝へ候、其主人の行儀正さんと思は、平日の

おきふし刻限と食事の日々同し事か、又多少有之か

く行儀正不告知れ申候由、左様ニ可有之事二候、惣

して気丈過候てハあやうき事二候、勇氣ハ訳而なく

てハならぬ第一の事二候得共、只やわらかに大様に

有度事二而候、側に召仕候者かさつに無之様可被申

付候、

右之趣よくく御申聞せ、只直ニ父母兄弟の中私儀

作法ミたれぬ様二只々御育可被成候、

右之文ハ国へ御渡し置、成人の後も能々相心得候様

二御教示可被成候、可祝、

二月廿五日

かへすく、呉々も国事随分御心付被成、右之通ニさ

へ御育被成候得者、あんし申事無之候、以上、

御章時代考 神君御隠居慶長十年、駿府

御城御普請成就慶長十二年、然者凡慶長十三四五六

年之間敷、神君御年齢六十七八歳、台徳院様御

年三十歳、大猷公（朱書「マ、」
（家光）

（徳川光圀）

西山様より若殿様江被仰進候御伝言之控

一御読書之儀、前々より被仰進候御身の益ニ罷成候段

ハ不及申、文字御働き候得者当分御用いたり候之間、（御カ）（候而カ）

御老年之後甚御慰ニ罷成事二候、依之被出御精候様

ニと被思召候事、

一武芸之儀何も少々ツ、御心掛不被遊候而不叶儀、就

中鎧ハ長道具ニ而取扱難成物二候、尤、大將は御自

身之働ニ不及、御馬の先にて諸士鎧を合候を被成御

覽候得共、如何様の事ニ而御自身鎧を御取候事有之

間敷物ニ而無之候、其節日比御稽古無之（本ノマ）あいかふり

等御手ニ入不申候而者御用に立不申候間、能程ニ御習被遊候様ニと被思召候事、

一 劍術者御身の困ニ罷成候儀御心得不被成候而不叶儀、就中居合被成御習御尤之事ニ候、居合抜のうへニ而者或は四寸のつまり・屏風・水風呂の内にて四尺の刀を抜など、申候事有之候得共、それは所作の上にて一ツも御用ニ立不申儀、居合者抜口一種の物ニ候、抜口を致吟味候ハ抜打の当りつよく候ため、縦ハ二打三打にて參候所抜口能あたりつよく候得者、一打にて參候物是許多之益ニ罷成候間、御稽古被成候様ニと被思召候事、

一 大兵ハ三四尺之刀をも自由ニ振廻し用を成事ニ候得共、大祇(抵力)の者ハ大刀ハ手にあまり甚不益の事なり、大殿様御若年比より御試被遊候ニ、二尺五寸より上の刀は御手にあまり候、若殿様ニ者何ほとニ御成長可被遊儀難計被思召候得共、長刀ハ必御好被成間敷候、御脇差ハ一尺七八寸より二尺迄、御刀ハ二尺三四寸迄ニ可被成候、だてを被成長刀を御指被成度被思召候ハ、何程ニ而も空鞘を被仰付候、身は必

右之寸尺と御心得可被成候事、

一 軍法ハ大将御存知無之候而不叶儀、万一御用御承御出馬の時士卒之被召仕様、備立御存知不被成候而者不相成儀、一騎前之御働ハ匹夫之勇ニ而御用ニ不立儀、今時之軍者人をたましたふらかす様成儀猶以無用之至、(栗田七兵衛力)幸西田七兵衛御近習ニ罷在、(謙之)鎌信流之軍法覚候而罷在事候間、軍学一通ハ七兵衛へ御聞被成可然被思召候事、

一 軍学之根本ハ七書より外ハ無之候、大殿様御若年之時より七書を御覽被成、大要御心得被成御座候、三略六韜其外何茂軍学之道理を説述候書ニ而候得共、就中孫子・呉子を專要と致事ニ候、然共孫・呉子軍法者巧なりといえとも行跡は不足学、たとへハ上州筋夜討強盜之類それくの法有之、続松之ふり様別而夜討の大切とする事なり、強盜の中にも頭立たる老功之者ニ続松をふらす事なり、ふり様悪時は働き不宜、此故に続松之役を肝要として防者之方よりも、続松ふりを目掛けて早く討取様ニいたす事也、是等ハ武士の心得に罷成事ニ而、夜打強盜之所為ニも

能事之無にハあらず、然共夜討強盜ハ大なる悪事なり、孫子・呉子も如斯ニ而可取所をとり可捨所を捨候様ニ、御心得可被成候事、
〔徳川光圀御教訓〕より補

一 常々算盤を御習、算勘を御心得候様に△と被仰進候儀、役人に被為成候御身にても無之、何ゆへと可被思召候得共、算数御存知無之候而者備立人数之配様不罷成物ニ候、たとへハ三百坪一段之場ニ騎馬之侍何程被立申候と申事、御馬上にて御覽之内ニ御つもり被成候様無之候而者、忙キ時節急用之間ニ者合不申物ニ候、尤、軍学備立心得候者御側に可罷在候得共、如何様之事ニ而其者不罷在候之時は御用欠申候、依之御自身御心懸不被成候而不叶儀、

大殿様二者御若年之時より地坪ニ被付御心、何段何町之場即時ニ被成御覽候間、御心掛なされ候様ニ被成度思召候事、

一 大将之宝者堅固なる城郭・さねよき甲冑、此二ツより外は無之候、然共城郭・甲冑外に有之物ニ而者無之候、常々被召仕候諸士則城郭・甲冑ニ而御座候、何ほとさねよき甲冑を着、堅固成城郭ニ籠候而も、

士卒之心はなれ候而者用ニ立不申候、士卒合心之時者何程之城郭・甲冑にもまさり申候、たとへハ人の身近き宝は刀脇差に過たる物ハ無之候、然共鞘はしりて手足を切事も有之候、士も如斯にて御身の守りに罷成宝ニ而候得共、鞘はしり怪我をする事無之様二人を能見立候而被召仕候事肝要ニ候、畢竟之所御恩に感じ申候ハ刀脇差の身の守りニ罷成候ことく、怨を合申候ハ鞘はしり怪我をすることくにて候間、御恩ニ感怨を合不申様常ニ可被召仕事、

一 御家中諸士之筋目を御存知被遊候様可被成候、たとへは駿河以来源威公〔徳川頼房〕江御付人四十九人の末者誰々、其外源威公御代 大殿様以来被召出候故參・新參之差別、由緒・来曆御存知被遊候様可被成候、あなた〔まわ〕に御書記被置候物も有之候、御所望ニ被思召候ハ、可被進候間被成御覽、又々人々の物語をも被成御間、御存知被置候様ニと被思召候事、

一 常に御身うミ不申様ニ御身持可被遊候、大殿様御若年より御身持健ニ被遊候故、御老年之後迄も万一如何様之時節、大寒大暑ニ野陣を御はり被

成候而茂、少茂御いたミ被成候事者無之様ニ御身持

被成候、御身は習からの物ニ候間、健ニ被為成候様

ニ御心掛可被成候、

大殿様ハ三木別所屋敷にて御誕生、御五歳迄者柵町

ニ被成御座、杉と申乳母・らいと申はした・庄九郎

と申御草履取男女三人より外ハ不被召仕、被召上物

抔茂随分軽く御そたち〔徳川光圀卿教訓〕より補被遊候処、御家督を御取被

成、三十年御政務を被成、今以御息災に被成御座

候間、此段を能々御考被遊候様被思召候事、

右十件、江戸交代之御暇に西山江參上候節、大殿

様より若殿様江被仰進候御伝言也、

辰八月六日

安積覚兵衛謹記

右、弘化三年丙午六月廿日於御兵具所詰所写之、

弘化三年丙午春交代琉球在番村橋左膳殿乗船、

当三月廿八日出帆之所、同月廿九日之夜破船之

所、右之内水主式人草かき島へ上り助命ニ而、

六月十一日鯉胤船より被相助帰着、坊泊横目よ

り御届書

覚

坊泊

久志浦之

嘉藏

新四郎

右者、一昨十一日鯉胤方として、坊津下之浜之喜次

郎舟草かき島へ差越候所、人声仕候付島近乗掛申候

処、右之者共琉球御在番衆御乗船水手之由ニ而、今

曉列帰候段申出候付形行相糺候所、当三月廿八日山

川致出帆、翌廿九日朝口永良部島沖江乗掛申候所、

東風強折角折走仕候得共、口永良部島江難取入無是

非八ツ時分乘戻り申候処、漸々雨風強黒島沖ニ而梶

尻掛繩扨切、既危体ニ而乍漸相陵、夫より任風相流

黒島沖三里計之所より夜入、誠真之暗夜にて流居申

候所、夜九ツ時分草かき島之内飛瀬江乗掛及破船

散々罷成、右之者共不意ニ助命仕候段申出候、外人

数之儀者暗夜殊ニ大時化ニ而如何様相成候茂相分不

申、翌朝ニ罷成候所船滓類如何流失仕候哉一切相見

得不申、且食物之儀者ひな并鳥類取得助命仕候段申

出候、委細之儀久志役々共より可申出候間、此段御

届申上候、以上、

但、右式人共久志江列帰申候間、此段茂御届申上候、

午六月十三日

横目
伊瀬知平太

右同
鹿島直左衛門

大目付座

御目付衆中

右同断二付久志・秋目役々より御届書

一当年式拾八才

久志・秋目今村浜之
嘉藏

一当年式拾五才

同所之
新四郎

右者、宝久丸式拾三反帆船上町之別府藤太郎・沖船

頭下町之古川徳兵衛船より琉球御在番奉行衆御乗船

水主として当三月廿八日山川出帆ニ而、翌廿九日朝

（口脱カ）
永良部島近所まで乗掛折角折走仕申候得共、東風強

口永良部島江難乗入、無是非同日八ツ時分より乗戻

り、漸々雨風強く黒島沖ニ而梶尻掛繩扨切り、既危

体ニ而乍漸相陵キ、夫より任風相流、黒島西原沖よ

り三里計り之所より夜入、五里計之所より帆を下ケ

風ニまかせなかれ居申候処、夜九ツ時分茂候哉、草

かき島内江飛瀬有之候処、右瀬脇ニ而大波沓ッ舟内

江打込申候所、船中火惣而打消申候、其夜大雨大時

化、右船瀬江当り其時底やぶれ候由、右船汐之引ニ

列船すさり、又沓ッ浪ニて瀬に相当り、其時船解帆

柱も直ニ倒レ水船ニ相成申候処、其勢ニ船より外ニ

出候人も有之、船内より不出人も有之体ニも御座候、

右船やね江拾七人も乗居申候哉、やね直ニうき申と

浪ニまかせ漂居、右やね浪の出入ニつれ竹之から

／＼と瀬に当り鳴申候付、右嘉藏手を出し見候処、

瀬ニさくり当り、右飛瀬ニ取付たより上申候、右瀬

半分計先浪掛不申瀬ニ者御座候、右新四郎ニも跡よ

りはひ登り来申候付、何方の何某と尋申候処、久志

之新四郎ニて候と相答申候付、兩人打寄罷居申候、

既ニ夜も明ケ申候、然処乗組人数等一人も相見得不

申候、いつれ是非なき次第共ニ愁歎仕候、尤、積荷

（船カ）
船粕等も惣而流失仕候哉、小キ瀬之事ゆへ打寄セ可

申様も無御座候、東江汐早く御座候、如何様流失為

仕筈御座候、左候而四方を見廻候所、草かき島ニ而

御座候間、本島江渡度存申候得共、時化強ク其儀茂

相叶不申、四日右瀬ニ罷居びな抔たべ罷居、四日

久志・秋目役々名前

88

二平和ニ罷成申候付、本島江游渡りびな・つわ類をたべ助命仕候得共、右之類計りニ而者多日助命難仕御座候間、右島江ツキ鳥と申鳥罷居、此鳥を取候而ハ如何可有之哉と申合取たべ申候所、びな類より格別味宜敷、夜々者右岩之絶頂ニ罷居候鳥ニ御座候間、右岩江者夕方より登り隠れ居、右鳥取得ぬぢり殺夜を明し、翌朝ニ相成候而右岩より罷下り候由、殊ニ嘉藏儀ハ病キ相煩ひ、六十日計り歩行不申候付、新四郎相稼養ひ申候よし、雨ふり之折食物乏ニ而者難儀ニ御座候故、天氣之折者右鳥干置たべ申候よし、竹ニ而も寄来候ハ、右を取り度存申候得共、竹切逆茂寄来り不申候付、火なしニ而生ニ而たべ不自由之由御座候所、当月十一日坊津浦之喜次郎船鏢釣方として右辺江差越申候所、右之者ニ茂瀬之上ニ登り助呉候様大音ニ而呼手ニ而相招キ申候所、帆を下ケ右島江乗寄列帰り申候付、今日船ニ而爰許江送来申出候付、細々承合申候所形行右之通御座候付、此段御届申上候、以上、

右之水主共、直瀬之由ニ而後日承候而留置、

一頭取付候瀬者大概者有之由、翌朝ニ相成外人數茂少々者上り居候半哉と尋廻り候よし、しかしながら只岩瀬と相見得候、

一頭取付候瀬ニブントン壺ツ岩之間ニ打寄居候よし、

一頭三俵為積置ブントン之よし、

一一人壺人丸之はだかにて上り、壺人者あわせ一枚ニ

而上り候付、夫を衣裳式枚ニなして一枚ツ、着候よし、

一村橋氏ニも破船前迄者提灯をともし、やねの上に被乗居てんまおろし呉候様度々沙汰有之候得共、右之様大雨大時化誠真の暗夜ニ而候所、後ハ船中火惣而打消候様之事ニ而、水主共ニも如何様ニ可致様も無之心痛之折、何之間もなく破船ニ而夫よりハ左膳殿ニも如何被相成候(義カ)茂候不相分段承候、

又風説ニ

左膳殿其外六七人先島へ上り被居候と申候得共、是ハ誠以之異説なるへし、正説ならハ仕合之事ニ候、

先島之儀者琉球より百五拾里、琉球迄是より三百里、
如何微運二而助命候哉疑敷事二候、

弘化三年丙午に琉球国異国船渡来二付、（音興）少将様

御暇御願書之写

私領琉球国江異国船渡来二付、家老之内壱人差下、
重而之模様次第御暇可相願合候得共、私儀者於当地
伺等之品茂可有之候間、嫡子修理（音彬）太夫御暇被下候
ハ、諸事取締向為致指揮候様、宝猛之場不失御国
威候様仕度此段御願申候、以上、

閏五月廿八日 御名

此節山川迄一組被差遣候人数

- 大頭 （久浮） 御小姓 （音頭） 鐵砲頭
- 島津石見殿 鎌田刑部 有川勇四郎
- 御目付 唐船改 奥掛書役
- 西田治右衛門 重久筑次郎 五代惣兵衛
- 御家老座書役 異国船掛書役 横目
- 岩切八兵衛 安田喜藤太 岩切清太
- 医師 田中道仙
- 与力 竹内仲之丞 内藤作兵衛 松脇孫兵衛
- 野添仲左衛門
- 足鞋 三拾式人

御小姓与右同人数

木上矢太郎 園田宗之丞 郷田直太郎 永江市郎太

河野市郎左衛門 土持岱助 三原昌十郎

使番 崎山郷兵衛 仁礼仁平太

使番 磯永孫四郎 仁礼吉左衛門 佐藤龍兵衛

使番 土橋三左衛門 平原三蔵外二壱人名前不知、

落葉

常ならぬ世をしれとてや（見るかうち）は（み）かり

あへすちり行もみちなるらん

風ならてもろくもちるか苔のうへに

千しほの紅葉色やくちなん

右趣向時割梅花不待春風の心尤可然、但、色字

全盈且歟、

山かせ（を今はいとはし）に（さ）そ（は）れ（き）つ（さ）し（な）から

錦をしける庭の紅葉は（見ゆれ）

いつしかにかつ散庭のもみちは、

霜（かさなるま、にくちやしなまし）にや色をうつしか（け）ゆるん

朝（あ）な（く）木すゑよりちり敷庭のもみちはに

山風のそと歟
猶はたつらき朝あらしかな
山風のそと歟
霜よむへからずのよし也
山里の月影しらく霜みえて

つもるをまゝの庭の紅葉は
無客おほゆる也
山陰の池や底井のなかるらん

落葉もふかき色にうかめは
色ふかき峯のもみち葉山風の

かさしと今はミへにけるかな
時雨

雲かへる時雨の雨にさそはれて
この比ハ
山また山に行こゝろかな
玉すたれ

朝ゆふにむかひ馴たる山の端も
しくれの跡は又めつらしきかな
冬こもる谷のいほりのさひしきに
おくまでも也

あはれをそふる村時雨かな
あはれをそふる村時雨かな
暮渡るふもとの里たちて
峯より
ハ風の吹お

いさよふ雲の又時雨るめり
山とをく
里は猶入日の影のさしなから
ふもとの里ハ
うちしくれたる四方の山々

今よりのね覚とはれむ初時雨

閨の戸ほそをとつれて行
つれなしや時雨の露の玉さゝの
色にもそまで風そよくなり

かた敷の袖にみなとのさはくまで
涙もよほす小夜時雨かな

冬朝

枯そむる薄かるかやうちみたれ
野は
朝霜しるき花をこそ見れ
のあけほの

冬ふかくなり行まゝにこのねぬる
朝氣の風そいたく身にしむ
おしろくはかり
朝戸あけてミれハ夜のまにふりつもる

雪にとなりの道もたえけり
そ
雪にとなりの道もたえけり

むは玉の夜のまの雪に草も木も
わかれぬのひとつ色にて
花咲ハゆかり今朝ハみえつハ
（朱書）「マ」

いかにして春にやかつしかれ野にも
霜の花さく冬のあしたを
にはりしも歟

たかかきし文そとミれは朝霜に
鳥の跡をしつけにけるかな

蒼頡造書契の心能思はれり、但、歌の首尾可思
（頡力）

案乎、

花にこし人にミせはやみよし野の

山の木末の雪の明ほの

優美にこそ

朝霜の花きく野辺か冬ながら

春よ秋よとたとゝるたのミ

くたくしくして此趣ハふかく歌に嫌ことに侍り、

名立恋

いかにせむ涙を袖につゝみても

うき名のよそにもれて行をは

下ひも、また打とけぬ中川に

うき名なかれてたつぞくるしき

いかにして世にハもれけん君とわれ

いひしこと葉も人のしらしを

うつゝとも夢ともわかぬ逢ことの

はやうき名にハなと立にけん

朝もよひ昨日けふかのちきりに

うき名のたつをさてしかせん

たちよらむたよりもしらぬあた浪の

あたにもれぬる名こそつらけれ

中たちハ口かためしつよそに名の

もるてふことそあやしかりける

害ハなけれども歌からよろしからずや、

枕より外にハしれし我中の

うき名を人のいひあはずらん

百首の地歌とやいはん、粉骨なし、如何く、

名所松

立ならふ木末こたかき住の江の

松にハたらぬ浦風のこそ

神の代の二葉の色をそのまゝに

今もみよとや住よしの松

よろしくこそ、但、神の代の文字の古歌もあり

ぬへし、連歌にハ自然の事たる歟、

しつかなるゆふへをとをくたつ鳴て

松のすかたも和歌の浦なみ

よくそ思ひめくらし侍なり、面白く、

きしかたハ世々をふれとも散うせぬ

ことの葉ならし和歌の松原

なかもつ、
つづくと思へは久し住よしの

峯（なかもつ）に生てふ松のむかしに

昔（いくたひも）にや立かへり行道（ゆる）ならん

松（いくたひも）ふく風も和歌のうら浪

さ、波や志賀の宮古（そのかみを）のからさきの

松八日とりそ行てとハまし

君をこそしる人（へにはすれ）にせん高砂の

尾上の松のこの葉の道

加卑語而汚点廿八首

玖山老柄

右、白川雅英王点、加筆九条（種力）植通公なり、

直筆之一卷めつらしきゆへ写置なり、

一（齊興）太守様御忌五十日被遊御請筈候得共、御側廻計日数

五日髭・月代可相立候、其外月代立二不及候、

右之通、支配中江可申渡者也、

閏五月十九日

御家老座印

一（齊興実母）宝鏡院様御卒去二付御停止之儀、来ル四日迄二而相

晴候得共、

太守様御忌五拾日被遊御請筈候付而者、又々心入を

以

御忌明迄者相慎候様向々江可申渡候、

六月

志岐（島津久武）

嘉多美濃水 七之卷

弘化三年丙午六月中

朔日 雨、

一病キニ而出勤不致、暑邪其外目痛、

二日 晴、

一前日同断、

三日 晴、

一前日同断、

四日 晴、間々小雨、

一前日同断、

五日 晴、

一今日より出勤、五ツ時分より所々暑中見舞、四ツより出勤、八ツ後御暇、終日在宿候事、

六日 晴、

御王御王

一朝六ツ時起、五ツ前より暑中見舞として所々参り、岩山氏（朱書「マ、」も服之伺ひ頼候、四ツ八ツ出勤、八ツ後帰宅、七ツ過より弓、夜四ツ臥候也、

七日 晴、当年之暑例年強事奇妙く、是も丙午ならん、

一朝六ツ時起、加藤氏へ参り候、五ツ時帰宅、五ツ半より暑中見舞、四ツ過帰宅、九ツ過より夕詰二而出勤、泊番土岐氏大鐘代り合帰宅、直二谷山角太夫殿へ参り、暮帰宅、直二加藤家へ参り、四ツ過帰宅、四ツ半時分队候事、

八日 晴、

一朝六ツ時より加藤家へ参り、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、七ツ前弓、拙宅人数父上様其外伊三次殿・吉左衛門・直八殿杯二而候、夜四ツ半臥候事、

一加藤家へ今朝参る道すから狂歌

芸能の下手程さてもかなしけれ

としへて馬鹿な骨をおるなり

九日 晴、七ツ半時分しはし雨、

一朝六ツ時より西田方暑中見舞、夫より能勢武右衛門殿へ暫く参り、平田鞆負殿へ参り直二出勤、八ツ後御暇、帰宅候得者、父上様御同役方・小頭杯七八人位入来二而弓有之、野拙二も射方いたし候也、四ツ時分队候事、

十日 晴、

一朝六ツ時起、吉左衛門親子杯と劍術稽古、四ツ八ツ出勤、暮時分より五ツ時迄近隣氏（朱書「マ、」へ参り候、九ツ時分队候事、

十七日 晴、

三三三三三

一朝六ツ時より五ツ時迄加藤家、四ツ八ツ出勤、七ツ時分より拙宅弓、夜中馬氏・藤島氏入来、九ツ時分臥候事、

十八日 間々小雨、遠雷鳴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰宅、直二前へ参、暮過帰宅候得者加藤清次郎殿入来、八ツ過被帰候、直二打臥候事、

十九日 小雨、

一朝六ツ時起、福留庄次と劍術稽古いたし候、六ツ半過より福昌寺御法事詰二而七ツ過帰宅なり、（寶鏡）

院様四十九日御相当二而候、御手長肝付左門殿・樺山権左衛門殿・御使番竹之内宇左衛門二而候、其外

御目付寺社方取次詰人数あり、御家老島津老岐殿・大目付二階堂主計殿・寺社奉行新納内藏殿二而候、

七ツ時分より谷山氏へ参り、大鐘帰宅、暮より藤島氏・中馬氏入来候事、

一今日より石見殿異国為坊禦山川迄出張有之候、其外段々御手当人数等被仰付候、

廿日 七ツ時分より間々小雨、 三三三三三

一朝加藤家、四ツ八ツ出勤、七ツ前より谷山氏・伊藤氏・町田家へ参り、大鐘帰宅、直二弓、四ツ時分臥候事、

廿一日 晴、

一朝六ツ前起、四ツ八ツ出勤、七ツ時より弓、暮より内山新藏殿・野田勘兵衛殿・平城与右衛門殿入来二而亭主振、四ツ半被帰、九ツ時分臥候事、

廿二日 晴、

今暁津々浦々より異国船（朱書「マ、」）

一朝六ツ時起、五ツ過よりたんとふ屋敷二而天真流三段目いたし候人数、（四ツより暮迄）加藤清次郎殿・小山田休兵衛殿・鎌田覚太郎殿・伊十院平治殿・川上貞太郎殿二

而候、暮過帰宅候得者、植村鉄兵衛殿・児玉佐平次

殿・河俣新六殿入来ニ而九ツ時分被帰、夫より父上様御方へ罷出、九ツ半時分御暇ニ而臥候事、

廿三日 晴、

一朝六ツ時より加藤家、四ツ八ツ出勤、七ツ過より福留へ参り、夫より伊勢氏へ参り、日入時分帰宅、暮より加藤清次郎殿・平島助左衛門殿・中馬甚右衛門殿入来、九ツ過被帰候、

廿四日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、七ツ半植村氏一刻入来、暮よりおのりとの・おとくとの・中馬氏・藤島氏・南氏来儀、四ツ半被帰候、今晚者氏神様六月堂ニ而候、

廿五日 晴、夕方暫雨、倉山家西田ニ而候、琉球在番明日出帆暇乞、帰掛能勢氏へ参候

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ過より福崎氏へ暇乞、平原氏へ用事有之一刻立寄、谷川氏高麗町居住ニ而候、右へ暇乞日高氏へ茂参候而、日入時

分帰宅なり、

廿六日 晴、

一朝六ツ過より加藤家、五ツ時帰宅、四ツ後加藤家、九ツ時分帰宅、夕詰上野藤馬殿より鉄炮之由ニ而七ツ打候ハ、泊番役出勤呉候様申来候付、八ツ後より横山安之丞殿・篠原二三二殿江琉球出陣暇乞ニ参候而、八ツ半時分出勤候得者、北郷多仲殿夕詰為被頼由ニ而被残居候付代合泊番相勤候、九ツ時臥候事、押番坂口郷十郎、郷押番川路与右衛門、

今日御通達参候付写

(名越時敏史料五 七七頁文書「碓山将曹殿」に同じ、本文略)

(名越時敏史料五 七七頁文書「御家老」に同じ、本文略)

琉球江異国船渡来付、依御願先月廿八日以上使戸

田山城様（忠温）

少将様御国許江之御暇御給、御先格之通被遊御拝領、

従

右大将様茂以 上使松平（乗全）和泉守様被遊御拝領物、去

ル朔日御登城御礼被仰上候処、琉球表之儀万端被為

入御念候様御懇之被為蒙

上意、御馬被遊御拝領候段御到来候、依之御一門

方・諸大身分・月次御礼罷出候面々、明後廿八日四

ツ時登 城、

少将様江御祝儀於席々謁御家老可被申上候、

但、（齊興）太守様江御祝詞被申上候儀ハ 御忌明之上追

而可申渡候、左候而、御中途并京都・江戸 御前

様其外様江茂有来候通、追而中急便御祝儀被申上、

御女中方之儀茂同断、

一 諸士諸組与力同日四ツ時登 城、右同断、

少将様江御祝儀御帳相付可致退出候、

但、太守様江御祝詞之儀者御忌明之上追而可申渡

候、

右之通、表方へ致通達、奥掛・御勝手方へ茂可相達

候、

六月廿六日

（島津久武）
老岐

少将様御機嫌能去ル六日江戸被遊

御発駕候旨御到来候、依之御一門方并諸大身分・月

次御礼罷出候面々、明後廿八日四ツ時登城、

少将様江御祝儀、於席々謁

御家老可申上候、

其外末略ス、

御通達之写

一 宝鏡院様御卒去付山野之殺生并遊興ケ間敷儀、今日

より日数十五日可相止候、

一 普請之儀者日数五日可相止候、

一 漁獵并諸商売家職付、音高キ儀日数三日可相止候、

一 店棚日数三日可鎖置候、明り入り候分者可明置候、

二十七日 朝雨、

三十三日

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ過御暇、七ツ後より拙

宅ニ而弓、暮より渡辺氏・野田氏・平城氏来儀ニ而

四ツ過被帰、四ツ半隊候事、

廿八日

御用入

一朝六ツ時より加藤家へ参り、五ツ時帰宅、四ツ八ツ
出勤、帰宅、七ツ後より弓、夜九ツ過隊候事、

廿九日 間々雨、後晴、

一朝六ツ時より加藤家、四ツ八ツ出勤、御暇掛上之原
藤井氏別荘江、書役野村善七江同役中拾人計りより
饒別弓、暮過帰り、四ツ過隊候事、

晦日 烈風、間々雨、

御用入

一朝六ツ過起、福留・伊勢氏へも参り、五ツ前帰宅、
四ツ八ツ出勤、七ツ時分佐土原飯屋へ一刻立寄、夫
より平田家へ弓、日入之比婦掛佐土原飯屋へ参り、
鎗術之修行ニ参居候柳田休兵衛へ逢候而、暮過二帰
宅、夫より四ツ前迄拙者一人ニ而巻藁を射候、四ツ
半隊候事、

倉山作太夫

御用人

右者、当四月琉球へ暎咭喇国船壹艘来着、異国人等
五人残置出帆、且仏郎西船三艘来着ニ付、為御用心
御番頭之場ニ而一組之人数相添渡海被仰付候条、諸
事可致差引候、

物頭

谷川次郎兵衛

福崎助八

右、前条同断ニ付渡海被仰付候条、倉山作太夫江申
談可相勤候、

御目付

平田清右衛門

旗奉行

横山安之丞

唐船改

堀与左衛門

御代官

伊集院次左衛門

目付御小姓与

竹之内善之進

小牟田助右衛門

騎馬右衛門

安藤直左衛門

岡村新藏

平山加十郎

児玉筑兵衛

園田四郎助

谷元十郎

篠原二三二

本科外科医師

湯前龍棟

右、前条同断ニ付渡海被仰付候条、御用人江得差図

可相動候、

御兵具方字力

右同足輕

坂口善五左衛門

拾人

右、前条同断ニ付渡海申付候条、物頭江得差圖可相動候、

但、被差立候日限之儀者追而可申渡候、

六月

豊後

当四月五日琉球国へ啖咭喇国之船壹艘渡来、乗組式拾人乗頭より本国皇帝之命ヲ請差越候間、地方買取致住居度段申出不相成、国法之趣相達候得共更不聞入、医師夫婦子共兩人・唐人壱人上陸荷物等ヲおろし置本船致出帆候、其後同国江仏朗西国之船三艘来着、二艘者人数三百人ツ、乗組、壹艘者大総兵船二而五百人乗組和好いたし度申掛候付、無余儀及理解再三相断候処、皇帝江致奏達、尚又皇命為可申論今壹ケ年程二者可致来着、去々年以来滞留仏朗西人并唐人者此節列帰り、三四ケ月後右之仏朗西人者又々可差渡、外ニ仏朗西人壱人重而皇命到来之節為通事残置候旨申出、訳而相断候得共不致承引、右之者御

置滞留仏人并唐人ハ大総兵船へ召乗、去月廿四日三艘共二一同致出帆候、右ニ付而者去々年一組之人数差渡被置候得共、又候異国船可致来着儀者勿論、旁不容易訳柄ニ付別段為御手当、御番頭倉山作太夫を初其外御役々一組之人数、此節琉球へ被差渡候事、

嘉多美農水

八、九之卷 四冊之内
四止

弘化三年七、八月

かたみのみつ

八之卷
九之卷
十之卷
(十一之卷はなし)

嘉多美能水 八之卷

弘化三年丙午七月中

名越篤烈

朔日 晴、

一朝六ツ時より庭掃除、六ツ半時分より五ツ時迄近隣

伊勢氏へ参候、五ツ半より内記様・権五郎殿へ立寄、

四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ過より父上様御同伴ニ而

丸田氏并前へ立寄、前より式部殿茂同道ニ而升形へ

参候、夜九ツ時分帰宅なり、先月廿九日八郎殿妻小

松家より被参候ニ付而緩々咄ニ而候、昼卷藁三拾筋

計射候、

二日 間々小雨、

一晝七ツ時より起卷藁射、又弓法七首之歌を詠し候、

六ツ前髪結、六ツより加藤家江出張、五ツ時帰宅、

五ツ半より町田式部殿・島津権五郎殿へ立寄、四ツ

八ツ出勤、帰宅、直二同席伊集院半之丞殿・北郷多

仲殿・上野藤馬殿・北条織部殿杯藤井氏之別荘へ差

越、弓至極之不出来、中々面目もなき次第也、暮帰

宅、直二臥候事、

拙者詠し候弓法七首之歌

打起す弓弦に念の入らされハ

はなる、時に(朱書「マ、一」)やまりありけり

引立によく仕合て其上に

先手おしはり釣おふそよき

弓とらハむかへるものにおちもせず

恐れもせざる人そ頼もし

平生に稽古の弓ハ的よりも

しめてこぶしをおしはづし射よ

上手にもならん思ひの弓とりハ

衆をこえたる執行あるへし

暁に初庭鳥の鳴時ハ

おき出きつ、巻藁を射よ

夜中にも思ひ付事ある時ハ

かならず起て弓を射よかし

三日 朝小雨、

一朝六ツ時より佐土原之住人柳田休兵衛被參鐘稽古也、

五ツ時被帰候、四ツ八ツ出勤、暮前より諏訪八郎次

との佐土原之柳田氏同伴ニ而来儀、夜九ツ過ニ被帰

候、九ツ半臥候事、今晚弓法の歌一首詠し候也、

打起す心こまかになき人の

あたりハなとかおふくあるへき

四日 晴、

一朝六ツ前起、鐘杯揃立門を明候得者六ツ鳴、直ニ佐

土原之住人柳田氏參候付、五ツ時迄兩人ニ而稽古い

たし候、夕詰故九ツ過より出勤、七ツ過赤山靱負殿

へ代合候而御暇、帰宅、直ニ戸柱鐘内稽古ニ出、暮

より嘶いたし、夜九ツ時分帰宅候事、

五日 晴、夕小雨、

一朝六ツ時より加藤家、四ツ八ツ出勤、七ツ前より加

藤東市郎殿入来、七ツ過より同道ニ而加藤家江参り、

暮帰宅、直ニ父上様御方江罷出、四ツ引入臥候事、

六日 晴、

一暁起弓巻藁射候、六ツ時柳田休兵衛参り五ツ時迄鐘

表手数、四ツ八ツ出勤、帰宅、暮より福留所へ参り、

五ツ過帰り、四ツ時分臥、

七日 晴強暑、間々小雨、

暮より佐土原之柳田氏嘶ニ被參、九ツ半時分被歸候、

一朝六ツ前起髮結、六ツ前中門を明候得者柳田休兵衛

殿入來被待居候日州佐土原より懸々鎗術稽古方と、兩人ニ

九日 晴、

而五ツ時迄鑑稽古いたし候、粥を喰候而五ツ過より

一朝六ツ時起、不快ニ而出勤不致、

上方所々へ參候而四ツ時出勤、四ツ後御暇掛掛升形、

夫より加藤家演武館へ出席、九ツ過より梅田家へ參

十日

候得者仕合之卷貫ひ候、拙者八ヶ年跡亥年ニ仕相之

右同断、

卷者御伝授可被成旨、先師治短先生より承居候得共、

長き卷間違之卷多く候間、(朱書ニマ、)能の被撰候而被下候旨致

十一日 曇後晴、

承知居候得共、為何訳合之候哉御伝授無之、長々御

一右同断、今日式百十日、

病キニ而終ニ御死去ニ而候、八ツ前帰宅、大鐘より

戸柱町田家鐘内稽古ニ出席、暮帰宅、暮過藤島氏一

十二日 丑三

刻入來、夜四ツ半臥候事、

右同断、夕弓、

八日 晴、間々小雨、

十三日

一朝六ツ時より加藤家へ參り数篇稽古いたし候而より、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、帰掛島津郷十郎殿忘中

時之かね鳴り候、早かねにて可有之驚きて早々帰宅

ニ付見舞候、暮六ツ時例年之通、

得者、中途ニ而鳴止帰宅、時計見候処六ツ半時ニ而

御しやうろふ様御出迎ニ父上様・母上様・拙者共夫

候、是かねつきの大不出来ニ而候、四ツ八ツ出勤、

婦門迄出候、ぎんば、御先ニりんを打候事、九ツ過

（臥脱カ）
候也、

十四日 夕小雨、暮過より晴、

一朝六ツ時起、七ツ過より升形・梅田家・町田家・伊藤家・前其外御墓・御寺等へ參詣候、九ツ時臥候事、

十五日 晴、

一朝六ツ時起、夜九ツ時 御立、又々例年之通為御見送門迄出候、ぎんば、りんを先ニ打候、上り物等水棚ニ包ミ海へ流候、家来上下ニ而御供也、夫より家内中打寄諸子祝、八ツ過ニ臥候事、

十六日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ後より平田家弓、暮前帰宅、九ツ時より鐘、立木ニあたり、八ツ過臥候事、

十七日 雨、夕より烈風雨一ツ雷、

一朝六ツより加藤家、五ツ時帰宅、直ニ弓卷藁拾筋余

り、四ツ八ツ出勤、八ツ半時分より左近允喜左衛門被參候而大鐘被歸候、大鐘前より加藤家、夜四ツ時分帰宅候得者、藤島氏・平野ば、との被參居候処、大風故難被歸被泊候、四ツ半時分より風相応ニ相成候、八ツ時迄手習、八ツ過臥候事、

十八日 晴、

一朝六ツ時起卷藁拾筋、五ツ半時分より渡辺彦太郎殿へ參り、四ツ八ツ出勤、七ツ過より田中金次郎殿入来、兩人ニ而席画、暮被歸候、夫より加藤清次郎殿被參、九ツ時被歸、夫より九ツ半迄手習、夫より卷藁三拾筋鐘立木ニ八ツ過迄あたり臥候事、

十九日

一六ツ前より卷藁二拾筋計り、六ツ時より五ツ時迄柳田休兵衛殿入来鐘術、四ツ八ツ出勤、七ツ時より町田家鐘内稽古へ出候、暮帰宅候得者藤島孫左衛門殿入来、四ツ時分被歸、九ツ過寢候也、

廿日 晴、夕方雨、

一朝六ツ時より加藤家、五ツ過より弓卷藁三十筋計、

四ツ八ツ出勤、七ツ時より七ツ過迄卷藁、夫より加

藤家、夜四ツ時分帰宅也、

廿一日 大晴、

一朝六ツ前起卷藁、六ツ時より柳田休兵衛殿江鎗術稽

古方として可被参旨問候得者、梅田勘十郎殿嫡子

又々不快ニ而今早朝より参度候間、今朝之儀者断之

段承候、五ツ半時分又々卷藁二拾筋計射、四ツ八ツ

出勤、八ツ後又々三拾筋計卷藁射候得者辻元弥兵衛

参候、大鐘時分帰候也、夫より暮迄加藤家、帰宅候

得者藤島氏被参居、平佐おつやとの二も御入来、四

ツ時分被帰候、九ツ過臥候事、

廿二日 晴、

一朝六ツ時より卷藁式拾筋、出勤掛平佐へ立寄、四ツ

八ツ出勤、七ツ過より加藤東市郎殿・町田藤八殿入

来、各々日入時分被帰候、暮より加藤家へ参り、四

ツ過帰宅、直ニ卷藁三拾筋計り射候、八ツ時分臥候
事、

廿三日 晴、

一朝二番鳥之比起、卷藁式拾筋計射、直ニ加藤家へ参

候得者、未夜明ケ不申候得共有明月さやかに候間、

稽古所掃除方相濟稽古道具等出シ置候得者、六ツを

打追々出席茂有之候、五ツ過帰宅、四ツ八ツ出勤、

又々卷藁拾筋計射候而直ニたんとふ屋敷へ参、下

知之事共有之、大鐘過帰宅、夫より暮迄絵書ニ而候、

夜九ツ時分臥候事、

廿四日 風、晴、

一朝六ツ時より卷藁三拾筋計、四ツ八ツ出勤、帰宅、

三日跡より息出敷有之とふやら腹中不宜候間、八所

灸治いたし候也、今日より鶏之味噌いりも薬用いた

し也、七ツ時分弓卷藁式拾筋計射候、荒田御姉様御

光来有之今晚御泊、暮より藤島氏・森氏・中馬氏・

渡辺氏入来、四ツ半被帰、九ツ時より卷藁式拾筋計

(朱書「マ、」)

射候、九ツ半時分臥候事、

廿五日 間々雨、

一朝六ツ時より卷藁式拾筋、四ツ前出勤、午之刻

少将斎彬公御光着也、琉球国異国船来着ニ付御暇ニ
而此節御下り也、北郷松翁殿当年八十五歳ニ而候所、
千石馬場佐志屋敷門前へ被罷出、西田町之方へ向

御籠ニ被奉拜候由、少将様御氣被為付候而、是ニ
出候老人者北郷松翁でハないかと御沙汰為有之由、

御家老座書役高崎五郎右衛門殿右之段慥ニ御供之人
より被承候付、八ツ後御暇掛立寄、松翁殿江右之段
申度被參候得者、御着御祝之心持ニ而候半、酒杯被
初居候由其事被承、我々迄茂左様ニ御氣御付被遊被

下候と別而被難有感涙之由候、

上様御着城より直ニ御暇ニ而、伊藤善兵衛殿着之祝

ニ參候、今日御中途ニ而何方茂屋敷掛御尋為有之由、
暮過伊藤氏より帰宅、四ツ時分臥候事、

一少将様御下り掛市来ニ而者網為御引被遊候所、余程
多く取得候、戸板二五六枚取後者人物茂無之、はだ

かほふとも七八人ニ而網なから荷ひ来り、御庭ニ夫

成持出候所又大亀二疋取得、是茂三四人ツ、ニ而荷
ひ参り、夫二者酒を被下則御のかし被遊候由、是迄

このごろには魚不取込り居候所ケ様ニ取得、少将
様御下りあれハ魚迄茂ケ様ニ多く取候と末々迄も至
極相楽賑わひ立、誠ニ是こそ衆と共に御楽、我々ニ
至り難有さ限り無之候、

一此節之御道中毎朝一里余ツ、御ひろいのよし、是茂
御六尺御いとい惣御供茂賑立ためのよし、肥後三太

郎越も御ひろいにて御走り被遊候由、御国内茂毎朝
御ひろいにて、今朝茂壺屋御立より直ニ御ひろい五
本松より御籠ニ被為召候由、御国内ニ而御ひろい之
節者、

上様御通り之節者御拜茂不申上、空御籠ニ御拜申上
御笑ひ被遊、至極御楽之由候、

一御道中御供之面々へ御手合之御葉被下候由、是ハ
家康公大坂夏陣之節一統へ被下候所病人無之、其御

伝授ニ而御合之由候、誠ニ御仁篤之程奉恐入候、
一表方之者折角御叮嚀被遊思召之風ニ相見得候由、饅

頭杯を以て御道中御休杯ニ而、表方之者御打杯被遊〔朱書〕「マ、」

御わやく之よし候、くづ水杯毎々被下候由、

一御道中ニ而茂至極之御元氣様ニ而、御泊場御着之折
中小姓飯杯たべ候後杯へ御入被遊、御覽為被遊事茂
有之由候、

廿六日 晴、

一朝六ツ前卷藁十筋計、六ツ時より加藤家、五ツ時帰、
四ツ前北郷松翁殿へ参り候、四ツ八ツ出勤、帰掛島〔久徳〕
津将曹殿江着之祝儀、梅田家へ悔、八ツ半帰宅、七
ツ過より加藤家、大鐘帰宅、直ニ荒田喜人家へ葬送
ニ付参候、五ツ時帰宅、夫より卷藁十筋計、九ツ時
分隊候事、

廿七日 晴、

三十三日

一朝六ツ時起、五ツ時より横山氏・名越氏・伊藤氏へ
参候、四ツ八ツ出勤、帰宅、卷藁式十筋計、七ツ時
より藤井氏別荘有川氏・い十院氏・河野氏・北郷氏
扨同伴ニ而参り弓、暮帰北郷氏・河野氏拙宅へ被参、

四ツ半被帰候、

廿八日 晴、夜入七ツ時分大雨〔破損〕 三十三日

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後御暇ニ而薰濟灸治
いたし候、八ツ後より加藤東市郎殿被参、七ツ過よ
り同姓清次郎殿弓持参被致候間、東市郎殿ニも弓被
取寄三人ニ而矢取次弓、暮被帰、同刻より河野家へ
参り、八ツ前帰宅候、

廿九日 晴、夜九ツ時分地震、

一朝六ツ時より加藤家、五ツ時帰宅、夕詰故九ツ過出
勤、泊番九良賀野氏へ代合、大鐘過帰宅、直ニ薰濟、
夜五ツ過相濟、夫より直ニ戸柱町田家へ参り、四ツ
半帰宅なり、九ツ時分隊候事、

一今日 少将様浄光明寺・福昌寺・恵灯院へ御仏詣、

晦日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、八ツ後より薰濟、七ツ
過濟、日入より近藤氏へ参り、岸氏古実入門申入之

儀彦右衛門殿へ相頼候、暮より加藤家へ参り、五ツ時分帰宅、当分膝頭へ腫物いたし難儀ニ候、九ツ時分臥候事、

一少将様昨日御仏詣之節茂北郷松翁殿門前へ拜ニ被罷出候所、今日茂松翁為出と御納戸奉行折田梢へ御沙汰之由、

一昨日恵灯院住持御目見之賦ニ而 上様ニも其段申上置有之候所、いまた初而之御目見無之者ニ而、今日之御目見者難出来段相知候付不及是非、御側役名越彦大夫より其段達貴聞候而、如何御機嫌可有と驚居候所、御返事ニ間違者あるものよと 御意下り、誰茂差控等ニ不及難有事共也、

嘉多美能水 九之卷

弘化三年

朔日 晴、

一朝六ツ時起、泊番ニ而七ツ時より出勤、夕詰本田氏江代合候而相勤候、四ツ後伊勢氏入来ニ而兩人ニ而

卷藁射候也、九ツ前より薰濟、夜五ツ過より押番川路与右衛門召呼、九ツ前迄嘶候、

一斉彬公へ誰か御側之衆より被申上候者、御国之士ハ皆はけ先ぼやくとして居ますと申上候処、夫ハびん（朱書）マ、一付つかんからの事、先二才之内者其方宜、藤十郎杯一反兵子を為立故に髪はけたりと被仰候由、藤十郎者伊十院氏なり、 斉宣君の奥御小姓若衆之内相勤居候所御逝去ニ而、御役御断申上、当春之比 斉彬公奥御小姓ニ被仰付候、夫故一反兵子被立との御沙汰也、

一先日者御鳥方御中門かつたりと鳴り候付見候得者、少将様御入之由皆役々共中帯ニ而居候付立騒ぎ候所、御覽被遊御笑ひのよし、

一先日者護摩所かねつき存外難有目に逢候由、此内かねつき違ひ御家老方へ披露ニ相成、既ニかねつき御免ニ相成候筋為究居由候所、 少将様達御聞御意候ハ、かねつきといふものハめしのくわれぬもの相成由候、夫に差免し候ハ、今日がせられぬ筈也、かねハつき損し候ハ、被成方もなし、何そめしのくわ

る、仕様ハなきかとの御意にて、三口番の定といふものに相成、却而其方難有よし也、

一此方御道中ニ而も表方(朱書ニマ、一)の士徒御宿々にて陰より御咄

奉承知候得者、段々難有御沙汰有之、陰より奉拝感涙のよし候、

一先日者朝六ツ前より御馬乗馬場ニ被為出候由、御着

翌日より御馬被為召候由、

一先日者日置屋敷之馬、御覽ニ被入候所、則御召ニ相成当日より

齊彬公御自心被為召候由、未御取入二者不相成御馬之由候、

二日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ後泊り明ニ而帰宅、四ツ後薰濟、

七ツ時より加藤家、大鐘より前江参り碁打、四ツ半帰宅候事、

三日 霽、

一朝六ツ時起、佐土原の住人と五ツ時迄鐘稽古、四ツ

八ツ出勤、夜九ツ時分隊候事、

四日 晴、

一暁大鐘前より時間違にてたんとふ屋敷へ参候、木

尾氏へ一刻立寄候、町田藤八殿ニも立寄候、五ツ時

帰宅、夫より薰濟、花舜軒へ参詣、九ツ半より出勤、

八ツ後帰ニ能勢氏へ絵頼ニ参候得者家内病人有之、

八木氏へ一刻参り帰宅、夜九ツ半卷藁式拾筋計射候

而臥候也、

五日 昼大雨、後大晴、

五三三三

一朝六ツ時より加藤家、四ツ時出勤、四ツ過御暇、八

ツ後より島津八郎殿・近藤三左衛門殿・中村孫次郎

殿・伊勢平右衛門殿弓ニ入来、暮より緩々嘶、四ツ

過各被帰宅候、

六日 晴、夜雨、

一朝六ツ前起、六ツ時より北郷多仲殿所へ参り、夫よ

り北郷要人殿・赤山鞆負殿同道ニ而谷山下手村江捕

手見分ニ参候、外ニ物頭兩人九良賀野氏・鎌田氏ニ

而候、書役本田・田代ニ而候、大鐘時分掛北郷氏

へ是非可参と承、赤山氏・北郷氏・拙者参候而碁打、

赤山氏・拙者ニ者先ニ夜五ツ時分帰宅候事、

七日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、掛能勢氏へ参り、暮

帰宅、直ニ加藤家へ参り、四ツ時分帰宅、九ツ半時

分隊候事、

夫生る、は死の初としるくも、かの北郷伊予守を（本九、義則）

弓の師と頼しより、朝な夕なに馴々しわかれのおも

ひ浅からぬ矢は、殊ニ（旧記雜録）より補もろく（旧記雜録）より補の道を学ひし人な

から△分て空飛雁の声を聞て（旧記雜録）より補夜中に箭を放し、△

柳のはをも百度射つへきもの也、（旧記雜録）より補唐土の文の心を

もふかく伝え△春は花のもとに詩をうそむき、秋は

（真如方）深夜の月心をすまし侍りしか、例ならぬ身となり慶

長二十年弥生の空にくわくりんの夕となりしかハ、

手向ほとに一首つらぬるものならし、

少将家久

馴々て見し夜（世方）の春もかきりそと

うつろふ花のあとの悲しさ

梓弓やよひの空に飛（なぐり）かりも

さらぬわかれのあとしたうらむ

右者、高岡の住人何某とかいへる郷土所持のよしな
り、

八日 曇、

一朝六ツ時起、四ツ時より暮迄仕相之書写方ニ而候、

暮より加藤氏入来、九ツ過ニ被帰宅候、

九日 雨、

一晓大鐘過より巻藁、六ツ時より加藤家、五ツ時帰宅、

四ツ八ツ出勤、七ツ後より加藤家、暮前帰宅、九ツ

時分隊候事、

十日 曇、

一朝六ツ時より佐土原之住人入来鎗術、五ツ時被帰、

四ツ八ツ出勤、七ツ後より平田家へ弓ニ参候、暮帰
掛加藤家へ参り、四ツ時帰宅、九ツ過臥候事、

十一日 雨、

一朝六ツ時より卷藁射、四ツ八ツ出勤、暮より左近允
氏入来、九ツ時被帰候、無間臥候事、

十二日 雨、

一朝六ツ前より卷藁射、四ツ八ツ出勤、暮より加藤家
へ参り、四ツ過帰宅、四ツ半時分臥候事、

十三日 晴、

一朝六ツ時より佐土原之住人入来鎗術稽古、五ツ被帰、
四ツ八ツ出勤、七ツ過より加藤家、大鐘より谷山角
太夫殿・伊藤善兵衛殿・横山安之丞殿へ立寄、暮帰
宅候事、

十四日 晴、

一朝六ツ前卷藁射、六ツ時より加藤家、四ツ八ツ出勤、

七ツ時より加藤家、大鐘前応舜軒へ一刻参候、是ハ
今日掛物目利有之預吹聴候付見物ニ参候、日入時分
より又々加藤家へ一刻立寄、暮より河野八郎左衛門
殿へ参候而、四ツ過帰宅なり、

十五日 曇、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、暮より加藤家へ参り、
四ツ時分帰宅、四ツ半臥候事、

十六日 晴、

一朝六ツ時よりたんとふ屋敷へ参り、五ツ過帰宅、
四ツ八ツ出勤、七ツ時分より下之古書物店へ見物ニ
参候、夫より佐土原飯屋下新小路通より横山氏・谷
山氏へ参り、暮帰宅なり、

十七日 曇後雨、

一朝六ツ時より加藤家、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、
御暇掛より同席中皆共藤井氏別荘へ参り、琉球より
書役遣候、豚ひらき有之候、夜四ツ時分帰宅なり、

十八日 曇後雨、

一朝六ツ時起、朝之内実方へ弓頼ニ差越候、六部弓三張、四ツ八ツ出勤、七ツ前より加藤家へ参り、七ツ過之比より平田家、大鐘時分帰宅なり、夜四ツ半時分臥候事、

十九日 晴、夕方より雨、

一朝六ツ過よりたんとふ屋敷へ高岡之住人本田次郎兵衛と同道ニ而参、測量ニ而絵図取習候、八ツ後より折田与右衛門殿ニも被参候、暮より拙宅之様同道候而絵図取方いたし候得者、昼見残し之所有之絵図不掛候間、見参とて夜四ツ前より次郎兵衛又々野屋敷へ被参、四ツ過二者被帰、各八ツ半時分被帰候、直ニ臥候事、

廿日 曇、

一曉大鐘より髪結、直ニ巻藁射、夫より本田杯誘ひたんとふ屋敷へ参候得共、いまた夜不明候、六ツ時より測量、九ツ時分帰宅、直ニ出勤、八ツ後帰宅、

八ツ後より本田氏・折田氏入来、九ツ半時分迄絵図取、八ツ時臥候事、

廿一日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、八ツ後より本田氏入来測量絵図取、大鐘時分より折田与右衛門殿来儀、九ツ半時分各被帰候、

廿二日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、八ツ後二階堂源太夫殿其外四五輩弓客有之、夜四ツ時分臥候事、
一今日者祇園之旧例有之、六月十五日者（齊興実母）宝鏡院様御停止中ニ而取止ニ相成居候、

廿三日 晴、

一朝六ツ時より加藤家、四ツ八ツ出勤、八ツ後より本田次郎兵衛・折田与右衛門殿・町田式部殿・森喜右衛門殿同道ニ而たんとふ屋敷江参候、我々二者測量方ニ而候、暮帰宅なり、絵図取方いたし為見物昼

之人数各入来なり、横山安之丞殿ニも入来、是ハ四ツ半時分ニ者被帰、各ハツ時被帰候、

廿四日 曇、

一朝六ツ過起、四ツ八ツ出勤、八ツ後より本田氏と絵
図取方ニ而候、折田氏・森氏・吉井氏被參候、暮より
父上様御方へ參候、次郎兵衛近々帰りニ付御饞別
也、夜八ツ過ニ及候、外ニ宮原氏・式部殿・安田氏
入来、軍学穿鑿も有之、

御通達之写

(名越時敏史料五 七九頁文書「一少将様御出〜」に同
じ、本文略)

廿五日 雨、

一朝六ツ半時起候、夕詰ニ而八ツ前出勤、大鐘帰宅な
り、暮前より山田市郎太殿・加藤東市郎殿・左近允
喜左衛門殿同伴ニ而入来、九ツ時分被帰候、

廿六日 晴、

一朝六ツ時より加藤家、五ツ時帰宅、今日者出勤不致、
大工招呼カトロワンの測量盤の事也為作候、夜九ツ時分臥候
事、

廿七日 霽、

一朝六ツ過より巻藁射候、四ツ八ツ出勤、暮より植村
氏・河俣氏入来、四ツ半被帰也、

廿八日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、八ツ時より
赤山氏へ參り、暮過帰宅なり、無間臥候事、

廿九日

一朝六ツ時より妙頭寺清風先生墓へ參り、夫より加藤
家清風先生牌前へ參拜、四ツ八ツ出勤、八ツ後より
御小屋場へ下り弓見分、七ツ過帰宅、直ニ実方徳田
半五郎へ弓頼ニ參候、參掛平野氏・平田家へ一刻
ツ、立寄候、暮帰宅、

御通達之写

（名越時敏史料五 七九頁文書「少将様御事」に同じ、
本文略）

島津将曹殿

右者、此節

少将様山川表其外海岸防禦之場所被遊 御巡見筈候
付、御用致取扱候様被仰付候条、向々江可申渡候、

八月

石見

常不止集 四十四卷之下

盛香集

自一之卷
至五之卷

（表紙）

常不止集

四十四卷之下

（盛香集自一之卷
至五之卷）

常不止集 四十四卷之下

盛香集 自一之卷
至五之卷

常不止集

盛香集卷之卷
四十四卷之内

情世の中のうつり替れる有様を案するに、かけまくも辱も海内静謐のおりから、ものゝ家の家に生きて闘戦の禍をまぬかれ、我等ことき其器にあらざる不肖の身もおのつから四民の頭におかれ、少しの功勞もなくして先人の譲を受継ぎ、恩録を世々下給りてあくまでくらひ、あたゝかにきて飢寒のうれひをしらす、暈の上に起臥を安くし、年長よハひかたむきて今黄泉の旅地に近寄事、偏に
国君の御恵ミ不淺、仁愛をたれてとこしなへに民を撫育し給る故なり、かく有かたき世に逢事も久かたの神の治し代ハしらす、我朝廷喜（延カ）・天曆の聖宇、もろこし堯・舜の代なれはとて、現に今此御時にやまさるへき、誠に是またばくたひの天恩ならずや、然るを若かゝる浮世に住ぬることも時節到来なれと自心をゆるさハ、必ず天道に背き身を亡すもとひなるへし、およひなけれと少しなりとも其むくひを国に成んと常に心にかけて忘すハ、何かハ悪敷私の心の出へきや、人の世に有はかけろふ・稲妻よりも猶はかなし、出るいき入をまつへからず、物欲をはなれ

生涯をいさきよくして先人を地下に不恥、不忠・不孝の聞えなくして死たき事にや、我か竹馬に友とし遊し人も昨日けふの思ひをなせど、はやとしをへて残れるハ希に皆むかしの夢となりぬ、老ほうれたる身の故なくして若き人々に立ましハるへきにもあらず、独長き日を暮しかねて近わたりに立出まほしくおもへど、疝積のやまふにおかされて夫さへも心にまかせず、いはんや人者動物なり、心善にうこかされは必ず悪におもむく、徒に光陰を送る事口おしくおそろしけれど、素より文盲なれハ文字有ハ其とりあつかひをしらす、かな草紙に日をくらししてする業のなければ、おふけなくも薩隅日の古事見聞せしおもむき、且他国の書にも我國の事をのせたるハ間々はを拾ひ、我大人の集置給ふ集本の中よりもとり用、
 義久主より 綱貴主迄凡御五代を専とし、上先君より下御家臣の嘉善行節義を記す、幸侃・増宗かたくひ者後の誠とす、其外悪事ハ止事を得ざるを載す、善事ハ異説も罪少く悪事不実なる時は古人を誹るの罪大ひなれは是を除き、時代の前後文つきに不抱暇

の日有れは思ひ出すに任せ、一書にして其淋しさを忘る、媒とす、其書五冊名付て盛香集と云、若他人此書を見ば、物笑ひの種と成て恥る事もあらんかし、ひそかに我家の童に読しめ、我國の古き風俗を知る一じよともなし、浅きより深きに到る手段とならば、子孫を育し九牛か一毛程とも国恩に報するはしともならんかしと、明和七寅春予六十五才誌て愚息盛容二付与す、

盛香集一卷目録

- 一 山田民部事(有榮)
- 一 高城後詰並軍物語事
- 一 織田貞置噂の事
- 一 山田利安死去の事
- 一 龍伯様御詠歌の事(義久)
- 一 本田か城責並詠歌の事
- 一 膝突栗毛の事
- 一 村尾清松事(徳松カ)

一 大山稻介事 （幸徳）

一 寺山久兼事

一 黒田と新納互二先陣を譲る事

一 関ヶ原御退口噂の事

一 島原合戦噂の事

一 惟新公江始而御目見事 （義弘）

一 山田新助噂の事

一 箕輪入道父子高名争の事

一 高麗王子の事

一 和田秀存事

一 竹之内半右衛門事

一 矢野主膳事 （兼光）

一 新納忠元事

一 近衛殿下の事

一 御詠歌八ヶ条の事

一 古き人の曰、世治りて後、於江戸御旗本本田三弥よ （正重）
り山田弥九郎安否を伊勢兵部少江被問ける故、弥九 （有卷）
（貞徳） （輔脱力）

郎只今ハ民部と申候、御知人に候哉と被申、三弥答
て、関ヶ原合戦の時拙者ハ （家康） 内府公御旗本罷居候、

西国方崩涯二成、若き面々江手鐘被成御免候故、我
等一番ニ 惟新退口ニ掛り、薩州のしんかり大将と
鐘を合せんと申懸候時、山田弥九郎と名乗て馬の平
首に鐘引添返し合せられし勢ひ目も見合かたく、不
覚五六間引退き候、其時よりの知人なりと嘶なり、
後に此事を民部江語り被申候得ハ、夫ハ我等にてハ
なし、我中間返し合せし事候、其時の事かと言れし、
功ニ誇らざるありさまさすか成りと語り伝へたり、

関東太平記を見るに、本田三弥は本田佐渡守正信
が弟なり、戸田左門民鉄（氏鉄力）が弟戸田帯刀（為巻）と言合せて、
秀忠公の御小姓真田鳥之助を意趣打にして、兩人
共立退き方々迷ひありき、折ふし備前浮田家に居
合せ関原陣ニ立しと有ハ、其時迄ハ浪人にて西国
方と見えたり、関ヶ原以後御旗本へ帰参の人か、
然ハ関ヶ原ニ而三弥より弥九郎江言葉をかけたたり
と云ハあやまりなるへし、此集書ハ都而古人の口
つから覚て語り伝へたるを書付る事も多ければ、

邪^{ヒカ}こと而已たるへし、故ニ此一段を巻頭ニ載、其

あやまちあらん事を知らしむ、

一山田昌嚴(有榮)俗名民部、病氣大切之時諸親類をあつめ遣

言して云、惟新様関ヶ原より伊勢路にかゝり御退被

成候処ニ、向ニ長束殿・長曾(正家)ヶ部殿合戦の手ニも逢

す大勢にて被罷居、敵とも味方とも不相知候、使を

御遣被成御覽、逆心にて候ハ、御討死の御格護可被

遊と有之候、御言葉のいまた不終中に伊勢平左衛門(貞成)

馬を乗出し、味方にて候ハ、さいを振可申候、敵に

候ハ、直馳入討死可仕と御受を申被相勤候、我等了

間(簡)ニ渡り候中ニ御請被申後を取候、扱も今平左衛門

は器量有人哉と残多今ニわすれかたく候、老病身を

責て、我ハ今日中に死へきなり、武士はケ様の時後

をとらざる様可懸心なり、外ニ言置事なしとて死せ

られしと云々、

右昌嚴多ほうし子に柏原幽静といふ人あり、此事

をとふに本文の如し、然とも昌嚴死去の時若輩

故、直ニ聞たることにてハなしと云々、

一天正六年従大友家数方の軍勢を日州に被向に付、高

城ニ島津(家久)中務大輔を首將とし、山田新助(有信)・比志島紀

伊守(貞)・鎌田出雲守其外籠城ニ而専防戦の用意有、依

之高城の人数を迎取らるへきか又後詰可有か、延引

て高城の人数を討せハ弓箭の恥辱不過之と御評議有、

衆儀多して一決せざる所ニ滝間美作入道申ける、誠

ニ御一大事不過之候、今暫紙屋の城ニ被成御座、堺

目の御左右次第ニ可有御出馬、千兵ハ安求難遂一戦

候と頻ニ申上候段、

義久公聞召、美作入道無ニ之忠義存申上事候、何老

功の者ニ任せ候へと御意ニ而、御合戦ニ究り耳川ニ

而大勝利を得給ふとなり、

一川添喜庵医道稽古のため二村田長庵所ニ罷在候時、

長庵ニ相付織田貞置江御断ニ参候、御旗本衆被為集

専古戦の物語有之候、其中より喜庵ニ薩州にてハ被

聞ましく候、於大坂

権現様(家康)より本田忠勝ニ被仰付島津中務太輔豊久を被

召呼、権現様ニハ簾の内ニ被遊御座、大友家高城

ニ寄来候時、龍伯後詰ニ而及合戦候次第始終被聞

召上候、豊久退出以後忠勝より何様ニ被聞召上候哉
と御尋被申上候処ニ、権現様御舌を被出御首を御

振、扱々龍伯は兼て聞しより功者成大将也、其故ハ、
大友ハ軍儀不調様なれとも目ニ余る大勢也、然を齋
藤を始、名有武勇の者ともを義久方に討取、味方ニ

為差者不死内其いきおひをぬかず塩合能人数を引揚
け、味方の損せざる様ニ（鹿児島県立図書館所蔵本より補）
要害の地ニ引入て負て引

たる様に△大友か諸将におもハせけるハ能おそろし
き謀なり、故ニ大友のしよ軍勢、うか／＼と義久皆陣（堅力）

ニ懸りもろき敗軍しける事、古楠正成か須田高橋を
偽て天王寺ニ引付たるに不異、義久心中いか成事を

思ひまふけてかくハ謀ぬらん、豊久田舎武士ニ而言
語聞受かたきこと多かりしと上意のよし、其時代の

人より承置くとなり、

一織田貞置俗名主計、十八歳の時迄伯父織田有楽斎の（長益）

介抱ニ而近江ニ相成御座、後は江戸築地門跡の辺ニ

被為居、諸事古き事とも能覚たる人ニ而候、八十九

歳（吉貞） 浄国院様御家督の翌年死去のよし、平瀬一鷗咄

成ハ茶の湯の御弟子にて候よし、

一山田越前守有信入道利安死去之節、龍伯様御暇乞為

可被遊、棺を大竜寺御屋形の御門前迄被召寄御焼香
被成下、利安さらハ、我も頓（而之）と追付んと被遊御意、

御歌を手向被下候、御側廻り何れも感涙深か、りし
とぞ、夫利安慶哲居士山田越前にて、猛心を守（専力）とし

て疵を蒙り名誉有事度々なり、然るに忠節の者なれ
は内外を不言召仕しに、予五年の間心例（地脱力）ならず、お

こたる事なきを歎き、身の替りニなんど、いひける
が、寔哉、夏の初つかたより病床に臥て水無月十四

日身まかりぬると聞て、一首をつらねて手向とする
ものになん、

はちす葉のおきこほしたる露の玉

終りや君かために捨けん

六月廿九莫（奠力） 法印龍伯

是と聞て新納忠元、

うらやましきえぬる玉の終りまで

いとまかしき君かことの葉

一天正十六兵庫頭義弘既上著ス、於是八月賜帰国暇ヲ、然トモ不忍留別女子述其情、賜細川幽齋、(藤孝)

二世とはちきらぬものを親と子の

わかれん袖のあはれともしれ

幽齋返歌

馴々し身をハはなたし玉手箱

二世とかけぬなかにはありとも

幽齋以龍伯之歌備 台覽、秀吉公憐之女子モ亦賜暇

云々、

一勇士談に云、島津の手にて本多某か城を責ぬき、本

丸へ入て城主の居間を見るに、まきの柱よ我を忘る

なといふ源氏物語の歌を床の柱にはり置しを見て樺

山安芸守、(善入)

なかれ出てとまる瀬もなき水くきの

あとはかなくも頼ミおくかな

かく詠て矢立にて認はり置いて帰しこそ、武道さかん
のミか敷島の道まで島津の家の名譽なるへしと記せ
り、

旧記を案するに、 貴久公御代隅州清水城主本田

の総領左京大夫親兼逆意を振ふ二より御人数を被

向、防戦難叶天文十七年九月十一日城を没落し、

日州庄内ニ退去之時、中間の柱ニ源氏物語をおも

ひ出で、

立馴し直の柱もわすれなよ(懐力)

めくりあふべき時しありやと

樺山安芸守是を見て、

なかれ出て帰る瀬もなき水くきの

あとはかなくも頼ミおくかな

かくいひて笑ひけると見えたり、此時の事なるへ

し、

一同草紙に、島津兵庫頭惟新二名馬あり、右の家に阿

多長寿院(盛淳)とて五千石を領する侍大将有て、馬壹疋を

献す、義弘此馬を秘蔵せられて長寿院栗毛といふ、

或時日向国木崎原といふ処に伊東家と合戦あり、伊

東の臣柚野木崎丹後といふ者、弓二矢をはけてかけ

来る、義弘退口なりしが引返し、鎧を以て丹後を突

留らる、丹後少し引候処ニ、馬上義弘ハ高き所に馬上にて少鎧合遠かりしを、かの馬其ま、膝をつきしかハ、義弘の鎧合程よく成て丹後を突留られしかハ、夫よりして此馬を膝つき栗毛と申ける、島津義弘一生五拾二度の戦場、二十度余ハ右の馬を用られしとなり、此馬八十六才迄存生す、死て後、大隅国帖佐といふ所願成寺と云寺にうつめ、墓を築石碑を建おかれしとなり、或曰、馬をうつめし寺ハ帖佐寄千院（亀泉院カ）なり、願成寺ニハあらず、馬の年も石碑に載所八十三才なり、碑文は田中五右衛門、石碑を為建ハ種子島藏人なりと云々、

一 永禄九年正月十五日祁答院（河内守カ、良重）伊勢守内室のためニ被殺、室ハ島津義虎の姉也、小姓村尾清松（徳松カ、重候）其刀を取て、則右室を切殺す、時に十二才なり、（七カ）義久公右之働を被聞召上被召出候、後二源左衛門入道笑西と云しハ此人なり、

一 大山稲助 龍伯様為召仕人の由、武功拔群の者にて、

なんちか働むかしの朝稲にも不可省（劣カ）とて、朝稲を片取て稲助と名付給ふ、またいか成時節ニか有けん、何事にてものそミ有ハ申せ、御叶可被下と有し時、修善寺紙を以て一生元結ニする事を願申上候、後二修善寺紙を以元結ニする事御禁止になりしかとも、稲介一人ハ御免なれば結てありきし、目立て人能稲介を知、其のそミ無欲なるをほめし、修善寺紙といふものハ赤き紙なり、是をこよりにして元結ニ用ひたるよし、或人稲介か修善寺紙を為願、心入を問けるに、御意ニ為叶折節訳もなく我勝手になる事を望まるへきか、また望なしとて上意無ニせんハきよくもなく、其恐有ハ修善寺紙を願たり、其時迄ハ御法度ニもあらず余りめ立たる願にてもなしと、

一 寺山四郎左衛門久兼高麗におゐて漢南人数十萬騎來之時、晋州の川を隔て望津に出陣し、纔ニ三百計の人数にてせひの多少を敵に見せず、六月廿日比より対陣し、種々計略して敵を度々なやましける故、恐れて川を渡えず、九月廿日命有て久兼望津の陣を払

新塞ニ参てこそ、敵川を渡しけると古き文ニも見えたり、此対陣中に久兼か家来神宮矢兵衛といふ者鉄炮の上手あり、川を隔て打に、此神宮か鉄炮計外希ニて皆当なり、唐人大ひニ恐れけるとなり、晋州の川は日州高岡の川程有と語り、久兼容貌田舎めきて物言ぶこつなる人にて陣中にて庄屋殿と言しか、軍評定の時ハいまた庄屋殿ハ不相見得と、何れも待て事を決せし程の功者なりしと古人の語りし、

一 庄内陣の時、高城より為出敵を新納(久直)小右衛門・黒田(頼道)嘉兵衛先ニ進て鎧を合せ、高城の門迄追込候、後小右衛門ニ此事を問に、嘉兵衛先ニ進我等ハ跡なりといふ、また嘉兵衛に尋るに、小右衛門先に進て我は後たりといふ、互ニ先陣をゆつりて不知となり、

一 江戸表古戦物語りの説ニ、 惟新様関ヶ原御退口ニ福島正則駈来、討留んとせられしを家来共馳ふさかり、勝たる軍に死武者ニ馳合せんこと無用なりと、正則被乗たる馬の口を取味方の方江引向、殿ニハ物

の付てくるわせ給ふぞ、油断すなとせいで引返せハ、正則もせんかたなく義弘に後ハ見せしと、馬上にて後前に乗替て引取給ひし、又御合戦前義弘朝鮮の働は諸家に勝たり、いつれ強敵なりと沙汰しけるを、井伊直政、義弘武勇も人によるへし、唐人を相手にすれハなりとあさむき給ひしか、此時忠吉(松平忠吉)卿を具し奉り福島家に入替り討とめんとせられしに、案に相違して忠吉卿にハ手疵をおハせ給ひ、直政は川上か若党柏木か鉄炮にて打落しける故、無是非引取給ひける、かかる手強き御働き故ニこそ小袖氏(小幡力)、薩摩勢の上ニハ火えんのもへあかる勢ひ有之と後々被語しとぞ、

一 島原合戦の儀ハ、前年川上左京・新納(忠望)刑部両大将にて肥後国安徳と云在所まで人数を被出けるが、鬪負て刑部戦死、左京手負て引取故、隆信弥勢ひ強く成て有馬の城を責討、依之止事を得給ハす、重て島津中務太輔家久を大将として三千余兵を被向、其勢肥前国島原に着し、同所森岡の腰に古城の跡あり、是

二陣取堅め敵にハ責掛らす、専長陣の用意をなせり、また義久公肥後国江御出陣、追々馳参して一万余兵肥前国江責入よし風聞す、有馬の城中ニ後詰を待付て池魚の水を得たる勢ひニ成て能城を抱けれハ、中々急ニ責落すへき様もなし、隆信ハ近年の勝軍ニ習て中務の小勢成を見あなとり、森岡をたに追落ものならハ有馬の城もこらへず、義久も本国に引入へしと、只大勢を頼にして急ニ掛り来れり、中務は思ふ凶ニ敵を謀て引寄、乗来れる船ともの櫓・かいを陣中に入入帰る船路をたちて、若此節もまた合戦に討負るものならハ一人ものこらす討死すへし、何の面目あつてか生て二度殿ニまみえ奉るへしと約をなす、此時後の中書豊久十四才、又七郎とていまた前髪有て若年なれば、後のため本国へ帰さるへきとの相談なり、又七郎此事を聞、古郷ニありても父の軍難儀なりと知らハ馳参るへき、身の適々陣中にありながら何某か子こそ若年なればとて、合戦の前晩夜ニ紛れて陣中を忍び出本国江にけ帰れりと言れん事、島津のかきん末代迄の不覚たるへし、先陣（鹿兒島県立）を給り、

図書館所蔵本より補

討死せんといさみす、んて老軍どもを召具し、陣中を馳めくり、諸軍ニ義を進め被申ける、又七郎は其比無双の美童成か、物言少し（年カ）でもられけるも却而しをらしく聞得ける、若手の衆我身討死は兼て期たる事にて露塵程もおしからし、只此兎の命ニ替り死せん事をのミ心とせしかハ、先陣の勢ひ日比ニ百増せり、又七郎も自身太刀打して敵壘人討取られけるとぞ、是皆大将の深慮より出たる謀ことにて、又七郎江先陣を望ませ給ひけるにやと後にぞ思ひしられける、此森岡後はがけ、左右ハ山、前一方こそ平地ニ続たれとも、深田にて中ニ一筋の道あり、要害尤堅固にして大勢一度ニ掛りかたき場所也、左右の山ニ伏の勢を入置、大将の下知を能守て敵を脚下に引付軍を始めけるに、鬮（最中カ）の穴の中おもひもよらん、左右の山より伏（勢脱カ）の起立て横合より手強討懸りける程二なしかは、こらゆへき隆信の先陣崩立て引退、一筋の道なれば返合せん様もなく又入替りて鬮へき様なし、皆旗本江崩懸りて乱さわく、此時川上左京ハ（川上忠智）父三河入道の地頭所栗野の土万善仲兵衛・出石五郎

(篠瀨兵右衛門力)

兵衛・篠瀨兵左衛門をともし旗本へ紛入、隆信の在所を尋て馳めくる、隆信ハすへき手立も尽はて落行所ニ出会、隆信を討取て去年敗北之恥辱をす、き名譽を後代ニ残けるとそ、此一段ハ川添喜庵古老の斷聞置たると云々、

一或聞書ニ、左京久堅鎧を以隆信を突候時、篠瀨兵左衛門・万善仲兵衛進来れり、兩人ニ而討取為申由、出石事ハ為相付居人ニ而候半、左京家伝ニ久堅之事を且那くと老後迄為申由ニ候得ハ、篠瀨同前之人ニ而ハ有之間敷候、万善仲兵衛子孫栗野衆中万善仲兵衛の由、出石ハ子孫断絶之由、

一中書家久島原江出陣之砌、川上左京久堅ハ御勘氣ニ而栗野德源寺(徳元寺力)に在、常ニ心安き人をまねき集て申けるハ、各江頼度事あり、聞入可給や、然ハ心底可明と、衆皆身ニ取て叶程の事ニ候ハ、何ぞ辞すへき、語り給へと云、其時左京、去年安德の闘破之時討死せずして助けけるも、全く命おしむにハあらず、再び此戦恥をす、くへきと思ふ故なり、然るに御勘氣の身と成ハ出陣の人数ニも洩れ、言に無甲斐沙汰及

ばん事武夫のしのひさる処なり、哀我に与して給わらば、出陣の跡を追合戦のあらん所へ走付、時宜を見合隆信本陣ニ紛入勝負を決せんとおもへり、是千万か一ツも生て二度可帰ニあらされは、面々の一命を給るへしと約束し、跡よりひそかに出陣しけるが、合戦初りても野原ニ扣てしはし見物し時宜見合けるとそ、此断ハ万善か家に言伝へたりと人の語りければ書載なり、

一久堅御勘氣一説ニハ女方の事也とも言い、

一惟新公諸士の子共初而 御目見仕候節は御側江近く被召寄奏者より、是ハ何某子何と申上候時得と被遊御覽、其父手柄為有之者なれば、何某ハ何方之合戦に殊之外働致手柄候、其方之様子父ニ似たり、手柄も父ニ増ハするともおとりハせまし、随分忠孝を励御奉公可致旨被仰聞候、又親の然と手柄も無之者の子なれば、そなたの親も成程心懸ハ有つれとも、場所悪敷不仕合ニ而一度も手柄なし、其方を見れば親にもまさりたる様子也、向後ハ随分手柄も有へし、

忠孝を心掛御奉公可仕由御仰聞、幾人（被力）二而も一人ツ、被召出、其人相応之御挨拶有之、扇子壹本ツ、御手渡被下、頂戴仕退出いたし候事定例二而為有之由、古き人の咄なり、

一 山田新助有信十三歳の時、親父藏人（山田有徳）より放討之者を両三人江申付成敗の筈候を、傍二居て是を聞、討てより先二隠居、科人罷出候を言葉をかけて抜かけ候二付、童の不似合事とて刀二而うちつめ、へきつばを深く切付既二あやうく見得候処二、討手走來り右科人討留申候、左候て、新助手疵大事二候得共養生候て漸々平癒にて候、依之親父より小童の大切の科人二龜忽の働似合さる儀とて、其節ハ不快有之由候、

一 右同人天正十四年七月廿七日筑前岩屋城攻之節、石打二あひ十死一生にて息のかよひも無之様二相見得候、惟新様被聞召、御養生被遊可被下とて閨屋清右衛門御呼、手疵之様子委細御尋被遊、三尺手拭二草葉の類御包、御封印被遊候て清右衛門へ御渡、此手拭を以新助胸を強く締め置申候ハ、一時計候て

何そ相替様子可有之候間、入念養生可仕居由被仰付候二付其通仕候処二、如案一時計間有之、水を流様成音聞得驚申候、其音声（静力）二成候て息をつき出、次第〳〵に息音相聞得候付、則清右衛門走參其旨を申上候得ハ御悦喜二而、最早新助生可申由御意二而候、清右衛門を御返し養生專要二可仕由被仰付候、夫より快氣故、御葉の御手拭は清右衛門より返上為仕由候、奇妙成御療治と山田家二申伝候由、

一 箕輪入道心月と申有名の士蒲生二被召置候、其子狩野之介父子於所々尽粉骨候、心月曰、我若き時分より戦功二被下候御感状繼立候ハ、蒲生八幡之下迄ハ続可申と申候、其時狩野之介申、我等又御自分様之御齡迄臨戰場候ハ、八幡之事者扱置、真崎迄ハ御感状可申と父子器量争為仕由候、狩野之介十六才（離脱力）より廿八才迄に太刀始十八度為仕由、終於高麗南海戦死、子孫高岡有之由、

一 右狩野之介江從 惟新様於栗野輕野志摩之介と申者御討せ被成御覧候処二、志摩之介を首尾能討仕廻候

得共刀を折申候付、御腰物拝領被仰付候、狩野之介右之御礼申上候節、科人を成敗いたし候とて御褒美為被仰付候儀者無之候、然共、其方刀損候故被下候と分而被仰渡候由、

一伊集院幸侃自高麗七八才の童を捕え、帰朝の後息源(忠棟)

次郎草履取二召仕置、後は出家二なすへきとて帖佐天福寺江登被置候、然処朝鮮国より官人余多參、薩州ニ朝鮮王子居住之由承及候間、御返被下度由訴出、御領國中御尋させ被成候得共右通之人不罷居、天福寺ニ罷居候喝食ニ而や可有と申沙汰ニ而御詮儀被成候処、無疑此人之由相究り、迎の朝鮮人衣冠嚴ニし(鹿兒島県立図書館所蔵本より補)て天福寺江罷出、九拜ニて△いきた、して相見え候、尤、朝鮮人歡喜無限皆感涙流為申体、外所目も哀ニ殊勝成し、此砌高麗よりの捕人帰国仕度存候者ハ皆々御返し可被下と、從 惟新様被仰渡難有御意と悦申候、扱又是より前朝鮮捕人の内出家有之候を、主人より後ハ暇を取らせ候二付平松の岩剣の下ニ庵を結て勤居申候、右体の朝鮮僧余多一所二集、後ハ

三十人計行ひすまし、提体を以日送申候、 惟新様

被聞召付寄特(奇力)ニ被思召上、総人数ニ御米被下候、右

王子を始、是等も総様彼は百余人帰国為仕由候、朝鮮より捕来候者共言語然と不通、召仕候ても不用立候、出家の類は猶以皆々主人より暇出為申由候、朝

鮮人不残罷歸候内ニ、士には前川伊川・安岡伊足ソツ兩

人故国ニ而一門悉戰死仕、罷歸候ても無詮事候、其上於此方

上於此方

惟新様御意難有被仰付候間、せめて御国に罷在可奉

報御恩と申て殘留為申由候事、

一和田秀存坊と申山伏ハ蒲生に被召置候、其比若手の

内有名の人ニ而候木脇休作(祐秀)と武勇を争為申由候、若

手の中にて秀存与・休作組と風儀両輪ニ為有之よし、

秀存坊ハ里者月代入念、身なり見事ニ為仕人ニ而候、

惟新様より余りかさりたる身成見苦敷候と節々被遊

御意、出仕杯仕候而も脇を被遊御覽様に為有之由候、

慶長五年入峯の時関ヶ原乱承付走參候、 惟新様御

機嫌能御鑑拝領被仰付候、秀存申、平生見苦敷者と

て不入御意様に皆々被申候得共、如斯御鐘迄拝領仕候、何れも御覧候へ、兎角此節之御合戦致戦死御奉公可仕とて戦死のよし候、秀存老母あり、関ヶ原乱ニ秀存走参りたりと伝聞、此御合戦^{（味カ）}御方の御人数ニ戦死為仕人さへ御座候ハ、秀存も必戦死可仕者ニ候とて或社ニ通夜しける、夢ニ山伏の首社頭ニ有と見、さてこそ秀存戦うたかひなしと為申由候事、

一加治木竹之内半右衛門ハ志和地の城に籠候而有名士にて候故、後ニ惟新様より中神不見^{（石カ、頼屋）}扨同前ニ被召抱候、兼々嘶ニ、城中多人数籠候得共、役ニ立候士ハ漸々廿七八人社有之候、我等も其内にては為有之と嘶為申由、又於志和地小川半平兄と共に鎧合仕候、其日の鬢我等結為申と咄仕候よし、

一惟新様は大坪流馬術^{（鎌倉流カ）}名譽を得給ふ大将なり、其故は朝鮮御在陣之内鍋島信濃守^{（勝茂）}此御方江御見廻ニ而能馬を求て候得共、不計駈出して留りかね候故御ひかせ候、被成御覧、御直方も候ハ、被加御下知被下度よ

し御頼にて候、惟新様得と口合被成御覧、御側御小姓矢野主膳いまたはたち計の角まへかミニ而御前に詰て在けるニ、乗候様と被仰付、地道より漸々乘立候時不計駈出しける、頭にかくを打込けれハ付出されしとも見得ず、留り口見事にて信濃守御褒美なり、御前に詰合の面々も其取合の気点を感じり、信濃守御帰陣有て、鍋島の陣にて乗れざる馬を薩摩の陣にて角前かミカ乗後たりと^{（得カ）}の沙汰有らん事無念也と御後悔為在之由、又信濃守御立跡ニ而惟新様御立腹ニ而主膳ニ被仰聞候者、比日相応ニ馬を乗習候と思召し、今日御客馬被仰付候処、大坪のはミすらしを用ひ漸く乗仕舞候段、近比^{（ヒケツ）}以卑怯の乗かたニ被思召上候、以後右之通之儀於有之者、御流儀伝受被仰付間敷よし、御呵り被遊候よし、

一新納武蔵守忠元武勇不可勝頼事、就中殿下秀吉公御当国へ御動座之砌、大口之城に籠り下城せず、若秀吉城を責られば、強く戦ふて後降参し、対面之時飛掛りて差違へ本意を達せんと思慮せしニ、早く和

談調て下城せよとの仰及再三、是非なく御下知に従ひ致下城、自ら拙齋と改名し曾木の内天堂か尾二而秀吉公ニ遂御目見得、於御前御盃頂戴、忠元上髭有而小男なり、御前より細川幽齋上髭をちんちろりんと△ひねりあげと被仰掛たりける、御言下に、はなのもとにて松虫そなくと付たり、其時御胸服・御長刀拝領なり、又羽月の内園田と云所に御暇乞に罷出御目見被仰付、御手自陣扇子拝領、扨秀吉公二者此陣中ニ茂専ら発句に心を寄給ひ、里村紹巴杯奉供せり、深見入道宗方ハ相良之一族にて水俣の城主なりけるが、降人と成て御目見得しけるに、渠ハ連歌の達者にて、先年薩兵肥後出張の始水俣の城をせめし時、矢文に斯そ言送りけり、

秋かせに水俣落る木の葉かな
宗方返し矢に取敢す、

寄てハしつむ浦浪の月

薩兵是を感じ和睦せし由聞召、発句仕れと有しかは落縁に有て暫く案しけるに、御前に筆を持出し披露しければ、

若竹もけに直き世の始かな

と仕ければ殿下御感悦有之、又其時分の事にや、秀吉公紹巴に手をとらせんとや、

奥山にもみち踏分なく螢

と遊し是に付よと仰事ありしに紹巴、

鹿ともミえん灯のかけ

また肥後の木山左近入道紹宅と云者有、一揆の大將なる故誅せらるへかりしかとも、渠者連歌の達者にて、先年北野笠著の座にも上京して有けるが、

心くるしき月をこそまた

と言前句に、

人しれす肌にもすふいわた帯

と付て候いしより、いわた帯の紹宅と其名を揚し者に候と紹巴花本の紹巴ともいふ申上けれハ、左様ニやさしきものならんにハたすけ置へしとて厚免せられける、ケ様に咎有をも一句のかんによりて免し給ふ、いわんや忠元ハ武勇と云ひ歌道と云ひ、言下にかく付しかハ大ひに賞し給ひしも理ならんか、

一文禄の初 惟新主朝鮮国に御渡海の御首途有し時、

樺山安芸守入道玄佐、

君かため名のため取しあつさ弓

八十あまりの身こそよわけれ

家のため取り伝へにしあつさ弓

八十にあまる身こそよわけれ

右二首何れか是ならん、

一新納拙斎も年長齡かたふきて、漸く御船元まで見送

り奉りて、

あちきなやもろこしまてもおくれしと

思ひしこともむかしなりけり

一右の歌を清水宗川かまさきのかつらにハ、島津修理

太夫義久朝鮮渡海の時とのせたり、

惟新主武蔵へ御返歌

唐土や大和をかけてこゝろのミ

かよふ思ひぞ深きとそしる

又拙斎奉祝

から立やみのれはやかて帰国哉

一右同人、日州庄内に陣立せし時ハ古来稀成年行にて、

（四脱カ） 足不自由なれはもつかうに乘軍務に勞せし、其時平

（宗次） 田三五郎生年十五歳にて戦死、彼ハ無双の美童なり、

武蔵入道哀傷して、

昨日まで誰か手枕にミたれけん

よもきかもとにかゝる黒髪

一拙斎慶長十八年八十三才身終辭世に、

さそな春つれなき老とおもふらん

ことしも花の跡に残して

一忠元を大指武蔵と為申儀御座候由、是ハ秀吉公武蔵

守へ、我いきおひの如斯大ひ成を見ても、又弓を可

引と存立儀可有歟と 上意ありしに、畏て、いかて

か以後野心を差挟可申、乍然義久存立於申ハ幾度も

為臣道無是非候歟、然とも 義久天性正直にして一

度御旗本と成て主従の御契約仕候上者、世間にいか

成ふしぎ候とも於

義久御不審を蒙へき者にあらず、始終能御味方ニ候

由、（威カ） 秀吉公の猛位にも乍恐何無憚所言上しける、

其気量拔群なるを見て、薩摩の武士を数へば此者を

こそ一番に指ハ可折と為申より異名とは成しとぞ、

一義久公御代、近衛前久殿下不き計発花洛赴西海、旧冬十二月廿五日寄光駕出水專修寺越年鹿兒島二矣、是亦鎮西ノ諸^(候カ)候欲シテ止干戈袋弓矢、而依使殿下赴西海也、由是定館^(旅脱カ)於宝持院日夜崇敬不可勝言、且復張行犬追物、備

台覽二者兩度于此時有高詠、記左、

依島津左衛門督所望書之、

乗駒のみちをつたへてしま弓

ひきつれつ、も犬を追ふそて

一秀吉公閔白と成給ハんとて近衛前久公を西海江流さ

れしと云説有、右の文と旧記と引合て案するに、

秀吉公征夷將軍に任せられんと思召、室町義昭入道

昌山江請て養生^(子カ)とならんと望ミ給ひしかとも、秀

吉公の族譜を賤しめて御同心無りしかは、菊亭の晴

季公と御相談有て二条の昭実公其時閔白にておハせ

しを御辞退有、秀吉公則閔白に補し従一位に叙し

給ふと見得たり、爰を以考れハ前久公薩州江流され

給ふと言事妄説明白なり、

一天正十八年六月十二日義久為西方寺一見行于嵯峨入寺門、則庭前樹木池水不得空過而綴一首早歌也、

池水のた、むいはほに浪かけて

夏をおくらす庭のまつかけ

此歌の由紹巴聞付られて如此、

夢宗^(密カ)国師手自石木をかさねうへ給る西方寺庭、御

一見の池水の御口号近比珍重く、御供之人々何

とて不被詠候哉、岩木のこ、ろはつかしく候、次

の日おくらる、

岩た、む道とめ入て池水に

夏をおくらす人のかしこさ

一同年十一月朔日于在洛之時近衛前久公賜初雪詠於東

山ヨリ、

今朝の雪さそおもしろく候半と察申候、こ、もと山

居中々とぜんの体申はかりなく候、ははかりをかへ

り見す^(令申候脱カ)

とはすとも哀とはみよ都人

わか住やまの今朝の初雪

龍山

一同月二日綴右返歌以進上之、

初雪の積れる庭に跡つけん

こゝろハ思ひやるかひもなし 龍伯

東入道

山 御印

一天正十八年五月廿日龍山公賜捷書、又されの御詠歌

巳下刻五月廿一日 意室経や 印

を贈給ひぬ、御書記左、

龍伯参

猶々申候、彼若衆只今参候、かさも無之見事さハ

一文祿三年甲午龍伯為参觀赴京師之時、詣法花嶽薬師

今もたえならず、日本国大小神祇非偽候、早々御

詠焉、

出候へかし、於御油断者沙汰のかきりたるへく候、

旅たちし行衛をたのむ御仏の

但、御届者此分候、無御出者意（齎脱カ）兩人申談置可給候、

なひく心に身をやまかせん

向後不可有御恨も、無御返事間ハ八幡（之カ）てさかつき

ちらんほと花小南（にカ）の風もかな

のミ不申相待申候、早々御返事可承候、此者一度

一往晴蓑家路詠焉、

二早々御出可給候、

住なれし跡の軒端をたつねきて

追而令申候、何時（仍昨日之）か内々御物語申候、かさかきの若

しつくならねとぬる、そてかな 龍伯

衆只今到当所来候、かさも無之ことくくなをり申

一文祿四年神無月九日当座

候、弥若衆あかり申候、盃きこしめし度候ハ、只

春にこそ桜島ともいひつらめ

今不移時刻早馬にめし候て小者一人之体にて早々可

しくる、けふハ紅葉ならまし 龍伯

有御出候、念者のある若衆にて候間承候者如何二候

冬さえも咲ちる浪の花よりや

条、不被及沙汰可被懸御意、為其令啓候、以使者可

桜島とは名つけそめけん 幸侃

申候処、路次遅候てハと乍聊爾以飛脚申候、恐々謹

春来てもまた色みえん桜島

言、

花待かけハ二月のそら 貞親

君きてや浪にも花のさくら島

なかもあかぬ春のあけほの

実純

一とをり時雨しくる、空はれて

波にうかへるさくらしまやま

長治

木のもとにやとりやからん桜島

猶もみちのにしきかさねて

玄勝

神無月春のけしきのかよてや

こすへの雪もいさ、くら島

玄与

しるしらす紅葉のにしき来てみれば

駒もいさめるこのさくら島

春嘉

一慶長三年正月廿日近衛殿御会初にめし出され候時、

鶯入新年語

月も日もおそき見たにハ鶯の

老せん声に春やしるらむ

龍伯

きのふまで声せぬ園の鶯も

春たつけふやはつねなるらん

龍伯

此きのふまでの歌、紹巴ハ、声と音と云字いか、と

被仰候、龍山様ハ、くるしかるましきと被仰候、其

故ハ、

けふよりハつきてふらなん我宿の

薄おしなミふれるしら雪

又秋の野々草のたもとか花す、き

ほに出てまねく袖とみゆらむ

ケ様に候得ハ歌によるへし、此歌はくるしかるまし

きと被仰候、紹巴も後ハ同し被申し、是為後学書付

置也、

常不止集 卷之四十四之内

盛香集卷二

盛香集二卷目録

一伊勢成昌唐津御使者の事

一浮田秀家卿の事

一伊東肥後事

一伊集院源次郎事

一一向宗御禁止の事

一家久公兵法長袴被遊事

一唐犬の事

一穎娃（親誓）主水事

一小夜中山にて御詠歌の事

一宰相殿御事

一重位（示カ）自現流伝受の事

一島原乱噂並四元縫殿事（忠纏）

一平田増宗事

一比志島国隆並父国貞事

一浜田永林御鷹野場江參掛候事

一後醍院・押川・浜田三人由緒の事

盛香集卷二

一伊勢平左衛門肥前唐津寺沢家江御使者相勤歸りの節、（貞成）

於天草喧嘩之次第、直孫伊勢平藏より我大人両度聞

て書記置給ひし趣左之通、

一寺沢志摩守御嫡子（忠晴）式部江伊集院源次郎息女御縁与の

御契約有之候得共、御三殿様思召相替り御違変被成

度思召、右之御使者平左衛門江被仰付候ハ慶長十二

年十月の比なり、最初彼方より參候使者竹島新藏聞（高島力）

違に申なすか兎角被成様無之儀ニ而候処に、平左衛

門御受申上唐津江趣候、其時手廻り（上下脱カ）五十式人・直士

五人与力に被召付候、外は地頭所蒲生衆中茂為有之

由、其比平左衛門病氣候得共、唐津致着登城の前日

致月代候由、御使者一首尾相仕廻帰帆の節、肥後天

草ハ寺沢領なり、爰に家老竹島新藏居住なり、式部

使を以茶可進候間、御出可被成由申遣候、平左衛門

茂覚悟の前ニ而、十一月八日彼亭江見廻候処に様々

取持有之、於茶亭新藏平左衛門江切掛候、刀を奪取

新藏を居間迄追かけ候所を、大津喜右衛門といふ者

其座に有合平左衛門を打留る、平左衛門突入瀬戸口（付人力）

主税大津を打取、平左衛門死骸を取返す、此時主税

申けるハ、新藏家に火を掛ケ新藏をも可打取由談合

申候得共、火を掛候儀者脇々江茂広かり不可然とい

ふ事有て不調、扨供の者共歸るとて舟を出ス時、新

藏浜江出、深手を負候故自分ニ切腹不罷成、介借（辨力）ニ

而首を打七候と高音ニよはり相果候由、平左衛門

死骸加治木江持帰り候時分 御三殿様御見分被遊候、

葬所者伊集院妙円寺たるべき由 (義也) 惟新様御意にて、

墓所妙円寺にて候、

一 其後寺沢家より以使者新藏喧嘩之次第自分ニ者少も
存無之由、神文を以新藏・喜右衛門首送り被遣候由、

一 竹島新藏・大津喜右衛門者出水公領の節寺沢家預り
にて代官勤居候由、

一 平左衛門、年三十九、名乗ハ成昌、母新納武藏守忠
元娘、其時居住ハ加治木、只今の普請方屋敷なり、

持高千石、関ヶ原合戦にも三十式人にて自分ニ御跡
より参候由、

一 平左衛門妻ハ飯尾(飲肥カ)の伊東権守息女なり、権頭者三(伊東義祐)位
入道の舎弟、権頭内儀御国新納名子の人の娘なり、

御家と伊東家取合の砌権頭打死、其時女子一人有之、
母方を便りて頼来る、成人の後平左衛門(稱脱カ)に成候、右
の訳故、明暦の比迄我等祖母存生にて飯尾江茂人遣
有之候由、

一 瀬戸口主税ハ他国牢人にて、平左衛門を頼御家を願
にて参居候人にて候、其後致他国後ハ紀州より五百

石にて被召抱候人なり、

一 平左衛門嫡子美濃(貞長)、其子弥八郎、其養子平兵衛、其
子当平兵衛にて候、

一 我等親左近(貞造)ハ平左衛門二男にて、成昌唐津江参候時
ハ当才にて御座候、成長の後江戸江参り、主税江取
合折々むかしの咄被仕承候由、親左近我等十四歳の
時まで存生故、直に親より承置候由、

一 又老人の咄、御縁与御違変之儀御三殿様御相談の時、
成昌御堅物越に承、私江御遠慮ハ無之筈二候と申、
則其御座席江罷出、御相談の趣二而者事行申間敷候、
私江御任せ候得、一命を捨埒を明可申と申切、御使
者被相勤候由、尤、寺沢家切支丹の風説有之御違変
と申事二候、

一 武将感状記曰、寺沢志摩守広高其御嫡子紀伊守のた
め松平大隅守家久の女を迎んとす、依之家久の家人
伊勢平左衛門といふ者嫁娶の事ニ依て唐津に使す、
志州伊勢を馳走結構せらる、酒已に酣に及時醉狂ひ
にや有けん、又志州ハ尾張の地土寺沢越中守広正か
子にして其本微賤なれハ是を侮てや有けん、寺沢殿

を以鳥津か壻とする事ハ、家と言身上といひ大に不
相応の配偶哉とおとしめける、其座に有合者共悪き
詞と思へとも、兵刃に及ぬる事ハことの壞なれハ、
懷をおさへて居たり、高畑新藏ハ天草の城代、録三（禄カ）
千石を食む、則座に刺んと思ひしか、唐津の城にて
打果さば君の憂となつて不忠たるへしと、期をのハ
し天草におひて郷（舞カ）応して、其事を言出して是を詰に、
屈服せはゆるすへけれ共、猶居長高に成て、前言を
かへす、生て歸さは伊勢荒言を吐て、唐津に人なし
と言ぬと、刀を抜て伊勢か頭二ツに斬割所存を書置
腹切て死す、家久是を聞、伊勢か非義無礼、たとひ
高畑きらすして国に帰りたり共死を宥べからず、高
畑か手を借り幸に伊勢を切たるハ尤我志に適所なり、
かならず高畑か命を助け置れよと早使を以言遣しけ
れ共、高畑已に腹切たる上ハ力なし、只勇義を悼惜
すと云々、

右伊勢ハ、家伝・古老の伝ふる所感状記二載る処
と大きに様替れり、成昌戦死之時、瀬戸口か働き
計にて一向与力家来の働なく、世上の取沙汰以の

外不宜候二付、御三殿様にも成昌か死体を御見
分有之候処に、向きすのミにて後きす無之御安心
被遊候由、御国元さへ如斯なれハ他国の取沙汰可
察、然ハ是非何れにかあらん、其実を不知案する
に、成昌か志し身を捨我名を穢し君家の難を除を
以本意とす、故に此御縁与終に不整様に申成て死
たりと見得し、可言（臣脱カ）忠なりと、

一伝聞か様の例あり、將軍綱吉公の大老を勤給ひし従
四位少将堀田筑前守正俊と言人有威勢、又肩を並る
者なく邪にして驕たかし、心有人者天下の危うき事
を歎きし、其比若年寄を勤給ふ稲葉石見守（正休カ）通秀とい
ふ人有、是ハ筑前守正俊にハ縁者なりけれとも、今
にも逆乱あらん事をおもんばかり給ひけるにや、貞
享元年八月於御城筑前守をさし殺さる、御老中方大
きに驚き給ひ石見守に切付給ふ、石見守ハ筑前守を
為差貫ま、押付て少も働す、ともに被討て死し給ふ、
依之石見守ハ乱心となり領地被召上跡断絶す、筑前
守跡式ハ無相違嫡子下総守正仲江被仰付けり、
一石見守死体を改けるに袖中一通の書あり、其書云、

私義、亡父伊勢守以来御厚恩罷成難有仕合奉存候、
依之筑前守を討果申候、以上、

月日 稲葉石見守

斯の如く為認遺書なり、依之乱心の沙汰も止、世間
にてハ石見守こそ忠臣無双の良将なりと唱けり、又
登城の朝居間に一通の書置を残す、其書二曰、

子孫をおもひ家を立んとするハ愚の至也、家中歎
かん事をおもへとも忠の道にはかへかたし、只世
ハ夢なり、なけくへからず、

稲葉石見守

貞享元年八月廿八日 家中参

一石見守脇差ハ希代の物切れなり、其故ハ、従是先あ
る人石州に語りていはく、長曾根入道虎徹といふ鍛
冶神田の辺にあり、彼か打たる短刀ハ荒鍬を通し候
と、石州則虎徹か打たる短刀三振取寄、荒鍬を通し
見給ふに二腰ハ通らず、一腰快く通りけれハ、此短
刀を以筑州を差殺し給ひしとぞ、

一又上杉謙信猿王と言し時、越後柏崎琵琶島の城主宇
佐見駿河守定行(定満カ)をかたらひ、義兵を揚越後を踏しつ

めしより定行ハ謙信に無二の忠臣なり、扨同家中上

野国上田の城主長尾政景ハ謙信(姉カ)妹婿なり、政景定行

を以信州野尻に置武田信玄の押とす、いか成故か有

けん、宇佐見を呼て政景打へき(密カ)密談、宇佐見申、御

一家と言、御妹婿といひ、見得たる事(有脱カ)もなきに誅伐

あらん事世間の誹悪名なり、おもひ止り給ふへし、

其上政景一人を打候共上田皆敵になり、信玄に手を

合候ハ、遊々敷大事に候と、なミたを流し異見すれ

共用給はず、宇佐見申、是非とも討てと有事候ハ、

上田も起らず、世上の沙汰も宜様に打果可申と受合、

野尻江帰る、此城下に弁才天池とて湖あり、此湖の

魚を取る舟を拵へ底に穴を明(朱書)拵カ櫛をさし、政景をたば

かりのせ駿河守も同舟し沖江出、櫛を抜故舟に水沸

入候、舟中の人不思奇事故周章騒き浮ぬ沈ぬ漂候、

宇佐見ハ政景を捕得引込て放不申俱相果候、政景三

十九歳、定行七十六歳、永祿七年七月五日のことな

り、駿河守一封の遺言状を残す、其趣ハ、政景を御

誅伐、是ハ末代の誹りを不遁、其上上田領敵(皆脱カ)に可罷

成と存候間、御異見仕候得共御承引なく候、此上ハ

不及是非候、政景を打果上田起不申候仕方ハ、定行一人か身にかふり如此成果申候間、定行逆心か当座（根方）の遺根か、何れ筋二ても不届に候と世間御申立、我等跡目御つぶし本領被召上、十五歳に成候一子宇佐見藤三郎勝行をハ御暇可被下候、我等跡目立候而者政景家中の者とも堪忍不仕、以来者乱の基と存候科をも不義をも我等一人に帰せしめられ尤候と有書置なり、謙信十六の年より駿河守を頼、越後江本望をとけ帰城の事候故、恩を思ハれ心中ニハ中々おしミ給ひし由、扱政景後室江使者を立、政景子息長尾喜平次十歳成を春日山江呼取養子にせらる、故、上田茂無別条候、景勝前を憚り宇佐見か跡目を取揚給ひけれハ、一子宇佐見藤三郎ハ終に浪牢の身とぞ成にけり、是皆為君にして身を殺し子孫を絶て名を穢す、上代者不知、凡從中古以来我朝戦国と成て忠義を立るの士甚多しといへとも、いまたか、る例を不聞、蓋道秀・定行のミか成昌か働も又是に近し、

一浮田中納言秀家卿関ヶ原敗北以後、御当家を御頼有

て御下り、牛根に二三ヶ年被成御座、此御方様より御訴訟有しかは難黙止被思召、謀叛の張本人なれ共一命を御助け、駿州九野江被召置へしと有て被召登（久能方）し、猶も御心免やなかりけん、終に八丈島へ流し捨させ給ひしとぞ、扱秀家御御国を立せ給ふ時、本郷伊予（義則）・山田半助者御用にも可立ものなりとて被進置候、或時家久公、本郷伊予ハ弓馬の達人と聞、馬を乗せて可有御覽由被仰出、御厩より馬を出し候二偏執の人有て悪馬を出す、御意に、此馬ハ三疋共に悪馬なり、伊予ハ新參者、此地ニ而月日ならて知音なし、鳥の子の巢より為落かことし、左様の者に右式の仕形別而悪し、我乗料の小沢と有て是に御乗セ被成、伊予ハ弓馬に達せしもの故、馬も見事ニ乗て備上覽候、其後御意の趣を伝承り涙を流し、寔に難有上意かな、我ハ主君の命なれハ無是非一往奉仕ものなり、終にハ旧主の跡を追八丈島江渡らんと思ひしなり、是忠臣ハ二君に不仕といふに恥てなり、然ともケ様の忝き御心底を承し上者、最早此地に命を終るへしとて、夫より無二の心差を顕し、御奉公を勤

めしも只一事の御情を感じてなり、為君人これを慎て是をおもハざらんや、伊予始名玉川兵左衛門といふ、慶長十五年三月廿五日死、墓興国寺立塔に有之候、

一家久公花かたみの能に用候籠御手細工に被遊、御側廻りの衆江御見七候処、何れも拝見の上奉讃候、伊東肥後江御見せ候処、一言も不申上落涙いたしもみそんし候、家久公御機嫌悪敷被遊御入候、御側廻りの衆何れも肥後仕形の悪敷を呵けるに、肥後何とも返答せす、されハと計申て居けるに、間もなく御側廻りの人を以、先程の仕形何様の了問有之致候哉、(簡カ)其段可申上由被仰出候、肥後、御意の趣謹而奉承知候、御受に申上候者、私不調法の仕形に付而者御手討とこそ存罷居候処、存念之趣可申上旨被仰出、身余り難有奉存乍憚申上候、殿様御年生壯に被遊御座、文武の道に御志国家の御政道専に御心を可被寄之処遊芸に御心を被碎候儀何とも笑止千万に奉存候、是と申も畢竟忠臣御持不被遊、御諫言申上ルも無之、

さてもはかなき御事と奉存候へハ、不覚落涙仕もみそんし候也申上ル、(由カ)暫時間有之、御看経所江可罷出旨被仰出候得ハ、最早御手討よと存罷出候処、其方心入の段被聞召、別而深切御感心被遊候、此刀の儀丸田伊豆守正房江備前兼光作を御見せ御打七被成候処、出来も宜敷切も勝御秘蔵被遊候得共、拝領被仰付との御意二而頂戴為有之候事、

(伊集院忠棟)
一幸侃御成敗より籠城迄の儀ハ庄内軍記に委し、子共成行を不記、(細に脱カ)故に科書を載て其不臣を顕ス、

伊集院源次郎科の条数

(義久)
龍伯様江小伝次申上ル条々

一和久甚兵衛尉殿江からくりを以京都の実否尋究御奉公申上度由候事、

一龍伯様江(家康)從内府様御神文被下候を、井伊侍(直政)從殿・山口勘兵衛尉殿彼兩人前より被差下候意趣者、(鳥津久信)又四郎殿を被成御取立、龍伯様一筋を被続候するとの神文參候由を、誰人か鹿兒島へ言上申候や承付候段被申候、就其此方念比に相尋申候へハ、別二和久殿可被

御覽由高崎千左衛門申候由被申候事、

一 鹿兒島諏訪江御參籠の子細も彼又四郎殿の儀を題目に被成候時ハ、鹿兒島も一途可有御才覚之由、御談合付七人神文被申、其上加藤殿江内略被成候由申候事、

一 龍伯様於御上京者御打立之翌日富隈の事ハ從鹿兒島可有御存知之由高崎千左衛門申候由被申候事、

一 少將様被成御上洛、国替御望なさるへきよし承付候由被申候事、

一 富隈御油断ニてハ、(候力)京都杯へも(何とそカ)何等こそ才覚可被成儀ニ而候由申候事、

一 平田太郎左衛門可被成御成敗由承候由被申候事、

一 右の条々物語被申候刻、我々前より申候事ニ何程の子細を以ケ様の儀を細ニ被聞付候やと申候へハ、長(眞目)き事ニ伊勢兵部少輔前より小伝次をからくり付へき由ニて、高崎千左衛門江種々懇望被申候ニ付、高崎千左衛門か為に白石総左衛門と申者ハ從弟の事ニ候へハ、彼白石総左衛門を高崎千左衛門前より頼申候ニ付、此の如く候由被申候、就其彼高崎千左衛門へ

ハ伊勢兵部少輔より知行契約の切紙を給置候由被申候事、

惟新様江源次郎申上ル条々

一 富隈より 惟新様近日可有御成敗之由御油断有間敷候由申候事、

一 源次郎事、於御前可致戦死之由被申候、小伝次事も惟新様江不存別儀由申候、就其富隈の事を細々申通候事、

一 鹿兒島の人数の事者不及申、南方の人数も從富隈からくり付被成候事、

一 帖佐の人数も十人程富隈の人数に申合候、能々御用心候へと小伝次より申越候由被申候事、

一 鹿兒島・帖佐より富隈江御働可有候間、源次郎人数可致馳走通被仰付候由、源次郎内山伏富隈ニて申候由、伊地知九助被申たると承候由源次郎被申候間、為申開富隈江參と被申候へ共、富隈ニてハ兎角不申被罷帰候事、
一 富隈より方々御からくり有之上は、帖佐よりも御からくり被成候而可有御覽候由被申候事、

一 龍伯様より於他国も御からくり有之由候事、

一 他国より計策の書状致懇望置、右馬頭殿相届候、即
依御披露逆心の重疊致踴然候事、

一 鹿兒島於諏訪の神前誓紙をなされ、 龍伯様を可有
御背との御儀定の由深々と被申上、於帖佐者 龍伯

様以御分別 惟新様御生害の由節々被申上候事、

一 富隈江 惟新様御越の前日、今度御申之儀ハ皆以可
為御偽候、 龍伯様被成御同心様にと小伝次申上候
事、

一 先非を改別而御奉公可申上由申二付、 少将様より

御感状被下候処、 龍伯様江持参いたし別ニ申被成
候事、

一 靈社の記請数^(起カ)通上置其首尾^(不カ)可致候事、

一 南郷覚右衛門^(を脱カ)以帖佐・富隈の間に表裡の事、

一 伊勢兵部少輔墨付取而可致持参候由

龍伯様江申上、 格別の墨付持参いたし候事、

右之条書ハ、伊集院源次郎・同弟小伝次兄弟共関ヶ
原弓箭のきさみより野心を企、色々 御両殿様江計
策の儀申上候、其筋目皆々相違ニより三年目に兄弟

四人母共御成敗候、当時阿多一所被下居候処、此患

心存源次郎日州於野尻御成敗、二男小伝次ハ富隈、

三男三郎四郎・四男千次郎於谷山御成敗、母者阿多

二て皆々同日、慶長七年八月十七日の事也、

一 御家に一向宗御禁止之儀、いか成故と言事さだかに

知れる人なし、或言く、寛陽院様と御舍弟又八郎と^(忠朗)

のハ御同年にて、又八郎殿御総領と成給ハさる事を、

御母堂一向宗にて有しか深く無念に思ひ調伏せらる、

夫故 寛陽院様御足の御なやみましゝける、此時

被禁しと言説あり、時代相違有て無覺東老人の説に

幸侃一向宗と見得たり、其故ハ義弘公御奥方にてお

とり興行の有しに、幸侃赤き踊衣裳を為持とて借り

に被遣しに、色々難渋してかし奉らさりし、 惟新

様聞召、一向宗ハ人に物をかさぐるにやと笑せ給ひ

しとぞ、幸侃御手討ハ慶長四年より、其年一向宗被^(なカ)

禁、幸侃野心より事起りて一向宗ハ被禁たるやと

云々、

一中納言（家久）様兵法被遊候節長袴被為召候儀、毎度為有之

由候、古き文曰、戸田流の初祖を戸田盛玄と言、武者修行して美濃国（府力）齊藤右兵衛大夫義竜家にいたり、

義竜新当流の兵法ハ鹿島楠津と言ものと仕合を望れしにたちまちは是に打勝たり、後加州に行前田利家卿に仕へたり、弟を戸田治郎左衛門と云、関白秀次公に仕へて兵法の師となる、兄弟共に天下の名師たり、さて盛玄ハひわの木の木刀の一尺九寸五分有を持テ長袴を着し、相手三尺に余る真劍と仕合をなす事一生の内二度家門人に言ひし、是劍術の本意なり、祝儀の場に鬪争有は長袴に小サ刀たるへしと言しと、ケ様の御心入にてや有けん、御心底奥深くこそ當時兵法をする人を見るに、半切の袴を着てさへもすそを取て腰にはさみ足に障らざる様にすれハ、古とカハリ右式の心入ハなしと見得たり、是次第二治世久しく、武術に志し厚からざるゆへなるへしと人の語りし、

一武野燭談曰、今こそなけれ、むかしハ唐犬をかわ

る、事大名役の様なりし、駿河大納言（徳川忠長）家唐犬多くひ

かせられしに、御先を追れて薩摩中納言家久の野郎組と言士畏て居けるに、犬ひきいたつらに彼唐犬をぞ放逐たりける、本より逸物なれハ一文字にくひか、りける程に、彼野郎士飛のきながら刀を抜打ふりて払ひけるに、はなつら懸て切割、其場を早速立退けり、されハ駿河殿威勢にまかせ己卒爾をは押かくし唐犬支配の方江訴けり、去程に薩摩守江使を遣し、犬あやまちたる者給ハるへしと有しに、薩摩守聞もあへず、唐犬ハ鹿・狸をとらまへきためにこそひかせ給ふへき、家久か家来に犬をかけられんこと其いはれなし、急ニかみ付たらんニハいかてたまるへき、切たるこそ尤なれ、手前の犬引を吟味もなく他の者を犬切たるとて出せとハ存もよらず、其者ハ歸りて候へ共犬のかわりにはえこそ出すまじけれと言返事なりし、大納言よりせひ受取へしと云つる、家久いぢを立るならば、江戸にてハ憚り有間、交代のせつ押打にせよやなど、いかめしく有けり、鳥津家弥堪忍せず、されハ事こそ破れんとせしを土

井大炊頭利勝か聞て、薩摩家をなため亜相家を異見して、さて家久に談しけるハ、唐犬を放しかけたるハ大納言家知召たるにてなし、下の奴原かしわざなり、然るに御連枝へたひくケ様の事申つめらる、はいか、なり、京もいなかもむかしも今も下の申事わざわひのもとひなり、忠長卿に無事をつくられハ家久にも穏便こそ尤なれ、されは御連枝江たひくケやうの礼義こそいか、なれハ、犬かけたるハ犬引のとかにして其犬にとかなし、犬を追放ても有へきを、かたなよごしに切たるハ島津殿の者のあやまりなれハ、双方是を対揚して考ふれハ、唐犬切られたるハ亜相家のそんなり、然ハ右申ことく御兄弟の儀に侍れハ、駿河殿館にて家久参られてしかるへし、諸事大炊頭にまかせらるへし、則同道申へしとて、北丸へ案内ししきたひにて薩摩中納言是迄参たる由大炊頭か申置て事すましけるとかや、

一 穎娃主水（家久）從忠恒公蒙御勘気切腹被仰付候得者、武勇為勝者故御家老中被仰談、ひそかに屋久島江流罪（か）

らといふ、さて南林寺山中より洲崎の辺泊川（酒之）の新さいハ誤也、さて南林寺山中より洲崎の辺泊川の新さいに能似たる所なりと有之、

忠恒公春秋必為御遊興御出有之、其時の御用に成しとて山中に石井戸有、老人の咄に、此辺土の一涯高き所有之、是御座所の跡なりと云しか、我覚てハ井戸計残れる、其後墓地と成て其井戸も今者なし、忠恒公此所に御出有之時朝鮮のむかしをも思召出、千本松原にて穎娃主水鎧を合しか、二間の鎧を馬の走るに松の木二不障様に達者二遣し者なり、千本松原ハ此松原に似寄たる所の由、御物語の節伊勢兵部少輔さても能序と被存、主水事、先年切腹と之仰出候得共、余り武勇為勝者にて先様御用に相立儀茂可有之と何れも申談の上、屋久島江流罪に申付置候、最早数年の事候間、御赦免被仰付可被下由被申上候得者、卒御機嫌悪敷、主水事、大罪人にて切腹申付候彼を只今迄助置候哉、言語道断の致方不届に被思召上候、早速切腹可申付旨被仰出、兵部一期に無之不出来成御取成と後悔有之由、翌日久保七兵衛・田中後藤兵衛・尾上仁左衛門三人江検使被仰付渡海、

主水ハ屋久島の内ひらうち村と申所に、景氣も能用
心に便り有所を見立家を作り罷在候、藤兵衛・万太
と申家人兄弟付居候、依之三人申談候者、彼宅江卒
しに行ハ一人もあんをんニてハ帰るべからず、先口
上ニて申遣へくとて、貴所事、遠流被仰付置候得共、
此節切腹被仰付、我々三人為檢使被差渡候、夫ニ付
文武二道の士一人切腹為仕候事我々所存二不相叶、
三人御使に罷渡社前世の宿縁と存候間、御望次第三
人の内一人御伽切腹可仕候、御方一人ハ曾而果させ
申間敷と存詰候而罷越候由申達候へハ、主水泪を流
し、扨ハ夫程深切思召候哉、対御使何ぞ望の可有候
哉、上意の上ハ早速切腹可仕候、若蹈付に被成事候
ハ、折角相働三人共に二度返し者仕間敷所存二候、
道を立義理を承る事候間嬉敷存候、こなたへ可被成
御出候、致切腹御目にかくへく候と返答有之、三人
見廻なり、其時主水主居の障子を明て見せけるに、
鉄炮に付火繩ニて家人式人待かけて居たるを、主水
下知して其火繩を消し三人を内に請す、尾上仁左衛
門ハ兼而主水入魂なり、形見に硯石一面遣し古郷江

の文を頼付添居候、式人も老母江文を遣しけり、主
水其節十六才ニ成る女を浅からず愛して仕けるか、
老人を先だて申事ハ我か本意にあらすとて、かみそ
りを以てうるをはねて一番に死す、主水切腹、家人
式人いさきよく殉死ス、主水ハ能情有て人を遣しと
見得て哀なり、古郷江の文左通、

道をも知らざる間、さこそおかしく候はんく、
誰もかく二たひさめんひとねむり

一期のゆめをあげほの、そら

十一年の遠流、今年共ハ召直ル事をこそ奉待候処、
御残多く、南無阿弥陀仏、

元和七年三月十九日 穎娃 主水佐

穎娃長左衛門殿

本 甚兵衛殿

本 隼人佐殿

本 兵右衛門殿

今一度ハ御目か、り申候はんかと、暮々存入月日
をおくりくらし申候処に、思ひの外の儀さこそ御
なけさし申候、乍去因果曆然（歴々）の道理如此候間、

少しも御なけ有間敷候、申度儀多候へともまつく、
南無阿弥陀仏く、

元和七年三月十九日 主水佐

内衆藤兵衛

母方へ 万太

参人々御中

一此文の中御なけきさし申候、少しも御なけ有間敷と
見得候、落字有ると見せたる人に問しに、島より遣
ス本書を以写ス、非落字と云々、
一主水佐者本田助左衛門弟なり、世に本田名字の多き
を悪ミ母方の穎娃を名乗と云々、

一主水蒙御勘気事、其罪科不詳、世上に普く言伝る所、
於朝鮮国 忠恒公御難儀の場所致立見及過言候付、
被遊御立腹切腹被仰付と云、

一又曰、立見不屈の由御しかり被遊候時、

惟新様・又一郎様御手涯ハ毎度奉見候へ共、未君の

御手涯不奉見候故立見仕候、尤、あやうく御見得被
遊候におひてハ御助太刀仕格護にて、刀ハ拔持居候
由申上候、其段ハ上様にも被遊御覧候由、御意ニ而

御呵被遊候迄ニ而不及御咎目相濟候由、後謀叛に与
し候聞得有之切腹被仰付候と云々、両説何れか是な
らん、其実を不知、

案するに、琉球に軍兵を遣し事ハ慶長十四年なり、
(被遊候ツ)

穎娃主水右渡海の人數の中に見得たり、朝鮮にて
立見せしより十余年後なり、立見の科てハ有へか
らす、平田増宗か謀叛に依て伏誅せられしハ慶長
十五年なり、主水か文に十一年の遠流と見得て元
和七年と有ハ増宗被誅し翌年に当れり、其時悪事
顕れて島へ流されたるなるへし、謀叛に与せしと
云説近し、

一中納言様東海道小夜の中山の住持を御尋有しに、去
ル夏の比身まかりしと言を聞召て、

此寺のあるしも今ハ夏草の

露の跡とふ小夜の中山

右之御歌は、清水宗川かまさきのかつらにも載たり、
(良世)

一中納言様御母堂宰相殿と申女房、本ハ鹿兒島小野村

にすみける園田清左衛門か女なりとも言、又広瀬と云者の女にて園田に身を寄て居られたりしとも云、其是非を不知、此園田か門前に小溝有、清き流なり、宰相殿いまた明石と言ける時、此水ニ而大根を洗て被居ける、

義弘主鷹狩の序此所を通らせ給ひけるか、不計御目に留りしハらく立やすらはせ給ひて、其大根一ツ具候へと被仰下候へハ、只うとにあらすと奉見ける故にてや有けん、側におきしすけの小笠を取、かふりし方を下になし、上より押くほめて夫に大根を受進上せし有様、ゆふにやさしかりしかハ御側に被召仕、又一郎様・（家久）又八郎様御誕生有て御懐とハ仰かれ給ひしとぞ、

一東郷藤兵衛忠位善吉和尙に自現流を習ける起りを尋るに、金工又ハまき絵稽古に京都に登りて有ける時、善吉住居の天寧寺ハ忠位の旅宿のとなりにて、常に善吉の小僧忠位の所に立入せしか、或時我師曰、客ハ劍術に心掛有て奇特に思ひぬれとも、殊の外白人

なり、立木を打音にて是を知ると云しを忠位思ひける、我捨捨の流に心を寄せ修行する事年余多なり、然るに夫を白人とする者ハ是名師なるへし、習て見ばやとおもひ、善吉に心安くなり劍術の咄を仕掛て見けるに、能其理を明すといへ共我道にあらされハ、其わさを不知とおしへさる事数月、忠位思ひける、我此術を懇望し種々心さしを尽せとも、彼我道に非されハ不知とおしへされハ無力、しかれ共今宵迄ハ行て見るへしと思ひ、廿三日の夜行て語るに月の出で障子にうつりけれハ、

にこり江にうつらん月の光哉
と言捨て帰りけるを、善吉呼返し、劍術に心差厚しておしへざるを恨ミたると見得たりとて、其夜よりおしへそめけるハ冬の事なり、翌年の夏ハ不残伝受して下りけるとかや、東郷の家伝にハ御奉公ニ付京都為有之時と云々、

一島原乱ニ付、近国大名方より為御用聞家老役壹人（左衛門尉力重勝）ツ、被遣置候、此御方様よりハ三原左衛門佐被遣置

候処、発明故板倉内膳正(重昌)より諸国の家老中申出候儀
取次候様被仰付置候由、扱正月元日城責に板倉殿討
死、寄手総敗軍なり、其時四本縫殿左衛門佐江馬を
城の方江被乗向候得と申二付其通被致候へハ、舟の
行すりの如く引取手よりハ敵に馳向様に見得て、他
国衆どなたく問けれハ、四元縫殿より薩州の使
者三原左衛門佐と答候、夫故に働有之候様に見得、
左衛門佐面目となる、重て松平伊豆守御下向にて、
諸大名方江御条書御弘めの有しにも差付て左衛門佐
江被仰付弘め被申候、是ハひと、せ桜田御屋敷江
将軍家御成の時、御床に賛有之御掛物掛候を松平伊
豆守伊勢兵部少輔江御尋の節、三原左衛門佐年若二
ハ候へ共、ケ様成物取暖候と被申、被召出御読被成
候、依之左衛門佐文才有之候を能御存知故被仰付候
由、又落城の時松平伊豆守御息松平甲斐守(種綱)拔掛二而
働も有之候へ共、拔掛多人数なれハあなち知人も
なかりし、有時於江戸大久保彦左衛門伊豆守江被申
候者、御方に者座敷の上にて理口ハ能の給へとも軍
術に疎き故、於島原適々若き子息の抜かけして少ハ

働も有つる物を、取計悪敷あたら高名を無にせられ
けるハおしき事哉との給ひける、伊豆守、されハ如
何してか高名とハ成ぬへきと問給ひけるに、自分の
子として拔駈して上の御軍法を破る事不届なりと、
則勘道して追出し、ひそかに服心の者(服心)に言ふくめ高
野山江登せなハ、さすか成取計ひ、無私仕形と言れ
て御自分をも人讃スへし、上の御慈愛とか其ま、
可被差置、則召返さるへし、其時ハ抜かけの働き日
本国中誰かしらさるへしとの給ひけれハ、伊豆守に
も寔に貴所の宜ふ所のことくせざる事無念の次第と
て閉口し給いし、縫殿ハ無僕のひつふなれ共武篇場(辺力)
数の覚の者なれハ、わつかの所に気を付て左衛門佐
江外間を取らしめ、伊豆守二者さしも天下に名高き
大知なれ共軍陣に馴給ハされハ、かゝる無念の事も
有之、依道て賢しとハケ様の事をや可申、此縫殿者
伊集院衆中にて左衛門佐地頭所故被列しなり、後年
寛陽院様東目筋御通路の砌御泊の所江致参上、土芋(光久)
の黒いで苞巻ツ進上にて御目見被仰付候、御近習の
衆何者なれハ 殿様にもケ様に御叮嚀被遊御意候か

と皆々不審せし時、彼者は四元縫殿とて若き時分ハ武功勝れたる者なり、当時綾に住居す、本伊集院に居ける者なりと御意ニ而候、扨縫殿朝夕芋被下年寄候得ハ難儀ニ候、（何とぞカ）何ことぞ御高少々被成下候得かしと願申上、御高三拾石余被成下候、子孫今に綾に有とぞ、

一平田太郎左衛門増宗叛逆の根元ハ偏執より事起れり、其故ハ、幸侃亡ひて後は増宗カ威勢強くして、御仕置をも我意に任ずる事多し、（島津忠長）図書頭御家老職と成増宗カ上に居し、自然に彼威勢をおさへらる、於爰増宗思ひけるハ、我家ハ数代家老職を勤来れり、今図書我上に居して威勢をうばひ心のまゝに国政をなす事こそ遺恨の次第なれ、所詮 （家久）黄門君を奉毒殺程ならは、龍伯様御孫なれハ相模守守護職と成給ふへし、此人に忠節せは於国政ハ我儘なるへしと思ふ悪念を起し、相模守江自然の事有は守護職成へし、亦垂水迄を領し給ひても不足なしと窃にす、めし故佐土原江移給ハすと、実否ハ不知、其時風説為有之由、

ケ様の訳有之故、増宗カ悪事露頭の後も御隠密にて世間に不知、慶長十五年 （黄門様御上洛之節脱之）惟新様御蔵入河内高城に

有之、為御取持御代官押川強兵衛さし越居候を久見 （公近） （川内カ）

崎御飯屋江被召せ、土持平右衛門御取次を以平田太

郎左衛門重科ニ付可被召忝思召有之、三ヶ年以前島

津下総を以入来衆中桐野九郎左衛門江被仰付候得共

今以討不得候、御留守に被召置候儀御念遣被思召候

間、山賊の姿にて打果可申由被仰渡則御受申上候、

太郎左衛門事、就御上洛為御地走人久見崎江相詰候

故、其晩旅宿江忍入候得共、種子島左近将監咄に被 （久時）

參曉帰故不遂本意、黄門様翌日御出船ニて太郎左

衛門ハ地頭所入来の様さし越候、強兵衛も加治木 （江籠）

藤何某と申者を入来江遣置、太郎左衛門動靜に気を （掃脱カ）

付居候処に、入来より私領那山江參候を承付、走帰

告候ニ付、早速加治木打立候、然とも 惟新様御代

毎年六月十九日於御城諸士江御振舞被下候、強兵衛

御代官ニて難迦、取次を以私姉菱刈表罷居候、三日

前産仕大切相煩候由申来候間御暇被下度、且又恐多

奉存候へ共、御葉をも頂戴仕度旨申上候得ハ、上に

も御察しにて、御暇被下御葉をも可被下候間、御前に可罷出旨被仰渡罷出候へハ、大切の科人ニ而候、若討損候ハ、一節肥後表江欠落可致候、其内妻子等ハ御台所に可被召置旨 御意ニ而候、強兵衛より申上候ハ、他国の儀ハ不罷成候、自然討損し候ハ、大口辺にうろたへ可罷居候、召捕八付被扱候様に申上置さし越候、且又入来衆中桐野九郎左衛門地頭増宗に仕違、其比蘭牟田江中宿いたし罷居候を案内に召列、郡山と入来の境（土カ）大瀬戸越に鹿垣を切待かけ候処に、同年六月十九日増宗上下七八人にて罷通候をやり過し、兩人一度に鉄炮をはなしかけ太郎左衛門へ中り候、太郎左衛刀を半分計抜かけまろひ候を見届（門脱カ）立退候、扱増宗誅せられし事いまた宿元江不知内討手向太郎左衛門妻子不残打殺しける、下部の逃て近所川上因幡守屋敷江為參を見たりと言老人の咄とて聞し、増宗か屋敷上戸柱辺なりしとぞ、

一 比志島宮内少輔国隆者、家久公御家老役と成て後ハ驕高く、万事ほしいま、にして御政道のさまたけ

をなす事甚た多し、依之川辺宝福寺江寺入被仰付候、然とも猶も己か無道を顧す、却而無臣の聞へ有しかハ、死罪一等をなため隅州種子島へ被流、終に於彼地自殺す、少輔か父を紀伊守国貞と云、此人者生付不常 家久公の老臣として御若年の昔ハ時々教諫を奉納り、御壮年の後仁慈を施して国政をたすけてつかへ奉る、国貞末期に至り居宅江入せられ病苦を問給ひ、何事ニても存しあらは申置候得と有し時、何ぞ外に申上置事なし、一子宮内少は志し悪敷者ニ候、国政をとらせ給ハ、大キ成禍を生すへし、用給ふべからすと言上して、元和六年六月十四日七十余歳にして身まかりぬ、ケ様に無私良臣なれハ、其志しを思召わすれ給ハさるにや、国隆か事有し時、国貞か菩提所江国隆闕所の地あり（よカ）三十石買とらせ給ひ寄付せられ、国貞遺室江は隠居料を其ま、に下給り、子孫今にいたり相続する事も、偏に上徳を以是に報はせ給ふ、国貞か忠誠なかりせば、此時家も亡はつべき者なり、生前尽忠死後の為榮為臣者其能可不思議乎、

一古き人の咄に、 惟新様帖佐建昌御城下餅田原御鷹

野有之候節、白銀坂の方より老人怪けなる乗參候、
(馬に脱力)

惟新様はるかに被遊御覽候得者、 惟新様と奉見馬

より飛おり御側江參候処に、殊の外御叮嚀成御挨拶

なり、翁申上候ハ、久々富隈江御機嫌伺不申候故罷

越候、公の御機嫌ハ婦の節奉伺心底に候処に不計參

り合候となれく敷申上候、 御意に、帰り候節ハ

必參り候へと御意有之、翁御所を退出ス、其時後靛

院喜兵衛嫡子高松少三郎御供にて、右老翁浜田民部
(宗重)

左衛門入道永林成事を聞為驚風情に見得けるか、婦

と等しく右之趣父喜兵衛に申聞せ、かの永林ハ古太

閣様迄御存知の武篇者、あの体に候へハ我等敷か武

篇にて御当家にハ恥ケ敷立身思ひよらす候、上方江

奉公に罷出度と喜兵衛免しをへ御暇申上、因州鳥取

江社付けるとこそ、後靛院家督は其故弟内藏助相統
(仕力)

二て候由、

一右永林、別而小身成人の様に奉存候、始終御取立も

無之其通り二候哉と老人に問、老人答て、御家ハ
(忠良)

日新様より世々賢君続き給ひ御慈愛深けれハ、自然

と御家中の風儀改り、人の心無欲にしてむさぼらす、

其比御藏入之高少く別而御差迫りなれハ、心有人ハ

知行実録を給りても返上して不受、上に忠をいれん

事を専にするに小身衆多し、旧記を見て知るへし、

永林も亦其たくひの人にて小身成故、少三郎ケ様の

事二ハ心を寄ス、た、永林か姿計を見て、古老に御

氣付さるかと思誤て不足を生し他国したるか、又関

ヶ原乱後、諸国共に御取立の大名多けれハ人に事を

欠、諸牢人を召抱給ひしかハ自ら
(鹿兒島県立図書館所蔵本より補)

を給わる者多し、是△其時代渡奉公人の流行にて真
(禄九)

実薄く誉れ高からん事をおもゑり、其様戦国七雄の

時に似たり、少三郎も夫に習ひたるか、何れ述懐よ

り差起れる者なりと云々、

一後靛院喜兵衛宗重か由緒を尋るに、

後靛翻天皇の王子征西將軍の宮の御子後靛院越後守
(棟良親王)

源良宗七世の孫、王子を出て不遠、無並高家なれと

も、始ハ相良修理太夫義陽に随、於彼方為勝誉れ度

重りけれハ、義陽一家の好みをなし一姓の高橋を許

さる、宗重中比高橋を名乗けれ共、義陽御家に御味方申ける後は高橋をハ嫡子少三郎に譲り、宗重ハ如元後醍院を名乗り御家臣と罷成候、其後 秀吉公薩摩江御打入の時案内者被仰付候へ共、此御方様江主従の契約仕候間御案内不罷成旨御断申上候ニ付、蒙御勘氣小西行長江御預ケと成て肥後国に在けるか、行長朝鮮に軍立しける時隨之、彼地におひて軍功不^{出カ}少由、帰朝の節再度御家に罷在候、度々御加増有て五百石拝領なり、関ヶ原にも致御供、 惟新様御戦死御究被遊候をも能奉諫り御供して戰場を退けるに、島津兵庫入道と於所々名乗ける、御供の内より、最早名乗ハ無用なり、不名乗忍て通るへしとせいしけれハ、宗重、されハ此戰場より薩摩迄はるゝの道なり、首尾能通り給はん事もかたし、名乗らされハ死しての後武功不立ものそとて、弥名乗りて通りけるとかや、

一 押川強兵衛小身ニして武道走廻り多き人なる故其由緒を爰に載、始は新納武藏守従軍也、後に御城下の士と成し由旧記に見得たり、元より生付驍勇の生付

なれハ、はつか十一歳ニ而兄河内に付肥後水俣陣見物に越ける時、本結に矢文を被射付候、武藏守是を見、敵近く寄候にこそ、然とも身に不中事者運命長久にして能武士と可成と殊の外賞美有しか、武功為勝者と成立て関ヶ原御合戦の時、於大垣一番首を取、石田より褒美をもらひし人なり、御帰国有て御高五拾石下し給ハリ、六兵衛と申けるを強兵衛と改名被仰付候、又黄門様御内意を以平田増宗致殺害候節も御知行拝領被仰付候得共、一取納の後御断申出、御高ハ致返上候由、又 惟新様江殉死之御約束ニて加治木ニ罷居候を 黄門様召仕われ度思召、惟新様江被成御所望、從 惟新様無抛強兵衛に被仰聞 黄門様江被進、鹿兒島城内ニ被召移御知行五拾石拝領被仰付候得共、御高拝領の儀者御断申上、始終少身に御奉公申上罷在候、此外功勞多し、今爰に略す、強兵衛一生の内人を百六拾人討取候由、切捨ハ数不知由候、

一 浜田永林 秀吉公御当国江御動座の節、武功拔群の者と達 台聞、御手鏹並御高五百石拝領しけるか、

御手鍬までを頂戴し御高は返上しける、其比依台命

御高拝領の人余り規模にもならざりしと古き文にも

見得たり、永林は是を不受、爰を以其名高し、其由

緒始ハ、村田右衛門佐從軍之後に御城下の士と成由

旧記に見得たり、故有て中島四郎左衛門家ニ永林自

筆の高名日記とて伝来有之、此記録を考るに、大中（實久）

様御代より 惟新様御代迄戰場に趣く事三十九度、

敵を打取事四十余人、其外打捨十五人、敵国又ハ敵

陣に忍入事十三度なり、日記の写別に有、委しく是

を見て知るへし、いつれ忍にハ名譽を得たりと見得

し、

一 龍伯様御逝去にて永林殉死の時、子孫へ遺言書左之

通、
世上可嗜条々

一 御奉公の筋気任申間敷事

一 一身の程しらて利口申間敷事

一 うてたて上（朱書）に見やす（マ、）間敷事

一 御役人中江そね申間敷事

一 善悪の友見合申べき事

一 難儀候とも第一武士道可心懸事

一 大酒致間敷事

一 傍輩入魂の筋取分申間敷事

一念比の傍輩とても内座江入間敷事

二月十六日

浜田民部左衛門入道

常不止集 四十四之内

盛香集 三之卷

盛香集三卷目錄

一 伊勢兵部事（貞昌）

一 加治木一所成之事

一 木脇納右衛門事（祐辰）

一 加治木四家由緒事

一 島津主馬由緒事

一 御馬追之事

一 屋久島如竹の事

一文之点事

一京須和尚事

一松沢丕之承事

一六月堂起りの事

一武休(前カ)齊事

一塩屋家籠之事

盛香集卷三

一伊勢兵部少輔是ハ大智にて政道保佐之良臣也、故有

て此人の詩作叡聞に達する事有、凡下之体にて奇特

に被思召との勅定にて元亨釈書拝領被仰付、近衛様

於御所是を頂戴、又従御所桐之御紋被付候紫の御幕

を下し給り、於江戸ハ従(家康)権現様(秀忠)台徳院様(大猷院)

院様迄御三代之公方家二直参同前に御目見被仰付、

数年江戸へ妻子とともに相詰候儀奇特成との蒙上意、

御米五百俵宛毎年拝領なり、此等を始として功労甚

多し、今爰二略す、ケ様の人なる故一万石に御取立

可有由被仰出候得共、御知行つまりたる時分二候、

先々可被差置候、手前難儀におひては重而御詫可申

上由致言上御知行不被申受、其外数度御知行給りけ

れとも終に不申受、一世四万石に不足高にて万石以

上の人にも不替様に公界を勤、内々ハ儉約を専にせ

られし故勝手もつまらず、御国にて四壁を能し小路

並に長屋を張出作り始けるも此人なり、夫より先ハ

屏垣又竹やぶ扨を小路並に植て其内二家作りせしけ

るならハせなれば、只今と違て殊之外田舎めきて見

得たり、今ととろかきを小路並にして其内に山を植

も昔しの遺風なり、延宝大火の以後漸々風儀替たる

由古き人の咄なり、

一加治木を一所の地に御取立、木脇形部左衛門二男木

脇納右衛門江切腹被仰付候儀ハ段々訳有之事候、子

細ハ(義忠)惟新様御隠居の御跡を中納言様御二男又八郎

時四才、後兵庫頭と云、(家久)光久公御同年の御捨弟也

心被遊御上洛、於伏見 將軍秀忠公江御目見有之、

夫より江戸江被為下候にハ鳥津下野守被為付候、江

戸於御城又八郎江従 秀忠公貞宗御腰物拝領、其後

土井大炊頭（利勝）を以御暇被成下御馬金銀拝領、従家光
公来国光の御脇差・金銀・時服拝領被仰付候而、喜
入撰津守（忠統）被為付又八郎御下り有之候、右式格別の御
取持にて、惟新様江奉付居候衆ハ直に被召付置事
にて少も陪臣抔と申様成事ニ而も無之候由、何そニ
付不被召移候而御支ニ成候人ハ時々被召移候、其時
分迄ハ二官橋・三官橋より平之方ハ屋敷ニ成、とひ
の口溝を限り高麗町の方より新屋敷の辺ハ一円田地
有之、右二官橋・三官橋溝ニ付右之衆を被召置候ニ
付此辺を加治木は、と為申由、加治木より鹿兒島江
被召移候逆少も立身の筋にても無之由、然共後々加
治木に罷居候て者為子孫いか、と有る人のミ多引移
之儀を心掛候得共、無故罷移候儀不罷成由、其後
中納言様より（土脱カ）惟新様被召仕候兵庫頭江被召付候儀、
以上及三度都合三百七十余人被召付、右之給地高七
千六百石余兵庫頭高之内に被召加候由、夫より漸々
加治木衆勢ひ薄き様ニハ候得共、寛永年中御分国中
御引並御檢地の節も加治木より竿奉行相勤所々江差
越候、又一年

光久公御在江戸御大名様方御振舞之節も御小姓不足
二付、兵庫頭小姓役之者江御小姓同前配膳被仰付候、
又光久公御上洛之時、加治木より御供被仰付相勤
候者も有之候、
（綱貫）大玄院様御代に成てこそ諸事陪臣の格にハ成申候、
然共今以東目筋御返路之時、加治木より外城衆中並
に御先供相勤る事古之遺風にて余家中に無之事之よ
し、
一（補考）従是先寛永年中木脇納右衛門にも兵庫頭江被召付、
加治木居住の者なり、兵庫頭江存寄申候へ共不取用
迎加治木を氣儘に立退候、不届ニ付興国寺住持より
彼寺江召置御断申上候、納右衛門祖父刑部左衛門肥
後花山戦死、父休作（補考）後刑部左衛門朝鮮にて番船破之
時、手負海江落入候を惟新様御下知ニ而引揚、か
うべを御ひさの上に被置御養生被遊被下候、其御恩
難奉報御逝去之時殉死如斯、二代忠死の子孫故（光久）
陽院様にも深く御眷免の御心有之、五六ヶ年の間牢
人のことくにて被差置候得共、此納右衛門剛強成生

付にて、一度加治木を立退御詫言杯申上立帰る気性の者に非ず、夫故にや漸々罪科重く成て正保四年丁亥六月廿八日谷山宇宿村於脇田切腹被仰付候、死にのそんで顔色少もへんせすして談話常のことく成しかは、人其勇氣を讃ざるはなし、檢者讀良善助・児玉筑後之由候、

一 右納右衛門興国寺に有之時、常に掃除を好て寺内より門外ニ至るに早晚無刀なり、或人曰、只今にても上意打杯有ハ勇士の不覺たらんと、納右衛門答て、上使に敵対すへからず、門前の二王に頭を当^{アテ}打くたきて死せん、何そ人手にか、らんやと云し、納右衛門か気性如斯、

一 或人曰、納右衛門加治木に居住し陪臣たる事を嫌て諫言に事を寄て加治木を立退く、不便にハ被思召けれとも助置給ひて候、以後狼藉絶間敷事を思召、切腹為被仰付ならん、夫故加治木にもことなく能納り移り訴訟ハ止しとなり、

一 興国寺住職にハ、納右衛門切腹之儀を不申聞寺を列出しけるにより御赦免かと悦居けるに、切腹の事を

聞大きに腹立し、則寺を出肥後国ニ立退しを、弟子とも様々すかし列帰るといへとも本寺に不入小野村辺に有しを、折節福昌寺住職之明たる故是を被仰付事納りける、福昌寺三十世潭列守龍と言しハ此人なり、

(日野資題)

一 田中監物豊後入武功有、御帰陣以後御知行百石拝領、於高麗軍功有之、高五十石地高取合三百石を領し御使役勤、龍^(義心)伯様伏見江御詰之砌、日野大納言輝資卿江家之由緒有之、致御目見日野家御由緒書一冊被成下候、龍伯様・惟新様被遊御覽、嫡家一筋本名子に被仰付日野内膳と致改名候由、

一 比志島掃部助^(国彦) 惟新様御家老御役為勤人之由、

一 惟新様御家老本田源右衛門、関ヶ原御退口纒の御人数二而遙かの敵国御通り御一大事之故、御難儀之節

ハ乍恐御名代戦死可仕とて、御似^(姿を脱之)せ奉り剃髪にて致御供、御中途色々御仕合宜敷御下国にて源右衛門父子不離御側致御供罷下り候二付、源右衛門へ御知行

百石、嫡子小源^(親存)五江御高五拾石、父子銘々御感状致

頂戴候由、

一 惟新様飯野木崎原御合戦の節、曾木播磨御側江罷在候処、御楯持矢当二而

播磨家来名鳥弥右衛門走寄御楯を持候処に、敵一人抽て、進來 惟新様御甲を切迦し、弥右衛門頭に切

付申候、此時別而御難儀にて、曾木播磨・鎌田大

炊・野田越中坊・富永刑部左衛門四人三角田と申所

へ進出遂戦死候、名鳥弥右衛門ハ眼前主人戦死乍見

御楯持為勤居由候、御合戦御勝利之儀、弥右衛門手

底を被為尋御葉拝領被仰付、疵平癒之後弥右衛門事

御前へ被召出、御酒並青銅百疋拜領被仰付候、於加

治木茂両度被召出御酒・青銅致頂戴候由、弥右衛門

事八拾余才まで存命、直孫に元性院といふ山伏有之、

是を覺て元祿の比迄ハ弥右衛門か事を語りしとぞ、

右四家の歴々子孫今加治木に有、序有を以てこれ

を記載置なり、

一 鳥津主馬御先祖ハ一瓢様、（運久） 日新様を御養子ニ御定

被成候以後妾腹二男子二人御出生、母ハ野間氏の人

なり、一男ハ野間を名乗候、二男ハ出家と成、関東

江下ルとて荒井の渡りにて破舟、舞坂江楊り難儀の

体を関東江下ル士見付其故問、鳥津家の者なる事を

言同道二而一宿する、此人後藤氏にて北条氏康の家

臣なり、小田原江致同道響として還俗せさせ、後藤

勘六と名乗式百石領主と成、北条家没落の後ハ京都

に有しか、台徳院様北条家の者を被召出候節、鳥

津長楽軒（徳力）と名乗罷出五百石被下御旗本と成、長徳軒

孫の代 寛陽院様江鳥津号名乗候儀、且又御立入の

儀迄も願被申上、御国本江被仰越御糺有之候所二、

一瓢様御子僧一人有之、上方江參候と申伝候儀慥成

事故、此御方様御系図にハ不相見得候得共古老之申

伝筋も御座候間、鳥津の号被為名乗候儀ハ御勝手次

第可被成旨被仰出、夫より御立入有之候由、長徳軒

墓者品川の寺に有之、鳥津長徳軒と彫付有之由、

一 御馬追者御帰陣之御嘉例とかや、

惟新様七十の御年、是迄の御名残ニ吉野御馬追に御

登せ可被遊由被仰出ければ、帖佐・加治木・蒲生・

鹿兒島より異様の支度したる馬乗多登せける、其中に後醍醐院内藏助野袴を着し馬をひかせ其身ハ歩ちに登せける、馬乗列たる人々是を見、あの上方衆の様子を見よと笑ける、扱むれの岡より馬を落し乗くらべの時、たもとより食を取出し馬に喰せ、ひたと乗かくを打込と等く真先に落すましてけり、始そしりし人もさすが淡齋(宗重)か子程有、能落したり、馬をいとひしハ賢しと却て後は讚ホメしとぞ、

惟新様にもむれ御落被遊候、古来稀成御齡にてケ様の御達者わさ寔に珍敷御事也、ケ様成旧例にて御馬追ことに必ず異様の支度為仕馬乗多く登りけり、寛陽院様御代に吉野ニ市助といふ者有、実ハ藤田なれとも吉野村住居故かくはいひし、身上乏けれハ、常ハ山野の稼をわざとし日を送といへとも、武士道に心掛け有ものなり、然とも常々異様成事を好ミし故か、此御馬追に日丸のはつとくに生過イキスギたり、藤田市助生年十八歳、喧嘩買人有ハ売へし、有ハ買へし(売る人脱カ)と大文字ニ書て是を着し、長き刀をさしてやせたる馬ニ古き馬具を仕掛て飼に飼たる馬とものの中に乗て

出しかは、佐野々源左衛門常世か古之語りにことならずと、見る人且驚き且此人のいかりに触ん事を恐れて高く笑ゑるハなけれども、目引鼻引さ、めきあへり、夫より吉野々市助とだにいひつれハ犬打わらわへ迄能知てかく名高くハ成しと、我等若輩の比迄ハ無中絶御馬追殊ニ馬乗多く登りしに、一年此中間に鬭争出来して人死に有之より被止て今ハなき事なり、

一如竹翁者隅州屋久島安房村の産なり、幼のふして在所本仏寺と言法花宗の寺にも出家し、鹿兒島へ渡り大竜寺文之和尚の弟子となり、文を学ひ後に京都江至りて碩学の聞得有しかハ、藤堂侯に招かれ勢州に下り安濃津に多年在住し、国司の愛敬おろそかならさりし事、其外宝家の文集に委しければ今爰二略す、かの文集を見て常人にあらざる事を知るへし、寛陽院様御学文被遊候節召に応て再び鹿兒島江来る、御城の北護摩所の下に空地有、此所に寺を建式百石の寺領を付て如竹に給ふ、寺号を本仏寺と名付、常に

御前に伺公し、諫を窓よりするの知弁有ハ、御側に有て大力なる多きとなる人其徳を慕ひ是を重す、老後古郷安房江帰らん事を願て不止、依之島津図書頭御取次にて於御家老座願之通り被成御免、過分の御養料を給わる、如竹御受に難有奉存候得共、退隱之願を立候前方より其覚語にてたくわへも候間、御養料被下ニ不及由御断申出候、其時、貴僧者聖人そう成事を御申候とざれて笑給へハ、如竹、寔に一度ハ聖人ともいはまほしく存経書に眼を晒候得共、終に左様の心覚も無之候処ニ、只今大人の御目利にて御賞美之段、身に取て本望ニ存候と被申ければ、さしもの凶書ニも言葉なく被見得けるとなり、切本仏寺後住の御沙汰有、法花宗に大地なけれハ、此一宗の出家より如竹を開基とし寺を被建置候様ニ願も有之候得共、如竹より御城の隣無用の寺被建置候儀いらさる事候、其上式百石の知行にてハ能士一人出来申候、寺ハときて払たしとの願にて寺を売、其代銀をも安房へ持越貧成者をつくひ、夫に世渡りをおしへうへたる者を養ふ、もとより仁愛有て無欲なれば、

一島こそりて其徳に服し、其おしへを聞さる事をうらむ、又此在所用水遠くして村夫の難儀少からざる所有、岩をうがちて金銀をおします、終に水を通して其辛苦を救ふ、今に如竹といひぬれハ、仏菩薩のおもひをなして尊ミけり、一家仁有ハ一國仁を起すと、屋久ハ鹿府を去ル事凡五十里、一ツのはなれ島、至て田舎なれとも心に誠有て導く時ハ如斯、

一右本仏寺跡御厩を被建、是を上御厩といふ、只今のみまやを下のみまやと唱けり、支配も上と下別々なれハ、別当も只今の御馬方上下と分り兩所ニ勤て夜番迄も兩所ニ有之、此御代於王子原犬追物御張行有、馬も数百疋を被建、乗手も名高き人多かりし、みまや総かこひハ柴垣也、延宝の比より屏にハ成候由、上のみまやひけて、後御記録所御蔵杯出来たる者近き事の由、

一或曰、文之点世に行はる、事あなち文之和尚の力にもあらず、これより先桂庵和尚渡唐有て四書の注釈を能伝受して帰朝也、其比文之和尚大器用の聞得

有者桂庵好て弟子とし是を伝ふ、時に文之年廿三、
後に都にのほり於東福寺始て大学講談せし時聴聞の
人群衆しけるとそ、文之ハ隅州串良大塚の産也、四
書注釈の点ハ当国が根本なりと云、又南浦文集は和
尚遷化の後ニ薩州山川に有之を如竹見当り板行に起
しけるとかや、

一東郷能勢村に庵室を結び、かすかなる体にて一生を
暮せし曹洞宗の京須道号普峯、元禄八年五月十八日
病氣大切にして已に眼をふさかんとせし時末期の一
句と望しかハ、如是ニ云と答て則息絶たり、後の如
是ハ別りかねし程有しとなり、修行の積りて少も心
のまといなき故にや有かたき往生なり、今も其庵残
て京須の木像有とぞ、加賀の月船・播磨の盤珪・薩
摩の京須とて近年日本曹洞宗にて三人の名僧なりと
云々、

川添喜庵の嘶に、若か、りし時南林寺方丈にて遍
參僧の下りの節、盤珪のいほりに行たるとて語り
けるハ、滞在の中に大勇(男九)の総髮成か見舞にて和尙

と対座より高くすわり、何かと嘶て後むらさきの
ふくさ包より書物を取出し、此中借し給ふほつけ
のくわちうなり、返進申、またこんかう経のそを
かし給へと、和尚右のくわちうをひらき、爰ハイ
か、御覽せられ候哉、愚僧か力にてとけかたく候
とて数ヶ条問かけしに、少の滞もなく其不審をけ
す、盤珪一章ことにかうへをさけ、能御覽せられ
候と是を賞美す、経文終りて後客の曰、しやかも
只者二者あらず、半眼ハ明たりと言、盤珪、いか
にも少眼か明たればこそ祖師にハ立置たりと見得
候との答なり、客ハ経を借りて歸りたり、跡にて、
殊外成大悟者と見得候と尋けるに、熊沢了海と答
らる、其了海ハ以之外仏法ハきらいとかねて承及
候ニ、仏経を見てけせられ候得ハ仏法嫌とも見得
不申候と申ける、盤珪、されは了海ハ儒者にて我
道をたつとミ、仏経ハ何ともおもん故時々祖師
をあなたる言葉多し、夫を五山の出家ともおのが
力の分をしらす咎か、りて儒仏の論を起し却而恥
辱を招きぬ、仏書を嫌へるに非ず、近年ハ此所へ

退隠して仏書を見てなくさめり、我ためのちしきとおもへハ、慇懃にもてなして経文の深理を尋問て其まとゐをひらく、今客僧達の我を慕て来り給ふも、ひつきやう了海師の力によるものかと、少も自を不立有のまゝ念比にかたり聞せ被申ける、寔に賢き心入ならずや、右三僧了海時代を同ふしけると見得たり、

一 松沢空之丞若かりし時、鎌倉流の馬術を新納連心に習て能為乗人之由、江戸江参刀をこしらへ候に、切羽・鰭に金をきせ、縁ハ余り深きハ時花らす、漸々薄きを用る世上故、自分ニも右時花に入京細工の薄き縁を用し、扨御国へ下り連心江見舞候、馬乗の衆多く被居候、連心刀為扨と見得候と被申候故可掛御目候とて差出、扨々こかね作りにいたし候由被讚けるが縁を見、人を切にハ鎌縁にてハ可惡と気色損て被返し、其時代切羽・鰭に金をきせ差たるハ我等位にハ稀なりし、鎌縁といふは縁の薄きを言し、連心ハ武の心掛強く為仕人なり、縁ハあつく鰭ハ短くす

るか戦によしと語り、今も余り薄き縁杯ハ不用様にすへしと被語候、空之丞其時高六七十石為持人之由、今松沢ハ右衛門曾祖父なり、

一 六月堂とて諸人神仏に参詣する事ハ鹿兒島上山寺観音より事起れり、其故ハ、寛陽院様大慈大悲の御信願ニ而観音堂御造営、内陣の丸き大柱を金ミかきにし、むかしに替結構に御造立、六月十八日入仏、其夜 寛陽院様御仏詣にて灯笼御寄進、脇方よりも寄進のとうろふ多々有之、殊之外賑々敷参詣の人深夜迄引もきらす、夫より御在国の節ハ毎年いかたの様ニ六月十八日の夜御仏詣有之なり、六月十八日ハ取分観音の縁日と諸人も覺て、何方にても此月の十八日ハ観音を崇敬しけるか、後にハ諸仏諸神もともに六月の縁日を尊ミけると云々、

一 白尾戸（右九）後左衛門物頭ニ而江戸江詰し比、牢人に山之内武休斎といふ者取方指南として御屋敷へ来りける、足輕共ハ大形此弟子と成て稽古せし、有時拔身の刀

持て有者を取にしつてつを持つるく、と寄べつたりと刀にすけ合ぬれば、いか成ものにも取得さるハなきものに候とて、幾人にも為打て取けるにあふなき事もなし、於爰武休高慢の余り、御国元の自現(示カ)流御稽古の御方にても此つるくへつたりにてハし(示カ)のき方あるまし、いはんや外の流儀ハと申けるを、戸後左衛門聞答で、武休齋外方の流儀ハ御心見も有へきか、自現流ハ御存知無之筈ニ候得ハ、右式のとへハ御無用ニ存候と挨拶せらる、武休申けるハ、されハ是を過言に被思召ハ、其自現流打を出して被見よと、戸後左衛門もこらへ兼、兵具所勤の士ニ森八右衛門自現流の心掛有者なり、折節詰て有けるを先八右に為打取て被見候得とて被出けり、此八右者究て強勇(勢力)の者なる上、言募たる事なれは(朱書ニマ、)ハ少しも用捨すへき、武休すけ合けるしつてつとも打付て頭を少し打割てしはしハ血も留らず、八右にも取方ハ武休か弟子成けれハ、師の頭をかく打割ぬる上者七生迄の勘当そと申けるにぞ猶々不出来まさりけり、其比不出来たる事をハ御屋敷ニ而つるくへ

つたりとて笑ける、然とも猶取方ハ江戸中に武休程の者其比者またなかりし故、足軽どもの指南せしかとも、士の衆は賞翫せず弟子もかれくになりしなり、従是先法は釈迦、武芸武能ハ我そかし、天上天下唯我独尊と自さんせし程の者也、此事は相良作(綱貫)平次大玄院様御方御小姓役にて江戸詰て有之時の事也と嘶故書留置なり、或人武休自讚ハ亀井が似せとなるへし、いにしへ因幡国亀井武藏守源茲経(茲矩カ)といふ者あり、武者修行して日本國中不殘経歴すといへ共、刃向ふもの一人もなく劍術一道の達人なり、於爰法ハ釈迦、武芸ハ亀井無双なり、天上天下唯我一人と自讚しける、大神君に被召出後にハ石見国津和野の城主となり四万三千石を領しけるとかや、ケ様の事を聞伝てや、身の分限をしらす乱りに高まんして名を下しけるこそ浅ましけれ、

一寛文十二年八月十八日鹿兒島塩屋村と南林寺門前(屋カ)所に夜籠有之召に不応、依之兵具奉行物頭長谷場兵(純止)右衛門・是枝次郎右衛門・川上左京・奈良原助左衛

門二手に分り差越候、門前屋籠ハ兼々男道ニ心掛有者にて足輕之内吟味にて召列候、然共不及手向召捕候、右之人数も直に塩屋之様參候、爰ニ屋籠候者ハ中村正左衛門と申金具師なり、父ハ屋ねふきの主取を勤ル者故やねふき正左衛門とも申、又異名にハ丹前正左衛門とも申候、此丹前と申事ハ、松平丹後守御屋敷前に殊之外美れたる男有て形を不荒風流之者也、依之男色を好者とも是を賞美しけるが、後二略して丹前と云事、其時分江戸にて專為申時花言葉にて、後者御国迄も為申事之由、今吉弥と言がことし、此吉弥といふ事ハ、延宝之比谷山脇田にてかぶき御免の有し時、其役者の内に袖崎吉弥と云野良勝れたる美男にて諸芸に達し、物言身成迄も能かりしをまねて立振舞ける人をさして言そめけるとそ、此正左衛門勝れたる美男にて、生付やわらかにして身本を不荒身成行跡能かりければかくハ言しと、勇氣杯も可有様子も見得さりけるが、此時正左衛門家之内に足まとひに成様に諸道具を引ちらし、はたかに成総身に油をぬる、是不被取樣ニと思ふに有、如斯取捨

其奥に居ければ中々たやすく取得かたかりけるに、栗野の足輕関田次郎右衛門・清水の足輕山之内七右衛門走入て式人ともに則打れければ續て切入人なし、見物の中より白坂総兵衛こらへかね走入て、引ちらしたる諸道具に足を踏かけまろひて片腹に手疵を負ながら、なんなく其場を引取時に脇より腹わた出たりといふ声を聞、気色損して已にあやうく見得ける時、側に有ける足輕羽織の綿の血に染たるを取、腹のわたにハ非すと見せ、はつかの疵によりて被見得候者哉、笑て恥しめけれハ、気色たちまち替りて生付声を掛け立揚て不死保養して平癒す、従是後ハ弥入て打んとする者なくしばらくゆふよす、依之計ことに正左衛門か母をとらへ、家の前成木にしばらく付是をなぶり正左衛門を悪口しけるに、天性強勇者故たまりかね、兵具奉行の在所を見済して走出、長谷場兵右衛門に切付ルを足輕内藤源右衛門打留る、戦早朝より始めて午の下旬（朱筆）刻方に及へり、兵右衛門則座に不死といへとも右の手疵にて死するにより、此三人ハ福昌寺戦亡の過去帳に被載、また戦死の足輕者

葬方石堂道立之儀御物より被仰付、内藤源右衛門ハ士に御赦免被仰付、山之内七右衛門男子其時二才なり、則親の御扶持方を被下置、成長之後山之内七右衛門と名乗走番を勤て有けり、上野御手伝の時根占丹波被氣付被成詮儀候得ハ、戦死の者子故則御赦免被仰付候、抑此者とも何故屋籠けるそと其起を尋るに、鹿兎島下町に福有の酒屋有、夫婦共に仏神を尊詣して仮にも悪事を不成、おろかにして正直成者有、或時夜更人しつまりて後、一人のあやしき男藤のかづらに錢を貫き酒を買て帰れり、藤かつらに貫ける錢ハかくれ里の錢なり、是を得る時ハ幸ひ有逆悦ひあへり、夫より深夜不絶来りて酒を買けるに、其持來る處の錢不究或時ハ多くまた少、多時是を返すに受取すして曰、是汝夫婦正直にして清淨の酒を売によれり、返すに不及とて是を不取、又酒の員數のぞミの外に不受次第にあたひます、酒屋夫婦もきいのおもひをなし、是にあたふるに淳酒(醇)を以す、必夜更て來る故後ハ夫婦の外人なし、時に亭主、いか成人か我酒を好ミ給如斯成や、不包語り給へかしと、時

に此者しばし答さりしか、夫婦の心差つねならされは語聞せん、神ハ正直成を尊ふ、我ハ竜宮王城の人なり、夫婦万人に勝れ正道成を感じて爰に來り酒を求む、若是を人に洩さハ汝夫婦か身上に大ひなる悪事を生ん、深くつゝ、しむへしとて帰れり、腹心の者を付て是をみせけるに上弁天の辺より海二入て終に不得見、夫より夫婦人に隱て弥竜宮を尊けり、其後早晚の人來りて夫婦益酒を正淨にして神慮に叶ふ、家内の人を置時ハ不淨多していさきよからず、是を遠さけ夫婦香をたき、清淨の酒をまつらば必ず竜宮來迎し給ん、外の品を祭らされ、若竜宮一度來迎し給ハ、此家福貴究無るへしと、夫婦是を信して家内の者を遠さけて、家内にハ夫婦のミにて外に人なし、此時同類多人數異形のすかたに身をやつし竜宮のまねして家内二人、夫婦を手籠にし刀を以て是をおとし声を立させす、金銀重宝の有所を問て心のまゝに是をうばい取、然とも是を人にいふ時は却而笑れん事を恐れて深く隠せる故不知、盗人共者其金銀にて毎々参会し酒を取はやす、正左衛門ハ美少年にて

かゝる事とも不知、此中間に被頼杓を取て人をもて

なしける事度々なり、はるか年へて同類の中盜せし

より此事も露頭し、諸方より被召補けるに依て此両

人ハ家籠りけるとかや、其後正左衛門ハ右与党にあ

らすと言事知れて、正左衛門子成長の後屋ねふき主

取被仰付祖父の跡を勤けるとそ、此悪党罪科究る時

右之中間に士一人有ける、ケ様の悪事成者に者あら

ず、其上昨夜御異夢の事あり、まけて助よと

寛陽院様御意にて、終に一人死をのかれし、まこと

に不思議の次第なり、其外皆是を磔に被掛、東郷肥

前家来たけ孫左衛門（弥カ）杯言ける者も此同類なり、劍術

を能して名高き者なり、御仕置の前引れてまわるに

同類の内一人不足しけるを大きに不審しけるとそ、

盛香集卷四目錄

一 綱久公御出御刻限之事

一 綱貴公福昌寺御仏詣之事

一 御同公常盤谷御一宿之事

一 弘文院（林鷲峰）礼義之事

一 御両公上野仏詣之事

一 御城御類焼之事

一 御同公夏御道中之事

一 御同公火花火御見物之事

一 寛陽院様御日待之事（光久）

一 磯天神社之事

一 御供先より林甚五兵衛御使者勤之事

一 川西仁右衛門事

一 竹之内助市江御土産被下候事

一 塩見坂御遠見之事

一 芝より桜田へ早乗被遊候事

一 相撲御免之事

一 相良伝右衛門事

一 御仕置者被仰付候日 綱貴公御様子事

常不止集 四十四ノ内

盛香集四五之卷

一 吉貴公御出に御使者参り掛り候事

一 綱貴公江有川(設カ)役楽存寄申上ル事

盛香集卷四

一 綱久公ハ毎年正月二日諸士兵法被遊上覽候由、

一 綱久公御在国之節ハ毎年御関狩ニ御登り被遊候由、

御関狩者御出陣御旧例之由、左様成故にや、風雨ニ

も無御構御登せ被遊候由、

一 綱久公何方江被遊御出候ニも御刻限無相違被遊候由、

綱貴公も又御同前御出ニ御刻限無相違候、或時四ツ

之御出ニ五ツ過御出故、御供間ニ逢ひ申さ、る衆多

く御断申出候処、四ツ時御出と被仰出、五ツ過ニ御

出之事候得ハ御供間ニ逢ひ不申筈ニ候間不及御断候、

乍然心掛強き者とも罷出居御供ニ御差支無之由被仰

出候故、おのつから後て為出人ハ不心掛と成候故、

其後より御出四ツと有之時ハ必五ツ時より何れも御

供ニ罷出候由、

一 綱貴公福昌寺江御仏詣之御序住持を被召出御意ニ、

御仕置被遊候ニ盜を為仕者ハ何方ニ而も死罪ニ被行

事候、然とも段々品有へし、様子ハ身一ツのかせき

を以て極老の父母を介抱し、長々大病ニおかされ快

氣を得ても長病のこんきう、其上しかくの世渡り

もなく目前に父母渴命ニ及候故、無是非致盜者も可

有候、是ハ孝ニかへたる盜なれとも盜候上ハ死罪に

不行して不叶事也、或ハ又生付とんにしても言分

明ならず、盜を言かけられて言分なりかたくころさ

る、者も可有、或ハ又主をころしたる者ハ親兄弟迄

死罪に被行事なり、其親兄弟右式の大悪を少も不存

者なれとも大罪の法なれば是また親兄弟死罪に行所

也、しかれハかの者とも誠にむさんの仕合別而かわ

ゆく被思召上候、依之住持前にて此金子を以能々と

もらひゑさすへしと有て小判金十兩御懷中より御出

し御手渡しに住持に被下、住持泪を流し、誠に難有

仕合、只今の御意にて者たとへ弔不申候とも成仏可

仕候、御菩提所の役ニ候間、御金戴き申に不及候、

於御寺能弔ゑさせ可申由御受被申上候、其時思召有

之被下候間、辞退ニ不及よし被仰聞、右金子住持持
領為有之由、

一 綱貴公常盤谷御一宿の時、有川役楽之助・山下喜右
衛門兩人に、其方とも御心安く御前江被召出御嘶等
被遊候儀、かまひて出頭と存間敷候、平日御用余多
被聞召上御世話のミにて被成御座、御なくさミのた
め被召寄事候間、平日心中に左様ニ存詰可罷居候様
子ハ御心安被召呼候得ハ、諸人より御内証にて達
貴聞可給と頼申者も可有之候、不依何色訴訟かまし
き事一向受合申間敷候、左様成儀御仕置の妨に罷成
候、たとへ表方へ相付申出相濟事ニ而も、其方杯一
言申上候ハ、其訴訟相達間敷候、此等之趣平日心中
に存詰罷居候儀第一たるへき旨御意為有之由、

一 綱久主ハいまた我か世をたにしろしめさ、りしかと
も、あまねきいつくしミハ薩隅日三国の外にしるく、
弘文院は芝御屋敷の前御通り之節、不依風雨何時に
ても乗物より下り御通りにて候、其訳ハ薩摩守綱久

ハ聖賢の道を守り当時日本の賢人なり、左様成人門
前を知人にて無之迎も乗打する事如何也と被仰ける
由、其節外方にて専為申由、弘文院とは春齋の事歟、

一 綱久公大雪降りに上野江御仏詣、御乗物の口を双方
ともに御開き、御乗物之敷居の上に両方の御手を御
登せ被遊候故、御駕籠廻りより、殊之外成大雪ニ候
間、御乗物の戸を御さし被遊度候、御身も御よはく
被遊御座候へハ、寒氣に御当り被遊候而ハ如何ニ奉
存候由申上候得共、不被遊御用、雪に御手を御うた
せ被遊候ニ、始ハ御身の御あた、まりにて御手の甲
につもりたる雪消申候か、次第く御手も冷て後
ハ御手の甲に雪降積為申由、人間ハ貴賤上下替事な
き物也、過去の善根んに依て貴人と生れ下と生る、
我今三ヶ国の嫡子と生れ人間よりうやまハる、今
日の大雪供の者とも難儀せしを、せめて手はかりな
りとも雪にうたせたりと後の御意為有之由、此殿ハ
天性子の徳備り給ひ、ケ様の御仁心深き事とも多か
りけるとかや、福貴にしておこり給わす、御一生妾

なし、御子なれ共

寛陽院様にも大きに恥思召事とも多かりしとぞ、

一 綱貴公上野江御仏詣の節、俄に大雪ふり出し御寺内
ひさつぶしに掛申候、御帰館の桜田御屋敷護摩所江
被遊御入、一時き余り間有之被遊御立芝御屋敷へ御
帰館、御玄関御入被遊候節、御用人野村太左衛門を
以御供の諸士一身体者・御駕籠者迄被仰渡候ハ、今日
俄に大雪ふり出し御供之者別而難儀仕候、依之桜田
御屋敷に御入、彼方より御先供山元伝左衛早馬（再脱カ）にて
御供の面々江粥たき調くわせ候様被仰遣候間、何れ
も物奉行所下式（或カ）ハ御台所口江參、粥被下候様にと被
仰渡、何れも難有奉存罷出候、味噌漬大根のさいに
て粥被下候、其節御供の御納戸奉行近道を通り 殿
様より先ニ參居候を被遊御覽御側江被召寄、其方野
村太左衛門より何様にも不申聞候哉と御尋故、御供
の面々江粥被下候段承知仕候と御答申上候、御意に
左様ニ承候ハ、其方支配下の者にハ何とて右之段
不申聞候、今日之大雪御乗物にめしてさへ御難儀被
遊御座候、いはんや歩行又其方杯の様に馬上御供者

別而難儀ニ可有之と思召、桜田御屋敷ニ御入、則粥

くわせ候様被仰遣候、左様成御志を其方支配下の者
共江不申聞、其方計御近習番所江參候儀支配覚悟詮
無之候、以後万端氣を付候様ニと 御意有之しとな
り、扱 殿様二者雪降出すと等く御乗物の左右の戸
を御ひらき、双方の御手を雪に御うたせ被遊候御行
ひ、 綱久主能下の情をしろしめされ、寒苦を厭ひ
給はずケ様御事まし／＼けるに少しもたかわせ給ハ
す、是偏ニ 御父君の御善行を慕ハせ給ふのミか、
ひしりの道に深く御心をよせられけると見得てあり
かたかりしことともなり、

一 綱貴公御在府の節 御城御類焼之段申来候、御意に、
人死ハ無之候哉と、いや一人も死し不申候、武器ハ
如何、大形焼申候、御代々の御記録ハと被為問、一
ツも焼不申候と河野造酒之丞御答申上候由、大切成
御記録を被差置、人を一番ニ被為問御心底諸人奉感
ける、其涯御使便より御前ニ被召置候から矢之内五
拾本武器焼失之由候間、先是成ともと 御意ニ而御

国元江被遣候由、

一園田成芳覚書二、 綱貴公六月御下向之節於御道中

江田武兵衛に被仰付候者、其方事御先に參、何そ食物類有之茶屋の近辺ニ

御駕籠を可被立候間、涼しかるへき場所見立可申由被仰付故、武兵衛御先ニ參

御意之通場所を見立御駕籠を被立候、其御近習役の（筋脱カ）

人に被仰付候者、今日者殊之外暑氣強有之、御供之

者共別而難儀仕候間、何そくわせ候様ニと 御意被

遊候故、右御近習役より被申上候ハ、御近習廻り計

可被下候哉、又外様迄可被下候哉と御尋被申上候、

綱貴公御機嫌悪敷御様子ニ而、今日致供候者ニハ一人も不残く

わせ候様ニと被仰出候故、家中の草履取迄不残被下候故、

其辺の茶屋水一しづくも無之候、

左候而追付被遊御立御一宿の御本亭ニ御入、先刻御

取次之御近習役を御呼被遊御意候者、先程御供の者

ニ何そくわせ候様ニと被仰付候節、御近習廻り計ニ

可被下候哉、又外様迄可被下候哉と御尋申上候、我

様二者御先祖様御代々五百年來御相統（為カ）之御家ニ候得（被成脱カ）

ハ、三ヶ国の町人・百姓にいたる迄外様と申者ハ一人も御持不被遊候、

其方事ハ外様の何様のと申分能為存様子に候間、

とれよりとれ迄を外様と申候哉可申上候由被仰出候故、

右御近習役之人必至と迷惑被仕畏居被申候、

其時被遊御意候者、此節迄ハ被遊御免候間、

以後左様成不忠の言葉出申間敷候、其方も不案内ニ而為申にて可有之候、

表方之諸士承候ハ、其方をさし置間敷由被遊 御意候事、

一右同成芳覚書に、 綱貴公夏御下向之節、備後国矢

島より御供立の舟ハ御跡ニ被召置、小早小鷹丸ニ被為召惣御船立より先ニ御下向被遊、

筑後国蘆屋より（前カ）川舟ニ被為召川上りニ小屋之瀬ニ御著、夫より種子

島彈正と御名乗、無御泊昼夜御休計ニ而御下向被遊候、

御駕籠の者も無之、次人足にて御駕籠をまハし御通り被遊候

（鹿兒島県立図書館所蔵本より補）種子島彈正と御名乗被遊候△故、

宿々にて御茶屋ニ御入候儀難成、宿々（薩摩諸記録より補）薩摩問屋志

里ツ、有之二被遊御入候、肥後の国八代に被遊御入に

薩摩問屋正中屋と申に御入被遊候処、豊古く有之き

たなく候ニ付朝五ツ時ニ而候、則御立被遊候御駕籠

廻りの人足も未參御步行被遊候、其時の御供二者、御茶道田原友雪・使足輕馬渡橋助・御手道具持永田稲右衛門・御草履取園田新平四人計御供二而候、八代川を御越候節ハ御舟の上にて御手道具を杖に御つき被遊候、左候而道々被遊御意候者、其方共ハ未だ朝めしを不被下候哉と御尋被遊候、其時皆共未だ今朝不被下候由申上候処、御意候者嘸ひたるく可有之候、乍然昨日より未だ食事を不被下候、(薩藩諸記録より補)△今朝も不被下候△と存候故、心草臥申候間、身も草臥申候、只今平世なれば昨日よりくわぬ、今日未くわぬと申候、乱世の節ハ生死の難儀を仕り、七日も八日もくわぬ筈二候、左様成時武士と申者ハ幾日不被下候而も道を如何程あゆみ申と心見罷在事候、御前にも未今朝御膳不被召上候、ひたるく有之候而も勘堪仕候様ニと御意被遊候付、皆とも是ニ勢ひ付御供仕參候、八代とひなくの間三里有之候、一里半程御越被遊此間ニ高き岡有之、右岡半分計より水出申所有之候、御腰ニ御下之水吞ニ而右水を被召上候節、吉田右衛門次郎次人足ニ御駕籠を持せ參候御駕籠被為召候半

哉と被申上候、被遊御意候ハ、最早ひなくも今少成候間、御步行可被遊候と御意ニ而、其時御駕籠之内ニ紙ニ包候物式ツ可有之候間、右衛門次郎取て可差上旨御意ニ而候、則右衛門次郎取て被差上候を道のかたわらの芝の上御か、ミ、右式ツ之紙包より御つくねめし四ツ・焼味噌式ツ御取出し、右衛門次郎二者最早今朝食を被下候哉と御意ニ而、右衛門次郎より被申上候ハ、(鹿兒島県立図書館所蔵本より補)△私儀ハ只今八代にてめし被下候と被申上候、△其時四ツの御つくねめし・二ツの御焼味噌を五ツに御手つから御分被遊、一ツ分ハ御膳ニ御取被遊、残る四ツ分を田原友雪・馬渡橋助・永田稲右衛門・園田新平を御呼被遊御手渡ニ被成下、誠以難有儀不過之新平存候、昔の衆殉死を被申上候者ケ様の時節にて可有之候間、御約束可申上と奉存候得共、公義御法度之儀ニ候へハ右之段申上候儀いか、奉存差控申候、扱被成下候食老親江持下りてくわせ可申と存候へ共、只今ニも何事も有之候者はたらかせ可申と被思召上被下事と存当り申候故則被下候、左候而、ひなくに御宿小舟に被為召佐敷之様御

越候処、其日二十十日ニ而も候哉、大夕立兩度参り
風立申候付、田の浦より陸江御あかり御步行にて佐
敷江被遊御著候、其節道々被遊御意候ハ兵庫殿・筑
後杯の様ニ御身持難被遊候、右之衆ハ殊之外柴候身
持を仕候由御意候事、

一右同人覚書に、 綱貴公御代高輪御屋敷御類焼以後

(光久鑑室)

陽和院様田町御屋敷ニ被遊御座候、其節 綱貴公・
陽和院様被遊御同道、両国橋ニ花火御見物ニ御出被
遊候、 陽和院様二者川舟御借り被為召候、 綱貴

公二者早崎丸とて田町御舟手に有之候ニ被為召、定
水主被召乗御越候、 陽和院様御舟ハ御跡、 綱貴

公御舟者御先ニ而御忍花火御見物ニ而候、然処両国
橋下程ニ而川上より小舟参候ニ付、此方定水主より

(に力)

(不力)

舟々と申候得共、向の舟相聞付候哉、向の舟の中程

ニあたり申候付向より、ろふせき者と申而、早崎の

面に罷居候、うたの助主左衛門と申者之頭に (薩藩諸記録より補)
みさを △

打掛申候得共、主左衛門手に持申候しもくを以てう

け申候、左候而、御舟飛乗可申とむかふより仕候節、

御草履取永田長八と申者刀をぬき可申と仕候節、

綱貴公より、長八刀者ぬき申間敷候、鏝やれくくと

被遊御意候へハ、西田左兵衛と申御手道具持御手道

具の鞘をぬき御鏝計直ニ差上申候、是に向の者おと

ろき下に成申候、其節中西長右衛門みさを以て向の

者あたまを打被申候、種子田(鳥丸時成)左衛門と御草履取園

田新平ハ御供舟 (薩藩諸記録より補)に乗り、御船の跡に罷居候故、向

の船と御船の間に右御供船 (を脱力)を乗入申候、長右衛門

ニあたま被打候者ニ余の者申候者、親方いたミハ不

仕候哉と申、如何様舟頭被打候半と存申候、其節長

右衛門より舟法も可有之候間、御番所迄参候様ニと

被申候得共不参、直二川下之様ニ乗り行申候、舟法

二者何色ニよらす下り舟の負と申事ニ付其通りに乗

行候半と存候、後承候得ハ甲府様の御手船の船頭の

よし承申候、夫より花火被遊御見物、八丁堀南石町

より御上り被遊候と相見得候、是より下文略ス、

一寛陽院様毎月御領國中諸人安全ため御日待被遊候、

其節ハ無役之内ニ而も御気合之人有之御嘶ニ被召出

候由、

一 寛陽院様御代、無美に沈む者も可有之候、左様成者無之様にとて儀御仮屋近所天神之御社御造立、御祭文御認め毎朝御祈願有之候所に御年被為寄、右之祭文井上右京に下給り御筆の御祭文を以毎朝神拜為仕由候事、

一 (綱貫) 大玄院様高輪御出之時、林甚五兵衛御駕籠廻りに致

御供うし町を通り候ニ、雨天の脇(朱書「マ、」)にて道中に大き成水の溜り有、何れも是をよけて通りける、自分ハ行成に少しもよけず御乗物に付添、水をけたて、四五間も行候節、甚五兵衛と被為召、松平越中守殿江使者ニ可参とて、御直ニ御口上承知仕、御供先より御使者相勤候、其御口上急成御付届とも不取覚事、扨下りて間もなく御役被仰付候、如何様溜水をよけず御乗物に付添候事御心に叶候故歎と思ひしと嘶也、

一 大玄院様御供勤候川西仁右衛門田布施御光越に御供、

御鷹狩有之候時、急雨にて近辺の民家に御入有之候、俄の事にて近隣の新敷むしろを取集敷付、無程所有物とていでも差上げる、殿様より我々迄も一ツ座敷ニ而右之いもを喰しけるに、かハをさるとてゆひにてつまミ、かやむしろの上に取をとし山折敷の角に置、又外のいもととり喰ける時、殿様、仁右衛門落たる者ハくわさるやと 御意有之、急ニ何とも不被申上、あと御答申畏りたる迄にて不出来たる事候、殿様我したる様ニ御取落し、夫を被召上候事有之面目を失ひ候故、今以いか成むさき所に喰物を取落ても、其時の事を思ひ出す故に取て喰さる事なしと折々嘶にて候事、

一 或時 光久公御出有之、御帰城之後竹之内助市を召れ、御出ニ付別而能御みやけ可被下と思召被遊御呼候と 御意故、難有次第ニ奉存候、何様成御土産ニ候哉と御尋申上候時、其方平日慈悲心を専一に申上候故、今日於下方及飢候多不殘 飢米を申付候、何と能みやげにて可有之と御意之時、助市(朱書「マ、」)つうす、夫ハ

小人の慈悲と申而女童のする事二而候、国主の慈悲と申ハ左様成飢人國中ニ無之様ニ仕置をする者ニ候と申上候得ハ、尤至極被思召候、以後御心得ニ可成儀なりと　御意候由、此助市ハ御庖丁人にて別而御心安く被召仕、御嘶之御伽に毎々御前にも罷出たる人なり、如竹之弟子にて理学之聞得も有しとぞ、

一 大玄院様東海道塩見阪にて御側廻り迄にて御遠見有之、御弁当の御めしを何れもへ一ツツ、被下候に、御草履取種子田十蔵計くわすしてかしまり居けるを御覽し、十蔵へハ呉さるやと御側之衆へ被為問、十蔵迄ハ少して渡不申候故呉不申候由、其時被召上候御めしを二ツ割半分十蔵へ被下候、夫故十蔵難有骨徹しけるにや、御逝去之後一生無懈怠御寺江毎日参詣し奉りしとなり、

一 大玄院様芝御屋敷(マ)より桜田御屋敷へ御入之時、とまよとて勝て早き御馬あり、是に被召十分ニ御乗候付、芝神明の辺より御供之人数も不統、相良伝右衛

門御馬之ふさに取付候を放せくと　御意にて、御扇子にて三ツ御打候得共放不申候へハ、後ハ御打も不被遊候、桜田御屋敷へ御入之時ハ伝右衛門一人奉付居候、鐙を押へて奉卸とひとしく伝右衛門もあをのきに倒申候、後ニ伝右衛門血気者と御褒美の御前沙汰為有之由、

一 大玄院様一年冬の事なるに田布施に御光越如何成事にや、夫より直ニまた桜島之様に御渡海有之候に雪降出して御滞在なり、其御滞在中に頃日定御供の中不達者ニ相見得草臥候者も有之候、何様の訳にて在(左カ)様に有之候哉、定御供中遂吟味可申上旨被仰渡、何れも得と致相談申出候、相撲とも取候儀頃日御法度に被仰渡、壮年之者とも骨を折わさ少く罷成、身もぶゑ為申にてハ有御座ましく哉、此已前ハ相撲とも取候得ハ骨も堅く罷成、おのつから力量も出草臥儀も少く為有之筈と相考へ候由申出候処、早速相撲取候儀ハ男わさの事候間、不苦候と可申渡旨島より被仰越候よし、

一 綱貴公御下り御道中御急之節、定御供相良伝右衛門

後に次兵衛ねおひれたることくに罷成、御駕籠に障たる

事有しかとも不及御沙汰、御舟に召と等く御船江乗組候人数江相良伝右衛門儀ハねおひれ申儀も有へし、何れも心掛罷在海江はまり不申候様可仕旨被仰渡、

其後茂御船中の度毎に右之通無御失念被仰渡候二付、伝右衛門身余難有奉存候、御逝去の後ハ御忌日毎二御寺江参詣し奉り候、後ハ中風の病ひにて步行自由なりしかとも、下乗より往来せらるゝ内は無懈怠参詣し奉りしなり、

一 綱貴公ハ御仕置物被仰付候日者、早晚御膳をもしかと不被召上、必常盤谷御飯屋江御入被遊、最早今日者何時二成候哉と毎々被遊御尋、九ツ時にても可有御座と申上候得ハ、最早仕置ハ為相済にて可有国の政道不正科人余多出来大切の人を殺候事、噫誠にむさんの仕合かわゆき次第と御意被遊、御目に御泪うかひ候事度々有之、睨と御すわり被遊候事も無之、何歟御案し被遊候御様子二而、御座中何へんも御歩

行被遊、始終御不楽の体御見得被遊候由、

一 於江戸 (吉貴) 淨国院様御出の時分御使者参掛候、黒葛原

某御取次、殿様江直ニ申上候二付、御用人鎌田後

藤兵衛より直披露者不成合二候間、御断申上候様二

と被申候得共御断不申出候、翌日御側御小姓三原

佐々右衛門いまた若輩なりけるか御式台ニ出、御前

にて不成合と御御沙汰有之由嘶申ける、黒葛原いは

く、

殿様御出掛かなり、取次にて申上候而八間に合す候、

合戦場杯にては表方御側廻迎も無之、我々敷か直二

不申上候而不叶事候、昨日之様成時直ニ申上候か御

使者番の古実なり、己不知と申ける、翌日 御登城

有之候ニ御刀番被仰付相勤申候由、

一 大玄院様常盤谷御飯屋江御滞在被遊候節有川役楽之

助申上候ハ、余り御用を強く被遊御聞候故御草臥可

被遊と奉存候、御用の格を御定、たとへハ十ヲのもの

を三ツ程も御聞、残七ツハ御家老被承被相済候様

被遊度奉存候由申上候得ハ 御意に、致左様候ハ、
 御用の品少く御聞被遊候儀ハ上ニ茂御存知ニ候、国
 のあるしといふハ國中諸人の父母なり、其父母とし
 て子を思はざる理あらんや、家老中に任せ置時は尤
 我様より器量勝れたる家老中ならハ万事可宜、然共
 爰に備りたる情有、其情といふは家老中に仕置の事
 任せ置、万一届すして諸人の痛に成儀ハ無之やと思
 ふ時は、却而御用御聞被遊候よりハ御気をつかは
 る、故御草臥被遊候、たとへハ此節役樂之助ハ在国
 被仰付、孫之五郎江戸江被遣候ニ付而ハ定而親分を
 頼可申候、其親分ハ別而正直ニ律儀成万事功者の我
 にましたる者を可頼候、夫にてもなんと氣遣二者不
 存候哉と、御意為有之由候事、

盛香集 五卷

- 一 貴島と日高喧嘩の事
- 一 原口乱心之事
- 一 高田茂太夫噂之事

- 一 上原苔助事 (介)
- 一 水野流居之事 (言脱)
- 一 種子島藏人事
- 一 赤山家五社參之事
- 一 一作使者之事
- 一 伊勢十兵衛噂之事
- 一 一米良八之進事
- 一 諏訪兼利御家老御役御受延引の事 (設)
- 一 光久公江有川役樂御膳進上之事 (設)
- 一 富士川にて足輕働之事
- 一 大玄院様公義御勤之事 (綱)
- 一 夜食之事
- 一 最庭か事
- 一 島津帯刀頓智之事
- 一 島津玄蕃へ 光久公御入之事
- 一 近衛家御詠歌之事

一寛陽院様御代、上戸柱辺に日高喜兵衛と言童ハへ有、(光久)

其隣に貴島某と言有、トモ二十一才なり、多賀明神の杜にてしいこまを廻して遊けるに其勝負を論て互に不止、喜兵衛腹に居兼刀を抜かけしに刀の寸長く鞘に残て不拔、貴島か曰ク、しつかに抜け、待て雌雄を決せんと、刀を抜せて鬭けるか終に貴島討れてける、日高歸りて、刀を抜得ざるニ貴島打掛なハ我等勝負に可勝や、しはしもなかるふへきにあらずとて死を急ぎけるこそ、有会人々せんかたなく一入哀に覚ける、介錯の人心得有て、遠方より来れる人にも対面し、遊友立にも不残暇乞して自害ハすへければ急かさるもの也とすかし置、庭に列出させ物陰に待請是を殺害してける、集居ける人々も、時取て神妙之働き也と言、両親も、此子のけなげにみゆるに最期いかかと是のミ氣遣しける折からなれば、なけきし中にも終りを能せるにぞ、せめてなくさむ方も成しと、其時代の老人委く語りしかとも、年久敷成ぬれば父の名をさへわすれぬ、日高喜兵衛ハ日高九太夫兄、貴島ハ貴島勘兵衛か兄也しと於御国以前

喧嘩甚多しといへとも大形血氣の勇のミ、貴島かこ
とく義理有ハなし、いかにいはんや纔十一才の童子
成をや、いまだかゝる例を不聞惜哉、

一宝永四年亥正月廿日江戸於上野原口権兵衛致乱心永
山覚兵衛に切付候時分、近席に有合候衆早速取治候、
其後右人数之中前後御吟味御座候得共、何れ茂不後
取付候故前後急ニ難分候処、穆佐土田中六郎左衛門
者高声に仮名を名乗取付候、其声御近習迄相聞得御
沙汰の上一番に取付候者右六郎左衛門に相究る、火
事喧嘩にハ必ず声を立ルか習ひなりといへり、寛文
年中里見の家老赤松上野と菊地安房と相訴ル事有、
国主の身上にかゝる重き事故遠山家御宅にて双方対
決に及ふ、元より安房無道のくわたて故一言の言訊
なく、兩人共ニ御前退出し広間の^{より袖}上の座敷ニ置^{所蔵本}帖程隔て、上野ハ△上、安房ハ下に居たりしに、安
房今一度御前に申上度事有と立て立、脇差を抜て上
野をつ、け打に二刀に切殺し奥の間江行処を相家老
山本主殿追かけ切付ル、安房著込を著したればふり

返りて切付たり、（山本に脱カ）深手なればはたらきかねしに次の

間より里見の使番黒川某出て組留たり、時に広間より喧嘩と云て馳入、何者にか有けん、何の見さかへもなく黒川か後よりした、かに切付たり、黒川いかつて、うろたへ者といひながら安房をつきはなし切付たる者の顔を額より切付、其内に安房そこらを切まわり手負も同士打も多出来たり、然とも大勢にて安房をハ切殺せり、是程迄大事にハ成ましかりしかとも、黒川か狼藉を組留たりと不名乗して只ねち合居たる不覚より事起れり、田中か今度の振舞古実にも相叶能はたらき也と時の人も誉しとそ、無程六郎左衛門ハ鹿兒島江被召出候、其節仰出左之通、

諸地頭諸支配頭へ申渡趣

原口権兵衛事、正月廿日於江戸上野御仏詣之御供相勤候処、明王院御座間於近ニ致乱心永山覚兵衛を切付候、乱心之儀に者候得共、御精進日其上御寺内且又於御前近（二脱カ）右之次第二候得ハ、急と可被仰付儀候得共乱心無紛ニ付被助身命知行屋敷被召揚、権兵衛跡召禿権兵衛事親類御預被仰付候旨被仰出候、右之節

穆佐士田中六郎左衛門近席に有合、早速権兵衛ニ取付候故追々掛付取治候由、御前近辺殊更於御寺内之儀候得ハ、旁以早速不相慎候而不叶場所ニ候処、六郎左衛門時儀相応之働神妙被思召、六郎左衛門事鹿兒島士ニ被仰付候、右之段支配頭之面々且又小役人迄茂御役々より老人ツ、召寄申聞、紙面之趣寄々申伝候様被仰出候間可奉得其意候、以上、

二月日

一右永山覚兵衛、後与三右衛門と改名なり、

一高田茂太夫者江戸三島丁ニ居住の牢人横井采折か弓の弟子にて相伝の人なり、御旗本衆江弓の友有之、始而見舞の時夏の事にて浅黄帷子に麻上下皆新敷を揃て著用なり、亭主ハ衣類茂古きを著し被出会けるが互に一通の挨拶有て後、其御元にハ薩摩守殿御使者番を被成御勤御方ニ候得ハ、公務にハ御支度結構に不相成候而不叶事にも可有之歟、弓杯の御参会ハ鹿相成衣類被成御用可然存候、武士者費を不致様に兼て不心掛候得ハ公界ハ難致者ニ候、礼服二而さへ

有之候得ハ今日共ハ相濟筈ニ候、我等中間杯江以後
御見舞之節御心得ニ茂可成事候、無御心置存候処よ
り申入ル由、茂太夫にもげにもと思ひ、寔に御心底
之程不淺辱存候由挨拶せらる、其後十三四と十一二
にても可有哉と見得候子息兩人弓を射させ被申、茂
太夫より御器用と申御精も被出候様ニ相見得候由挨
拶せらる、亭主、成程器用茂有之精出候、先様相応
の弓ニハ成可申と存候、是のミにても無之学文手習
馬其外武術に心掛候得ハ、行々ハ御用ニ相立出世可
致と存由、茂太夫に相応の挨拶せらる、其後最早
弓茂掛御目候、行て遊候様にと有之座を立せ跡にて
我等子どもの儀都而誉申儀思召いか、ニ候得共、子
ともハ悪敷方に不参様に生立不申候得者不成事候、
其御元杯の様成衆被為見廻候節ニ誉置、重て御見舞
之節一涯仕上掛御目候様ニと被為婦候跡にて為申聞
候得ハおのつから精入申事候、不下地なれば物ニ成
まし杯申阿候得ハ悪敷候由嘶也とそ、

一宝永二酉年上原苦助尚照故有て
(苦介九)

(光久継室)
陽和院様御旨に逆浪々の身と成し時、常州土浦の家

士富田覚心翁に寄古戦物語を伝受しける、是於御国
古戦物語の初なり、甲州土屋惣藏子息土屋民部駿州
於清見寺初て 大神君に御目見則被召出候、覚心俗
名小右衛門と言、右民部小姓役にて相勤平日合戦の
嘶被成候を能見覚ければ、民部御息土屋但馬守御物
入を以諸方古戰場巡見しける故、江戸にて古戦物語
におみて者其比随一の人なり、我大人古戦物語を好
ミ苦助に出会し給ふ事余多度なり、我等もまた付添
て其席にのそむ事有、古人の慥成説多勢ひに不掛諸
事詳にして耳を驚すこと多かりし、今時の古戦物語
を聞に、勢に掛り又者無覚束事を実の様に面白語り
なし間にハ落咄たぐひの事多して信せられず、其時
代迄ハ左様成をハ辻嘶とていやしめたる事候、
▽鹿兒島
現立図書館所蔵本より補
現様奉始君上の事を物語りにする事△故、無行儀成
居体杯にて嘶を聞人なく、此苦助天性堅く律儀成け
れハおのつから座中も静に能締りて殊勝に有之候、
老後剃髪して了雲と言し時再び被召出 (吉世)
浄国院様・
(継世)
有邦院様於御前古戦物語被仰付候事数度に及へり、

是寔に武を講するきとく顕て難有かりける次第也、
了雲ハ享保十六年七十五才にて死去也、

一 水野流滴武者修行にて鹿兒島へ来り、南林寺門前に
在て居合の指南しける、弟子多中に平田監物其器用（宗兼）
有、相伝前に成見廻之節留主を作り他行病氣用談杯
言て逢す帰りたる、跡にて外の衆へハ指南して監物
へ無礼をなす、然とも夫に少も退屈せず風雨のきら
いなく早朝より行て人より先に案内するに逢ざる事
三十余日に及ふ、式部案内せしに流滴自分出迎て座
席に請し申けるハ、此居合習得たる事やういにあら
す、故に人に教ル事たやすからず、然とも公の信実
他に異なれハなりと云て、夫より無滞不残伝受しけ
る、是於御国水野流居合の起りなりとぞ、

一 種子島藏人、川上法庵に付鎌倉流馬術稽古せられ後
にハ究竟の乗尻となる、其稽古中の事を聞に、法安
心に不叶事（鹿兒島県立図書館蔵本より補）有ハ幾日も留主を作て対面せず、空し
く馬を乗帰る、或時また留主ニ而帰りけるに、境の

やぶの根をそふぢして△有を見、余り無本意山越に
言葉を掛らる、法庵、人の屋敷をのそき給ふ、無作
法なり、法庵直ニ留主と申程慥成ハなしとて弥対面
せずとや、かくして機嫌直り藏人所にまねき指南を
請られけるに、木馬の上にて其手綱わすれ給ふな杯
といふて、機嫌能かりけるに夕飯の節内を聞人出て
適の御出に御馳走も無之杯と挨拶せらる、夫に法庵
腹立し、馬稽古とあればこそ参候得御馳走にハ不参
と不計立て被帰、其折藏人ハ内証に被居是を聞直に
追れけるが、御城犬垣の辺にて追付被留けれども不
用立帰りける也、間にハ如斯の事有て難儀せしと藏
人後々嘸なりしとぞ、

一 赤山十太夫ハ島津一蓑三男にて候を（忠行）

寛陽院様思召を以貞享の中一蓑三男の格を相離れ、
御連子被準御高百石為新恩地拜領被仰付、御坪の内
御台所栖居被仰付、重き御取持の人にて或年の正月
寛陽院様御名代に五社参被相勤、帰りに北郷佐渡所
江年礼に被見廻内ニ被通候、其時与所より触付にて

相勤候御先供十三人の内、竹之下貞右衛門何れもへ

(鹿兒島県立図書館所蔵本より題)

申達候者、十郎太夫殿自分年札之供迄致候△様二

と御触不致承知候間罷帰候と申達候得者、残十式人

茂同意にて皆罷帰り、御台所二被帰候時ハ御先供一

人茂無之候、右之趣達 貴聞候得共十郎太夫自分年

札無調法成筋候哉、何の御沙汰茂無之相済候由、

一 於江戸新納宅右衛門へ作使者被仰付、御留主居伊勢

十兵衛致同心御老中土屋相模守御宅へ参候得ハ、御

出掛にて御状箱御持被成御逢十兵衛・宅右衛門見候

処にて、此御方様御状封を御切御披見之上、いつ御

国元被立候哉と御尋二付、十兵衛脇に付居いか、御

答可被申上哉と別而世話二存、則ひたひよりあせ候(出脱力)

処に、書状に日付之通と御答可被申上候、早く著為

有之由御挨拶二而候、前日御案内申上置御出掛に被

為逢答之処に、御国元何日ニ立候使者と言儀十兵衛

と互ニ申合茂無之、御状之日付何日と言事をも不知

少の滞りもなく御答申上候二付、十兵衛二茂致安堵

御門出ると自分二茂込居候奇妙の金言面目取候、さ

すか 泰清様江小々姓より為被相勤程有之候と誉て

(綱久)

扇子二而仰かれ申候、此時宅右衛門御納戸奉行之由

候、

一 伊勢十兵衛者、其比諸家二無之留主居と專取沙汰為

有之由今以色々多候、いか様成儀有之かく名高

く候哉と和田休左衛門御留主居付勤之節柳元嘉右衛

門へ問、嘉右衛門答二、我等御留主居付二而此人江

数年付居候得共、是こそと申程之儀終に不承候、或

時諸家之留主居杯列立吉原江遊に参被居候二、朝四

ツ時御用番御老中御宅へ可罷出旨御書付御留主居方

へ参候、同役二支有之十兵衛方へ被出候様被申越、

其時十兵衛酒余程吞過され時分二而候、右之使江直

二手紙認て相渡、是を御用番御老中内用人へ可持行

と相渡、猶々酒を吞少も心に為掛風情茂無之候、扱

右之手紙内用人江持行候得ハ披見之上帳留の人江是

を被見候得、十兵(御脱力)か事二而如斯被申越候、御帳面御

方心得にて首尾致被遣候得と有之候二付、十兵直二

為被罷出筋二御帳留も相済候、十兵ならて外の留主

居難致事成を以諸家の留主居手置候、十兵働き万事
此事二而御察可有之、何事も最安、人のなつとくす
る様ニ為有之となり、

一元禄十六年未十一月廿二日、江戸より相州小田原迄
稀代の大地震にて怪我人死人数千におよぶ、ケ様の
俄事故御屋敷中皆我身の格護をさへ仕兼、大へらは
に成て部屋より外二飛出ル人も多かりし、此時米良
八之進非番ニ而部屋にありしが則麻上下著用にて
吉貴公御機嫌伺ひに罷出候、其時灯火もゆりけし折
節御前二人もなかりし、八之進罷出候得ハ、誰か〳〵
と御意ニ付、八之進御機嫌伺ひに罷出候と御答申上
候得ハ、先火をとほし候得と仰付られ候由、八之進
従是無滞立身せられ、後二比志島家相続被仰付御家
老迄被相勤候、比志島隼人（範房）是なり、
一伝聞 將軍 家光公江殉死被成候堀田加賀守御側御
小姓之時、御仏詣御供して神田目付を出給ひけるに、
つきたのと 上意、能つき候と、又無程、さしたの
と有しに、さし候と御いらへなり、御帰城の後同役

の衆、堀田兼々気点者故上の御心に叶ぬる事多し、
然とも今日の 上意誰も其何といふ事をさへしらす、
いはんや夫に早速之御受おほつかなしとて帰りに立
寄、如斯の上意有けれども皆移り不申候へハ、何と
御答可申上様もなかりしに、無滞御いらへ御申候段
神妙にこそ候へ、夫ニ付以後我々心入ニ茂成申へけ
れば、何と御心付御いらへ被仰上候哉承度候とあり
ければ、御尋の上包可申事にも無之候、先神田目
付を出候てついたので 上意、先比松木御植付被仰
付候が能付候を上覧之上にて候へハ、松の木之事と
心得候、またさきたのと 上意、何某か屋敷に桜の
少咲て有を御覽被遊て 上意なれば、桜の事と心得
候と仰けるに、ひつきやう気点勝れたまへハ左様の
御心付も候と何れ茂挨拶あり、其時加賀守、いやと
よ左様の事にも無之候、各にいか成御心持ニ而
常に御勤候哉、私ニハ御供先ハ不及申、御前ニ相詰
候節茂 公方様御様体にひたと氣を付罷在候へハ、
右通の事ハ移安く候と宣ひける故、何れ茂道理に服
し給ひける、ケ様の御心掛故御立身無滞大名とハ成

り給ひにける、今八之進旅宿に在れとも上を大切に奉思ひ事、少の間断なき真実より為出働き也、良臣のなすところ品かわれとも志の等き事如斯、

一 諏訪兼利を能覚し老人其行状を委く語を為聞事有、

書留て置かされは今爰に洩しぬ、御役御受の次第且
函書久通より存寄之書付の写左に載置、是を見て其
人の氣量常ならざるを計知るへし、

一 寛文七年諏訪左右衛門へ御家老役被仰付節御口上
之写

御口上

諏訪左右衛門儀、去年以来御用日之外可入相談刻評
定所へ罷出存寄可申旨被仰渡候処、不相欠致登城之
由仕合被思召上候、然者此節家老職儀被仰付候間可
被致勤役、此中二茂役儀被仰付度御心底御座候得共、
数年之病氣故勞入難計旨先年江戸へ被召列候刻より
度々被聞召達無是非被差置候得共、今程役儀可被仰
付人別御見及茂無之候、氣色茂此頃者漸々快氣仕之
由別而幸ニ被思召上候、雖然寸切と不致本復候間難

儀二者可存候得共、御手支之砌候条何卒領掌候様可
申旨上意候事、右ニ付当分氣色快氣仕時分二候、抑
而相勤致再現候得ハ笑止被思召上候間、内々其心得
を以折々ハ養生可然旨 御意候、

二月十六日

口上覚

今度御參勤御留主御無人ニ付職儀可相勤之由重而貴
命之趣謹而難有奉存、先年より病者之上不肖二候得
ハ数度御断申上被差置候得共、此節ハ御事欠ニ付被
仰付儀ニ候条畏入奉存候、就夫乍恐御老中へ御内意
申上候、此中時々罷出候而も存寄儀ニ候得者愚意難
止申上時職儀領掌仕候ハ、弥以推參之利口可申上
時はそ忽成茂御座候而御評定所御障へも可罷成哉と
念遣存候、此上御前ニも推參之存寄候ハ、各言上可
被遊由可申入覚悟ニ御座候、左候而、御機嫌ニも違
ひ申候得ハ却而難被遊儀可有之哉と恐入奉存候、此
兩条之念遣於御同意ハ被閣候様御取合頼存候、若又
右之願障有之間敷被思召候者御受之段宜御申可被下
候、左候ハ、御下ニ參勤可仕之段各御心底不被殘私

非分を御正し被下幾度も改御奉公仕度奉存候、以上、

二月十八日

諏訪左右衛門

諏訪左右衛門へ家老役被仰付候所、口上書御受被申上趣達 上聞候、依之 上意候ハ役儀被仰付候処、病後勞をもさし捨早速御受申上候儀別而御喜悅ニ被思召上候、於其儀ハ則役儀ニ取付可被申候、最前ニも如御意候病者之儀ニ候間、少ニ而も氣色無然之時分ハ致養生可為肝要旨 上意候、次ニ役分地被仰付儀候得共隠居之体ニ而可難調候間、当日之為加勢百人扶持可被下旨被仰出候事、

二月廿二日

兼利御役之御断及両度被申候得共御免無之両度

目寛文九年十二月島津久道（通カ）より口上書を以被仰

入候写

従太守様前ニ辱上意重疊被為承候得共、病氣ニ而思召程之御奉公不被成残念ニ候、（朱書「マ、」大任之例ニ御座候処、其役難被勤との儀迷惑ニ候由尤ニ候、乍然被年寄候分ニ而余事無構江戸御供候様ニと有之、其後茂御直二色々為入御念御意御座候旨口上書へ茂相見得候、

ケ様ニ辱儀折々御座候故別而念遣被致至極雖然當時被為承寄候衆同座ニ無之候間、一日成共相調御奉公候得者御勝手候、至今拙者茂力ニ存古来稀成及数年無幾程事ニ候得者、緩々と致休息度存候得共御爪之端被成候、各御存之前ニ候、祖父忠長島原并豊後入高麗且又関ヶ原以後伏見へ相詰一大事之御使も首尾能申調御国安泰ニ罷成候、是を以如斯忠節可仕候、其一筋候得者自然之仕合も候得者抛一命を御奉公をも可仕と存候得共、天下太平めて度御代ニ而御座候得者疊之上之御奉公迄之儀ニ御座候故、行步達者ニ可有之間ハ相応之儀ハ可相勤と之内存候、然共耳遠く成て常式之口上者難通候間不申上候、而も御下向被遊候ハ、役儀可有御免許事必然ニ候、誠ニ我等身ニ余り被下置御知行ニ而御座候得共、代々過分之高給置家ニ付疎ニ不奉存候、同姓出雲事茂相当被召仕候間不足無御座候、尚役儀是非可被閣候得と御断達而可申上と存候得共、右ニ申祖父以来之一筋目ニ候間、常々之御奉人（公脱カ）ことく申儀ニ而者無御座候乍存茂、最早老衰ニ候得者万事失念ケ間敷結局不慮之失茂可有

之事念遣二候間御断不申上候而不叶仕合二候、就夫我等茂今少之御奉公候間御方御事病氣ニハ御座候得共、拔群年弟之事ニ候条、拙者存分_レ之程を憐察候而氣を引立肝要ニ存候、御方口上書之表ニ役分知行杯之儀先大抵ニ被為書可然存候御存分ハ相知候様ニ為有御座か能候、乍然今些思慮次第二候、此外ニも存付候ハ、可申入候、口上書ハ清書候而何れニ茂可被懸御目と存返進申候、以上、

右之表被仰達、我等可相勤間成とも御奉公候様ニ能々可被仰入候、

西十二月十四日 島津^{久通}函書

大山伊予殿

〔鹿児島県立図書館所蔵本より補〕
一尾畔の後常盤谷ニ

寛陽院様御飯屋有之、御飯屋守ハ有川設楽之助なり、御勝手ニ為人候人ニ而御伽_{トキ}ニ毎々為被召人なり、常盤谷御入之節設楽より御膳進上之儀毎度有之候、只今之様ニ御庖丁人杯被參事ニても無之、設楽御料理仕調差上候、八百屋・魚屋の買ものハ設楽妻參候而直ニ買調候故、後ニハ設楽よ

り御膳進上と言はずして買入物にて知る程ニ有之と古き人の咄なり、

一大玄院様御下国の節、富士川にて、此方借り切の船ニ御三家の御家中自分供廻り迄を乗組船を出シ候様ニと申候ニ付、此方借り切りの船ニ候由断けれ共、何薩摩^{守脱力}殿借り切にてもあれ、旦那急用ニて通なれば早々舟を可出と狼藉に及て事行さる時、物頭上村権兵衛付足輕有馬十左衛門、我等參り卸シ可申とて右之船へ參り、御免可有と申断、主人と見得候タル人の側近く乗組ミ、早々御卸り可被成間敷や、私ニハ薩摩守足輕之者ニて御相手ニ可為御不足由^{イシギ}慇懃ニ申断ける気色、若聞容れさる時ハ忽ち可事果勢ニ見へけるゆへ、夫ニ辟易^{ヘキ}して即チ卸りて舟を渡しける、右之働き神妙なれば、御下国の後ハ遂言上御赦免被仰付候様ニ可申上とおもひけるに、御国向田迄来りて右之十左衛門頓死しけるこそ無本意けれど、權兵衛咄也しと、

一大玄院様 公義御勤ニ付御老中方御廻之節、神田橋内松平美濃守へ御見廻之時、諸大名之駕籠込合尺寸之地も不明様人重り御乗物難通様ニ有之候得共、漸く御門近く迄かき寄候処ニ大名之供馬人積ミニ恐れはね廻り、御乗物も今一足にて踏破申程の込合央ゆへ皆々無詮方候処ニ、御納戸奉行川上善太夫右はね馬の尻ニひたとせりより、尾筒ニ打はまり候故、蹴飛も不自由ニ而口引よりも危体を見及び引留候故、其間ニ御乗物も首尾能かき通り候、善太夫働き諸家の者迄も感心致し候よし、

一 綱久公御病氣御大切ニ被遊御座候御、夜起のて之衆へ御夜喰被下候、或夜之御料理以の外塩からくして不梅塩成りしかハ、其夜御詰之御家老衆、御庖丁人ハ何某勤候哉、御納戸奉行より屹と沙汰可致旨被仰渡候、其夜相詰候御庖丁人竹内助市ニ被申聞せ助市承り、御家老衆ハ塩かけん御聞の為御詰候哉、扱もなげかしき御事奉存候、我々儀ハ御羽ねの下に人となり御厚恩を蒙り罷在候得ハ 薩州様御不例之御事

をこそ明暮奉存、手のする所足のふむ所も覺不申候得者、中々塩かけん杯のよし悪取覺不申候、此節之儀不調法被思召上候付而者御役の御断申上度候間、此段被仰上可被下候由御納戸奉行へ申出候、御納戸奉行より左様に被申にハ不及事候間、其通ニ而可被罷居由申留候得共、しきりニ申出候ニ付無是非其段御家老衆江被申出候、御家老衆其時御存当別而御後悔有之、直ニ右之納戸奉行を以助市へ被仰分、助市も夫ニ而落着して事済けるとぞ、

一 寛陽院様松平陸奥守政宗と御心安く、或時此御方へ御出、一夜御滞在ニ而翌朝迄御酒宴故、彼方家老最庭^ニ周防御迎參候得共、御酒宴最中にて御帰りの程不知、周防別而込り伊勢兵部少輔へ相談ニ掛申候者、陸奥守事兼而大盃嫌にて御座候間、時宜を以大盃御出し被成候ハ、可被罷帰と存候、其通御計可被下と頼候ニ付、兵部少大盃持參ニ而、余り御盃小さく候、御慰ミニ是にて被召上問敷やと被申上候へハ、周防め為申にて可有と御腹立ニ而、直ニ御立なり、御通

り筋二周防畏り居候を被成御覽、大盃之儀なんぢ為
申二而可有、不届也とて、頭をさんく二御打廻し
御帰りなり、周防は御立跡二残り、びんのかミの乱
れたるをなで付兵部少輔に一札を述て跡にて申ける
ハ、我等儀者側廻り二幼少より仕被申且那心二逆ふ
時ハ、いつも頭をはり被申候か今以替不申、今日も
御覽之通二候と、顔色常のことく笑ひ候而申ける、
主人の非分を不言、我打擲せられたるを恥辱になら
ん様二時宜取膳（繕カ）ける事只者にはあらずと、貞昌も褒
美有しとぞ、

一 淨国院様白須賀御止宿之節、二条御番二頭被為通、
（吉貴）
一頭ハ止宿可有間宿可申付旨本亭へ被申斷、本亭よ
り薩摩守様御止宿ニ付御止り被成候様成ル御宿無之
候、相応成宿之儀ハ皆々関札之内ニ而御座候と断候
得者、用心宿有之筈二候、右之宿可差出旨被申条本
亭より御旅方へ申出、役人より御供御用人市来次郎
左衛門へ申出候得共、手前より何分と難申付候間、
直二御家老衆へ可申上由ニて御旅方役人橋口善兵衛（兼珍）

より其段島津帯刀江申出候処に案しも不被成、今晚
雨天ニて先宿へ通り候儀難儀ニ而左様二可被仰候、
用心宿とても無之、二条御番杯御止被成候様成宿ハ
無之筈に候間、番頭伊勢兵部宿御馳走二明渡可進由
家老島津帯刀より申候由可達候、左候ハ、大形止
宿者成間敷由其通り申達候処ニ、則立被申其段帯刀
へ申出候得者、止宿ニて候ハ、道中御奉行へ於江戸
二可致沙汰と存候由被申、帯刀頓智と其時分沙汰為
在之と、善兵衛瓢（隠カ）陰と言し時のはなしなり、

一 寛陽院様島津玄蕃所へ 御入之時、御庖丁人ハ竹之
内助市なり、御入之御刻限少し前二御機嫌何に出仕
有て被帰候時、殿様御帰りと申を殿様御入と聞あや
まり、御入之時 御前へ被差上候品、切調有之候を
なべニ打込ミ申候所ニ玄蕃帰りなり、其時助市大ニ
腹立し、殿と言人一人一人ならて外になき筈なり、
夫を殿と言せて差置る、故、ケ様なる事も出来るな
り、只今御入も有るべけれハ、右間二合せ候様切調
方成まし、ケやう成馬鹿家中ニて庖丁せん事助市ハ

成らしとて、刀を取て立帰る、詰合之衆しきりに留れとも不聞入、既ニ門外ニ出ける時玄蕃はたしニ而走付、其方被申処尤なり、以後殿とはいはせましと断給ひ、漸く立帰り事済けるとぞ、

一 亀姫（近衛家久筥）発東都經過駿河国宇津山時、取薦持至京師、其

後関白基瀬公・左大臣家瀬公・大納言家久公入御龜

姫之第以薦備三公之御覽、基瀬公大感賞龜姫之芳志、

詠歌（和歌力）和一首、

植てこし情ならずハ宇津の山

みやこにかゝる葛葉やハみむ

一 宝永三年之秋大納言家久公見大姉生前所愛之宇津山

葛詠和歌一首、

色つきぬ涙のミさへこの秋は

かゝる葛葉もむかししのへと

蒐輯錄

仰渡二之卷

(表紙)



式拾三之冊 式拾六之冊

右都合五冊、嘉永三庚戌三月ヨリ不足ス

菟輯録 二之卷

名越(破損)

弘化(五カ)年戊申正月(改元有之)ヨリ嘉永元(破損)年(破損)ヨリ

容貌之儀者身分ニ応シ夫々年背相当ニ髪月代・衣紋(其カ)正敷毎朝未明ニ相仕廻、(ハカ)上(其カ)結之儀も手髪ニ而無

之候得ハ、於訊(ハカ)差支も可有之候付万端心掛、急速

之御用何ニ而も相勤候様、且者身分違(江カ)不紛様可相

嗜之所、近来士分之者共鬢形小ク又鬢形相応有之候

而も結様不(頓カ)着之向も有之、第一士者内心ニ強

(男を含ミカ)容貌等乙名敷律儀相守候社当然ニ(而候カ)所甚

以心得違之儀ニ而就中月代(中制迄カ)剃通、つかなしニ

て甲冑解髪(相成候節之カ)弁も無之(別而カ)不嗜之事(二候且古来者カ)

本結製作等(茂カ)家内之者共至(極相清カ)武運を祈致

製作もの候由候所、近来(者右之カ)古風も薄相成旁士道

之嗜無之、尤、衣(服之儀もカ)質素節儉之 御趣意ニ基

キ成程(致脆服カ)候儀ハ勿論之事情所、問ニ者不頓着之(トシテキ)

為(体ニ而カ)罷居候者も有之、僂暴輕薄を強勇候様心得

菟輯録 二之卷

仰渡

嘉永元年九月迄

菟輯録壹之冊 九之冊 拾九(之冊カ)

違候習俗以之外成儀二候、乍然容貌外見を飾江戶外方之風儀等二見習美麗過候様成立候而者、却而身分違二も紛敷

御趣意二も相戻事候付、容貌言語共身分相応ニ於何国茂不失御国風様心掛候儀題目二候、(右者力)此節 笑左衛門殿并二階堂志津馬江被為在(行徳)

御沙汰、奥向之面々より容貌御取直有之、諸士年(若力)用立候様と之格別深 御思召(之程力)奉承知、何其恐入難有

御趣意不容易御事候条、一統奉感(服年若力)之者共者父兄・親類共より片時も無油断(破損)致教育、屹と御趣意通立直候様無之候而者我々共二至り無申分事候間、小与中人(別力)召出不洩様申渡候上、銘々御請之届可申出事、

一若年之者共腰ニ手拭提間敷との儀者以前より度々被仰渡、先達而委曲申渡通ニ而自取違者無之筈候得共、尚又屹と可相守、乍此上取違之者ハ身分違之者へ可

相紛候間、能々勘弁可有之候、且晴天ニ木履用間敷との趣(も力)追々被仰渡事候所、未間二ハ心得違之者有之哉二相見得、士以上之者ハ上下(尊卑力)之弁も有之御制度ニ背候儀ハ有之間(敷力)事候所、身分不似合別而不乙名(敷候間向力)後屹と仰渡候御趣意ニ基キ万端取違有之(間力)敷候、(乍此上力)不守之者ハ可及迷惑候、此旨小与中(江力)可申渡事、

正月十三日

一諸人出米総之儀、去ル丑年以来嚴重申渡趣(茂力)有之候付、等閑ニ相心得候儀者無之筈候所、(限日力)差掛候而も総不相遂、高奉行より度々受催促候上乍漸総相遂候習俗不埒至極之事候、以来者高奉行より催促者有之間敷候条、精(々力)差急限日不差掛内可相遂候、勿論限月相過候者御法通高御取揚可被仰付候条、追々被仰渡置候御趣意厚奉汲受、聊等閑有之間敷、此旨向々江不洩様致通達候、

弘化戊申
正月八日

(島津久重)
豊後
(調所広郷)
笑左衛門

一 現地被下置候一所持式拾壹家之面々余人名前高永代

買取置年々取納被致来候高たりとも、此節者高直不被成御免候、乍然現^(地方)□式千石以下之向者永代被買取

置候高者、式千石限りハ高直可被成御免候、現一所持之^(儀者方)□家来等へも夫々配当被申付置、夫丈ケハ郷

□^(高間方)前之訳ニ付右通可被仰付候、

一 余人より付高受合居自分名前直居候高^(たり方)□とも、自

高二被致候儀ハ一切不相成候、且又自分名前之高一

且余人江被壳渡置候株茂、現高式千石以上二而候ハ、

被受返候儀遠慮可有之候、式千石以下之向ハ式千石

限ハ被受返^(候儀方)□可被成御免候、

但、式千石以上之^(向方)□茂一所高余人江被壳渡置候株

者、自分名前之外高者繰替いたし度向ハ可被願出

候、

□^(一現方)地被下置候一所持より寄合・寄合並^(迄方)□右^(之面々方)□余

人名前高永代被買取置、年々取納被致来高たりとも

此節高直不被成御免候、乍然現^(地方)□千石以下之向者永

代被買取置候高者千石^(限者方)□高直御免可被成候、

一 余人より付高受合居自分名前二直居候高たりとも、

自分高二被致候儀不相成候、且又自分名前之高一旦

余人江被壳渡置候株も現高^(千石方)□石以上二候ハ、被受返候儀遠慮可有之候、□^(千石方)以下之向者千石限りハ被受

返候儀御^(免方)□被成候、

右者、此節給地高御改正中右之通被仰^(付方)□候間、此

旨向々江不洩様早々可致通達候、

但、御改正中散高被買入候儀ハ先達而申渡通二

候、

弘化申

正月九日

豊後

笑左衛門

一 寺社方并御廐・宗門方江高差上拜借之面々、上納不

相調候者右高御取揚可相成候間、精々高^(申下ケ方)□候様

可被取計候、此旨可承向江可申渡候、

弘化申

正月

豊後

笑左衛門

一 此節給地高御改正二付、取納高現事之形行銘々差出

取揃二相成候所、是迄金銀銭借付利銭之方二高相請

取置、右所務米者本高主方江百姓致取納候上相對ニ米相請取、又者互ニ相談ニ而年ニ応米価候代金相請取候仕向之者ハ百姓直取納不致迎、此節之差出不書載面々有之哉ニ相聞得、御改正之

御趣意ニ相戻差支相成^(候力)付、百^(姓直力)取納不^(致候而力)茂

最初利錢之方ニ高取納^(米を以致力)引結び候者ハ、当月

中無間違可書出候、此旨向々^(江力)不洩様、早々可致通

達候、

正月

豊後

笑左衛門

一 諸人別立願又者其身御咎目内高直御免無之筈之者隱

居家督願申出候類も有之、給地高御改正ニ付而ハ致

混雜候付、御改正中者差扣右願申出候共右之趣申聞、

願書可被差返候、此旨向々支配頭江可申渡候、

正月十日

豊後

笑左衛門

一 若年寄

川上東馬

右之通、^(御名代殿、本之ま)島津又四郎殿ニ而被

仰付、御役料高三百石被下置、席順喜入多門上可罷

在候、

一 寺社奉行勤

島津主殿

右、当御役ニ而右之通被 仰付、席順是迄之通被

仰付候、

一 大目付

名越右膳

右之通、御役替被 仰付、御役料高式百石被下置、

席順二階堂主計次可罷在候、

右之通、今日被 仰付候、此旨表方江致通達、奥

掛・御勝手方へも可相達候、

正月廿六日

久馬

一 諸芸練熟之上被召^(出候力)家之儀^(者其芸をカ)受次子孫ニ

たり其^(通をカ)以御^(用立候力)様可^(心懸力)若取違芸道取止候者

^(ハカ)本之^(俗生通カ)可^(被仰付旨カ)先年分而被 仰出置^(候力)得共、

^(以來カ)芸^(道家カ)筋之者三代目迄者其芸道を以御用立^(候力)四

代目よりハ其芸道を受次ニ不及、御^(小姓与等衆カ)並之

御奉公可被仰付、尤、右通被仰付候ニ付而者三代目

迄ハ其芸道を以御用立候様只管^(致力)□出精、若家業等閑
ニ而御用不立者者俗生通可被仰付候、

但、三代目之者依願外御奉公相勤居候者其子之代

迄者家業致相統御用立候様、若取違家業不致者ハ
本々俗生通可^(被仰力)□付候、且当分致相統居候者四代

目以後之者ニ而其身一代者家業取止ニ者不及候、
右者、此節別段厚 思召之訊被為在、右之通被仰付

候条、芸道家筋之者ハ一涯出^(精力)□屹と御用立候様可心
掛候、此旨向々江可^(致力)□通達候、

正月廿六日 笑左衛門

一芸道家筋之儀、四代目より者其芸道受次不及と之趣
者別段被仰渡通ニ候得共、御船手付并諸与力格之儀
ハ別段ニ候間、是迄通相心得候様向々支配頭江可申
渡候、

正月廿六日 笑左衛門

一諸人持高内々買取余人江名前迄相頼置致取納来候者
共、此節自高二相直シ候儀難^(計力)□向者右名前相直置候

者も壳渡^(候力)□儀者不相成候条、余人江高直願出候様
向々江早^(今可力)□□致通達候、

正月廿二日 豊後

笑左衛門

一給地高御改正ニ付諸人持高増減等茂可有之、其^(破損)□御
用見合相成候付、右之通一御役場人数一紙ニ而可被

差出候、

一御役名

一御役料

一持高

内、何石上地高有無

一御切米等被下置候向者其通

一御役又者御役替被仰付候年之月日

一右之年何歳

一居所

何之何かし

右之通、当月十五日限無間違御用部屋可被申出候、
以上、

但、掛持御役入之方者本御役場より可被相達候、

申二月四日

吉利仲

御納戸奉行物頭

外々御役名略ス、

御座候、

外二

高頭何程

内、何之何某名前

一何程

右者、未秋何之何某方江取納仕、何之何某より買

入申候、

但、何ケ条有之候而茂都而右之通可^(破損)

右、成行給地御改正以後新規買入候株ニ御座候、

惣合高何程

右之通、御用見合相成候付可申出旨^(破損)仰渡趣承知

仕如此御座候、以上、

申月日

身分肩書
何之何某

出候、

二月

豊^(後力)
笑^(左衛門力)

違差出候様向々支配^(頭江方)可申渡候、

但、無高并新規買入^(高力)不致者ハ^(成行書付力)を以可申

面ニ仕立、向々支配頭^(前二而力)取揃、来ル十日限無間

此節給地高御改正ニ付、小番・新番・御小姓組・諸

与与力是迄致取納来候現高石数并御改正被仰渡候、

以後新規買入高石数別紙案文ニ応シケ条取しらへ帳

面ニ仕立、向々支配頭^(前二而力)

違差出候様向々支配^(頭江方)

但、無高并新規買入^(高力)不致者ハ^(成行書付力)を以可申

二月

豊^(後力)
笑^(左衛門力)

覚

一無高

一高頭何程

右彦行、以前より余人名前高之内買取^(破損)是迄取納

仕来候付、此節初而高持成御免之上高直奉願含ニ

覚

一高頭何程

内、何程

右彦行、私名前前高ニ而内書^(破損)給地御改正以後

高直被仰付株^(二御座候力)

□高頭何程^(二力)

右老行、右名^(前高力)□□二而^(破損)取納^(破損)□□

但、名前高之内余人^(破損)□□除之、

一高頭何程

右老行、余人名前高二而是迄^(取納力)□□仕^(来候付力)此節高

直奉願合御座候、

合高頭何程

外二高頭何程

内、何之何某名前

一何程

右者、未秋何之何某方江取納仕、其^(破損)□□何之何某よ

り買入申候、

但、何ヶ条有之候而も都而右之通^(破損)□□相認候、

右何行、給地御改正以後新規買入株二御座候、

惣合高何程

右之通、御用見合相成候付可申出旨^(被力)□□仰渡趣承知

仕、如此御座候、以上、

申月日

身分肩書
何某何某印

本行之儀ハ此節高直相濟候上ハ認之振二候、

本行以下之儀ハ高直等相濟有之認振二候、

一給地高之儀者全体御高之内を給^(地力)□□江被差^(分力)□□置、御国

役御軍賦之根本二候得者、別^(前重キ)□□品二候所一統士

風相^(衰力)□□へ自己之者之^(田記雜録には「自己之物之様」とあり)候様成立、甚以^(取違力)□□之事^(候力)

段^(者違々被力)□□申渡置候通二候、然^(勉力)□□家富^(之力)□□面々^(是迄兼力)

併之高一時ニ売払直段致下落^(候全力)□□仕合二致、法外下

料之直成を以^(買入力)□□又々連々高直ニ売渡置候、高主^(下)

□□も同^(然力)□□之応対いたし、或者重代之武器迄茂致^(詰却力)□□

高相求候振合ニ成立、太切成御高之訳弁へ無之筋二

相当候趣共被

聞召上、土風ニも相拘^(り力)□□甚如何之事候得共、此節ハ

別段^(不脱力)被遊

御沙汰候付致吟味、相当之直成を以御高之訳相立候

様可被取計旨御内沙汰被^(為力)□□在、誠ニ以奉恐入次第二

候、依之旧^(冬力)□□十一月十五日御改正被 仰出候以後売

□□いたし候分ハ、壹石付銭貳拾貫文二而増^(可力)□□致引結、

若直成二而増代銭相渡候儀^(者不力)□□相納者ハ入付置候代

銭丈之石数可請取候儀ハ其通二而、来月十日限迄と

致引結、其日限り残り石数等帳面ニ相認、本主買主^(高脱力)

双方より届可申出候、左候ハ、追而何分可申渡候
間其内右高壳払候儀差留候、此旨向々江不洩様早々
可致通達候、

二月晦日

豊後

笑左衛門

一 諸組与力之内、諸郷へ致居住候者共
免^(破損)之御奉公相^(破損)住^(破損)持成不成御

高迄高持成被成御免候、

三月

豊後

笑左衛門

島津周防殿

右者、別段

思召之御訊被為 在、三日又者五日越等二一往御家

老座江出席有之、其節御家老中より御用向御相談申

上候者御聞届、且又見聞之成行も品ニ寄候而者可達

貴聞旨今日 御直ニ被 仰付候、

四月二日

笑左衛門

島津周防殿

右者、此度御家老座江出席仰付候付、座席御城代上
江被罷在候様被仰付候、

一年頭・八朔其外節旬日・朔望・廿八日、或屹と立候

御祝儀事等之節者可為家格之^(通)候、

但、其節々御礼済者居残、御家老座并御軍役方へ

も出席可有之候、

一 御領国中江連判ニ而申渡事并近国等江書通之加判ニ

不及候、

一 御家老申渡事等之節者出席^(二不)及候、

一 平日出勤之節ハ中之口より罷上、退出^(其通ニ而御目カ)茂

付出迎ニ不及表^(坊主先カ)立^(二而御付御小納戸格等カ)中之

口より御家^(老座入口迄付添退出茂カ)同断、

一 御名代勤并火消被成御免候、

一 御用無之節ハ八前ニ而も退出又出仕^(茂カ)四過ニ而も不

苦候、

四月十二日

笑左衛門

一 嘉永

右之通、年号被相改候旨先月十五日於江戸被仰渡

候段申来候間奉得其意、先月十五日より諸書付等

茂嘉永と可相改候、表方御役人并無格之面々江も

申(渡力)組中支配中へも可申渡旨可申渡者也、

四月十八日

御家老座印

島津周防殿

一
右者、別段

思召之御訳被為 在、三日又者五日越等(二力)一往御家

老座へ出席有之、其節御家老中より御用向御相談申

上候者御聞届、是又見聞之成行茂品ニ寄候而者可被

達

貴聞旨 御直ニ被 仰付候、依之御役人之面々周防

殿御宅江不残御祝儀罷越候様向々江可申渡候、

四月

笑左衛門

二階堂(破損)

大目付江御(破損)

付御(破損)席

一 御礼席大目付之通(破損)被(破損)出候、

一 評定所詰等御側役席江被勤扣所茂同断、

一 用達被召付候、

一 大奥并江戸・京都江伺御機嫌等之儀大目付之通、

一 日勤乗物・供廻等大目付之通、

一 出火之節出役御側役之通、

四月

笑左衛門

一 二階堂志津馬

右者、大目付へ御役替、勤方は迄之通被

仰付候付而者、

御殿内上り日等之儀、江戸・御国許共右(破損)同様相

心得、先立之儀御家老之通(被力)仰付候条申渡、可承向

へも可申渡候、

四月

笑左衛門

一 二階堂志津馬

右者、此節大目付江御役替被仰付候付、家格寄合被

仰付候、左候而、家筋連名之次第調所笑左衛門殿次

被仰付候、此旨表方(江カ)致通達、奥掛・御勝手方へも
可相達候、

四月廿二日

久馬

二階堂志津馬

(破損)当秋(破損)
(破損)候之条向(破損)江(破損)

四月廿二日

笑左衛門

一大目付

一御役料高式百石

一勤方は迄之通

右者、未年功者無之候得共、別段

思召之訳被為

在、右之通御役替被仰付、御役料高被下、席順之儀

八名越石膳次罷居(破損)御改革二付、御前御用透々

二者(破損)大坂等へ被差出候付而者、他所心対(破損)御銀

主等会釈向旁及入価候(破損)御年限中三拾(破損)賄料被

下置候、

二階堂志津(馬カ)
右者、大目付江御役替被仰付候得共、
公辺他所向へ相掛候儀ハ若年(破損)相唱候様被仰付候、

四月廿二日

笑左衛門

一給地高御改正二付、余人より名寄帳相請取置取納米

不相請取者、又者無故余人(名カ)寄帳致格護置者共、当

正月中御(勘定カ)所江差出候様申渡置候所、(未カ)差出者

(有之裁カ)二相聞(得カ)御相成御(軍賦ニカ)付、別而

及(差支甚以不束之至候依之右カ)之通名(寄帳有無之訳カ)来

(廿日限無間違カ)可申出候、幼少又者(旅行等カ)之者(八カ)親類

(共よりカ)屹と可致糺方候、乍此上万一等閑罷(居カ)者ハ右

高名寄帳共都而御取揚(申付候カ)此旨向々江不洩様早々

可致通達候、

五月十二日

笑左衛門

一此節給地高御改正付高直之儀追々(申渡カ)通候、右付当

秋より出米上(納カ)之儀(持高ニカ)応し何石丈何方何村何門

よりいたし度趣帳面二相認、来月十五日限(高脱カ)二奉行所

へ無間違可申出候、

□是迄高買入候(一カ)ハ高主方より(節カ)取納候儀致

問合候得共、此方(來カ)へ來月十五日限帳面(節者郡奉行カ)

二相認無可申出候、左候而、所々へ者郡奉行よ

り可申(越候カ)

一諸人高直之願申出御免之節(若以來者高カ)奉行より郡奉

行江時々問合、郡奉行何某方江致取納候様(より当秋カ)

所役々江申被仰付候条無間違取計、高主より(越候様カ)

問合迄二而者取納米持越間敷旨郡奉行より所(高カ)

役々江可申渡候、

五月

笑左衛門

一御軍師

右者、思召之訊被為在右御役場(一カ記一帳より補)此節御引取

被仰付候条此旨向々江可致通達候、(一カ記一帳より補)

五月廿二日

笑左衛門

一宗門方掛

一唐船方掛

右者、是迄異国船掛二而致取扱来御引取二付(候へ共カ)

以来御家老座二而取扱被仰付候条、此旨向々江

可致通達

五月廿二日

笑左衛門

一御軍役方

者先達而(右カ)国船掛之(霧ノ間次ノ間へ被召建候へ共異カ)

跡奉行御軍賦役之唐(ハ是迄カ)

船改振合通、書役之儀ハ異国船掛書役振合通相心得

候様被仰付候条、可承向渡候、(々へ可申カ)

五月廿二日

笑左衛門

一異国船掛

右者、思召之為在右御(役場此節御引取被仰付候条此旨向々)

〔可致通力〕

達候、

五月廿二日

笑左衛門

一 御軍役奉行

一 御役順留守居次席

一 十四人賄〔万記一帳より補〕料△

一 奥支配

一 御軍賦役

一 御目付兼役

一 御役順御目付次席〔万記一帳より補〕△

一 六人賄料

一 奥支配

右之通御役名新規被相建候条、向々江可致〔万記一帳より補〕△通達

候、

五月廿二日

笑左衛門

〔破損〕先般厚思召〔ノカ〕訊被為〔在御軍役カ〕方被召建、其節被

仰出置候通、

御先代様御作法を基本ニ相立〔取調被カ〕仰付、猶又御

下知被為在御〔備立等カ〕追々被相定候付、此節異国船

掛〔御役場カ〕并二拾騎其外御備都而御引取二而、御〔軍カ〕役

向并海岸防禦御手当等〔之儀都テカ〕御軍役方取扱被仰付候条、向々江可〔致カ〕通達候、

五月廿二日

笑左衛門

一 異国船御手当之儀旧冬十月被仰出置候通〔万記一帳より補〕△段々不

連続之廉有之、殊公義御触達〔万記一帳より補〕△之通西洋諸国專

大炮相用戦争〔万記一帳より補〕△之向相替候付厚被遊御深慮御〔万記一帳より補〕△

先代様御作法を基本ニ被相建猶又和漢△之良法を御斟酌之上専大炮等〔万記一帳より補〕被召△加此節御軍賦被相定候

付、異国御引取△二而御軍役方被召建候、右付

而者御作法△之御軍令を以夫々賞罰明白ニ被遊御〔万記一帳より補〕

沙汰候付、一涯忠勤を励心掛宜者屹と△品能被仰

付御趣意ニ戻り御軍令△違犯之輩於有之者可被処

嚴令此△旨御領國中一統江可申渡旨被仰出候〔万記一帳より補〕△

右之通被仰出誠ニ以難有次第二候、右付△而者

先般炮術御流儀被召建追々△被遊御差図、

海岸防禦等致全備△候様と之厚〔万記一帳より補〕

御慮之御事候条、右等之趣も人々難有△謹而奉

承知、一涯相励炮術其外可致精勤△候、此旨向々

〔意カ〕

江不洩様可致通達候、

五月廿二日

笑左衛門

一 御軍役掛

末川近江殿

右之通、掛被 仰付候条、是迄異国船掛之場ニ相心

得発起之事候付、何(偏力)調所笑左衛門殿申談致取扱候

様被 仰付(候此力)旨向々江可致通達候、

五月廿二日

壹岐

異国船掛

方掛(破損)

右之通、掛被仰付置候得共、此節御引(破損)右掛被成御

免候、

一 唐舟方掛

一 宗門方掛

右同人

右之通、掛被仰付候、

五月廿二日

笑左衛門

一

成田正右(衛門力)

村彦兵衛(野力)

湊川源(破損)

小山(破損)

右者、異国舟御手当掛被仰付置候得(共力)被成御免候条

可申渡候、

五月廿二日

笑左衛門

一 此節鷲之間・次之間江熊之画御額(破損)以来熊之間と

相唱候様被仰付候条、此旨可承向々江可申渡候、

五月廿九日

石見

一 花倉御茶屋之儀御手許計を以(破損)被仰付御成就相成

候付、以来御修甫向等之儀者礮御茶屋同様表計被(仰力)

付(候条力)可承向江可申渡候、

但、御囲外廻掃除方等之儀も礮御(茶屋力)同様被仰付

候、

六月

笑左衛門

〔白九〕帆之異国船洋中相見〔得候ハ、早速力〕御城下江可致注

進候、其所へ渡来候〔ハカ〕郷士年寄・組頭之間、私領之

儀〔ハ役力〕人組頭両三人差越、何方之船二而〔渡来力〕候訳并

乗組之人数、食物・薪水之有無致問尋、私底之品望

出候ハ、相〔必ニ相力〕与へ置、形行早々御軍役奉行御

〔軍賦役江カ〕届可申越候、左候而、郷士家中之儀者出〔陣力〕

之及用意致在宿居差図ヲ可相〔待候力〕

一異国船より海岸之様子ヲうか、ひ其〔場力〕所人氣を識候

ため坏二鉄炮打掛〔候類力〕有之候共、聊以致勲揺問敷候、

一異国人為致上陸間敷段者、公義〔ヨリカ〕被仰渡置候付、

其通可相心得候、乍然分〔テカ〕無抛筋合有之押而上陸差

留候〔テカ〕者事ニ可及様子ニ候ハ、程能可取計〔ハ勿論力〕

事敗候時宜者至而不容易儀〔故罷忽之カ〕取計有之間敷、

且又異国人之〔儀致敵対力〕候証拠二者白旗ヲ建候習ハシ

候由〔候付力〕白地并木綿類白旗ニ紛敷品不致取扱様堅可

相心得候、勿論、御城〔下御力〕役々下知を請候上可取

計事候得共、若〔哉其内力〕乱妨之始末手ニ難及儀到来候

〔ハ、カ〕聊未練之振舞有之間敷候、

〔御領力〕内諸郷〔之儀ハ御城下之藩屏ニテ就力〕中境目郷之

〔儀ハ鎮衛第一ノ事候条方一カ〕近国江異国舟渡来又者異

変到〔米之カ〕聞得も候ハ、則刻其段御軍役奉行・御軍

賦役江届可申越候、左候而騷働之〔様子力〕能々聞追々可

致注進、時宜次第〔早カ〕速御人数被差出候儀も可有之候

条、惣人数之儀者出陣之用意ニ而致在宿差図〔可相待候力〕

一境目并海岸江不相拘諸郷之儀も前条同断之節者为控

兵可被差遣〔破損〕致其用意筈、則出陣之致格護差図

〔破損〕可相待候、

一御領内海岸江異国船致到来候儀有之候ハ、他国へ

も相聞得為聞合〔破損聽カ〕替穩蜜之者可入来も難計候付、諸

〔破損〕御関所者勿論、辺路并海岸之場所其心得を以旅人

改方可入念〔破損〕者も候者、其所へハ留置〔無之カ〕番

人相〔破損〕則刻御軍役奉行・御軍賦役江可申出候、

一憐国之者共万一徒党を企、御領内〔破損〕乱入乱妨致狼藉

ニおひてハ、手配を定則時二打払、聊未練之振舞有

之間敷候、右者、此節、思召之訳被為在、異国〔船力〕掛

御役場御引取ニ而御軍〔役力〕方〔被召建力〕御軍備〔密相定候付海岸防禦力〕

御手当等之儀、追〔テ委細可被仰渡候得共力〕夫

迄之内右之通相心得(御城下江注進力) 旁聊無手拔可取計

候、若違背(之力) 族屹(之力) 可及沙汰候条、一統被仰渡候趣

堅可相守候、此旨諸郷へ申渡、向々へも可致通達候、

五月 近江 笑左衛門

一 御軍役方

右者、是迄異国舟掛跡江被相(召直候段力) 申渡置通二而、

此節御修甫相濟候二付、明二日より引移候様被仰付

候条、此旨向々江可申渡候、

六月朔日 近江 笑左衛門

一家柄之面々一所之地并持切在(破損) 祖代依勲功御恩賞

又ハ御統柄(破損) 格別之訳合を以為被下置事候(破損) 到子

孫右様難有 御趣意(破損) 如何程困窮之形行二候共、

右高之儀(を力) 容易二余人江壳弘又者借(銀力) 引(当力) 等被差出

候儀ハ有之間敷事候所、近来段々猥二被致沽却候向

致(破損) 此節給地高御改正二付(破損) 被壳

渡候(破損) 付持切在方(破損) 被仰付

置候得共、格別之(破損) 余人江壳渡又者引当

等被差出候上(破損) 節限由緒之次第も無詮罷成候訳合

(二力) 而、諸郷由緒等申出候而者別而自由ケ間敷儀二候

間、向後者借銀利銭等之方二内々持高所務米差遣候

儀者無之(候力) 得共、万一拝借引当等差上置、以後(破損) 由

緒被申立御法之增高相加、別高繰替之願被申出候共、

一切御取揚不(破損) 座候旨向々江不洩様可致通達候、

五月 近江 笑左衛門

一 御軍役方御

御家老座



御軍役方御家老座御座印、別紙之通候条、向々江致

通達、諸郷へも可申渡(候力)

六月 近江 笑左衛門

笑左衛門

一

奥御小姓

四人

右者、

思召之訳被為在

〔(破損)〕来御近習

〔(破損)〕以〔(破損)〕御近習

〔(破損)〕相勤候様被仰〔(破損)〕条〔(破損)〕

六月

笑左衛門

一 御城下・諸郷・私領共、此節

御先代様御備組を以惣鉄炮二被仰付候、御軍役相勤

候面々、其通奉承知鉄炮〔(破損)〕用意候、左候而当分之通、

玉目好次第不同有之候而者、玉葉御渡方別而致混〔(雑力)〕

事候間、以来軍役箇者四匁五匁〔(破損)〕八匁拾匁に限被

仰付候付、新筒鉄炮〔(破損)〕勿論、持合之筒茂右玉目二

合〔(破損)〕可被勤候、左候而、私領之儀者玉葉等領主よ

り可被相渡事候条、不及混雑〔(様力)〕可被致手当置候、此

旨表方へ致通達、奥掛・御勝手方へ相達、諸郷・私

領へも〔(可申渡候力)〕

但、弓・鎗・長刀之間、得道具持〔(破損)〕其段願

出候者、吟味之上何分可〔(破損)〕乍然惣鉄炮之事

候付、右得道具持出共、鉄炮之儀ハ可被致用意

儀〔(破損)〕

六月

近江

笑左衛門

一 高千石之御軍賦

一 乗馬

一 中間

一 馬印

一 同持

一 旗

一 旗指

一 甲持

一 用具箱

一 同持夫

一 具足箱

一 同持夫

二疋

〔(四人力)〕

〔(一本力)〕

二人

一本

一人

一人

二荷

二人

一荷

一人

△

△(島津藩公史料より補)

一家来 七人

一手鎗 一本

一同持 一人

一弓台 一肩

一同持 一人

合上下二拾一人、陣中(三カ)拾日自飯米

一 高五百石之御軍賦

一乘馬 一疋

一中間 二人

一馬印 一本

一同持 一人

一旗持 (一人カ)

一用具箱 一荷

一同持 一人

一家来 四人

一手鎗 一本

一同持 一人

合上下拾一人、陣中三拾日自飯米

寄合以上之儀者大身分と相唱(別字重キカ) 家格之事候付、

寄合者高千(石カ) 寄合並者高五百石之御軍賦ニ被定置、

分地別立等其通被仰付事(二候カ) 殊ニ地頭職被仰付置候

面々者、地頭所人数召列、一方之大將茂可被仰付身

柄ニ候得共、兼而其心得を以万端心掛律儀相嗜、隊

下之諸士致信服候様無之候而者不相叶、勿論軍務之

儀者一日之費(用カ) 茂莫太ニ相及、從古来之御作法通、

(右面カ) 面者自飯之兵糧・用金等致用(意置カ) 第一家来等急

変之節不事欠(様致カ) 扶持、武具一切用具可相備置事(候処カ)

(每カ) 先年より(渡カ) 度被仰置候(通大身カ) 中之風俗一体(相袈へ)

(左様之心掛無之カ) 適弓馬鉄炮等(取カ) 扱(候テモ実場之心付カ)

無之、平常出入之者共も過半(其カ) 身(之カ) 存慮ニ随ひ候

者勝相集、専勝負事(取企カ) 及大酒或遊芸等耽ひ、質

素節(儉之カ) 取締無之候故、連々所帯方及(衰微ニカ) 家格之

御奉公難相勤様成立、先祖(之カ) 以功勞被下置候持高、

又者一所同前之地迄も追々致沽却、領内家来・百

姓・浦人等へ臨時之出銀等申付候時宜ニも相及、古

来致撫育候恩顧之家来迄も無抛相離、いづれも別而

恥辱之事候(処カ) 是以心付も無之哉ニ相聞得、段々無

高・少高之面々有之、至而不埒之事二候、乍然御軍役二付而者、家格相当不被仰付候而不叶事二而、寄合之儀者高千石、寄合並者五百石之御軍賦、別冊之通二候条、弥御賦通相勤候儀可相整哉、何分可申出旨被仰出候(条力)来ル廿五日限何分被申出候様可(申渡力)候、

六月

近江

笑左衛門

此節造士館御囲内江神農堂并医(学院力)御引直二付、右相(济力)迄之(間隔力)日講(釈可相止旨力)被仰渡候事、

一此節給地高御改正二付、当秋より出来(上納力)之儀持高

二応し、何石丈何方何村何門致上納度趣、帳面二相認申出候様と之趣者先達而申渡通二候、然処御改正以後、高(破損)入無之候とも、出来書出不致候而者及混(雜力)候付、来ル十日限帳面二相認、高奉行所へ無間違可申出候、此旨向々江可致通達候、

七月

笑左衛門

一此節造士館御囲内江神農堂并医学院御引直付、右相

濟迄之間、隔日講釈可相止旨被仰渡置候得共、明五日より講釈有之候間、各被得其意、此書付刻付候ハ、致通達、留より近江方江返納可有之候、以上、

七月十四日

一大小身共、夫々之分限二応し勘弁を加へ質素・節儉を用ひ、就中小身・小録之者ハ程々之心得を以致省略候得者格別及困窮候儀者無之候筈之所、段々難渋二成立(万記一帳より補)心付△向々訴訟勤場之内意等申出候者不少、且極々差迫候者御救等願出、又者親類縁者之以助力取統、極老長病等之者ハ其通二も可有之候得共、御心付御救(万記一帳より補)又者△助力二逢候儀ハ別而恥辱△之儀△二可△存候△処△左様之心掛も無之様△二難渋△を△申立△始終致愁訴、別而不埒之至二候、右者△専不勘より起候儀二而困窮之廉品々可相替事二者候得共、畢竟平日酒食之費過分二相及、(万記一帳より補)又者△親類・懇意・同役等餞別其外祝事等二名付、毎度集会及泥酔、士之礼儀取失候儀、全酒席之勝負事等より看々酒量を取忘候趣二相聞得候間、向後無益之集

会一切差留候、譬無拋祝事たりとも勝負事等堅令禁

止候条、折角質素節〔万記一帳より補〕儉△を相守、屹と風俗相改、

御軍役等無滞相勤候様可心掛候、乍此上、禁止を相

背候者ハ屹と被及 御沙汰、勤方有之者ハ無用捨役

儀可被差免候、且向後何様申立候共、御心付・御救

等被仰付間敷候条可申渡被仰出候、右之通被仰出、

誠二以難有御趣意之御事候条、人々厚〔万記一帳より補〕奉△汲受被

仰渡之趣堅可相守候、見〔万記一帳より補〕聞をも△掛置候付、乍此

上不守之者ハ屹と可及迷惑候、此旨向々江不洩様可

申渡候、

七月

壹岐

〔万記一帳より補〕
石見△

近江

笑左衛門

一 御流儀示現流、右之東郷肥前重位事、示現流劍術相

伝、是迄致連続〔居候力〕□所、

宰相様多年被遊御信仰、此度東〔郷力〕□藤兵衛より

御相伝申上、御伝書等都而差上候二付、

思召之訊被為在、以来右之通相唱候様被仰付候条、

此旨東郷藤兵衛江申渡、可承向々江も可申渡候、

七月

近江

一 今度御軍役御手当・武器等用申候旁次第被仰渡候二

付而者向々製作之品柄、何篇実用二基可調之外見ヲ

飾り美麗之品相用間敷候、就中諸郷之儀ハ殊更質素

二心掛、陣羽織類、分限不相応結構之品相調間敷候、

其段心得違無之様表方へ致通〔達力〕□輿掛・御勝手方へも

可相達候、

八月

近江

御軍役人数賦之次第

一 御先代様方御作□を基本二相〔立力〕□尚又用捨致〔斟酌左之力〕□

通〔被仰付候力〕□知行高百石二付従〔卒式力〕□人主〔従三人力〕□之出役

被仰付候、

一 知行高百石ニ余り壹人前不相成端□〔高昇力〕壹人前不引足

小高之分者被屯之、小高無高之諸士へ配当出役被仰

□候、

一 高持病氣幼少等二而其家内より出役不^(相調カ)□者、又者

寺社領高之儀ハ右同断、小^(高カ)□無高之諸士配当被仰付候、

一陣中飯米之儀、五拾石以上三拾日、四拾九石より三拾石迄ハ式拾日自飯米被仰付候、式拾以下ハ御物御構被仰付候条、兼而其心得二而可致用意置候、

乗馬・両馬相立候儀、左之通被仰^(付候カ)□

一 寄合並以上無格小番以下一統、高^(頭カ)□式百五拾石より馬壹疋、不断相立置候様被仰付候、左候而、千石より者式疋、^(千カ)□五百石^(者カ)□三疋、万石迄も其賦を以定馬いたし置候様被仰付候、尤、応高頭過分之及疋数候向ハ家中等へ為飼置候^(儀カ)□可為勝手次第候、

但、御役料高茂自高同様被仰付候、

一 御側役以上并地頭所被下置候面々□持高式百五拾石以下二而も^(馬カ)□壹疋ツ、^(定立馬いたし置候様尤御側役以上者カ)

□平日登城之節乗馬^(勝手次第被仰付候カ)

一 江戸京大坂御留主居・御納戸奉行・物頭・御^(使カ)□番之儀者御軍役之節、依時宜一^(隊カ)□之物主等騎馬役可被仰付身柄二候、式百五拾石以下二而も成丈定立馬^(いたしカ)□

□置候様被仰付候、

一 寄合並以上之儀、登

城之節乗馬二而登 城可被及段ハ、安永二年被仰渡置候付、弥其通可被相心得候、

但、御留守居以下之御役ハ、乗馬二而^(登カ)□

城之儀ハ遠慮可有之候、

右之通被仰付候条、人々謹而被承知、兼而質素節儉等追々被仰渡趣^(堅カ)□相守、御軍役無滞相動候儀肝要之事二候、此旨向々江不洩様可^(致カ)□通達^(候カ)□

八月十八日

近江

笑左衛門

御内意之覚

御府内寺院当山を初、南林寺其外処々墳^(破損)□年々相増、其内年数を経、子孫及断絶候も^(破損)□或ハ子孫二至り、遠鏡他所へ引移候茂有之、又^(破損)□子孫所帯困窮二相成候而掃除行届兼^(破損)□候茂不少、兼而諸人歎^(破損)□事御^(座候カ)□拙僧兼而願心之趣有^(破損)□
□恐^(破損)□就者^(破損)□宜場所見合、無縁之各靈同舍惣

靈塔建^(立力)□仕、無縁ニ差極候分ハ旧石塔致撥遺、惣靈^(遣力)
□勸請仕、平等一味之法施其未来際□^(破損)養之修法相
勤候様法式相立置申□^(破損)尤、右無縁惣靈塔之儀ハ
自分失墜□^(破損)建立可仕候間、何卒願之通被仰付□^(破損)
□^(破損)奉存候、此段御申可被下候、以上、

福昌寺

申八月廿日

無參

寺社御奉行所

右被申出趣承届候、諸所印塔全く無縁当墓ハ各靈同
^(舍力)会ニ相祭度趣、無縁相見得□^(破損)申候間、願之通被
仰付度候、左候而、惣靈塔建□^(立力)無縁塔取壞旁之儀ハ、
別紙を以委曲取調申出候付相添、此段申出候、以上、

申九月

寺社奉行

可為申出之通候、

九月

壹岐

別紙願之通御免許於被仰付ハ、有無縁之慥ニ相分り
不申候而者手を難付候間、□^(破損)吟味□^(破損)墓所之儀或者近

年全く無縁と相□^(破損)塵芥ニ埋れ、塔石草ニ巻れ、法号
法名難見分墓多、或ハ棹石崩捨り纒ニ土手のミ存し
候茂多、又ハ程格好不賤相見得□^(な力)から、子孫親類之
參詣絶而無之体見得候墓も過分□^(御座候力)無□^(破損)易ニ
分り兼候付、此段ハ□^(破損)御札□^(破損)成□^(破損)奉願候、
尤、草を払、苔ヲ除、法号俗名相知れ□^(破損)者、法中寺
役ニ申渡、追々取しらへ、形行御申上候、左候而改
葬之始末、又者撥遺之上石片付等之儀是又御吟味被
成下度候、扱於其儀者古今未曾有之御改正□^(破損)涉幽^(破損)
明ニ途普ク及されし大慈大悲不容易御仁政歟と乍恐
奉存候儀ニ御座候間、何卒願之通被仰付被下度奉存
候、以上、

福昌寺

申八月廿日

無參

寺社奉行所

別紙被申出趣承届候、願通於被仰付而者、無縁塔之
儀ハ曹洞宗ニ不限事ニ御座候□^(破損)無參被申出ニ基キ、
諸宗共ニ同様之向被仰付度御座候、無縁惣靈塔建立

諸宗共ニ同様之向被仰付度御座候、無縁惣靈塔建立

又者無縁塔取壊方等之儀、左之通致吟味申出候、

一 惣霊塔之儀ハ諸宗本末共ニ其壇林之^(極カ)所江銘々建立被仰付度候、柄之儀者当座役々為致見分、追而取しらへ申出候様被仰付度候、

一 古墓全く無縁相極り候分ハ取壊可被仰^(付カ)候得共、子

孫諸郷等へ致中宿、又^(ハカ)極困窮ニ而墓取始末届兼候

而荒果候も有之、右之墓取壊被仰付候而者諸人可及

迷^(感カ)且法名俗名不相知^(破損)而已残り

居候茂御座候、^(破損)無^(破損)

一 御府内中手広事ニ而於当座手を付札^(方カ)いたす儀も難

調御座候、依之寄合並以^(下カ)小番・新番・御小姓与・

諸与与力・足輕等并町・浜・寺門前者迄ハ、其支配

頭先祖^(破損)有無之差出取揃、且町・寺門前等へ認^(破損)中

宿者之儀ハ地面支配頭より差出、当十二月限取揃

向々より当座へ差遣候様、尤、差出認振ハ寺社方よ

り支配頭江案文差遣^(破損)候間、案文通一帳ニ相認、

無延引取揃^(破損)被仰渡度候、荒墓所持いたし候者ハ

右月限通、屹と取始抹いたし候様被仰渡^(破損)左様御座

候ハ、来酉正月より当座役^(破損)通諸宗共ニ印塔為致

見分、姓名等相知^(破損)不頓着ニ荒果候墓者、右差出

等取しらへ者^(破損)猶又糺方可為致候、弥無縁塔差極

り候分ハ取壊、惣霊塔江崇方いたし候様被仰付度御

座候、

一 俗名等不相分、井垣等有之、往古重御役ニ^(破損)相勤候

者之墓と相見得候分ハ其儘^(破損)其寺々より取始抹いた

し、香花等手向候^(破損)被仰付度候、

一 無縁塔ニ全く差極り、法名・俗名ニ而も相知^(破損)遺

骨堀脱惣霊塔脇江相埋メ、棹石迄^(破損)候様被仰付

度、其類無之候而者万一幕主^(破損)跡以尋得候ハ、残り

多く^(破損)御座候、若右様之者も有之^(破損)願

之者者其通被仰付度候、

一 無縁塔取壊方等ニ付撥遣入仏供養^(破損)儀者寺法之通

被仰付度候、

一 惣霊塔建立并無縁塔取壊方等ニ^(而カ)過分之入価ニ相及

可申候、自分失給而者難及手筈候得共、自力建立之

願ニ御座候、其通被仰付方ニも可有御座哉、併旧名

^(破損)付方等ニ付而手数も相及申儀ニ^(破損)御吟味次

第被仰付度御座候、

一 惣靈塔建立無縁塔取壊方二付而者急速取しらへ方難

調、不容易儀二御座候、細々吟味為致度御座候間、

寺社方役々之内見合を以、両三人掛申付候様被仰付

〔破損〕尤、福昌寺塔司之内僧柄致吟味、是又〔破損〕三人掛申

付度御座候、右之通申出候間、吟味通於被仰付者、

相洩候儀ハ追々取〔調力〕可申出候、以上、

申九月

寺社奉行

(二〇一頁文書「一御軍役方」に同じ、本文略)

給地高御改正之上、持高〔破損〕御〔破損〕被相定

候二付、夫々不致治〔破損〕事〔破損〕照し、御改正を

暫時之〔破損〕相心得、高〔破損〕余人江頼置、追而自

己之名前二可相直〔破損〕其間高名前預置候儀を申談候

者有〔破損〕相聞得、其通二而者付高同前之儀ハ勿〔破損〕

御軍賦二差支、別而不都合二付、右体之〔破損〕高御取揚

二而、双方共吃と可及迷惑段者申〔渡力〕置通二而、右体

不正之取扱ハ無之筈候得〔共力〕最早御改正相済候筋相心

得〔破損〕追〔破損〕売買之取組いたし候者も有之哉二相

聞得、未給地高御治定相成兼候様ニも有之、旁混雜

ニも相成候間、猥二高売買いたし候儀不相成候、乍

然分而無抛子細有之、高不売払候而難叶向ハ其〔破損〕委

細高奉〔行力〕相付申出候者、吟味之上何分可申渡候、〔破損〕

〔破損〕向々江不洩様可申渡候、

九月

近江

一 御一門方以下一所持・寄合並、又者御側〔役力〕以上、地

頭職被下置候〔破損〕并小番・新番・御小姓与二而式百五

拾石以上致所持候者并〔御力〕留居・御納戸奉行・物頭・

御使番ハ、成丈〔破損〕立高置候様被仰渡置候、且又、

小番〔破損〕少高二而馬立置候者〔破損〕而、当分〔破損〕立

置候馬数御用〔破損〕之訳并毛付、年〔破損〕

〔破損〕晦日限御厩江可被差出〔破損〕認、大身分・〔寄力〕

合並・御側役以上、小番以下式百五拾石〔破損〕可致

定立馬面々之内、未馬不相立人〔破損〕其訳相記、右

同様御厩江可被申出旨、向〔令江力〕不洩様可致通達候、

但、限日後被率入候面々ハ〔破損〕様〔破損〕を以、

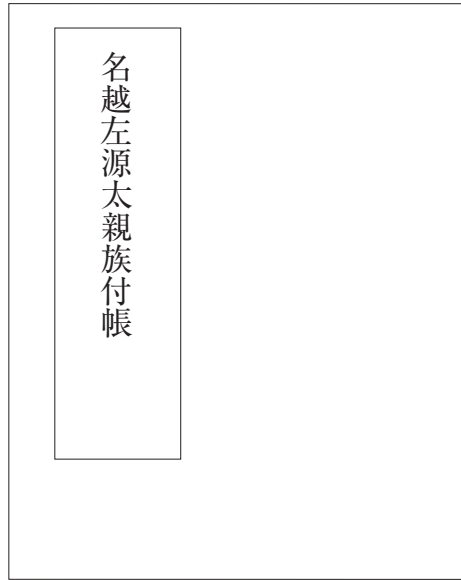
追々御厩江可被申出候、

十月

近江

名越左源太親族付帳

(表紙)



掛印

嘉永三年戊三月廿九日

名越左源太親族付帳

当三拾貳歳

本人 名越左源太
名越右膳嫡子部屋柄

掛印

一祖父祖母

但、無御座候、

一父母

一当年六拾四歳

本人左源太父

名越右膳

一当年四拾六歳

本人同人雜母右右膳

妻

一妻

一当年二拾六歳

本人左源太妻島津登

娘

一子

一当年四歳

本人同人嫡子

名越壯之進

一当年一歳

本人同人二男

名越郷十郎

一当年拾一歳

本人同人

娘

一当年六歳

本人同人

娘

一嫁

但、無御座候、

一孫

但、無御座候、

一兄弟

但、兄無御座候、

一当年二拾九歳

本人左源太弟

町田式部

但、亡町田主馬繼目養子罷成居申候、

一 姉妹

但、妹無御座候、

一 当年三拾八歳

本人左源太

姉

但、二階堂源太夫江致縁与居候、

一 甥姪

一 当年拾二歳

本人左源太姉智一階堂源太夫二男

二階堂安五郎

本人同人姉智同人三男

一 当年拾歳

二階堂安之進

本人同人姉智同人

一 当年五歳

娘

一 伯叔父母

但、無御座候、

一 従弟

本人左源太父右膳実兄
亡町田勘解由

一 当年三拾九歳

娘

但、町田式部養母

本人同人父右膳実兄
亡町田勘解由

一 当年三拾歳

娘

但、島津登養女町田式部妻

本人同人父右膳実弟亡伊藤六郎右衛門
嫡子

一 当年三拾三歳

伊藤善兵衛

本人同人父右膳実弟同人
二男

一 当年式拾七歳

伊藤万次郎

但、別立

一 当年四拾三歳

本人同人父右膳姉智亡川田伊織四男
川田蘇一郎

一 当年五拾歳

本人同人父右膳姉智亡村森織之介
娘

但、島津清太夫江致縁与居候、

本人同人父右膳姉智亡山岡齋三嫡子
隠居

一 当年五拾七歳

山岡自楽

一 智

但、無御座候、

一 舅姑

但、姑無御座候、

一 当年四拾六歳

本人左源太妻之父
島津登

右、左源太親族相糺可差上旨被仰渡候二付如斯御座

候、此外親族忝人茂無御座候、以上、

嘉永三年戊三月廿九日 北郷男吏印

親類
右同
相良典礼印

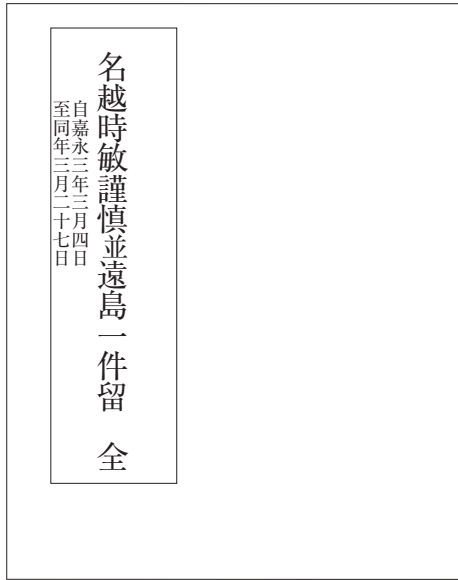
大目付座

御目付衆中

本文ニ付戌三月廿八日月番御目付より用頼御用申来、
同日四ツ時渡辺彦〔太郎カ〕江罷出〔破損〕御目付山口与三左衛
門より案文被相下候、廿九日原田庄太夫より御目付
座〔破損〕見玉佐平次江差出置〔破損〕候、

名越時敏謹慎並遠島一件留全

(表紙)



嘉永三年戊戌三月四日より
慎被仰付其後諸書留

名越左源太

右者、被

聞召通趣有之、何分申渡迄之間慎罷在候様可申渡候、

三月四日

豊後

名越左源太

右者、亡近藤隆左衛門其外致蜜会

御政事向を致誹謗、右之趣

公辺へ相響候様取計候由相聞得候付、右旁委細相札

形行明日書付を以可被申出事、

右、三月五日致承知候、

一 「私共親類名越左源太事」亡近藤隆左衛門其外致

蜜会

御政事向を致誹謗、右之趣

公辺江相響候様取計候由被

聞召、右旁委細相札、形行可申上旨承知仕、左

二申上候、

去年四五月の比二而も御座候半、近藤隆左衛門私宅
へ参、一刻致面会度承候付致面会候処、たんとふ

屋敷致借用度旨承候二付、何も差支無之御越可被成、乍併珍敷事ニ御座候、誰様御同伴之事哉と申候得ハ、山田一郎左衛門・高崎五郎右衛門參答と之事候二付、山田二者同役、高崎二者右松門人ニ而為存者ニ御座候間、私ニも參候而ハ如何有之候哉と申候処、些企之事も有之候得共、差支不申段承申候二付、御企ハ如何之事哉と申候処、当時海老原甚驕慢ニ有之候得共、終ニ御取扱無之、誠ニ以氣之毒ニ候間、

(齊彬)
少將様どふそや被遊

御家督被遊 御取扱候様近藤より申上候含二付、文言旁山田江取直方相頼、高崎ニも御家老座へ罷出候間、何歟相談之賦と承、是ハと相驚候得共、発語承候上不差越候而ハ相成間敷存申候二付、弥私ニも可參旨隆左衛門江致返答候処、夫成直ニ隆左衛門ハ罷帰申候、跡更篤と相考申候得者、何れ之筋御部屋栖様之御身柄ニ而右様之御取計ハ決而難被遊御事と乍恐奉存候、ケ様之儀ニ候得者、第一御父子様御不和ニ被為成候も難計、此儀ニ付而者押而相留候段存意細々書付ニ而差出候所、皆一統尤之

事と承申候、ケ様ニ御差留申候逆何そ口外ハ一切いたし申間敷、御納得可被成旨申置申候処、一郎左衛門より承申候ハ、是を此通ニ被召置而ハ何れ之筋驕慢致増長ハ案中ニ候間、是非何と歟手段ハ有之間敷哉と承申候得共、私ニ者初発より全為存事ニ而無御座候而、為參事猶更何之存意も無之旨申切申候、左候而近藤より又々申候者、一郎左衛門申候通夫成被召置候而ハ、何様驕慢可致増長も難計、是非此節差上申度、左候而差上候書面ハ隆左衛門一人よりと相見得候得共、山田・高崎・私ニ茂相談之趣申上度承、近藤より差上候書面致一見候様承、皆々致一見候二付私ニも致一見候処、弥心外之文言ニ而強而差留申候処、先左様ニ而候ハ、其筋ニいたし置可申逆、隆左衛門即席ニ而私名前切扱申候、依而私其席ニ相加居候時宜合少々不興ニも相考候得共、余事之嘸等ニ相成、夜入共々罷帰申候、尤、外ニ他日取合右類之儀致嘸合候儀も無之、同席江常々罷在候得共、隆左衛門・一郎左衛門より申掛候儀も無御座、私より尋候儀も無御座候」(朱書)段承届申候、此段申上候、以上、

平田正十郎

三月六日

二階堂源太夫

一三月六日今日御裁許掛中村喜太右衛門、源太夫・正十郎兩人より致承知候趣、昨日被仰渡候御書付とハ、今日被差出候書面不致符合と承候事、

一亡近藤隆左衛門疎忽ニ蜜事可致発言誤合無之候事、

委細相糺申上候様承知候段承候事、

(朱書) 戊三月七日

一蜜会相企御政事向を致誹謗、又者書面ニ有之候

名前切除、且前以より為何訳も無之候ニ、亡近

藤隆左衛門疎忽ニ蜜事可致発言誤合無之候ニ付、

旁委相糺申上候様被仰付、右之形行左条ニ申上

候、

去年四五月比ニ而も候哉、近藤隆左衛門私所江差越、

野屋敷差支無之候ハ、借用いたし度段逢相談候ニ付、

差支無之候間可被成御越、乍併珍敷事ニ御座候、誰

そ御同伴有之候哉と相尋候処、山田一郎左衛門・高

崎五郎右衛門之由承候ニ付、御差支誤無之候ハ、

私ニも差越候而ハ如何御座候哉相尋候処、些企之儀

も有之候得共差支不申段承候ニ付、押返し何様之御

企候哉と相尋候得ハ、心外之儀発言承候ニ付、不正

之儀とハ直次存当候得共、篤と致勘考候上差留申含

ニ而、其節ハ程能会釈置、隆左衛門罷帰候後屹と差

留候存慮之程書面ニ相認屋敷之様差越候処、隆左衛

門外兩人事最早致出会居候ニ付、右書付差出、其上

口達を以右之一件分而差留申候、右式之事ニ而最初

より相加り候儀無之、即日出会之場所江右之企差留

ニ差越候儀者有之候得共、何方ニおひて右様相企候

儀全不存段申出候、

一右之形行迄ニ而、外ニ蜜会等取企御政事向致誹謗候

儀一切無之、尤、

公辺江御響合ニ相成候様ニとの儀、何様之手筋ニ而

為取計事共全不存段申出候、

一名前切抜候誤合前文ニ申上候通、以前より右企之儀

共全為存事ニ而無之、其上書面致一見候所心外之儀

共ニ而、勿論前以為何儀も不承候ニ名前書載来候儀

甚以押々之致方、何歟存念有之私を引入候向ニも相

見得、屹と差留候所、左様ニ候ハ、其通いたし置へ

く承候へ共、前条不納得之事故、仮令不用之書付也
とも名前難書載置相除可給旨申聞候処、隆左衛門即
席ニ而切除申候段申出候、

一 隆左衛門屋敷借として差越、疎忽ニ蜜事致發言候誤
合毛頭不存当、勿論兼而同人より何様之儀迎も為承
事無之、右ニ付而者如何様同役ニ而、心安申馴候処
より蜜会ニ引入之含ニ而屋敷借等ニなぞらへ、右様
之儀態と不図為申聞儀ニ而も可有之哉、前により何
も全為存訳合無之候得者、存寄毛頭無之段申出候、
右者、親類名越左源太相糺候処右通申出候間、此
段申上候、以上、

二階堂源太夫

戊三月七日

平田正十郎

右、三月七日御裁許掛中村喜多右衛門・三原喜之
助へ差出候所、右書付大目付衆江遂披露候処、昨
日之書付ニ趣意ハ不相替段承知いたし候、

一 不聞得申分ハ屋敷借り位之事ニ格別太切成事を申者
ニ無之、就而ハ前広相談等不承候而ハ不相聞段致承
知候、

一 格別太切成發言乍承同意ハ不致候得共、書面見届名
前為切除候迄ニ而者どふも申分不相聞得、夫程之事
ニ候ハ、言上ニ而も不申上候而不相成事を、名前
切除候迄ニ而口外ハ不致と迄ニ而ハ同意之姿ニ相見
得、不相聞得と之旨致承知候、

右両様之儀猶又委被相糺、明日申上候様承知いた
し候、何分委御聞通有之事を、各ニも能々被相糺
いつれ無相違様被申上、幾度も御面倒不相成様被
致承知候事、

戊三月八日源太夫・正十郎より差出候書付
一 屋敷借位之事ニ格別太切成事を申者ニ而無之、就而

ハ前広相談等不承候而ハ不相聞得と之段、又々承知
仕趣相糺候処、先日より申上候通前広より右式之席
ニ相加候儀者曾而無御座候故、為何儀も承候事無御
座、隆左衛門疎忽ニ致發言候儀、何様之所存ニ而為
申出シ事も全相分り不申、昨日も申上候通私を引入
ル迄之儀ニ而も候半歎心意難察、此儀ハ何分ニも不
能存慮段承届申候、

一 書面見届名前為切除候迄ニ而、是を打過居候事者初

発よりは非く、差留候含ニ而差越為申事故、屹と存慮之趣相達候所、即座ニ一統尤之段承届候ニ付、言上申上候儀も全氣寄不申、直ニ余事之断ニ相成、夜入皆一緒ニ罷帰候段承届申候、

右者、親類名越左源太相札候処、右之通申出候間、此段申上候、以上、

平田正十郎

戊三月八日

二階源太夫(童脱)

一屋敷へ致持参候書付、三月八日差出候書付へ相添差出候書付之写

今日御出会之儀ニ付而者初発より之人数ニも無之、罷出候而申上候儀別而如何とハ奉存候得共、承候上ハ適々存付有之、ケ様之大事ニ差控居而も却而不本意不忠之至極と存申候間、不顧愚意左条ニ申上候、

今日御企之儀ニ付而者、思召之事とも致承知篤と相考申候所、

少将様御家督之儀共御家老衆中被仰談候上ニ而、

少将様何も御構ひ不被遊

御家督之御事候ハ、何も申分無之儀と奉存候得共、御家老衆方よりハ何とも不被仰上候而、下役より申出候儀ヲ

御部屋栖様ニ而御取用ハ有之間敷候得共、若シ御部屋栖様ニ而色々被遊

御構候様ニとも相聞得候而ハ不可然、他国へも御悪名共落散り申儀も難計、左候得ハ是迄之

御賢名も無ニ相成候筋ニも相当候半哉、若又御国中ニももれ聞得

上様御聞ニ入候儀も有之候ハ、別而如何、第一御父子様之大御不和ニ被為成、御領国中之大騒働却而御企之儀も御取止之方可然奉存候間、此儀者御取止之方ニ押而御進め申上度相考申候、ケ様ニ申上候迎此儀を何ぞ少迎も語り申合ハ夢更無御座候、右差出候所、又々三月八日承知之趣左之通、

御裁許掛中村喜多右衛門・和田八之進

一屋敷借りニ参発言いたし候節ハ、海老原驕慢之次第

嘶いたし、差留候書付二者、

少將様 御家督一件二相見得、左候ハ、発言之節何と歟不承候而ハ不相聞得旨承知いたし候、

一 差留候書付之内ニケ様差留候由、此儀何ぞ少迎も語り申含、夢更無御座候段承有之、言上全氣不相付被申出候儀不相聞得旨承知いたし候、右ニ付而不致言上候儀格別成御役柄も相勤ながら、言上全氣寄不申と之申分不相聞、依而島津内記・相良典礼ハ引合、今一往糺方被仰付候間、委敷相糺其方杯落着不相成所ハ、幾度もかきをかけ被相糺、明日書付を以可被申出候、尤委御聞通有之事候間、幾度も御面働不相成様承知いたし候、

一 三月八日御糺承知之趣御答左之通、

昨日ケ条を以細々形行申上候通、此節之儀ニ付而者是非差留候含ニ而、其段相逢申候所弥尤之儀と即座ニ聞得、最早何も事相濟候ニ付、御届向之儀ハ全氣寄不申段申上候処、格別成儀を乍承氣不相寄とハ申分不相聞得旨分而被仰渡趣猶又左源太江申聞候所、右様承知ニ候而ハ事相濟候而も、右形行御届可申上

候所、跡更行届不申段奉恐入候旨承届申候、先日ヨリ申上候通差留候趣意旁何ぞ相替儀無御座候、此段申上候、以上、

二階堂源太夫

戊三月九日

平田正十郎

相良典礼

右書付戊三月九日差出候所、又々承知之趣

御裁許中村喜太右衛門・和田八之進

口外いたす間敷之所ニ、御方杯こそ一見も無之事候得共、左源太見てをらる事此文面格別太切之書付ニ而、名前切除ハ為被致事二者候得共、夫程之書面乍見御役柄茂乍勤口外致間敷と之処、どふも聞得兼候得共、跡更恐入と有之、先可遂披露候旨、源太夫・正十郎・典礼被致承知候事、

一 昨日致承知候御ケ条之内ニ致発言候節ハ、海老原一件承り御家督一件不承向ニ候得共、是ハ三月六日申上候通承届申候段被申出候処、成程見得てハをり候得とも、少しいミ違と申候、然共是ハ六日差出置候

通源太夫被答置候、

一三月十日豊後殿より被相渡候御書付之写左之通、

名越左源太

右、御役被差免候条可申渡候、

三月十日

豊後

右、稲留数馬御取次ニ而源太夫承知、外ニ口達等無之、

一嘉永三年戊戌三月廿六日八ツ時、月番御用人小笠原

轍殿より、明廿七日期六ツ半時矢五太夫殿宅江左源

太親類兩人、御用之儀有之候付可罷出旨、二階堂源

太夫月番御用人座おひて承知候事、

一同廿七日期六ツ半時、二階堂源太夫・島津内記兩人

右同人宅江罷出候処、物頭桂六郎次郎・三崎正之丞

御徒目付

横目

出席ニ而

左源太事被聞召通趣有之、大島江遠鳥被処候段致承

知候、尤、船本迄右物頭才領して差越候旨御文カへ致

承知罷歸り、五ツ前時分右役々宅江被參候付、同刻

無刀中帶垂加籠より出立ニ而、右物頭并与力兩人同

道ニ而津畑迄被差越、本船江乗付有之、尤、乗船之

上島元迄足輕田中直次・宅間金之丞兩人才領として

被差越候由ニ而、右兩人本船江乗付居候、且船中島

元江不被相列候而者相濟間敷吟味有之、手人川村助

次郎事渡辺彦太郎下人之場ニ而御法之証文等差出、

船中重水主して船間やより筋々江願出御免之上列越

相成、本船之儀廿七日期乘付より廿八日迄滞船ニ而、

同日大鐘時分前之浜出帆之事、

豊後殿より被相渡候御書付之写

大島江

遠鳥

名越左源太

右被

聞召通趣有之、右之通被処遠鳥候、

右之通大目付於宅評定所申渡之格を以親類江申渡、

此節大島下り前之浜出帆、御船大祥丸より放囚人ニ

而差越候条、船本迄者宰領相付本船江乗付候儀共如

例可申渡候、

三月廿七日

豊後

本文同日月番御用人小笠原轍殿より平田正十郎承知之事、

覚

一衣類 一

一手鏡 一本

一上下 一具

一紙入 一

但、印判有

一刀 一本 銘正良

但、縁頭鉄がんき玉縁

鍔鉄透

目貫虎

四部一色合

鞆唐皮

提緒紀州茶

一脇差 一本 無銘

但、縁頭四部一ぶとふりす

目貫四部一色合猩々

鍔鉄透

鞆塗落し

提緒紀州茶

一手札壹枚

右者、親類名越左源太所持品本行之通御座候、以上、

二階堂源太夫

戊三月廿七日

相良典礼

右者、廿七日五ツ時分御立出之砌、直二横目岩下清

之丞・土橋三左衛門兩人跡改して差越候義案内有之、

右之通相認、現物改方有之候筋を以右書付直同人江

差出候、尤、品物之儀者親類兩人預り二而、矢張此

方へ召置候事、

左源太殿事被

聞召通趣有之、今朝大島江遠島被仰付、則本船江乘

付有之候間、此旨私より御しらせ申上候様被申付候、

以上、

戊三月廿七日

名越右膳用頼代
渡辺彦太郎

切封

○重留屋敷

○今和泉屋敷

御役人衆

御役人衆

○島津登様

○二階堂源太夫様

○川田求馬様

○入来院平馬様

○相良典礼様

○北郷男吏様

○山岡相馬様

○倉山作太夫様

○関山糺様

○北郷作左衛門様

○名越彦太夫様

○平田勸負様
(觀力)

○町田監物様

○島津内記様

○島津清太夫様

○町田式部様

○平田正十郎様

○右松十郎太様
奥役御用頼衆

○伊藤善之丞様

○名越斧右衛門様

○河俣仲太夫様

○平野右之丞様

○松岡喜左衛門様

○町田藤八様

○梅田九左衛門様

○加藤権兵衛様

○平田平六様

○竹下仁左衛門様

○安田助左衛門様

○吉川源右衛門様

○森喜右衛門様

○平野林左衛門様

○安田喜藤太様

○武井半之丞様

○平城進右衛門様

○嘉里十兵衛様

○丸田孫左衛門様

名越時敏關係書簡類

〔包紙上書〕
〔父上様〕
〔名越盛風〕

名越左源太

無事

尚々 母上様其外家中へも文も差上不申候間、
よろしき様奉願上候、御類中方へも同断奉願上候、
嘉美行召列申賦二而、中山氏へ表向暇等も申出置
申候、外二亀蘇応二男宍太郎と申者も召列申儀も
可有御座、亀蘇応より私江列登り呉候様申候間、
嘉美行志人ハ召列申度中山氏へ申出置候二付、幾
人も自分よりハ難申出候二付、其方直二中山氏へ
申出、中山氏さへ御免候ハ、大和二而何歟致世話、
拙宅江召置候儀ハ宜受合候段返答仕置申候、中山
氏二も内分晰為申由二而何も不差支段承申候間、
決而宍太郎も召列可申と口組二御座候、山川着之
上之諸手当等吉左衛門より委細二申遣、何歟上都
合と相楽申候、山川迄家来候と申者段々御座候
由、幾人來候とも差支不申候間、久々二家来共江
も早く面会いたし度存居申候間、参り度申候者共
へハ吉左衛門より糺□致□達、幾人二□候様御
達シ被申□私よりも山川着候ハ、則書状差上候様

可仕候、嘉美行・宍太郎も山川より直二召列申含
御座候、年内ハ塩田利兵衛□每々旅亭へも來泊申
候と□方御左右共承申候、

一筆啓上仕候、追々春暖相懼

御両親様倍御機嫌能被遊御座、恐悅御儀奉存上候、
其外家中無事仕合之至御座候、私二も弥元氣無病
相暮居候間、乍憚 御安意被思召上可被下候、何ハ
扱去年七月晦日御赦免之蒙仰誠二以難有次第、どふ
ともこふとも難申上御書付いた、き九拜仕申候、琉
球飛船より被成下候御状八月十三日之暮中山氏より
芝工左衛門へ為持被遣、則祝二焼酎共被下相応二酔
申候、其後追々船々より御状其外過分御品々御下シ
被下誠二難有、何れも無相違打付箱四ツ、其外茶俵
穀類惣而相届申候、私二□一日二而も早く罷登り度
奉存事二御座候得共、早船よりハ諸人□船不相成御
法之由二而汾陽氏二も被登候儀不出来、二番より為
被罷登由中山氏より承、就而者中山氏船より□船可
致承申候、是ハ船又者水主等二至迄能船取調、乗船
二而ながしあかり上順風二出帆之由二而旁可宜存申

候間、其通ニ相究申候、右ニ付〔破損〕新方〔詰カ〕役方差〔破損〕□上
次渡廻島等〔破損〕□有之、何れ爰許出帆五月末六月初ニ而
可有御座、中々私ニも待遠、其御許ニ而も御待遠キ
儀者御同前之御事トハ奉存候得共、能順風ニ罷登可
申候間、御安心思召可被下候、未乗船之船も相究り
不申、去年閏七月ニ者伊膳殿・左近允氏・松岡氏な
どにも参〔申カ〕□五六日振ニ帰申候、十里余相隔り申候難
路ニ而毎々見廻ハ出来不申候、右之送船惣而難帰計
ニ御座候、又去年九月ニ〔破損〕笠利江参、近藤氏見廻申
候而毎日島之者共より招ニ逢、是も十四五日振ニ帰
近藤氏ニも去年霜月被来、三日者滞留、碁打打慰ミ
申候、中山氏ニも別而丁寧ニ而一兩日ツ、毎々参、
何敷島之向共相尋相談共仕事ニ御座候、其外詰役方
皆々丁寧ニ而、何方へも参候事御座候、帰之上者
〔綴カ〕暖々相咄可申坏段々承申候、御赦免之上者、一日も
早く島之地を離れ申度山々相考、年内ハ稠敷待遠御
座候処、年明少々早く日も立候様ニ而、四月初ニ者
船場之様引越申含ニ而最早程も無御座相楽居申候、
吉井氏方より之書状も相届、則間切横目佐休元と申

者へ相頼遣シ申候処、右相届申候、返答も御座候御
序を以吉井氏宿許へも御告被下度吉井氏・近藤氏皆
双方へ十里程相隔、私ニ者島之真中ニ居住仕居申候
得共、皆々元氣之段ハ承居申候、皆御赦免ハ被相楽、
何れもながしあがり登り之筈御座候、岩切清五郎
殿・前田源次郎殿杯ニも参、何れも別而丁寧ニ御座
候、岩切氏ニ者年内者被来、日半暖々と被相嘶、伊
津部方へ被参、帰ニも被立寄、暫相咄被帰申候、又
近々之内ニ者暖々来候様承申候間、何れニ為暇乞伊
集院家迄ハ見廻可申含御座候、左近允氏旅亭迄二日
路之処ニ而、今一度見廻ハ出来兼候半歟と存申候、
伊膳殿へ参申候得者、松岡氏・岩切氏・前田氏杯ニ
者通り路程之所ニ而近日中参申含ニ御座候、伊津部
詰役衆ニも皆一兩度ゾ、者私亭へも被見廻申候、御
赦免之儀承知仕候時分、琉球より登り之飛船汐繫り
仕居、書状中山氏へ相頼、右之船江相頼申候、其砌
迄ハ御赦免之一事迄承知仕居申候ニ付、段々知人出
来居申候間、土産物等遣シ置度御注文之品々も御願
申上置候処、右之船者未出帆不仕由承申候、然る処

其後下り船多艘有之、夫より土産之品々等御下シ被

下候ニ付而最早何も入不申候間、八月比右へ相頼置

申候書状相届申候而も、何も御下シ不被下候而宜御

座候、昨日者年頭為祝儀中山氏へ參申候処、琉球よ

り鯉船之飛船參居候段承、右へ相頼、此書状差上申

候、昨日者重留市兵衛殿へ參申候処、暖々相嘶候様

承、中山氏・橋口氏二も被參、取会申候後者中山氏

へ參泊り申候、昼ハ浅江氏へ參候節、晚ハ暖々来泊

候様承居申候得共、右次第二而參不申候、今日ハ雨

降出帰可世話敷滞在いたし候様承、未中山氏へ居申

候、今三日ハ決而爰許江居可申と存申候、最早近々

罷登事御座候へハ、格別申上候程之事も無御座、着

之上暖々旁積る御嘶可申上と何より以相楽居申事ニ

御座候、依而何も略筆仕、右伺御機嫌御左右申上候

迄如斯ニ御座候、書余奉期拝面之時候、恐惶謹言、

名越左源太

正月十一日

進上

父上様

〔包紙上書〕
名越右膳様

名越左源太

鹿兒島二而
安静

従大島小宿村

〔包紙上書〕
名越右膳様

名越左源太

平易

従大島小宿邑

同案式通之内

尚々母上〔様カ〕□おたね・子ともへもよろしく奉願上候、

御姉様・式部杯へも此節文杯も不差上候間、乍憚

婦之上、御直ニ近々積る御嘶可申上御伝言奉願上

候、

外ニ同案〔カカ〕□以壺通中山氏へ相頼申候、嘉美行・宍

太郎弥召列申賦ニ而御暇等も御免御座候、同船よ

り罷登り可申候、

一筆啓上仕候、追々春暖之御罷成

御而親様倍御機嫌能被遊御座、恐悅御儀奉存上候、

私事も此節御赦免被仰付、誠ニ以難有次第如何様と

も筆紙ニ難尽、夫よりハ別而心面白弥以元氣、猶又

無病相暮申候、乍憚御安心思召可被下候、年内閏七

月被差出候御状八月十三日相届、初而御赦免之御左
 右ハ其時承知仕、暫者夢之様当惑仕候次第(二九)□御座候、
 其後一日ニ而も早く承知之御返事申上度山々存候、
 折柄琉球飛船八月汐繋り仕、直ニ幸中山氏へ相頼差
 上申候へ共、始終出帆之順風無之由ニ而、当正月出
 帆之由、其外ニハ年内ハ登船無御座、当正月又々琉
 球より飛船之鰲船汐繋り御座候而、中山氏方へ一通、
 岩切清五郎殿方へ一通相頼、此船より式通書状差上
 申候、最早各相届為申筈と奉存候、年内ハ過分之御
 品々御差下シ被下、別而難有奉存上候、右飛船便よ
 り御注文申上置候品(者カ)□御座候へ共、被成下候御品々
 ニ而土産用ハ十分ニ御座候間、何も御差下シ不被下
 候而宜御座候、私ニも一日ニ而も早く帰着仕度山々
 存申事ニ御座候得共、早船より遠島人上国不相成御
 規之由承、就而ハ中山氏同船之賦ニ而二番船より罷
 登り可申、然れとも船別而被調、未何船と申儀も相
 決シ不申候得共、近日中ニハ相分り可申候、近藤氏・
 吉井氏杯とも二番船より之賦御座候、私ニハはや鍋
 くらにて唯日々写物など仕候而乗船を相待申事ニ御

座候、何れ露晴ニ罷登り可申候間、其比能風も御座
 候(ハ、カ)□三日中ニハ山川着仕可申御待居可被下候、其

時分ハ余程海上も平和之由御座候間、御安心思召可
 被下候、おたね其外子とも皆元氣之筈と存申候、帰
 着も僅百日計間御座候へハ、何歟と申内月も日も立
 可申、誠ニ一生概之嬉さ此事ニ相衆申候、近々御直
 ニ是迄之御積話可奉申上略筆仕候、御一左右迄千万
 歳めてたしく、恐惶謹言、

名越左源太

二月廿二日

進上
 父上様

(包紙上書)
 名越右膳様

名越左源太

(平カ)
 □易

発

(赴カ)
 從大島小宿村

猶々母上様其外家内中へも乍懼よろしく御伝言可
 頼上候、

一筆啓上仕候、追々暖氣罷成

御両親様益御機嫌能被遊御座、其外家中無事恐悅御儀奉存上候、私二も大元氣毎日何歟と仕廻方仕相

樂居申候、先便飛船より兩度早船より同案式通書状差上置申候、追々相届為申筈と奉存上候、中山氏扨

と弥同船之筋相決シ申候、五月末六月初二者山川着と存居申候、嘉美行・宍太郎も召列之賦、皆々相厲

相樂居申候、何歟都合二も相掛事御座候間、詰役交代の方を相待申事ニ御座候、五月末と申候而も最早

七拾日計之日数相成不遠帰着仕、積る御嘶共可申上候、折角御待居可被下候、利兵衛も罷登候二付、伺

御機嫌且御左右等申上候迄如斯ニ御座候、恐惶謹言、
名越左源太

三月十日

進上
父上様

〔包紙上書〕
名越右膳様

名越左源太

無事

尚々式□へハ中山氏より相頼□申候間、今日ハ相

頼不申候、

母上様其外皆々へも乍憚よろしく御伝へ被下度奉願上候、

一筆啓上仕候、追々春暖相迎倍御機嫌能恐悅御儀奉存上□先何ハ扨年内ハ私御赦免被仰付□限難有次第、

父上様奉初上皆々様別而御悦被下候筈と奉存上候、祝杯賑々敷為有之筈琉球下り鯉船飛船便より之御状

より右之一条初而奉承知、驚人難有奉存上候、然処八月比琉球方より取仕立之飛船当島へ汐掛り有之、

右之船二則中山氏へ相頼書状差上候得共、其船ハ未出帆無御座、当島へ罷居申候次第二而、其後始終書

状等も差上不申、定而御待遠く被成御座筈と日々相考申事候へ共、時ならぬ便□終ニ無之場所柄二而心

ならぬ事ニ御座候、然処先日西古見と申所へ又々琉球より鯉船飛船有之、汐繫り二而中山氏方江書状相

頼申候得共、無程出帆之由先日より伊膳殿江暇乞こ

とくニ參、彼所ニ而必書状間ニ合候哉と存罷帰、津名久村岩切清五郎殿所江參申候得ハ、直ニ津名久村

へ右之鯉船走帰、汐繫り仕居申候間為念又々書状相頼申候、私二も于今至極之元氣無病乍憚御安心可被